

三条市立地適正化計画（案）

令和8年3月改定

三条市

目次

序章 立地適正化計画の目的	1
1 策定の背景と目的	
2 立地適正化計画の概要	
3 立地適正化計画の位置付け	
4 計画対象区域	
5 計画期間	
第1章 現況把握及び将来の見通し	5
1 現状及び将来の見通し	
（1）人口・世帯数	
（2）産業	
（3）土地利用	
（4）建物	
（5）都市施設	
（6）公共交通	
（7）災害・防災	
（8）財政状況	
2 今後の都市づくりに向けた課題	
第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針	39
1 将来都市像	
2 まちづくりの方針	
3 目指すべき都市の骨格構造	
4 居住誘導及び都市機能誘導の方針	
第3章 誘導区域及び誘導施設	44
1 居住誘導区域の設定	
（1）居住誘導区域の設定方針	
（2）居住誘導区域の設定	
2 都市機能誘導区域の設定	
（1）都市機能誘導区域の設定方針	
（2）都市機能誘導区域の設定	
3 都市機能誘導施設	
（1）誘導施設の設定方針	
（2）誘導施設の設定	
（3）誘導施設への位置付け	

第4章 誘導施策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

- 1 誘導施策の設定
- 2 届出制度について
 - (1) 居住誘導区域
 - (2) 都市機能誘導区域

第5章 防災指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

- 1 防災指針とは
 - (1) 目的
 - (2) 防災指針策定の流れ
 - (3) 災害リスク分析の手順
- 2 災害リスク分析と課題の抽出
 - (1) 災害リスクに係る基本的事項
 - (2) 三条市内のハザード情報の整理（マクロ分析）
 - (3) 居住誘導区域内におけるリスク分析（ミクロ分析）
 - (4) リスク分析による課題の抽出
- 3 防災まちづくりの将来像と取組方針の検討
 - (1) 防災まちづくりの将来像
 - (2) 課題を踏まえた取組方針
- 4 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討
 - (1) 取組方針に基づく具体的な取組及びスケジュール
 - (2) 防災指針の目標値の設定

第6章 計画推進方策の検討及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

- 1 計画の推進方策の検討
- 2 目標値の設定

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

- 1 都市構造の評価指標からみた三条市の状況
- 2 災害リスク分析

序章 立地適正化計画の目的

1 策定の背景と目的

全国的な人口減少・少子高齢化の進行に伴い、地域の活力低下や自治体の財政の縮小などが問題となっている中で、本市においても人口減少に伴う歳入の減少、高齢化社会による社会福祉費の増大、公共施設の老朽化による維持管理更新費の増大など、より一層厳しい状況になることが推測されており、人口減少・少子高齢化社会に対応したまちづくりを進めることが急務となっています。

人口減少社会の中で今ある「まち」が暮らしやすいまちであるために、インフラ、公共施設、公共交通、そして土地利用に対して、少ない財源の中でも持続可能な都市として発展できるよう、総合的な都市整備と再構築を進めていく必要があります。

このような背景に基づき、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現に向けた行政と住民や民間事業者等が一体となって、持続可能なコンパクトなまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法が改正されました（平成 26 年 8 月施行、以下「法」という）。

立地適正化計画は、法の一部改正により市町村が策定できることになった計画です（法 81 条第 1 項）。

本市においては、大学進学等に伴う顕著な若年層の人口流出とその後の人口復元力の弱さがあり、こうした流れを転換し、人口動態の改善へ繋げる必要があります。また商業施設の郊外化による空家・空店舗問題が顕在化し、中心市街地の魅力が低下することにより、人口減少傾向に拍車がかかる恐れがあることから、これらの問題に対応するまちづくりが必要になります。

このような背景から、今日の社会経済情勢等を踏まえながらそれぞれの地域の地の利を活かした都市機能の再構築を図り、既成市街地の人口密度を保つため、持続可能な都市経営の実現、中心市街地の魅力向上、次世代とともに安心して住み続けることのできる環境の創出を目的として都市計画区域におけるまちづくりのマスタープランの一部として平成 29 年 3 月に「三条市立地適正化計画」を策定しました。

その後、令和 2 年 6 月に頻発する自然災害をはじめとした都市課題に対応し、安全で魅力的なまちづくりを推進するため、都市再生特別措置法が改正されました。この中で、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりの推進や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出等の方針が盛り込まれました。

本市においても、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを進めるため、災害リスクを回避・低減するための総合的な対策を盛り込んだ「防災指針」を策定するとともに、5 年ごとの中間評価や近年の社会情勢を踏まえた施策・事業の見直しを行うため、立地適正化計画を改定しました。

2 立地適正化計画の概要

人口急減や超高齢化等の様々な課題に直面している中、都市機能を拠点エリアへ集約し、その周辺へ居住を誘導するとともに、公共交通等により拠点へのアクセスを確保する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を図るため、立地適正化計画制度が創設されました。立地適正化計画では、一定の人口密度を維持するため、生活サービス機能の適切な立地と公共交通網との連携を図るための方針や区域（誘導区域）、立地の誘導を図るために講じる施策等を設定します。

【計画に記載すべき主な事項（都市再生特別措置法第81条第2項）】

●立地適正化計画の「区域」

→都市計画区域内で設定し、基本的には都市計画区域全体を対象とします。

●住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する「基本的な方針」

→都市の現状・課題を整理し、中長期的に都市の生活を支えることが可能となるようなまちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定します。

●「居住誘導区域」（市町村が講じる施策を含む）

→人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、都市機能やコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を設定します。

●「都市機能誘導区域」及び「誘導施設」（市町村が講じる施策を含む）

→医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの（都市機能増進施設）の立地を誘導すべき区域を設定します。また、原則としてこの都市機能誘導区域は居住誘導区域内において設定します。

→この都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設）を定めます。

●誘導施設の立地を図るために必要な事業等

→設定した誘導区域へ居住や都市機能の誘導を図るため、必要な事業等を記載します。

●防災指針

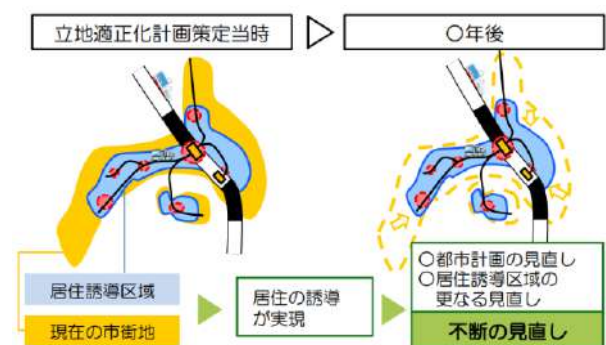
→災害リスクを踏まえた課題を抽出し、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置付けます。

●施策や事業、取組の推進に関連して必要な事項

→都市再生特別措置法に基づく居住や都市機能の誘導、良好な都市環境を創出するための各種制度について、必要に応じてその導入を検討し、立地適正化計画に位置付けます。

●その他立地の適正化を図るために必要な事項

→その他、任意の事項として、各種施策や取組を必要に応じて立地適正化計画に位置付けます。



(資料) 国土交通省「立地適正化計画パンフレット」

3 立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、「三条市総合計画」、新潟県の策定する「三条都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するとともに「三条市都市計画マスタープラン」とも整合し、関連する諸計画との整合性、連携が図られるよう配慮されたものでなければなりません（法第 81 条 17 項）。

また、法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、「三条市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます（法第 82 条）。

また、三条市と燕市が共同で作成した「燕三条圏域 広域立地適正化に関する基本方針」を踏まえ、実現に向けた具体的な施策を定めます。

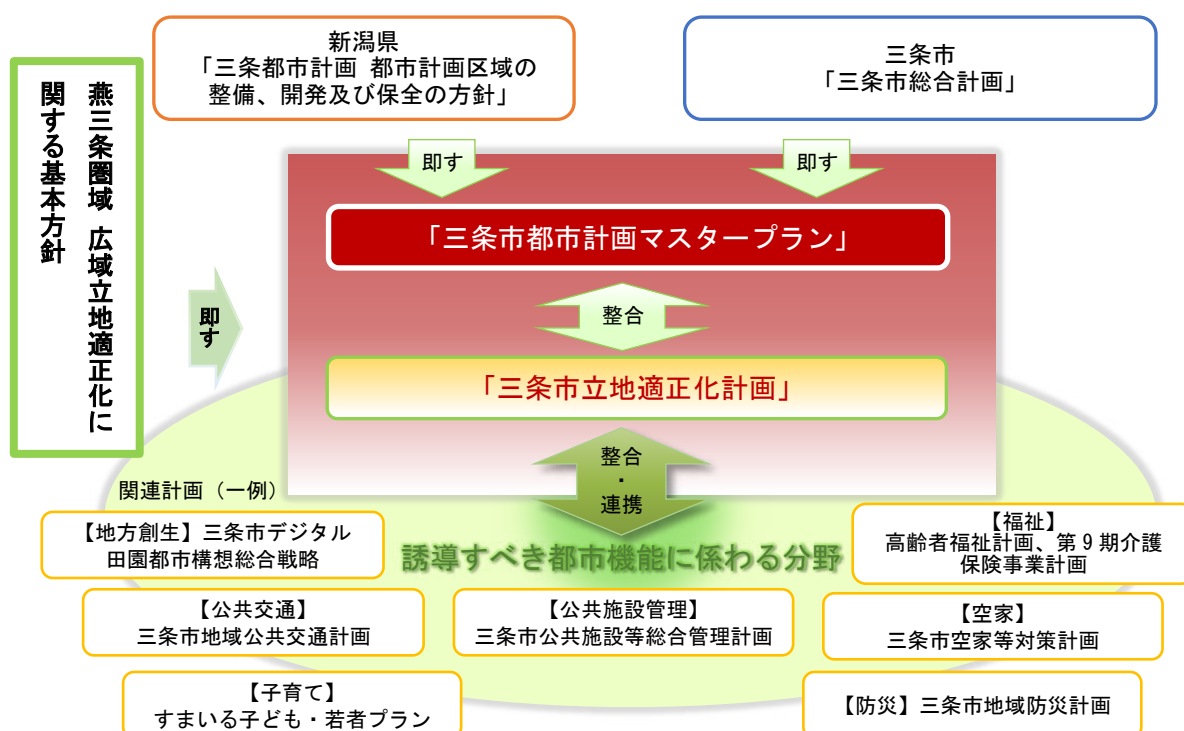


図 立地適正化計画の位置づけ

4 計画対象区域

国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることが基本となります。そのため、本市においては、国の方針に基づき都市計画区域である合併前の旧三条市地区及び旧栄町地区とします。



5 計画期間

立地適正化計画の検討にあたっては、将来像としておおむね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられますが、併せてその先の将来も考慮することが必要であるとされています（都市計画運用指針）。またおおむね 5 年ごとに施策の実施状況を調査、分析及び評価を行うよう努め、必要がある場合には計画を変更するものとされています（法第 84 条第 1 項）。さらに、その際には、持続可能な都市経営を実現するという観点から、将来人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係から精査することが望ましいとされています（都市計画運用指針）。

これらから、本計画の策定は、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して策定を行うこととします。

なお、本計画の当初策定は平成 29 年 3 月となりますが、各種都市機能の立地状況などの現況調査を平成 27 年度に行っています。このため、本計画における「現在」を平成 27 年、「20 年後」を令和 17 年と設定します。

計画期間 平成 28 年度～令和 17 年度

第1章 現況把握及び将来の見通し

1 現状及び将来の見通し

(1) 人口・世帯数

1) 総人口・世帯数の推移

全国的に人口減少社会へ移行しつつある中で、本市も例外ではなく、昭和60年をピークに、減少傾向で推移しています。平成27年には10万人を下回り、令和2年には94,642人となっています。

また、総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇しています。令和2年時点での市の高齢化率は33.3%であり、全国平均の28.6%（令和2年度国勢調査人口等基本集計結果）を上回っています。また、今後も少子化、長寿命化の傾向が続いた場合、高齢化率は更に上昇すると予測されています。

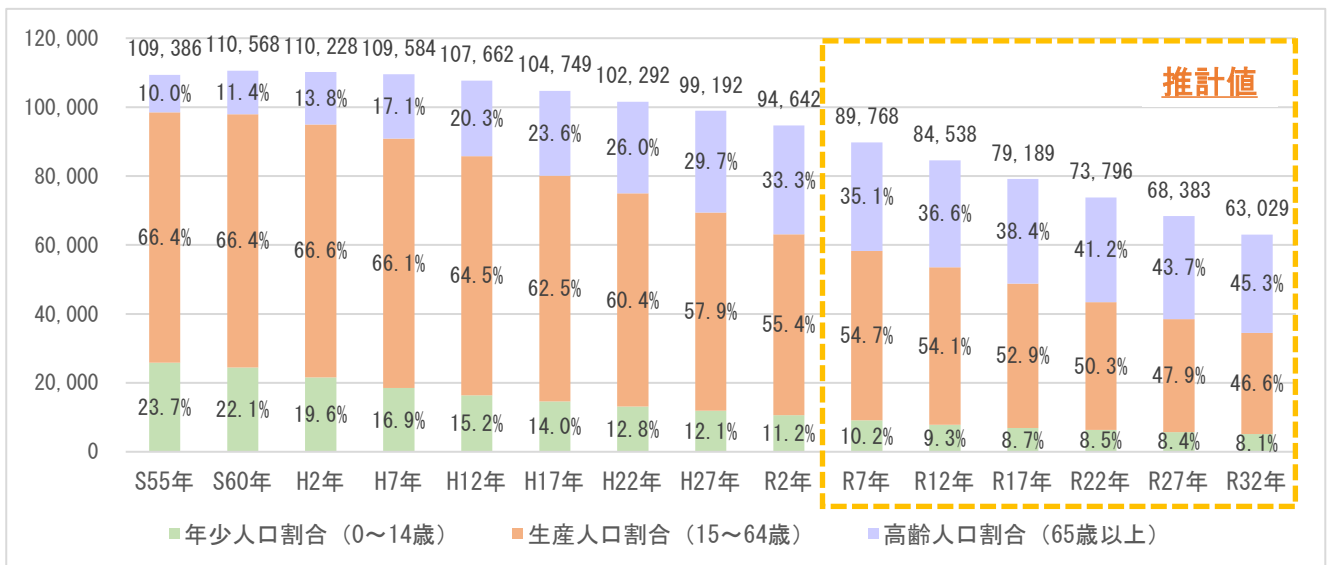


図 総人口の推移

出典：国勢調査（昭和60年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所（令和7年～）

一方、世帯数の推移を見ると、昭和55年から一貫して増加しています。世帯数の増加と人口減少に伴い、1世帯当たりの人口が減少しています。

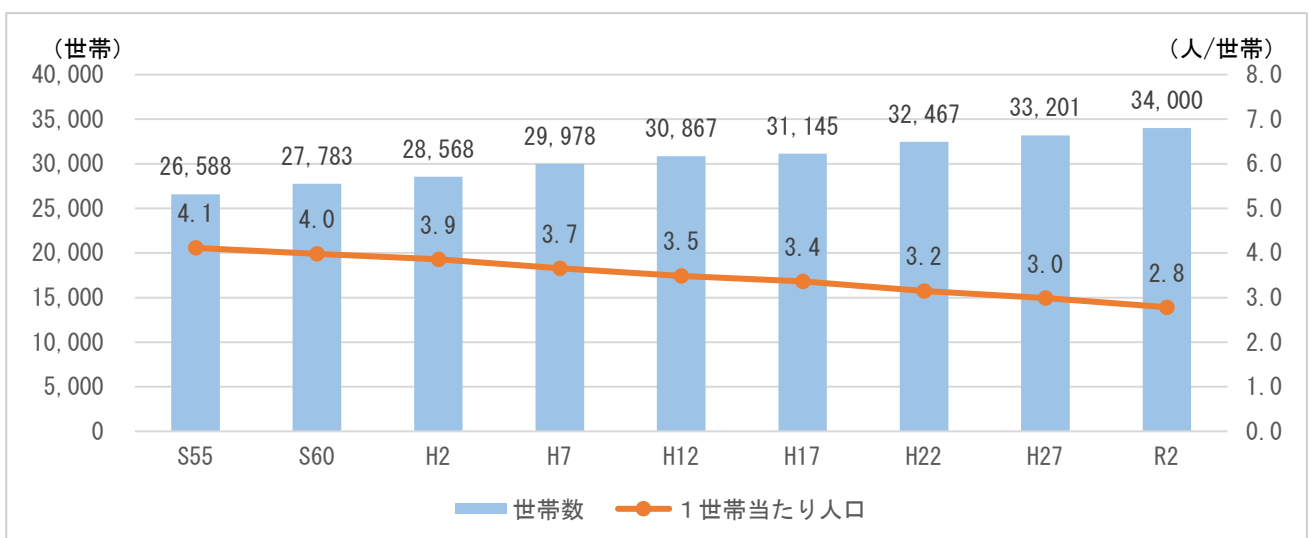


図 世帯数の推移

出典：国勢調査

2) 都市計画区域

都市計画区域内での人口については、総人口の減少に伴い減少傾向にあります。

令和2年では、総人口の約9割が都市計画区域内に居住しており、都市計画区域面積が現在の面積まで増加した平成17年と比較しても、都市計画区域内人口比率は若干上昇しています。

また、将来推計では今後も都市計画区域内人口は総人口の減少に伴い減少し、都市計画区域内人口比率も上昇が続くと予測されています。

表 都市計画区域人口の推移と将来推計

	総人口 (人)			都市計画区域内人口率	都市計画区域面積 (ha)
	行政区域	都市計画区域	都市計画区域外		
昭和55年(1980)	109,386	86,012	23,417	79%	7,801
昭和60年(1985)	110,568	87,085	23,483	79%	
平成2年(1990)	110,228	86,570	23,658	79%	
平成7年(1995)	109,584	86,407	23,177	79%	
平成12年(2000)	107,662	85,112	22,550	79%	
平成17年(2005)	104,749	93,589	11,160	89%	12,101
平成22年(2010)	102,292	92,024	10,268	90%	
平成27年(2015)	99,192	89,728	9,464	90%	
令和2年(2020)	94,642	86,137	8,505	91%	
令和7年(2025)	89,768	82,060	7,708	91%	-
令和12年(2030)	84,538	77,710	6,828	92%	
令和17年(2035)	79,189	73,145	6,044	92%	
令和22年(2040)	73,796	68,536	5,260	93%	
令和27年(2045)	68,383	63,864	4,519	93%	
令和32年(2050)	63,029	59,172	3,857	94%	

※都市計画区域内人口は、現況(S55～R2)と将来推計(R7～R32)で算出方法が異なるため参考値とする

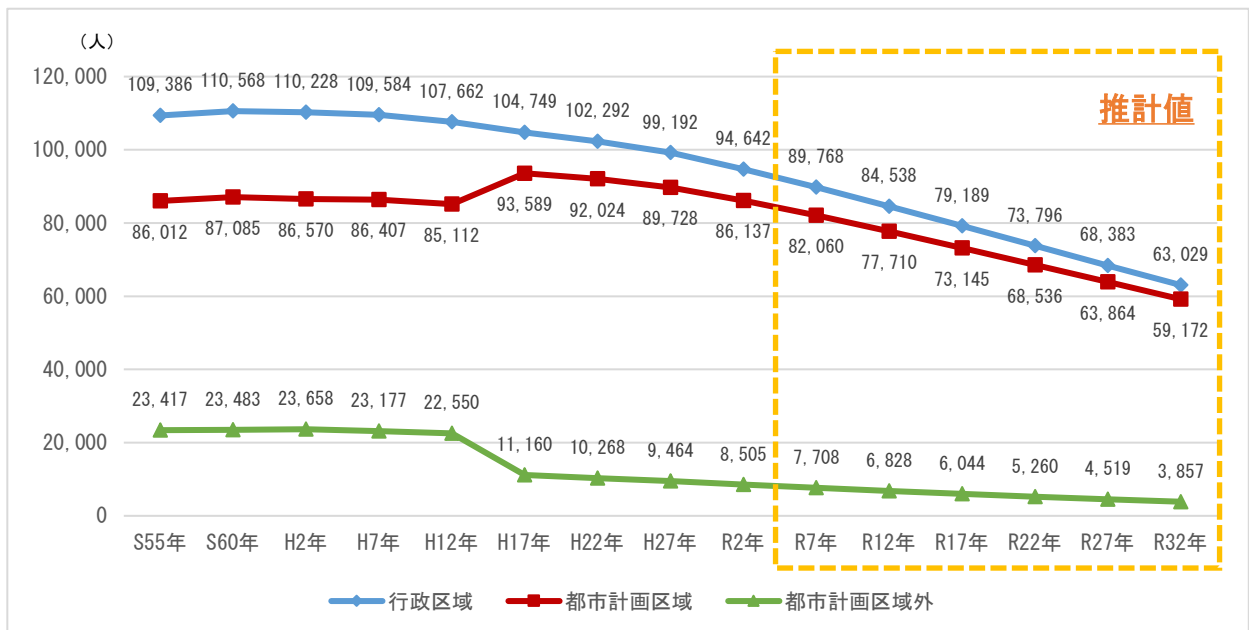


図 都市計画区域人口の推移と将来推計

出典：令和4年都市計画基礎調査、国勢調査（昭和55年～令和2年）、（令和7年～令和32年）

3) 人口動態（自然増減・社会増減）

ア 自然増減

本市人口の自然動態は、令和2年で出生 563 人、死亡 1,283 人で差引き 720 人の自然減少となり、減少傾向が続いています。また減少幅は拡大し続けており、過去最大となっています。

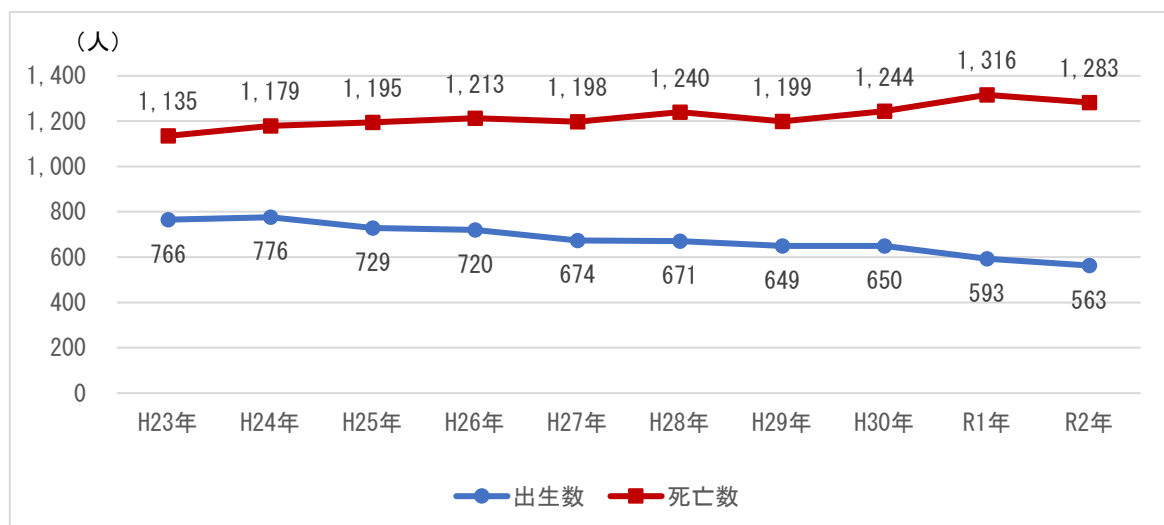


図 人口の自然増減推移

出典：新潟県人口移動調査

イ 社会増減

本市人口の社会動態は、令和2年で、転出 2,209 人、転入 1,630 人で差引き 579 人の転出超過となっています。過去 10 年間で連続して転出超過が続いています。

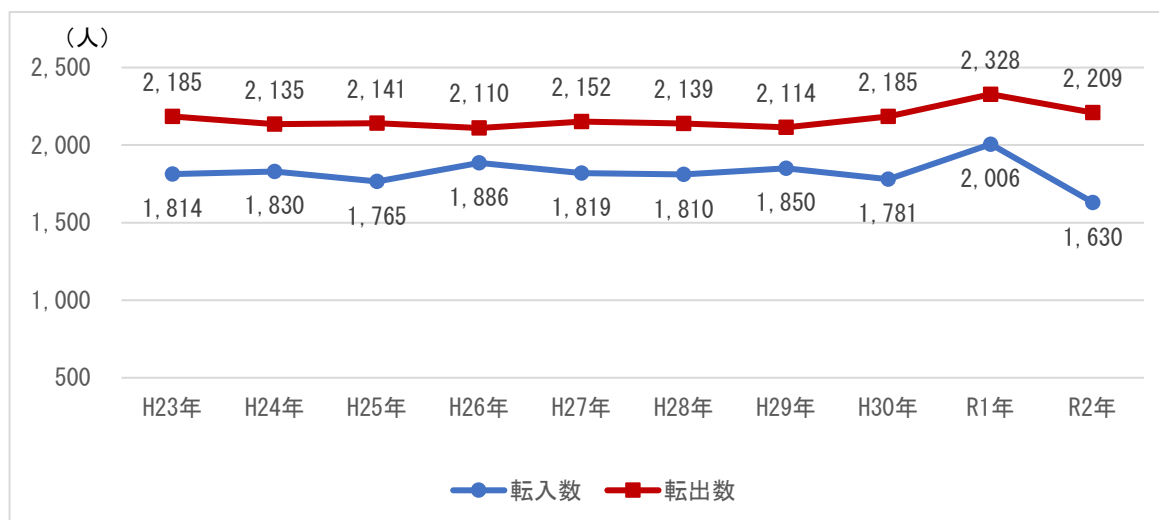


図 人口の社会増減推移

出典：新潟県人口移動調査

4) DID 人口、面積の変遷

昭和 45 年と比較して、令和 2 年の DID 面積は 2.4 倍になっており、裏館地区や大崎地区、月岡地区等の周辺に大きく拡大しています。一方で、人口は大きな変動が無く、DID の人口密度は低下傾向にあり、低密度化が進んでいると言えます。

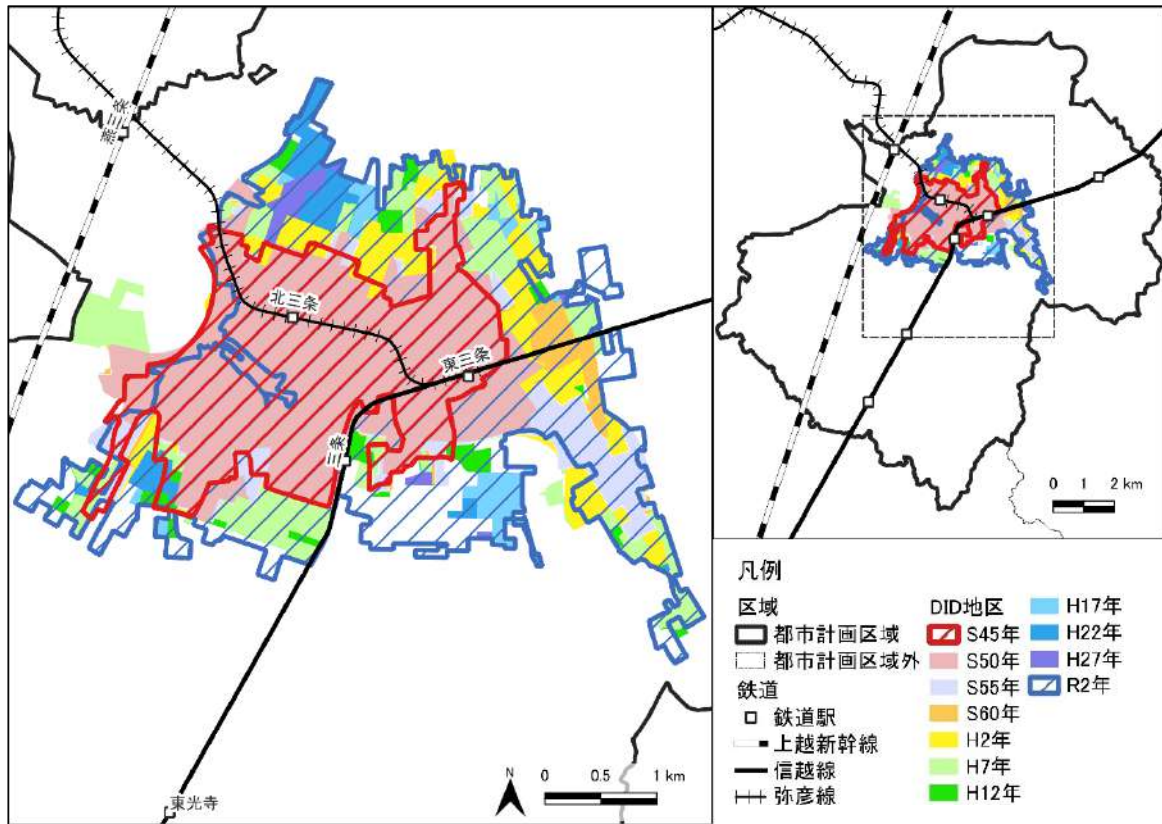
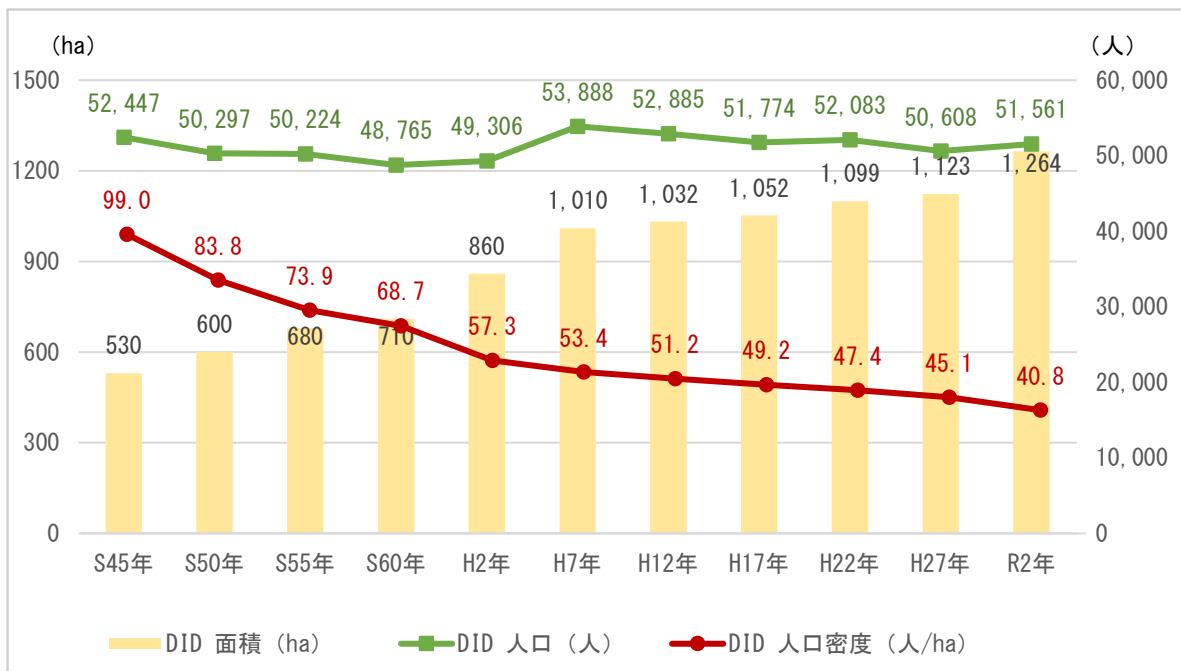


図 DID の変遷 (昭和 45 年～令和 2 年)

出典：国勢調査



※平成 12 年までの値は、旧三条市、旧栄町、旧下田村を合算した数値

図 DID の面積と人口推移

出典：国勢調査

5) 国勢調査小地域別人口

ア 人口増減 (100mメッシュ図)

<現況>

令和2年の人口メッシュを見ると、用途地域内では、100mメッシュ内におおよそ50人～100人のメッシュが多く分布しており、用途地域の外では、100mメッシュ内におおよそ10人～50人のメッシュが分布しています。特に東三条駅・北三条駅周辺や本成寺周辺地区、興野地区等に人口の多いメッシュが集中しています。新幹線燕三条駅周辺地区は、人口メッシュが多くないことが分かります。

一方で、平成27～令和2年の人口増減では、全体的に減少にある中、特に北三条駅や東三条駅周辺の中心市街地の人口が大きく減少していることがわかります。一方で須頃地区周辺や三条駅から月岡地区にかけて、また裏館地区から興野地区にかけて、緩やかですが人口が増加していることが分かります。

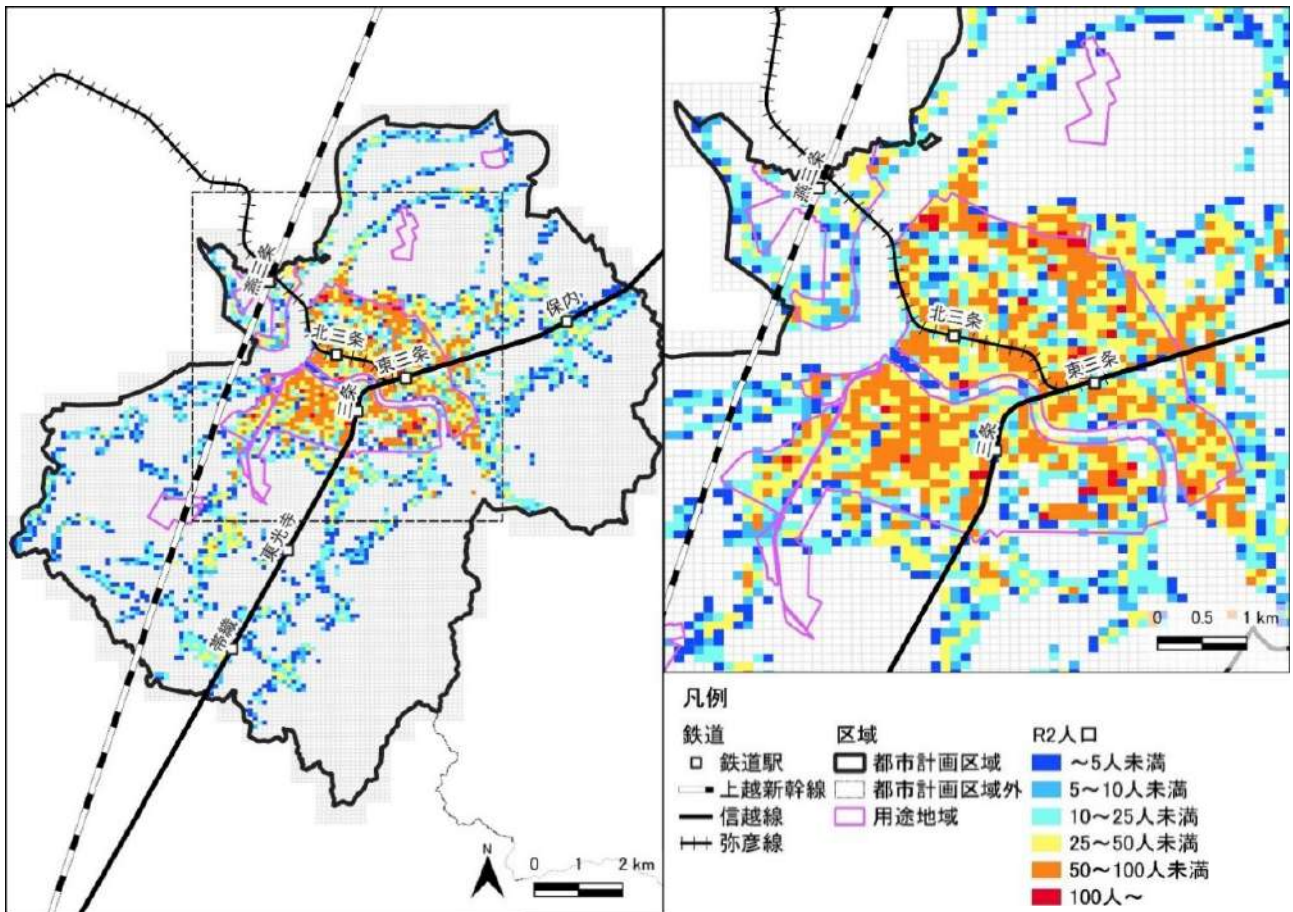


図 令和2年 人口分布

出典：令和2年国勢調査

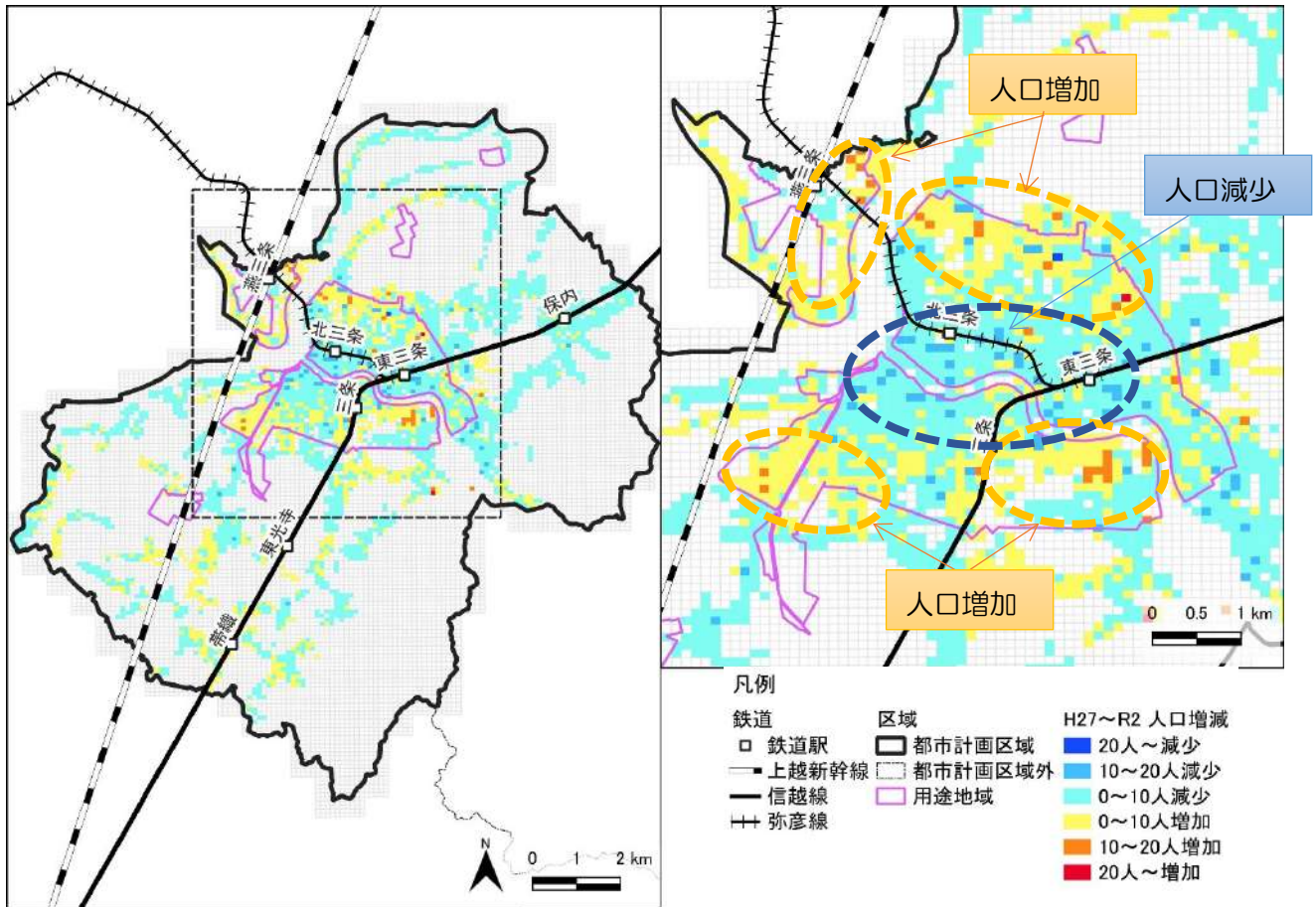
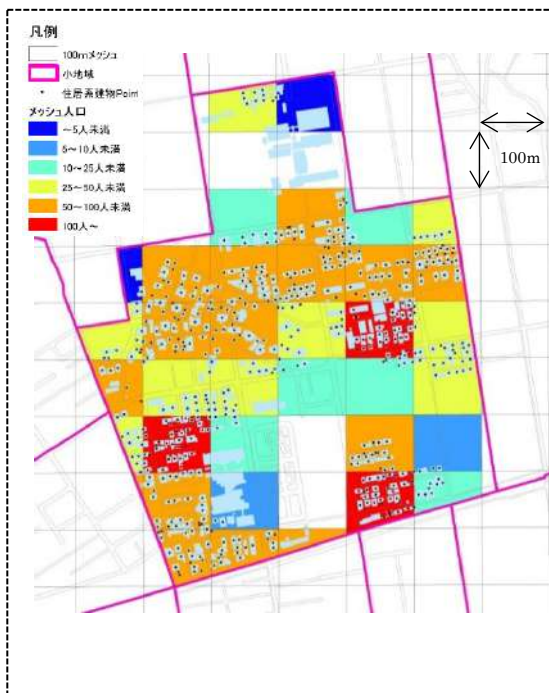


図 平成 27～令和 2 年 人口増減

出典：平成 27 年、令和 2 年国勢調査



人口メッシュとは、国勢調査の小地域を同じ大きさのメッシュ（ここでは約 100m 四方の区域）に区切って、表現したものです。小地域のデータと作成したメッシュ形状とを地理情報システム (GIS) を利用して、小地域内の人口を各メッシュに配分します。配分する方法はいくつかありますが、今回は「住宅建物配分」として、それぞれのメッシュに含まれる住宅戸数をウエイトとして、小地域内人口を配分する方法を採用しています。

単純な計算例)

小地域に居住する人口が 1000 人、住居系建物棟数が 540 棟、このメッシュに存在する住居系建物棟数が 57 棟の場合、

$$57/540 = 10.55\% \quad \text{配分人口} : 1000 \times 10.55\% = 105.5 \text{ 人}$$

このようにして現況部分（平成 27 年～令和 2 年）のすべてのメッシュで、配分計算を行っています。メッシュごとの人口が配分されると、メッシュごとの人口密度も計算することができます。

<将来推計>

将来的な地区ごとの人口の推計（令和17年）では、旧市街地を中心に人口が減少する地域が点在しており、用途地域の中心部、用途地域外でより大きく人口が減る予測となっています。

現況では特に現在宅地化が進んでいる裏館地区、須頃地区、直江町地区等の用途地域縁辺部や三条駅東側で人口が増加しており、将来においても、全体の人口が減る予測の中で、それらの地区やその周辺において、人口が増加する予測となっています。

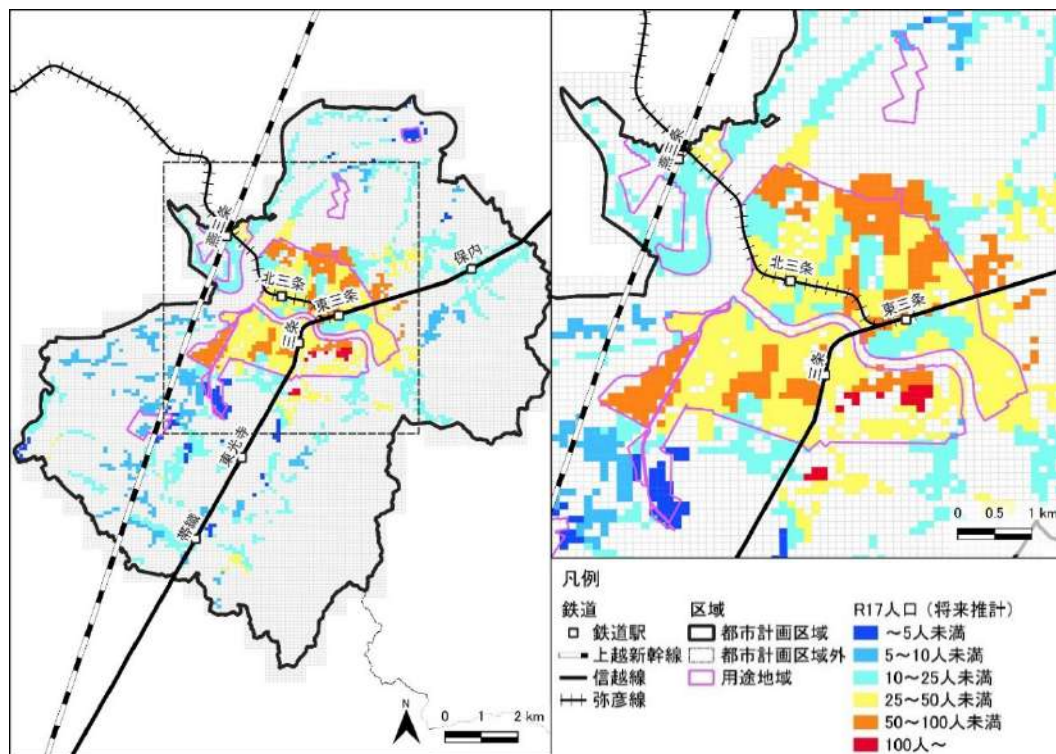


図 令和17年人口分布

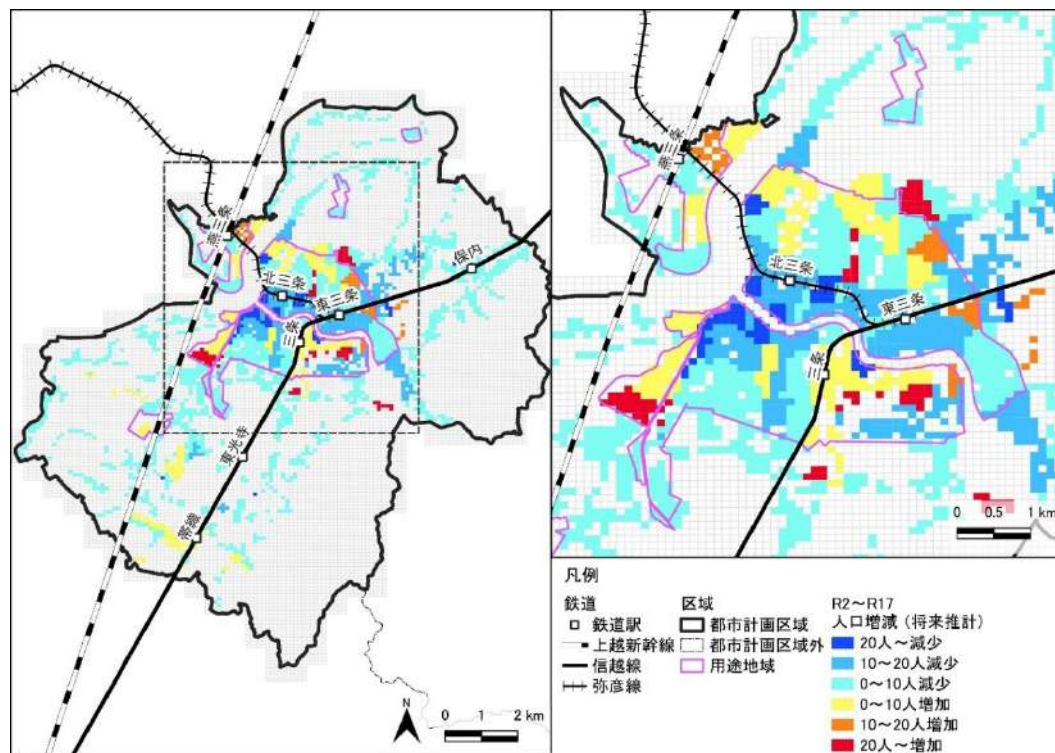


図 令和2年~令和17年 人口増減

出典：国土技術政策総合研究所（将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版））

イ 高齢化率の推移 (100mメッシュ図)

<現況>

令和2年の人口メッシュを見ると、用途地域内では、北三条駅から三条駅にかけての地域を中心に高齢化率が高くなっており、旧市街地においては全体的に高齢化が進んでいると言えます。

平成27～令和2年の高齢化率の推移では、用途地域内に高齢化率が5%以上上昇した箇所が全体的にみられ、今後用途地域内では更なる高齢化が進む可能性があります。

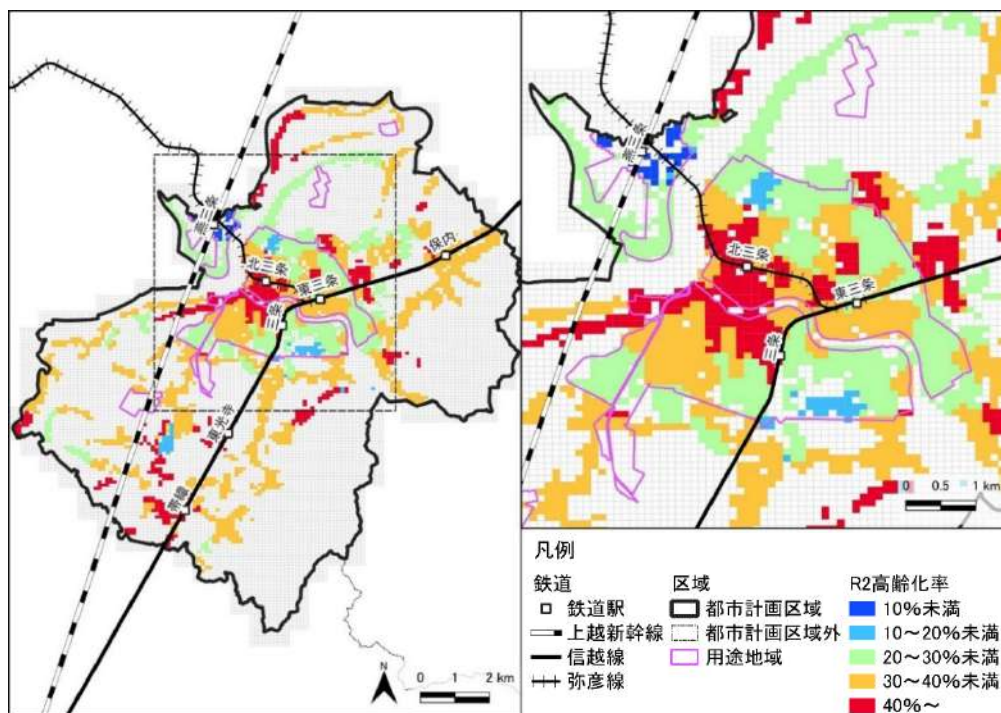


図 令和2年 高齢化率

出典：令和2年国勢調査

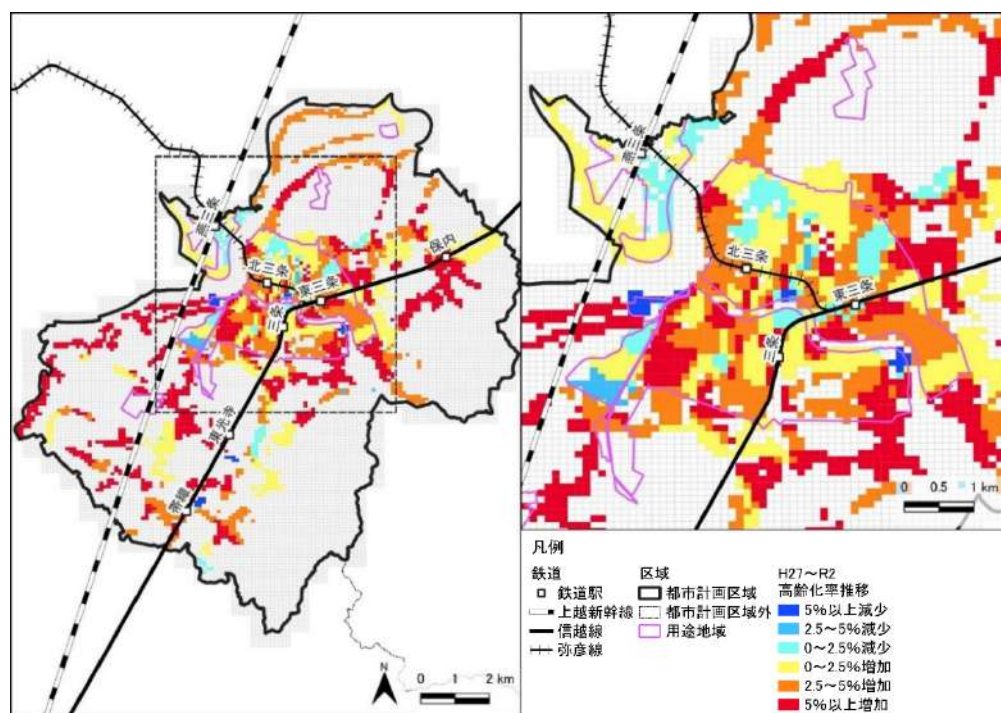


図 平成27～令和2年 高齢化率の推移

出典：平成27年、令和2年国勢調査

<将来推計>

将来的な地区ごとの高齢者人口の推計（令和17年）では、旧市街地を中心に高齢化率が極めて高くなる予測となっており、用途地域内の広範囲が5%以上増加する予測となっています。一方、比較的若い世代が居住している裏館地区、須頃地区、直江町地区や三条駅東側等においては、高齢化率が30%以下と高齢者の占める割合が抑えられており、高齢化率の増加幅も少ない予測となっています。

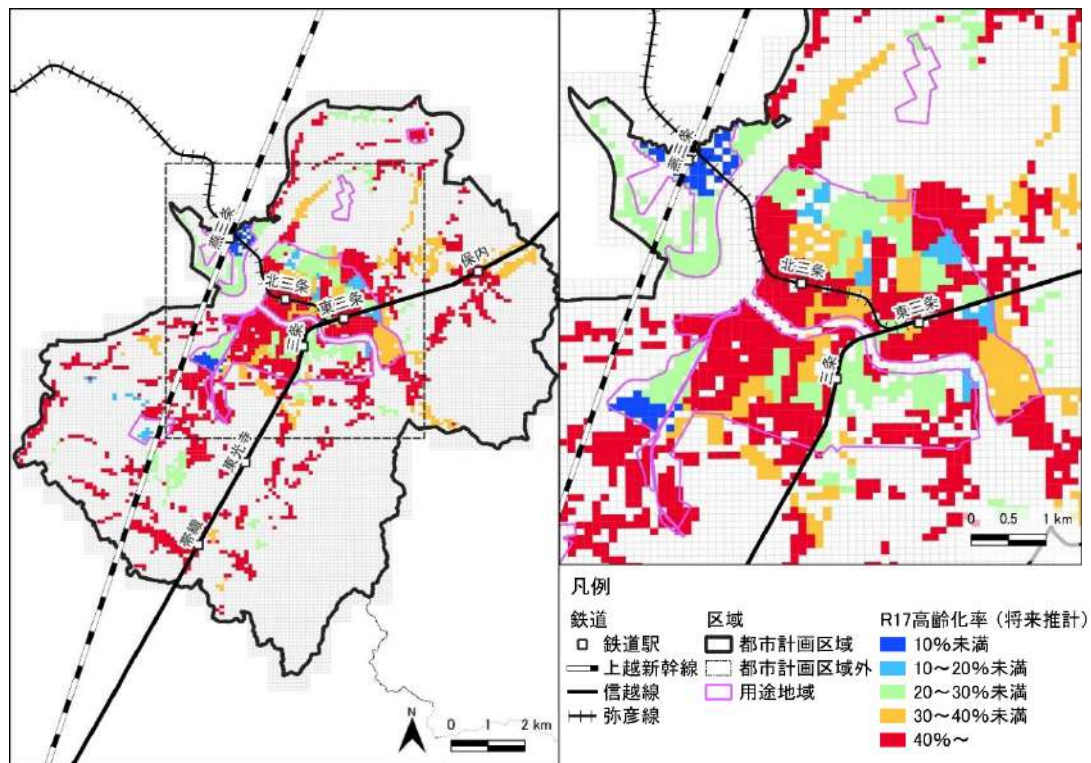


図 令和17年高齢化率

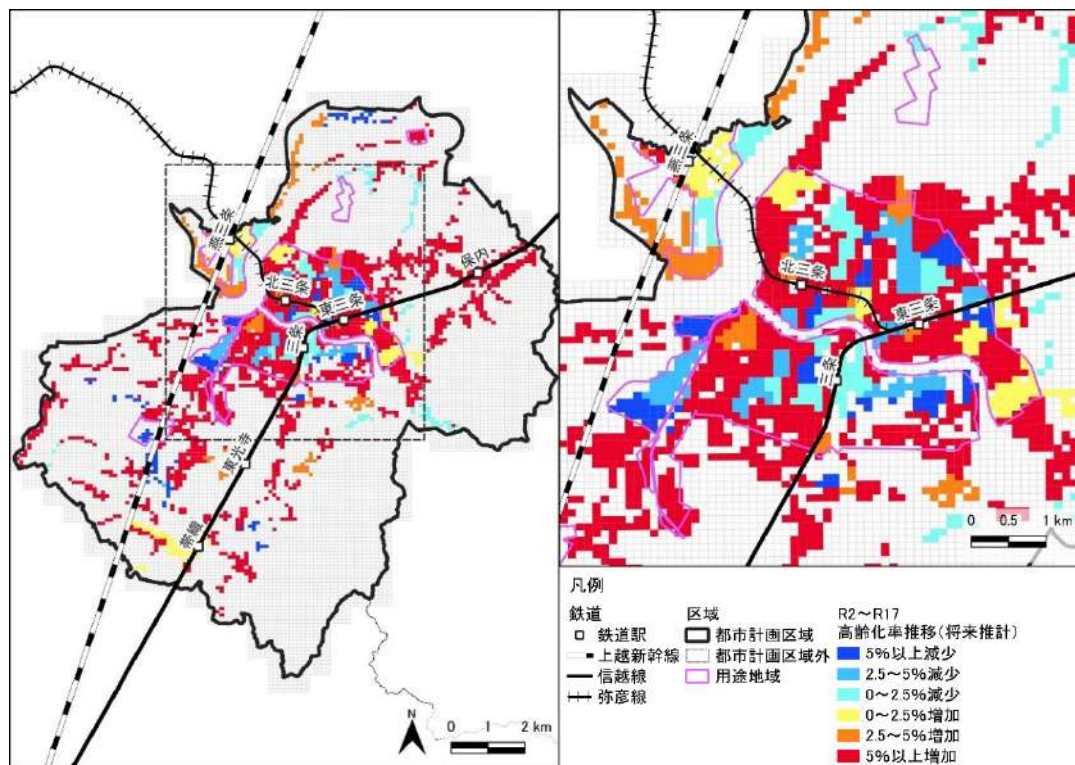


図 令和2年～令和17年 高齢化率の推移

出典：国土技術政策総合研究所（将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版））

ウ 年少率の推移 (100mメッシュ図)

<現況>

令和2年の15歳以下人口の全人口に対する割合(年少率)を見ると、用途地域内では、裏館地区等の新規住宅地で年少率が高いものの、北三条駅や三条駅周辺の中心市街地では10%未満のメッシュが広がっており、年少率が低いことが分かります。

平成27～令和2年の年少率の推移では、曲淵地区や直江町地区等の新興住宅地で増加しているものの、用途地域内の広い範囲で減少傾向にあります。

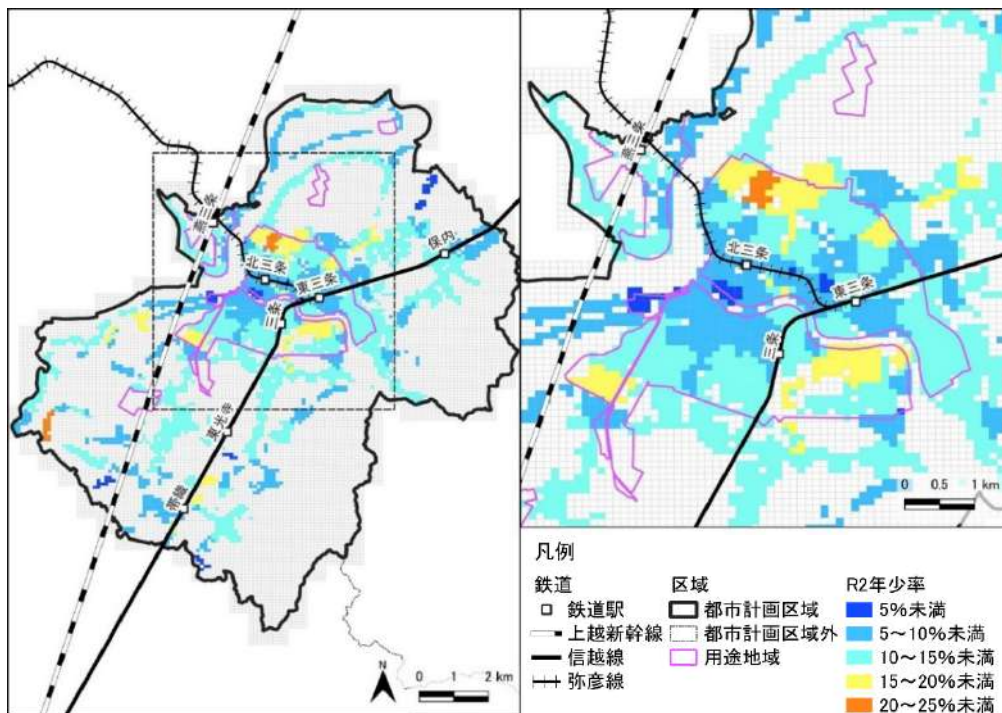


図 令和2年 15歳以下人口の全人口に対する割合(年少率)

出典：令和2年国勢調査

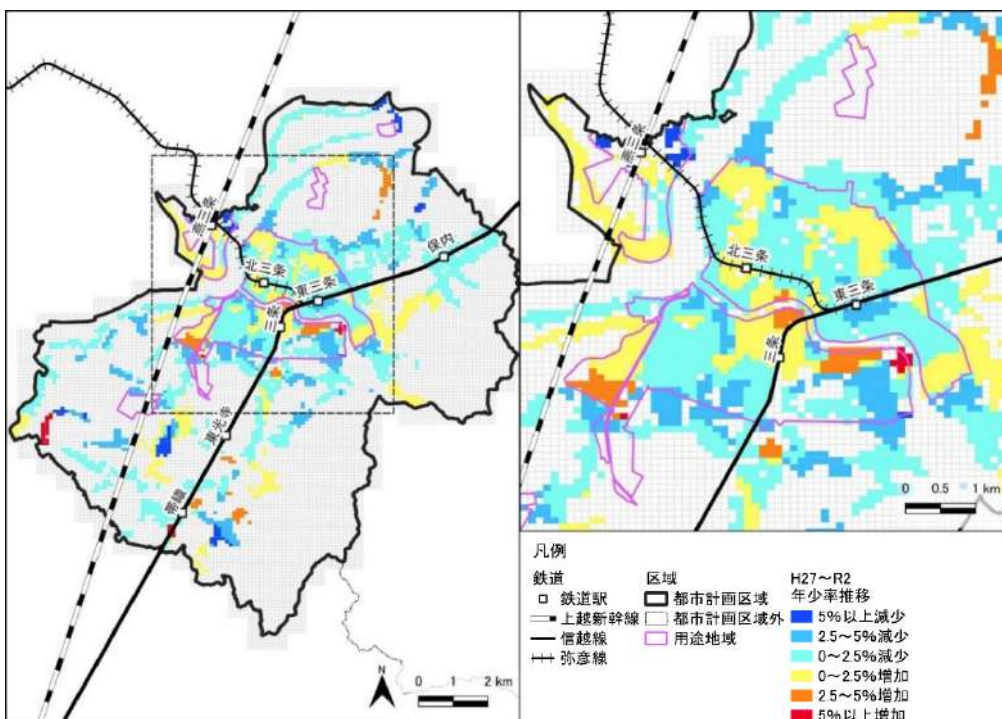


図 平成27～令和2年 年少率の推移

出典：平成27年、令和2年国勢調査

＜将来推計＞

将来的な地区ごとの年少率の推計（令和17年）では、高齢化率と同様旧市街地を中心に年少率が極めて低くなる予測となっており、用途地域内の広範囲が減少する予測となっています。一方、近年宅地化が進んでいる裏館地区や直江町地区のほか、三条駅周辺や東三条駅周辺の一部で、年少率が増加する予測となっています。

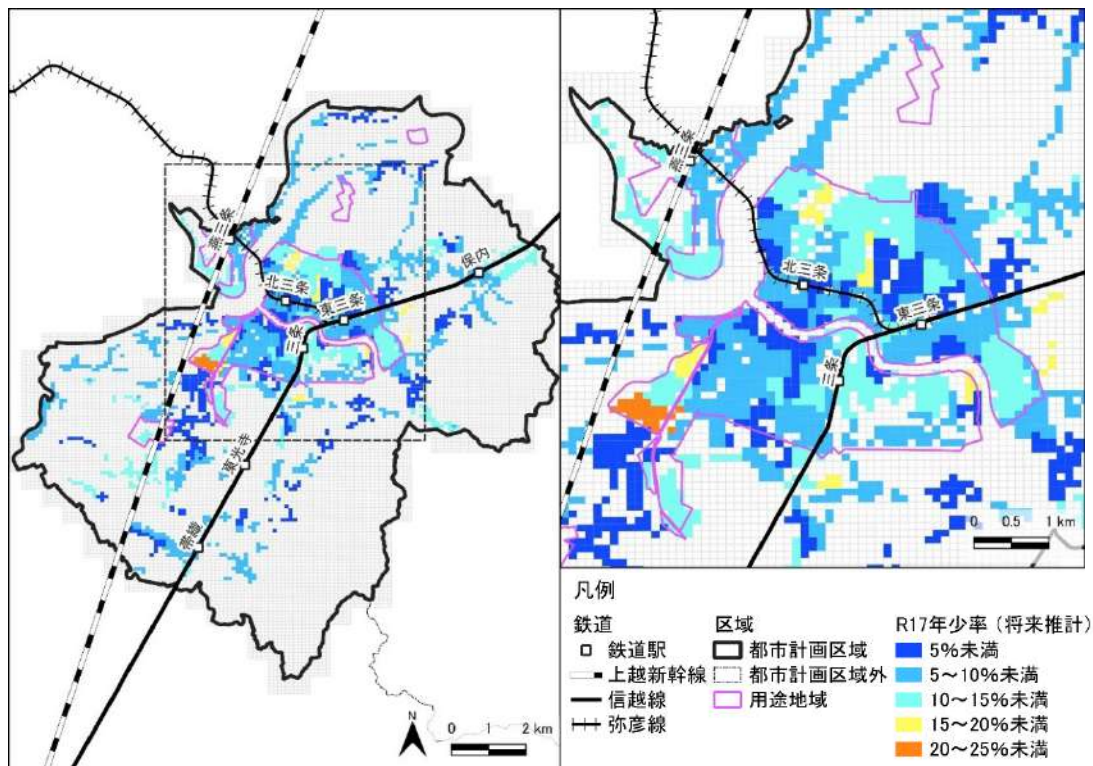


図 令和17年 15歳以下人口の全人口に対する割合（年少率）

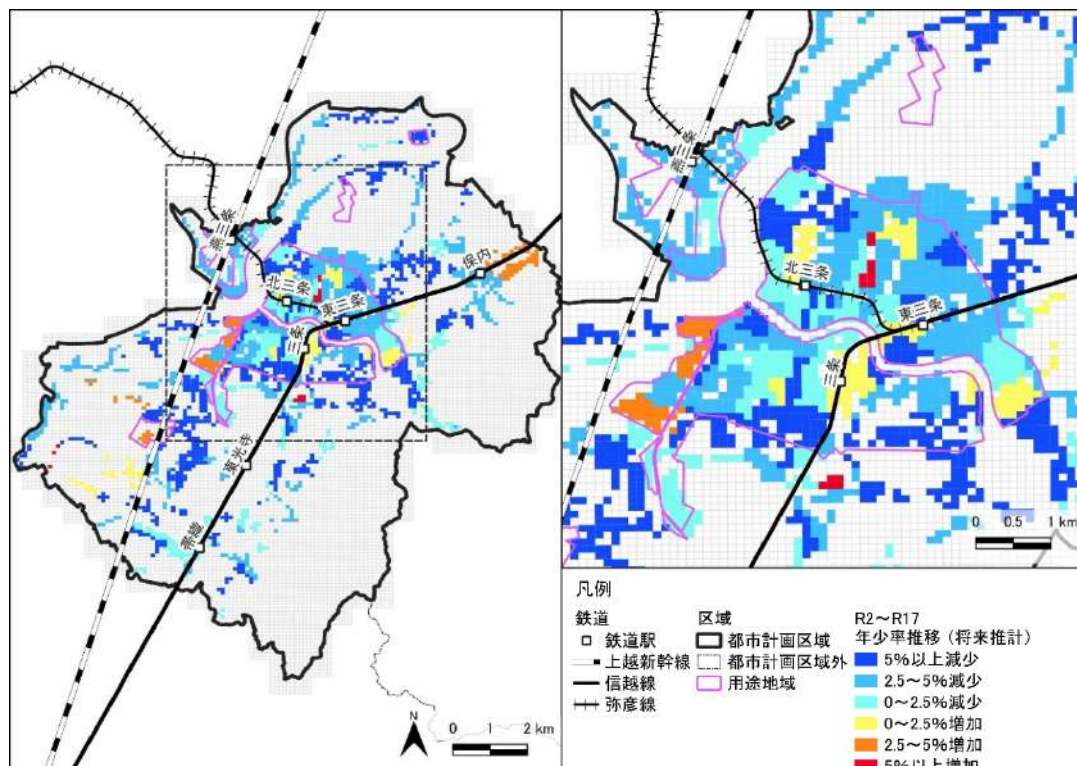


図 令和2年～令和17年 年少率の推移

出典：国土技術政策総合研究所（将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版））

エ 人口密度の推移 (100mメッシュ図)

<現況>

都市計画区域内における人口密度は、令和2年の人口密度メッシュを見ると、用途地域内では、おおよそ50人/ha～75人/haのメッシュが広く分布しており、100人/haのメッシュも見られます。一方、用途地域の外では、10人/ha～30人/haのメッシュが多く見られます。これは郊外部における農業用地や山林といった可住地以外の土地利用の影響もあります。

平成27～令和2年の人口増減では、人口密度の増加している地域と、減少している地域に分かれており、特に北三条駅周辺地域の人口密度が大きく減少し、裏館、直江町、三条駅東側、燕三条駅周辺地域で人口密度が増加していることが分かります。

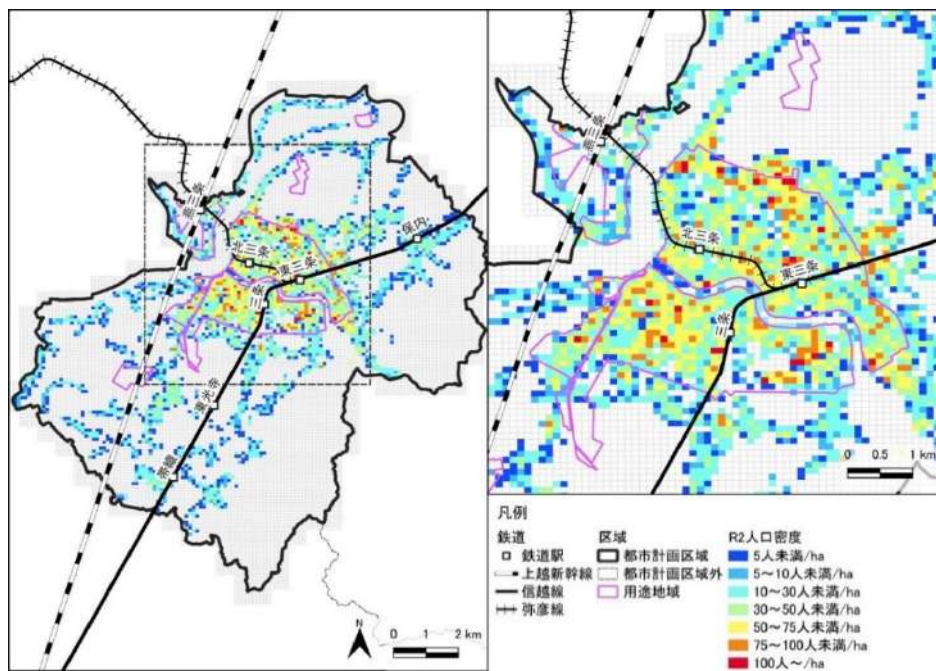


図 令和2年 人口密度

出典：令和2年国勢調査

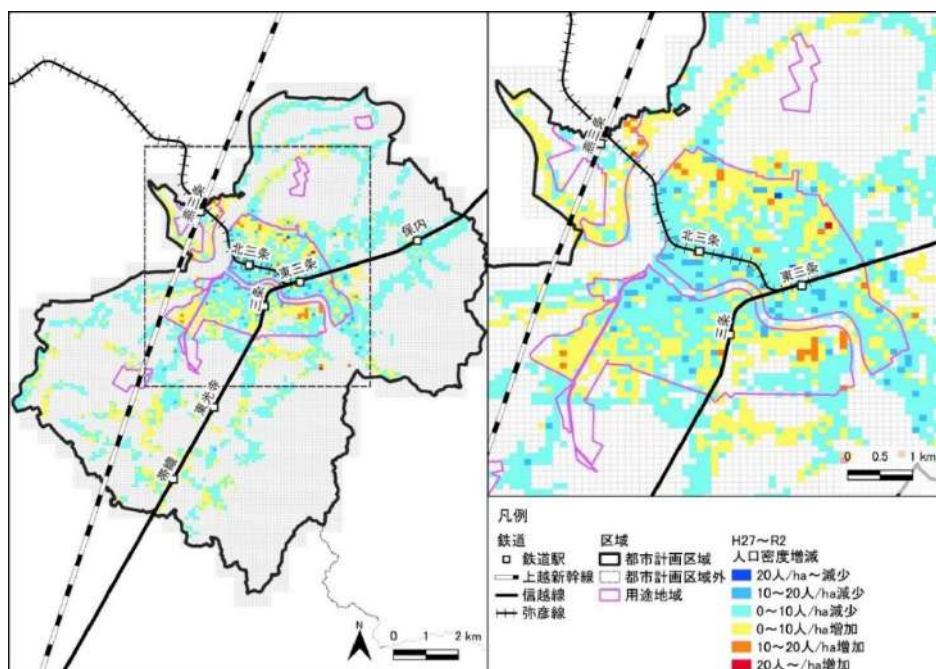


図 平成27～令和2年 人口密度増減

出典：平成27年、令和2年国勢調査

<将来推計>

将来的な地区ごとの人口密度の推計（令和17年）では、駅周辺等の中心部でも30人/haを下回るエリアが増える一方、直江町地区や裏館地区、新光町地区等の用途地域縁辺部や三条駅東側は50人/haを上回る予測となっています。令和2年からの増減を見ると、全体の人口が減る予測の中で、用途地域縁辺部や三条駅東側で人口密度が増加する予測となっています。

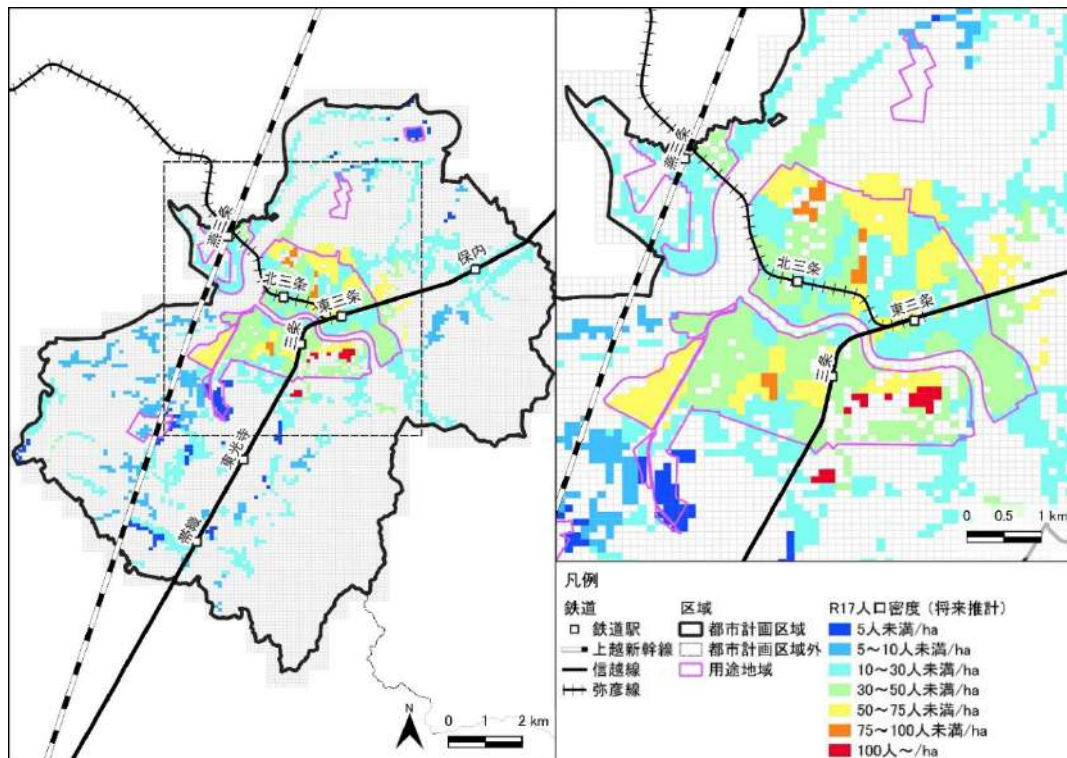


図 令和17年 人口密度の推移

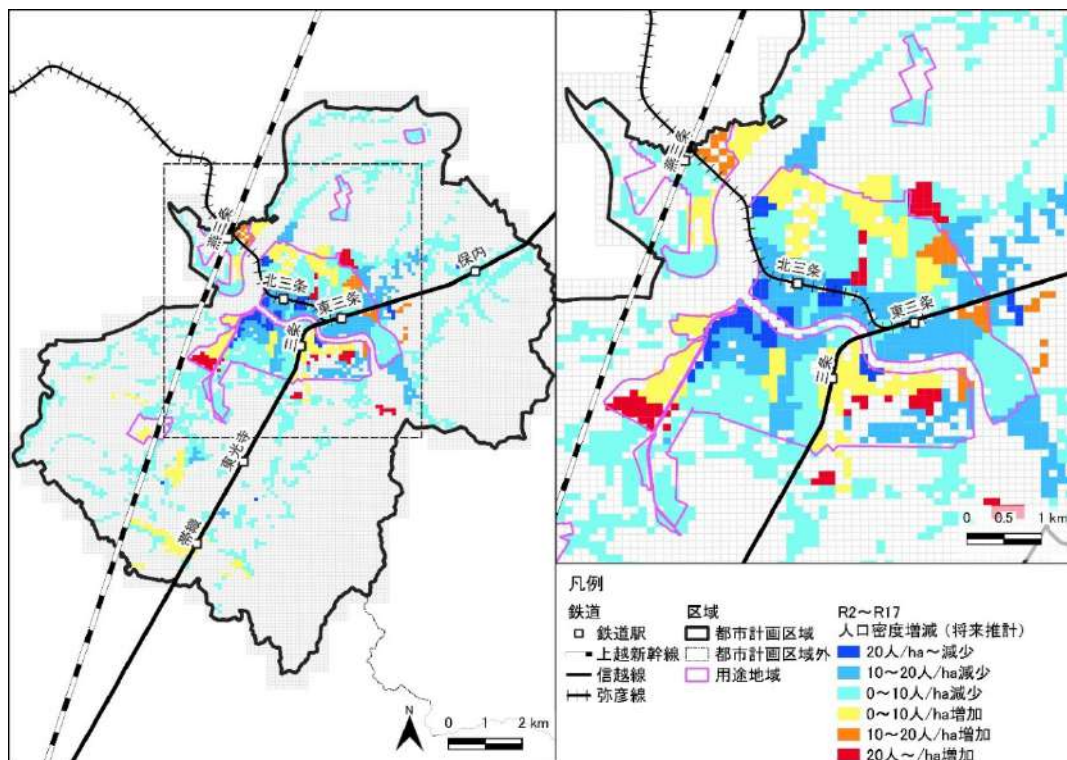


図 令和2年～令和17年 人口密度増減

出典：国土技術政策総合研究所（将来人口・世帯予測ツール V3（R2 国調対応版））

(2) 産業

本市は、全国的には「金物のまち三条」として知られ、信濃川と五十嵐川が合流する地域に古くから発達してきた「ものづくり」のまちとして、鍛冶技術をベースとした金属産業が集積し、多彩な加工技術を持った県央地域の中核的な都市として発展してきました。

また、信濃川の豊かな水と、越後平野の肥沃な大地の恵みを受けて、米どころ新潟を代表する稲作はもとより、果物、野菜農業も盛んです。

1) 産業大分類別就業者数の推移

市内の就業者数は平成7年をピークに減少を続けています。令和2年では、就業者の約6割弱がサービス業を始めとする第3次産業に従業し、第1次産業、第2次産業の就業者数は減少傾向にあります。

また、令和2年の就業者数について、新潟県平均と比較してみると、第2次産業に就業している割合が高いことが特徴です。(令和2年国勢調査比較)

表 就業者数の状況

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)
就業者数合計	57,979	59,367	60,150	56,849	54,309	51,257	51,179	49,378
第1次産業	5,336 9.2%	3,602 6.1%	3,663 6.1%	2,804 4.9%	2,949 5.4%	2,135 4.2%	2,343 4.6%	1,998 4.0%
第2次産業	24,698 42.6%	26,000 43.8%	25,476 42.4%	22,981 40.4%	20,985 38.6%	18,105 35.3%	18,432 36.0%	17,472 35.4%
第3次産業	27,918 48.2%	29,746 50.1%	30,968 51.5%	30,933 54.4%	30,316 55.8%	29,612 57.8%	29,535 57.7%	28,650 58.0%

(上段：人、下段：構成比)
※合計には「分類不能」を含む

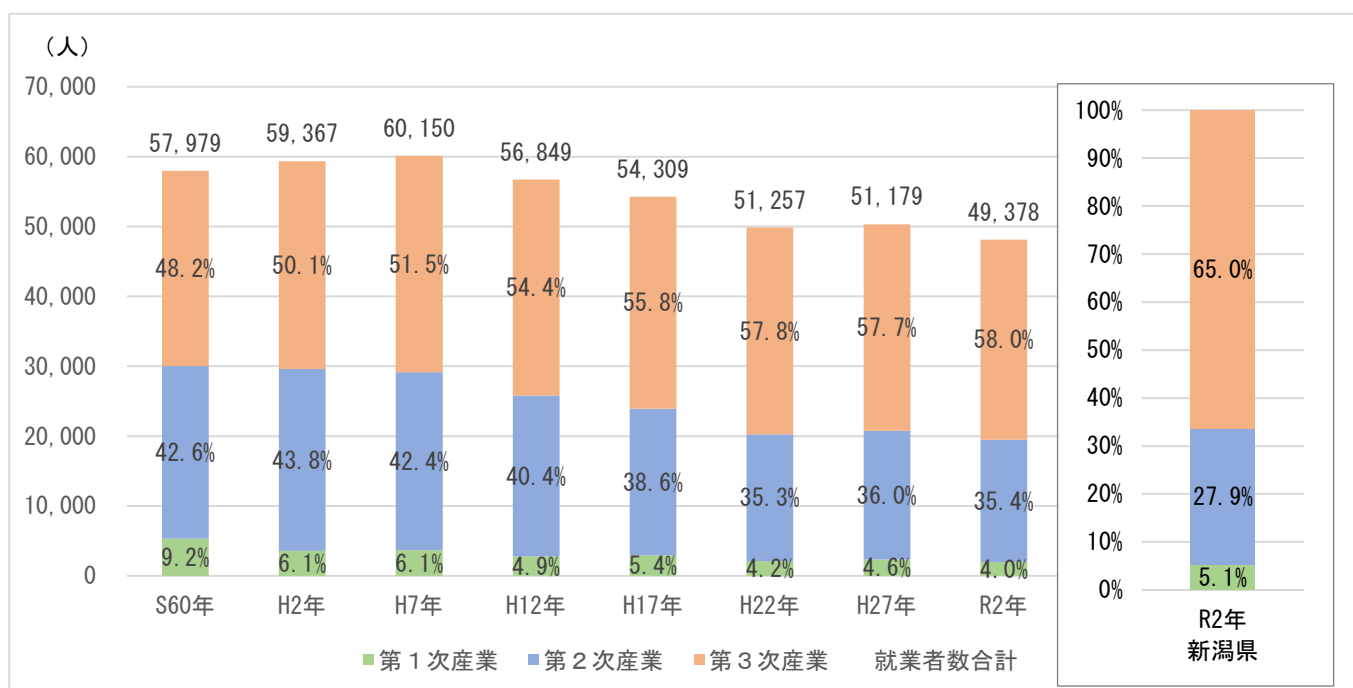


図 就業者数の状況

出典：国勢調査

2) 事業所数の分布状況

令和3年の事業所分布を見ると、北三条駅周辺の旧市街地において、事業所が多く分布していることがわかります。但し、平成18年から令和3年の増減傾向を見ると、旧市街地において、事業所数が減少している傾向が分かります。

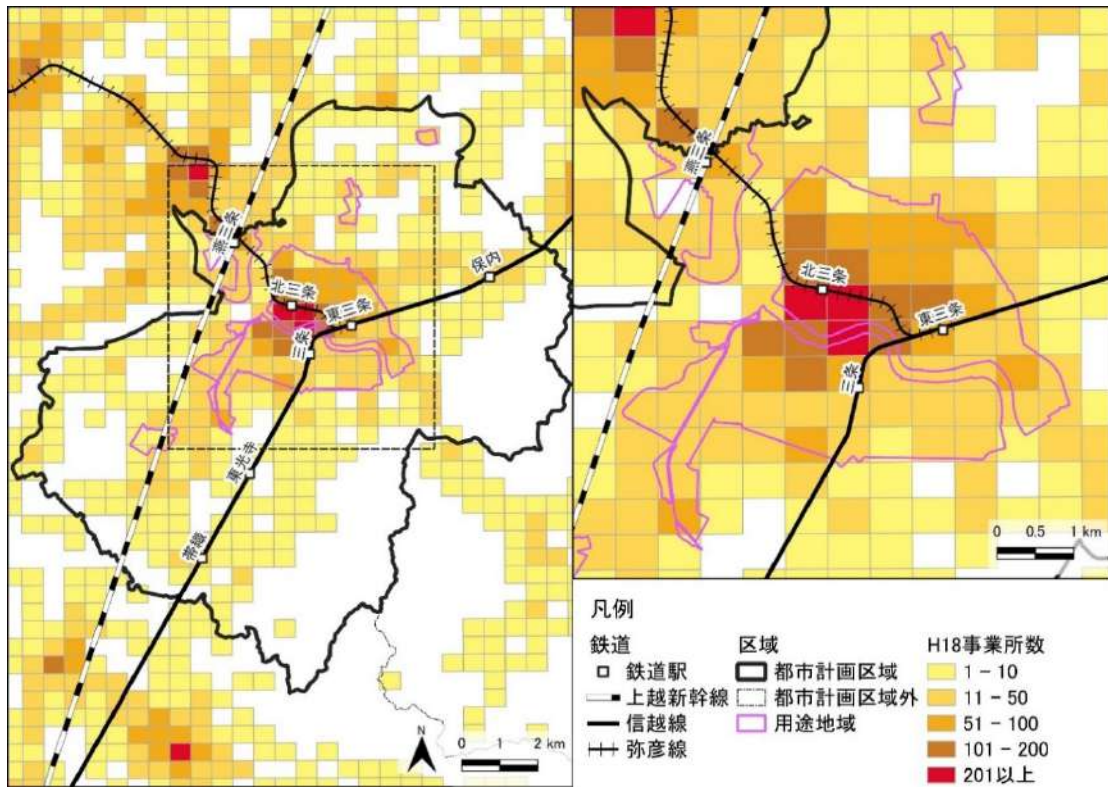


図 平成18年事業所数の状況 (500mメッシュ)

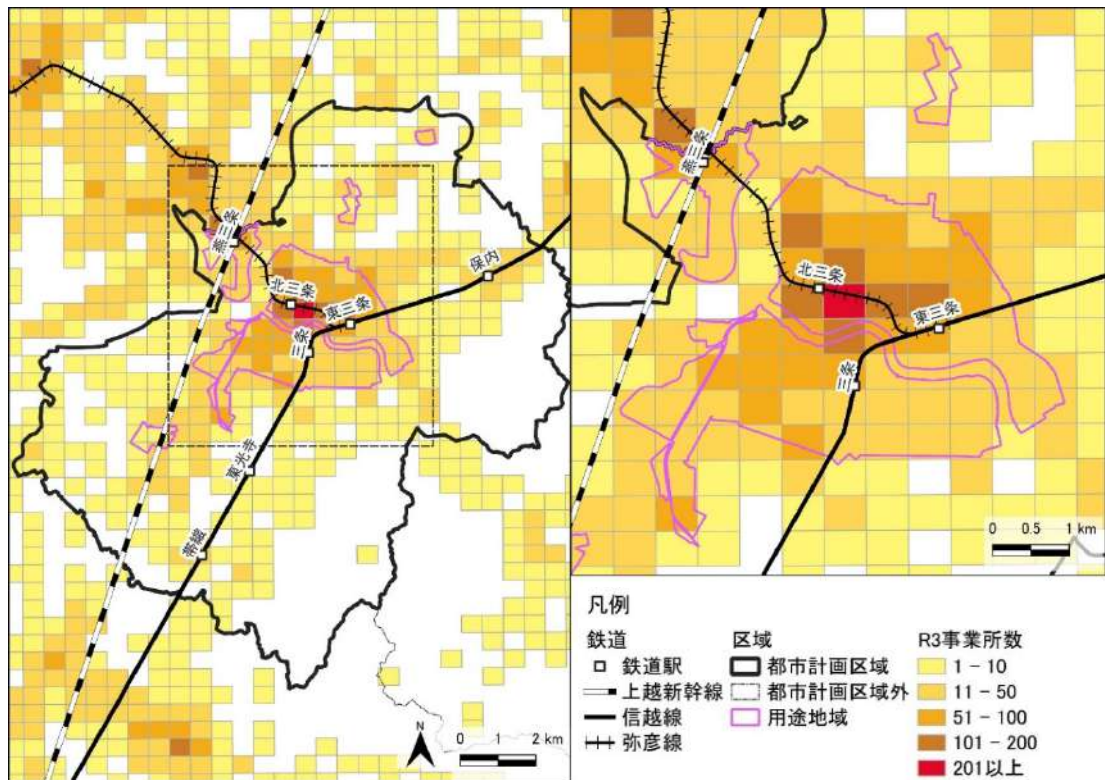


図 令和3年事業所数の状況 (500mメッシュ)

出典：事業所・企業統計調査（平成18年）、経済センサスー活動調査（令和3年）

(3) 土地利用

1) 土地利用現況 (GIS 図)

都市計画区域内の土地利用は自然的土地利用が約 73%、都市的土地利用が約 27%を占めます。用途地域内は都市的土地利用が約 84%を占め、そのうち約 4 割が住宅用地です。

表 土地利用別面積

土地利用区分	都市計画区域		用途地域内		用途地域外	
	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比	面積 (ha)	構成比
田	4392.2	36.5%	161.3	10.9%	4230.9	40.1%
畑	759.3	6.3%	46.3	3.1%	713.0	6.7%
山林	2837.6	23.6%	0.5	0.0%	2837.1	26.9%
水面	326.3	2.7%	9.7	0.7%	316.6	3.0%
その他自然地	474.7	3.9%	26.4	1.8%	448.3	4.2%
自然的土地利用 小計	8799.7	8790.1	73.0%	244.3	16.5%	8545.8
住宅用地	1119.1	9.3%	458.9	31.0%	660.2	6.3%
商業用地	221.3	1.8%	145.2	9.8%	76.1	0.7%
工業用地	463.1	3.8%	160.5	10.8%	302.6	2.9%
公益施設用地	256.3	2.1%	113.6	7.7%	142.7	1.4%
道路用地	916.9	7.6%	233.6	15.8%	683.3	6.5%
交通施設用地	52.7	0.4%	16.5	1.1%	36.2	0.3%
公共空地	74.1	0.6%	13.7	0.9%	60.4	0.6%
その他空地	150.6	1.3%	95.2	6.4%	55.4	0.5%
都市的土地利用 小計	3254.1	27.0%	1237.2	83.5%	2016.9	19.1%
不明	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.3	0.0%
合計	12044.5	100.0%	1481.5	100.0%	10563.0	100.0%

※面積の算出は GIS 上の計算によるため実際の面積とは異なる

出典：令和 4 年都市計画基礎調査

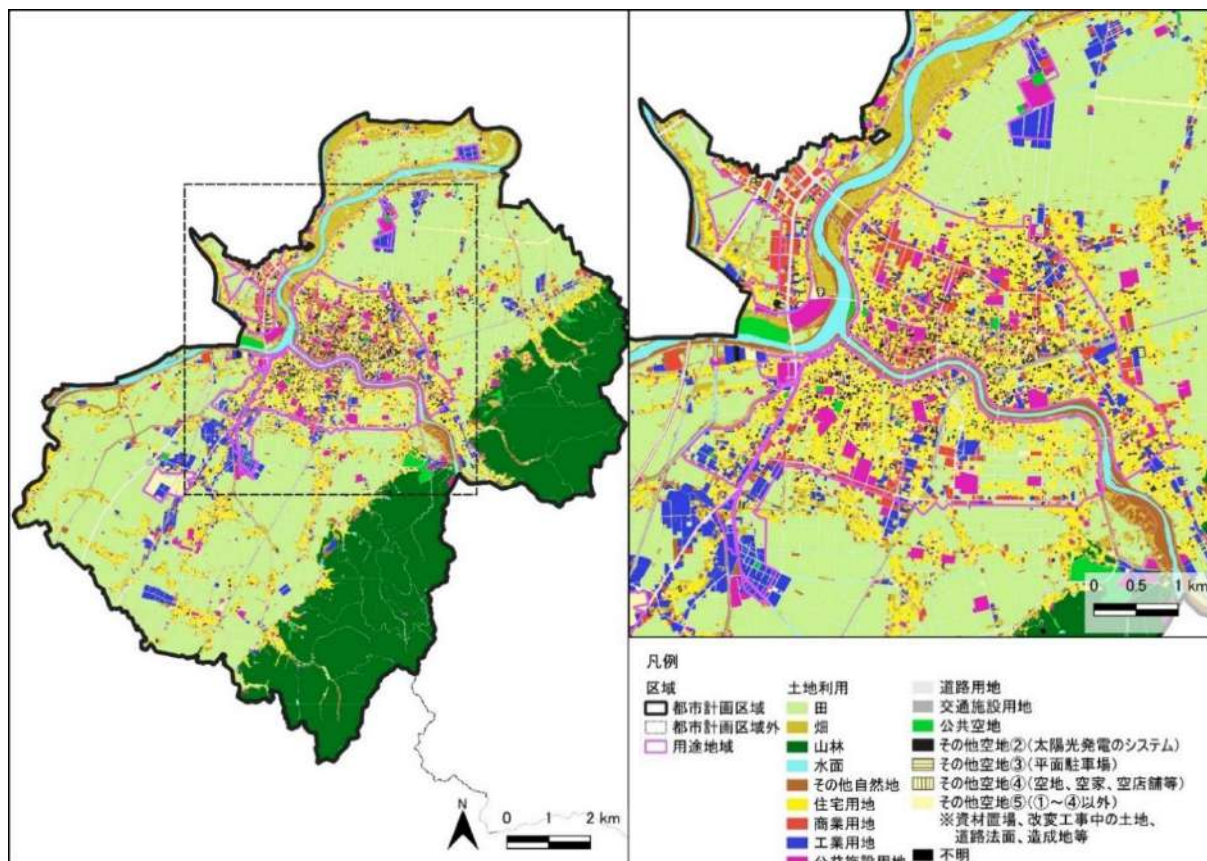


図 土地利用現況図

出典：令和 4 年都市計画基礎調査

2) 指定用途地域と土地利用現況との整合性

用途地域の多くが住居系用途の指定を受けています。商業系用途は燕三条駅を中心とした一帯と市役所の周辺や三条中央商店街、一ノ木戸商店街、東三条商店街等の商店街の周辺に指定され、工業系用途は用途地域内全体にわたって、点在して指定されています。商業系用途、工業系用途地域内で、住居系土地利用の割合が高く、土地利用の混在の状況が見られますが、これは、古くから家内制手工業の町として栄えてきた歴史があり、職住近接のまちの成り立ちといえます。

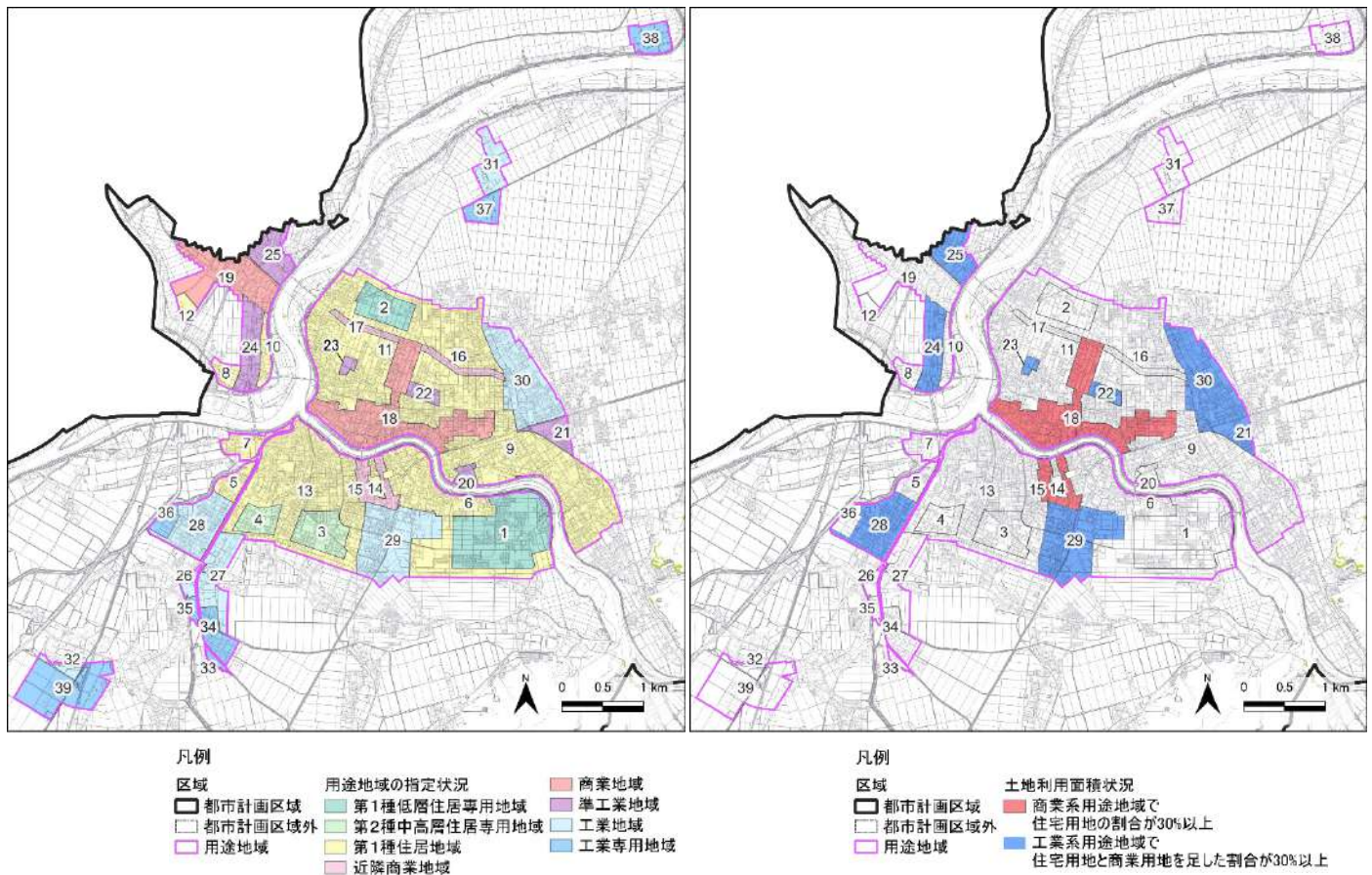


図 用途地域の指定状況（左）と用途地域別の土地利用面積状況（右）

出典：三条市資料、令和4年都市計画基礎調査

表 指定用途地域ごとの土地利用面積集計結果

図No	土地利用 用途地域	面積(ha)		住宅用地	商業用地	工業用地	田	畑	山林	水面	その他自然 地	公益施設 用地	道路用地	交通施設 用地	公共空地	その他 空地	計
		構成比															
1	第1種低層住居専用地域	33.1	1.2	0.4	32.0	4.0	0.0	0.8	3.5	2.6	13.0	0.0	0.6	2.3	93.4		
		35.4%	1.2%	0.5%	34.2%	4.3%	0.0%	0.8%	3.8%	2.7%	13.9%	0.0%	0.7%	2.5%	100.0%		
2	第1種低層住居専用地域	8.8	0.4	0.0	9.1	0.2	0.0	0.1	0.1	2.3	3.5	0.0	0.0	0.6	25.1		
		35.2%	1.4%	0.0%	36.5%	0.8%	0.0%	0.4%	0.3%	9.2%	13.9%	0.0%	0.0%	2.4%	100.0%		
3	第2種中高層住居専用地域	11.6	0.4	1.1	1.8	1.0	0.0	0.5	0.5	7.7	4.0	0.0	0.0	1.0	29.5		
		39.2%	1.5%	3.7%	6.2%	3.4%	0.0%	1.7%	1.5%	25.9%	13.5%	0.0%	0.0%	3.2%	100.0%		
4	第2種中高層住居専用地域	6.0	1.2	0.5	3.7	1.1	0.0	0.0	0.2	0.9	2.0	0.0	0.0	0.5	16.2		
		37.1%	7.7%	3.3%	22.7%	6.6%	0.0%	0.0%	1.4%	5.5%	12.6%	0.0%	0.1%	2.9%	100.0%		
5	第1種住居地域	5.7	0.3	1.0	0.7	1.3	0.0	0.0	0.4	0.3	1.6	0.0	0.4	0.2	12.0		
		47.7%	2.7%	8.3%	5.5%	11.1%	0.0%	0.0%	3.3%	2.9%	13.7%	0.0%	3.1%	1.7%	100.0%		
6	第1種住居地域	32.1	6.4	5.5	19.0	5.8	0.1	0.6	2.6	10.6	17.6	1.7	0.3	2.7	105.0		
		30.6%	6.1%	5.2%	18.1%	5.5%	0.1%	0.5%	2.5%	10.1%	16.7%	1.7%	0.3%	2.6%	100.0%		
7	第1種住居地域	4.3	0.6	1.0	0.2	0.2	0.0	0.0	0.4	5.1	2.3	0.0	0.0	0.1	14.4		
		30.0%	4.2%	7.1%	1.4%	1.7%	0.0%	0.1%	2.9%	35.3%	16.2%	0.0%	0.0%	1.0%	100.0%		
8	第1種住居地域	3.3	0.9	0.2	1.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	8.0		
		40.6%	11.4%	2.5%	11.9%	11.0%	0.0%	0.3%	0.3%	7.5%	13.7%	0.0%	0.4%	0.3%	100.0%		
9	第1種住居地域	88.5	16.8	16.1	11.2	7.0	0.0	0.8	2.8	16.9	30.9	3.8	2.3	9.0	206.2		
		42.9%	8.2%	7.8%	5.4%	3.4%	0.0%	0.4%	1.4%	8.2%	15.0%	1.9%	1.1%	4.4%	100.0%		
10	第1種住居地域	4.7	0.3	0.4	0.2	0.8	0.0	0.0	0.7	0.1	1.3	0.0	0.0	0.8	9.3		
		50.9%	3.0%	4.8%	1.7%	8.6%	0.4%	0.0%	7.5%	1.2%	13.8%	0.0%	0.0%	8.1%	100.0%		
11	第1種住居地域	78.9	18.7	8.7	17.0	6.3	0.2	0.5	1.4	18.1	27.8	1.1	1.1	7.4	187.4		
		42.1%	10.0%	4.7%	9.1%	3.4%	0.1%	0.3%	0.7%	9.6%	14.8%	0.6%	0.6%	4.0%	100.0%		
12	第1種住居地域	0.3	0.0	0.0	3.7	1.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	5.6		
		4.6%	0.0%	0.0%	66.1%	18.2%	0.0%	0.1%	3.7%	0.0%	7.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
13	第1種住居地域	70.1	15.4	6.9	3.3	4.4	0.1	1.7	1.3	15.3	25.4	0.0	3.2	8.1	155.3		
		45.2%	9.9%	4.5%	2.1%	2.8%	0.1%	1.1%	0.9%	9.9%	16.3%	0.0%	2.0%	5.2%	100.0%		
14	第1種住居地域	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.8	0.6	0.0	0.0	0.1	5.9		
		18.9%	1.4%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	1.3%	64.5%	10.5%	0.0%	0.0%	2.4%	100.0%		
15	近隣商業地域	8.3	2.8	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.7	3.3	0.7	0.0	1.4	17.7		
		47.1%	15.6%	1.9%	0.0%	0.2%	0.0%	0.1%	0.3%	4.2%	18.8%	4.0%	0.1%	7.8%	100.0%		
16	近隣商業地域	0.9	3.2	0.8	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.4	2.5	0.0	0.0	0.3	8.9		
		10.4%	36.6%	8.9%	3.9%	3.2%	0.0%	0.3%	0.5%	4.1%	28.6%	0.0%	0.5%	2.9%	100.0%		
17	近隣商業地域	0.5	3.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	2.1	0.0	0.0	0.1	7.0		
		7.0%	42.5%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	10.5%	29.6%	0.0%	0.0%	2.1%	100.0%		
18	商業地域	33.2	19.3	2.4	0.0	0.4	0.0	0.1	0.2	11.3	17.2	0.7	0.5	9.0	94.1		
		35.3%	20.5%	2.5%	0.0%	0.4%	0.0%	0.1%	0.2%	12.0%	18.3%	0.7%	0.5%	9.5%	100.0%		
19	商業地域	4.2	13.2	0.6	16.4	0.5	0.0	0.0	2.0	0.4	13.2	2.6	0.7	2.0	55.7		
		7.5%	23.7%	1.1%	29.5%	0.9%	0.0%	0.0%	3.5%	0.7%	23.6%	4.7%	1.3%	3.6%	100.0%		
20	準工業地域	1.4	0.1	1.8	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.7	0.9	0.0	0.0	0.6	5.6		
		24.2%	1.3%	32.2%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.9%	12.9%	17.0%	0.0%	0.0%	10.0%	100.0%		
21	準工業地域	2.1	2.3	4.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.2	0.0	1.9	2.6	0.0	0.1	13.8		
		15.0%	16.3%	31.2%	1.5%	0.8%	0.0%	0.7%	1.3%	0.1%	13.5%	18.7%	0.1%	0.8%	100.0%		
22	準工業地域	3.0	0.8	1.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	1.2	0.0	0.1	0.4	7.4		
		40.7%	10.9%	18.0%	2.4%	1.3%	0.0%	0.5%	2.0%	1.4%	16.4%	0.0%	1.6%	4.9%	100.0%		
23	準工業地域	0.6	1.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.0	0.0	0.4	3.2		
		18.0%	36.1%	2.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	18.6%	12.0%	0.0%	0.0%	11.8%	100.0%		
24	準工業地域	2.7	10.8	3.1	1.3	0.6	0.0	0.0	0.7	0.1	6.5	0.1	0.0	1.2	27.1		
		10.0%	39.7%	11.3%	4.7%	2.1%	0.0%	0.1%	2.6%	0.4%	23.9%	0.5%	0.0%	4.6%	100.0%		
25	準工業地域	2.0	6.5	1.1	3.0	0.6	0.0	0.0	0.3	0.1	8.3	0.4	0.9	0.1	23.3		
		8.6%	27.9%	4.8%	12.9%	2.7%	0.0%	0.0%	1.4%	0.4%	35.5%	1.6%	3.9%	0.4%	100.0%		
26	工業地域	0.5	0.0	1.7	0.0	0.8	0.0	0.0	0.6	0.1	0.4	0.0	0.0	0.6	4.8		
		11.1%	0.2%	35.0%	0.0%	16.6%	0.0%	0.7%	13.0%	1.9%	8.3%	0.0%	0.0%	13.2%	100.0%		
27	工業地域	2.5	1.9	10.2	10.1	2.5	0.0	0.2	1.6	0.0	3.0	0.0	0.0	0.2	32.0		
		7.7%	5.9%	32.0%	31.5%	7.7%	0.1%	0.5%	4.9%	0.0%	9.3%	0.0%	0.0%	0.5%	100.0%		
28	工業地域	11.8	1.6	8.3	4.5	2.5	0.0	0.9	2.6	0.2	5.3	0.0	0.5	1.2	39.5		
		30.0%	4.0%	21.1%	11.3%	6.3%	0.0%	2.3%	6.6%	0.6%	13.5%	0.0%	1.3%	3.1%	100.0%		
29	工業地域	14.9	7.9	14.4	11.7	1.6	0.0	0.6	1.2	1.6	10.3	2.0	0.1	1.4	67.6		
		22.0%	11.7%	21.2%	17.3%	2.3%	0.0%	0.9%	1.7%	2.3%	15.3%	3.0%	0.1%	2.0%	100.0%		
30	工業地域	22.3	6.1	9.8	5.1	2.0	0.0	0.2	0.8	2.0	9.9	0.1	0.1	2.8	61.3		
		36.5%	10.0%	16.1%	8.4%	3.3%	0.0%	0.4%	1.3%	3.3%	16.1%	0.1%	0.1%	4.5%	100.0%		
31	工業地域	0.1	1.4	4.0	1.5	0.0	0.0	0.1	0.2	9.7	1.4	0.0	2.2	0.3	21.0		
		0.4%	6.9%	19.2%	7.2%	0.2%	0.0%	0.4%	1.1%	46.3%	6.7%	0.0%	10.5%	1.2%	100.0%		
32	工業地域	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	3.0	5.4		
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.2%	0.0%	0.3%	19.8%	0.0%	0.0%	54.7%	100.0%		
33	工業専用地域	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	2.5		
		0.0%	0.0%	74.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	3.7%	0.0%	20.2%	0.0%	0.0%	0.9%	100.0%		
34	工業専用地域	0.0	0.1	12.8	0.2	0.0	0.0	0.3	0.1	0.0	2.7	0.0	0.5	0.0	16.8		
		0.0%	0.4%	76.6%	1.3%	0.0%	0.0%	1.6%	0.5%	0.0%	16.2%	0.0%	3.2%	0.2%	100.0%		
35	工業専用地域	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	3.8		
		0.0%	0.0%	79.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	4.5%	0.8%	15.1%	0.0%	0.0%	0.2%	100.0%		
36	工業専用地域	0.0	0.0	3.1	4.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.6	8.6		
		0.0%	0.0%	35.9%	48.4%	0.3%	0.0%	0.5%	1.3%	0.4%	6.3%	0.0%	0.0%	7.0%	100.0%		
37	工業専用地域	0.0	0.0	10.8	0.1	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0	12.9		
		0.0%	0.0%	83.6%	0.4%	0.1%	0.0%	0.4%	1.8%	0.0%	13.7%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%		
38	工業専用地域	0.0	0.0	13.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.3	2.8	0.0	0.6	0.0	17.3		
		0.0%	0.0%	76.6%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.9%	1.7%	16.2%	0.0%	3.3%	0.0%	100.0%		
39	工業専用地域	0.0	0.4	8.9	0.1	0.4	0.0	1.0	0.7	0.0	4.3	0.7	0.0	36.7	53.3		
		0.1%	0.8%	16.7%	0.1%	0.8%	0.0%	1.9%	1.3%	0.0%	8.1%	1.4%	0.0%	68.8%	100.0%		
計		459.5	145.2	160.6	161.6	46.6	0.5	10.1	26.6	113.4	233.5	16.7	14.2	95.2	1483.6		
		31.0%	9.8%	10.8%	10.9%	3.1%	0.0%	0.7%	1.8%	7.6%	15.7%	1.1%	1.0%	6.4%	100.0%		

：前頁の「商業系用途地域で住宅用地の割合が30%以上」、「工業系用途地域で住宅用地と商業用地を足した割合が30%以上」に該当する部分

※面積の算出はGIS上の計算によるため実際の面積とは異なる

(4) 建物

1) 建物用途現況

建物棟数は、令和4年基礎調査の時点で都市計画区域内では約62,000棟存在し、棟数では約8割、建築面積では約6割が住宅系建物となっています。

表 建物用途別建築面積（都市計画区域）

	住宅	併用建物	専用工場 専用倉庫	専用店舗 事務所	その他	合計
棟数（棟）	46,187	2,459	5,663	3,345	4,444	62,098
割合（％）	74.4	4.0	9.1	5.4	7.2	100.0
面積（㎡）	4,144,303	305,544	1,826,407	676,709	740,328	7,693,290
割合（％）	53.9	4.0	23.7	8.8	9.6	100.0

出典：令和4年都市計画基礎調査

また、令和5年の住宅・土地統計調査では、全市域の住宅系建物のうち、ほとんどが専用住宅となっています。建築年数別住宅戸数割合では、旧耐震基準の建物である昭和56年以前の建物も3割ほど存在しています。

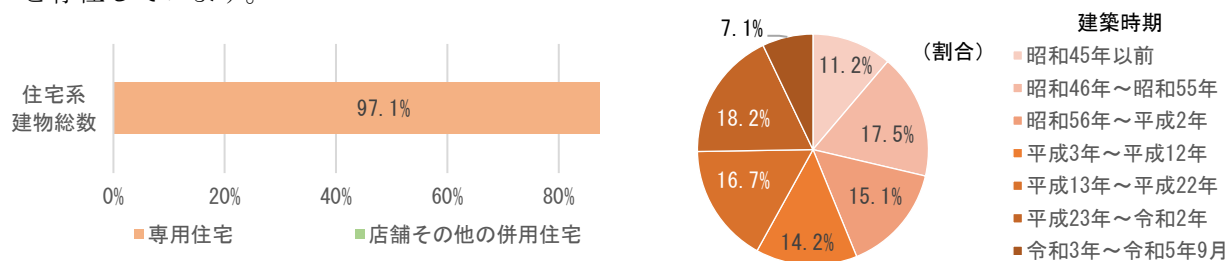


図 住宅系建物用途割合
出典：令和5年住宅・土地統計調査

図 建築時期別住宅戸数割合
出典：令和5年住宅・土地統計調査

2) 地区別建物棟数密度

分布状況を見ると、用途地域内の旧市街地は、郊外部と比較して建物棟数密度が高くなっています。

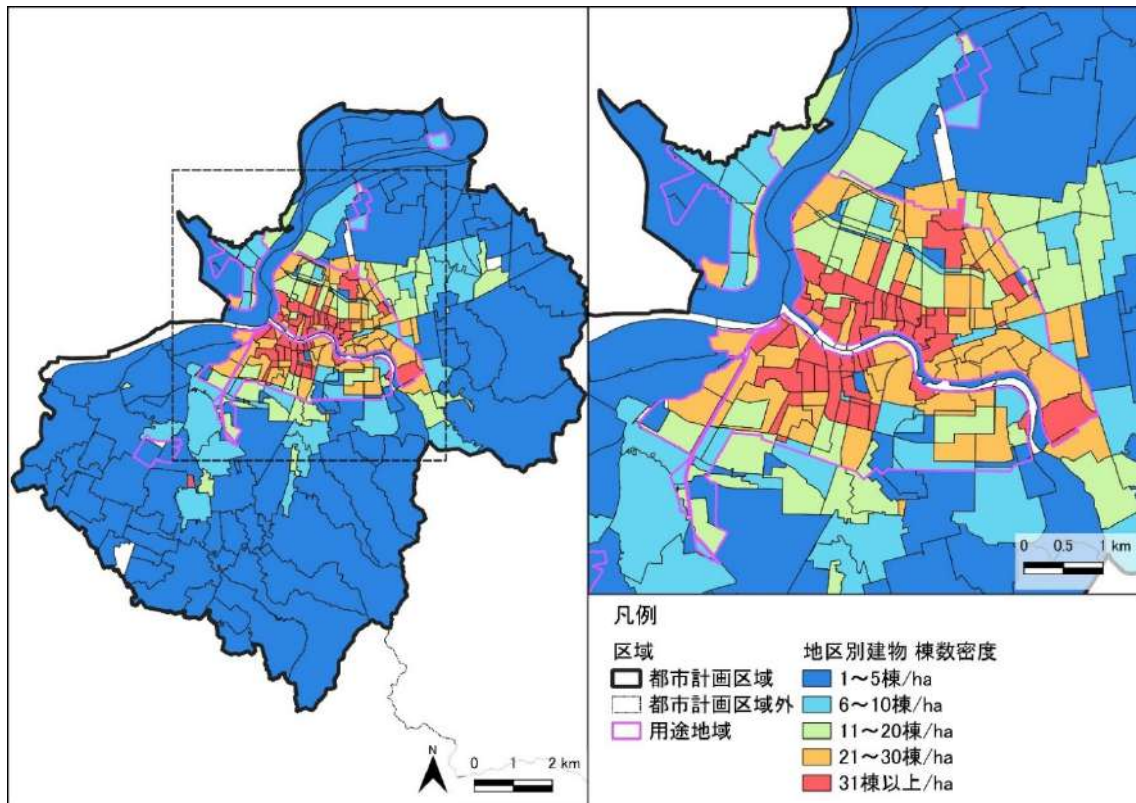


図 建物棟数密度（基礎調査区ベース）

出典：令和4年都市計画基礎調査

(5) 都市施設

1) 都市計画道路の整備状況

本市には都市計画道路 41 路線が都市計画決定されています。市内の都市計画道路の総延長は 74.84km で、その完成率は 43.3%です。これは新潟県の平均 55.2%を下回っています。(令和6年3月時点)

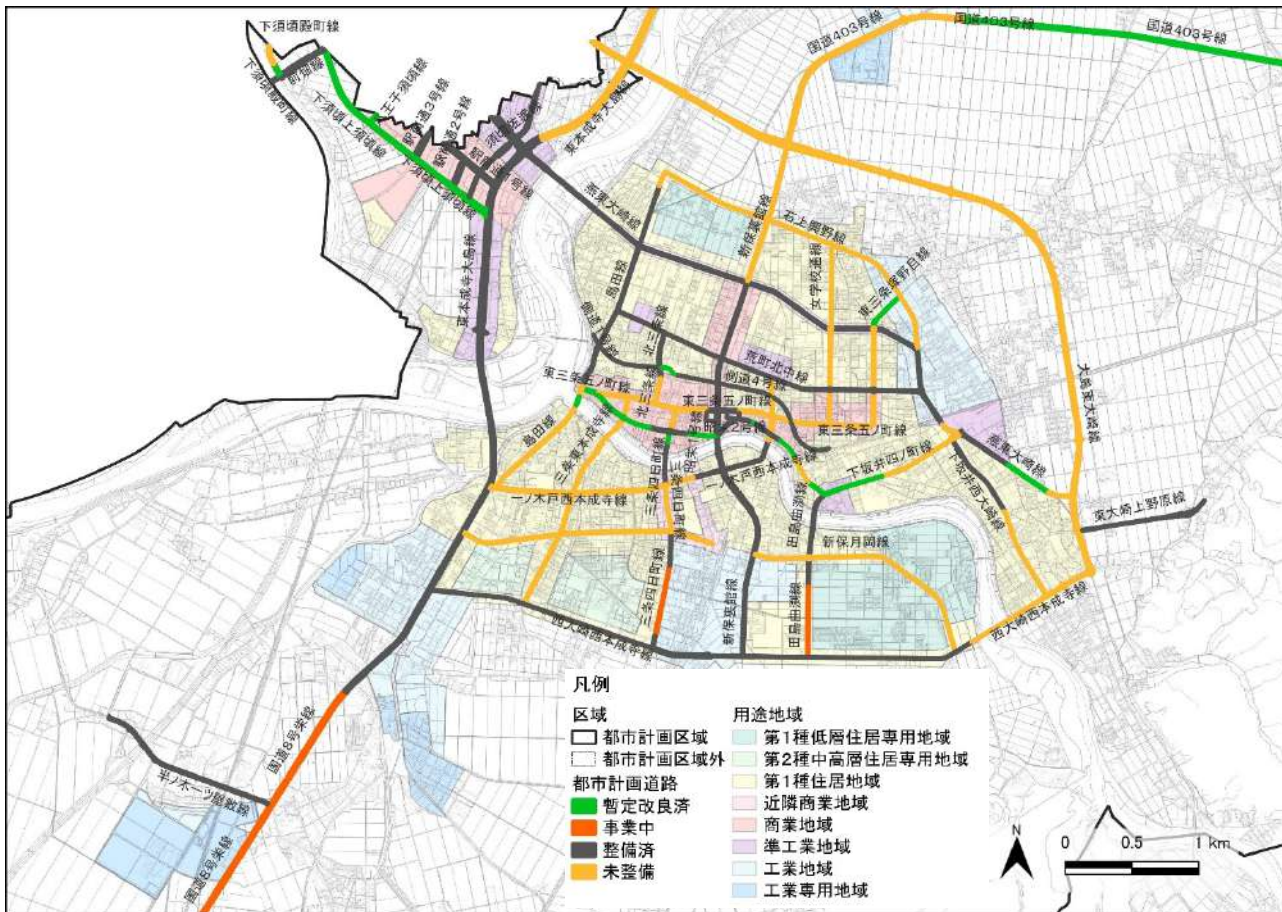


図 都市計画道路整備状況

出典：「三条市都市計画情報公開システム」データを基に作成

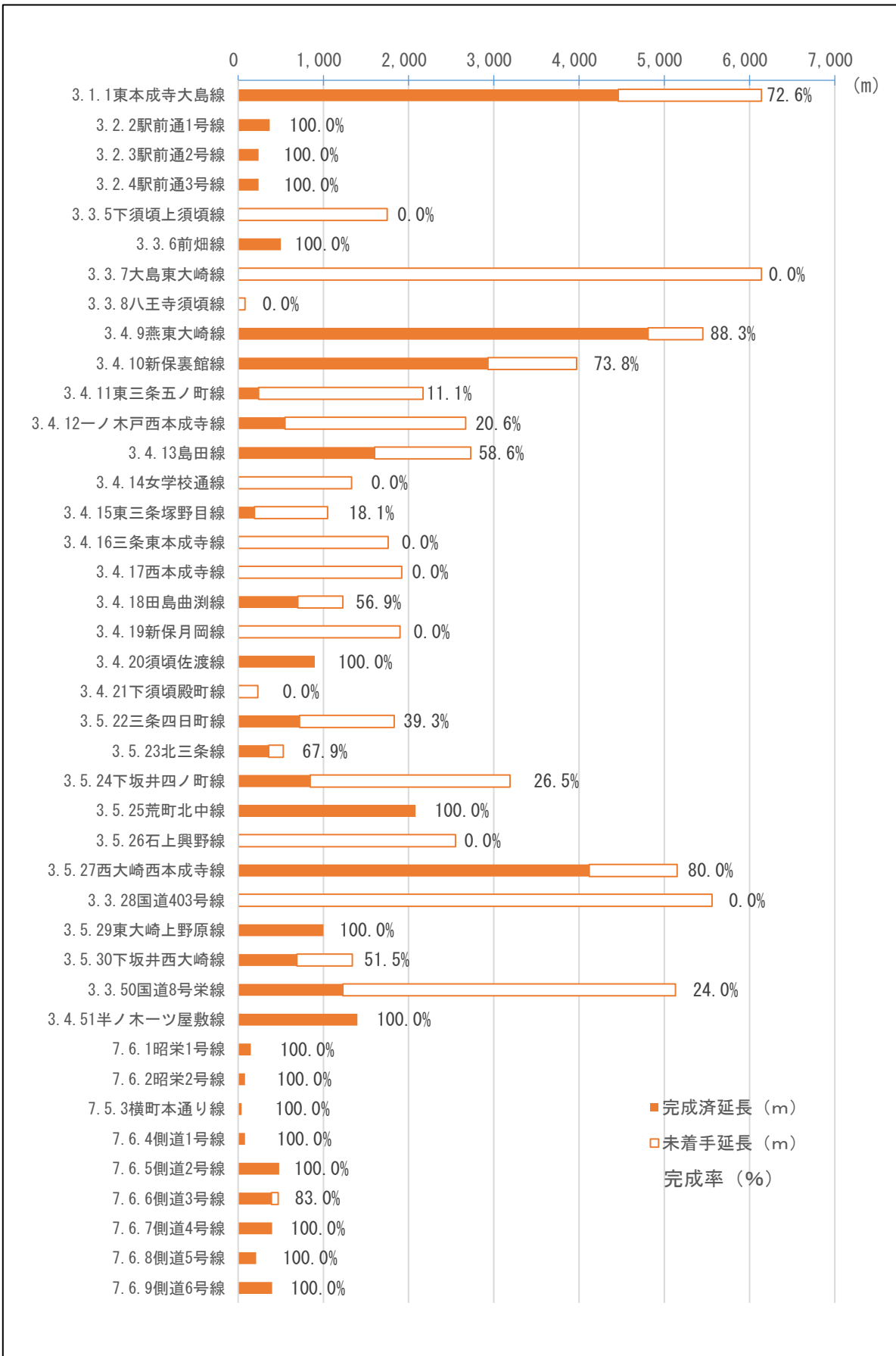
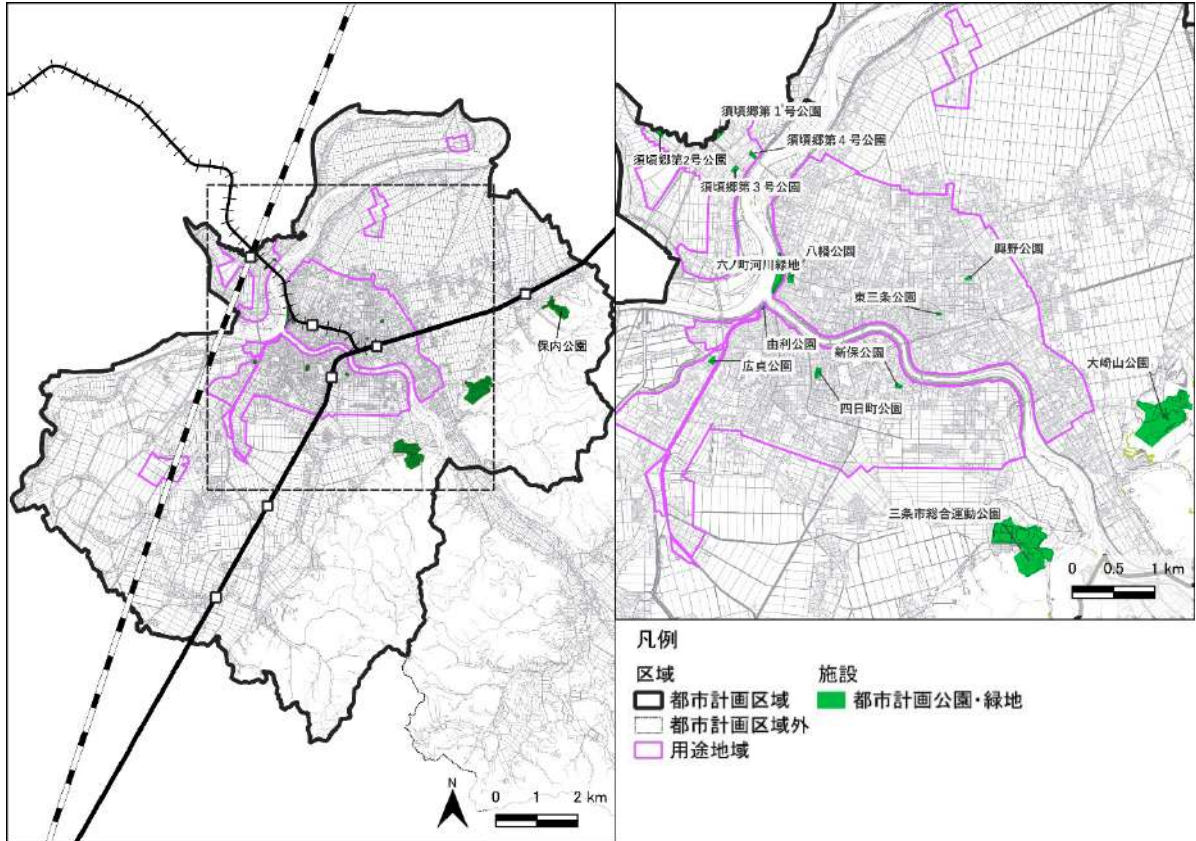


図 都市計画道路の整備状況一覧

出典：新潟県の都市計画（令和6年度版）

2) 都市計画公園の整備状況

本市の都市計画公園は15か所(61.53ha)が都市計画決定されており、そのうち13か所(55.69ha)が開設されています。



図表 都市計画公園・緑地整備状況

出典：三条市資料

番号	種別	公園名	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
2.2.1	街区公園	八幡公園	0.78	0.78
2.2.2	街区公園	四日町公園	0.44	0.44
2.2.3	街区公園	新保公園	0.22	0.22
2.2.4	街区公園	広貞公園	0.37	0.37
2.2.5	街区公園	興野公園	0.17	0.17
2.2.6	街区公園	東三条公園	0.10	0.10
2.2.7	街区公園	由利公園	0.23	0.23
2.2.8	街区公園	須頃郷第2号公園	0.45	0.45
2.2.9	街区公園	須頃郷第3号公園	0.28	0.28
2.2.10	街区公園	須頃郷第4号公園	0.23	-
3.2.1	近隣公園	須頃郷第1号公園	0.60	-
4.4.1	地区公園	保内公園	8.80	8.80
5.5.1	総合公園	大崎山公園	24.10	24.10
6.5.1	運動公園	三糸市総合運動公園	23.80	18.79
1	緑地	六ノ町河川緑地	0.96	0.96
計 (15公園)			61.53	55.69

出典：新潟県の都市計画（令和6年度版）

3) 都市公園等の徒歩圏

都市公園等の徒歩圏域を「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に基づき 800m で設定した場合、都市計画公園の人口カバー率は 35% でありカバー率は低いといえます。一方、その他の公園（児童公園、開発行為を伴う公園、その他公園等）、オープンスペース等都市計画決定していない公園、緑地を含めた場合、都市公園等の人口カバー率は 91.8% で都市計画区域内のほとんどの人口をカバーしています。

表 都市公園等徒歩圏人口

	都市公園等徒歩圏内人口		都市計画区域内人口
	都市計画公園（整備済）		
令和2年 100m メッシュ人口	30,485	79,095	86,137
都市計画区域内人口カバー率	35.4%	91.8%	-

出典：国勢調査、三条市資料

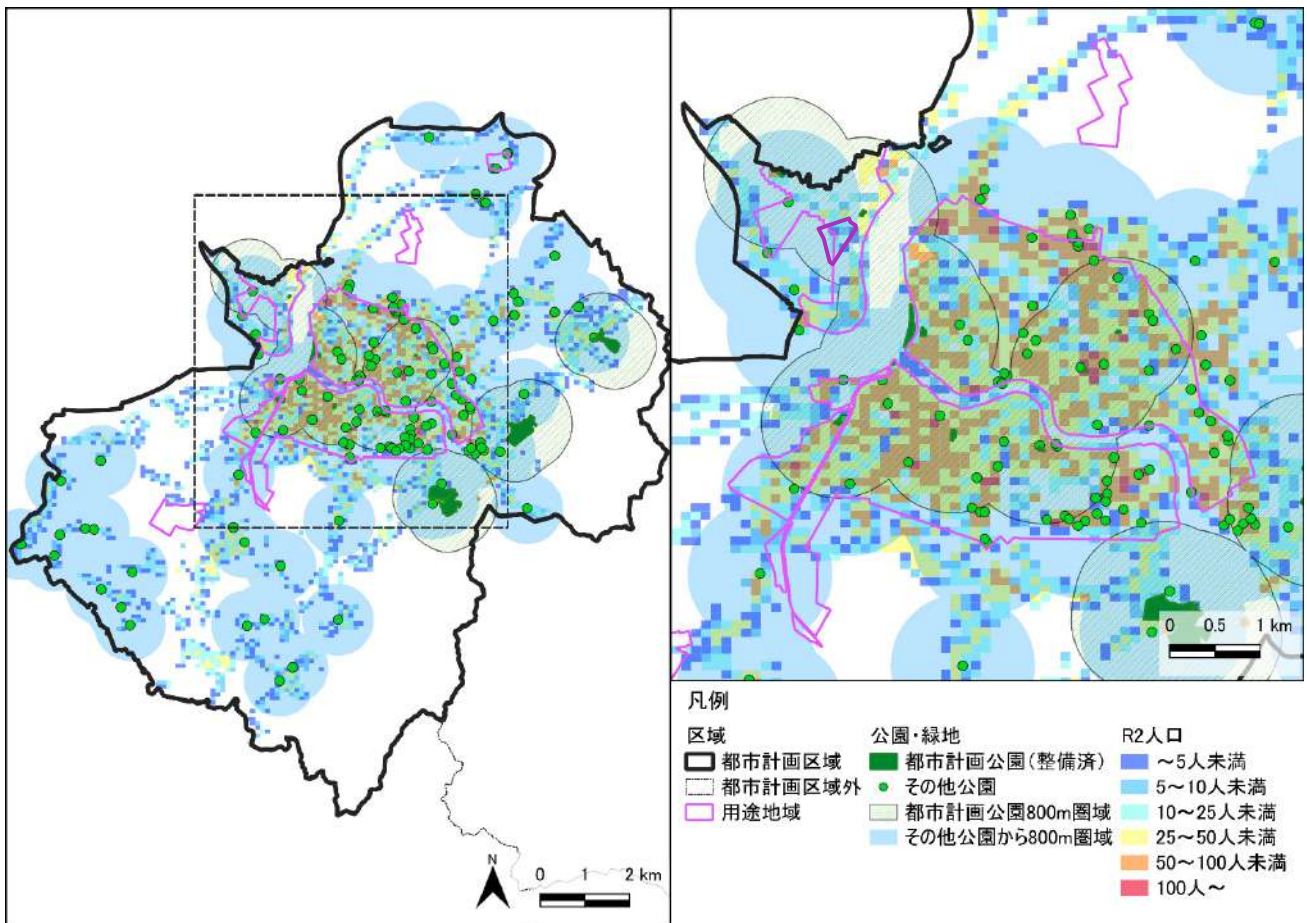


図 都市公園等徒歩圏と令和2年人口メッシュ

出典：国勢調査、三条市資料

4) 下水道の状況

下水道処理人口普及率とは、下水道（国土交通省所管）の整備状況を示す指標であり、各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合です。三条市の下水道処理人口普及率は令和4年度末で16.7%と極めて低い状況です。

なお、三条市では、集合処理方式として公共下水道事業のほか、農業集落排水事業により、市が汚水処理施設を整備し管理を行っています。

公共下水道は三条地域、栄地域、下田地域それぞれの中心部で整備されており、平成30年度の見直しにより計画（実施予定）区域は北三条駅、東三条駅周辺や三条駅西側の地区等に縮小されています。

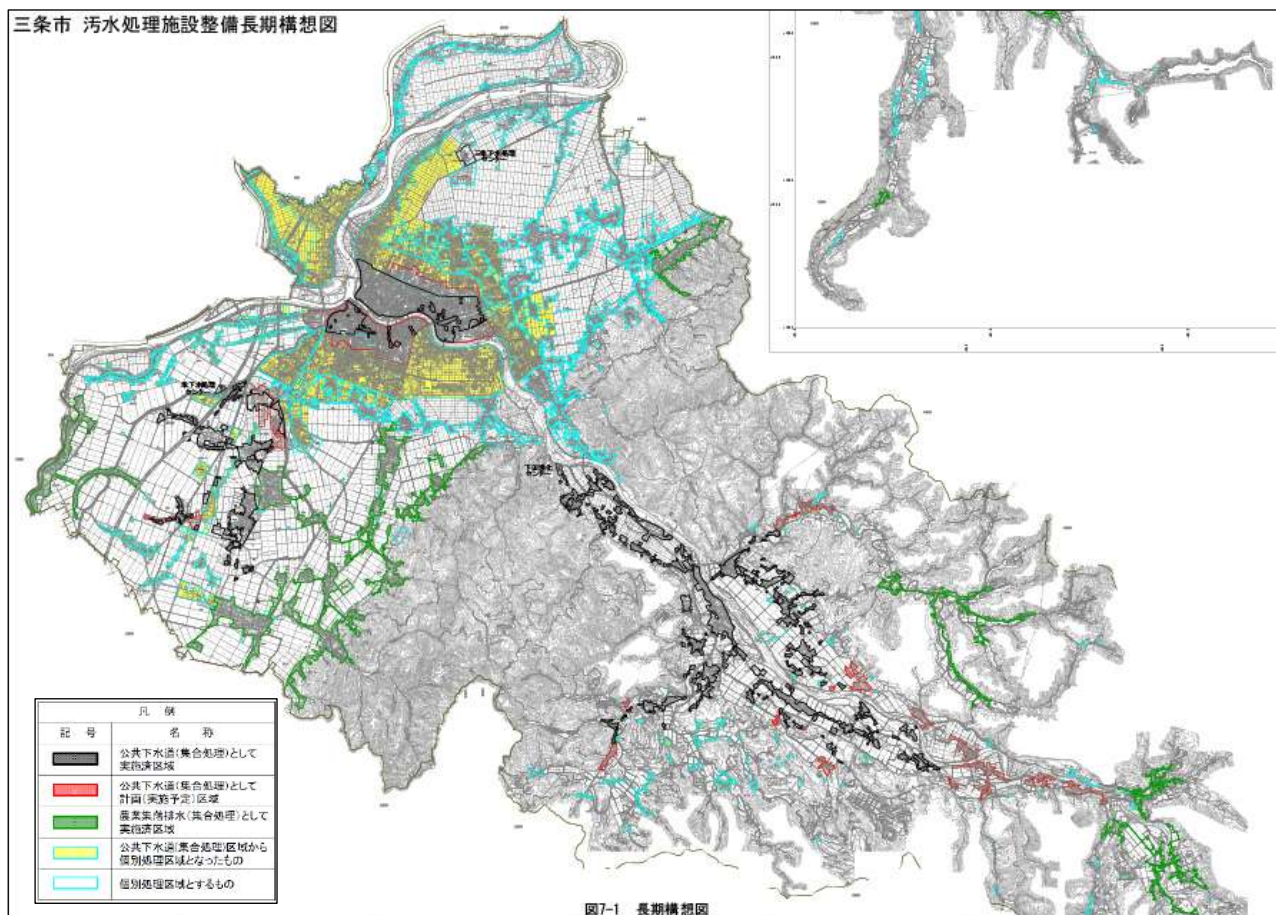


図 三条市汚水処理施設整備長期構想図

出典：三条市汚水処理施設整備構想

表 汚水処理施設整備現況

	新潟県	三条市
汚水処理人口普及率※	89.7%	49.3%
下水道接続率	90.1%	66.4%
下水道処理人口普及率	78.2%	16.7%

※汚水処理人口普及率：各自治体の総人口に対する下水道及び集落排水施設を利用できる区域内の定住人口と、合併処理浄化槽の利用人口の合計値の割合

出典：新潟県の汚水・下水道処理人口普及率（令和4年度）

(6) 公共交通

1) 鉄道

鉄道網としては上越新幹線、信越本線及び弥彦線の3路線があります。市内には7つの鉄道駅がありますが、駅別の乗車人員は東三条駅の利用が最も多く、次いで燕三条駅、三条駅となっています。また、用途地域内の居住区域の半分以上が、駅から1km圏域(徒歩約15分圏内)にあり、一部本成寺地区や月岡地区、裏館地区等の周辺が圏外となっています。

また、東三条駅は市内の主要なバス路線が乗り入れし、バスプールやバス待合所が整備されており、バスと鉄道との乗り換えターミナルとして機能しています。

表 駅別1日平均の乗車人数 令和4年

駅名	乗車人数/日
燕三条	1,802
北三条	312
東三条	2,191
三条	1,599
(保内)	-
(帯織)	-
(東光寺)	-

※ () は無人駅
出典：JR 東日本

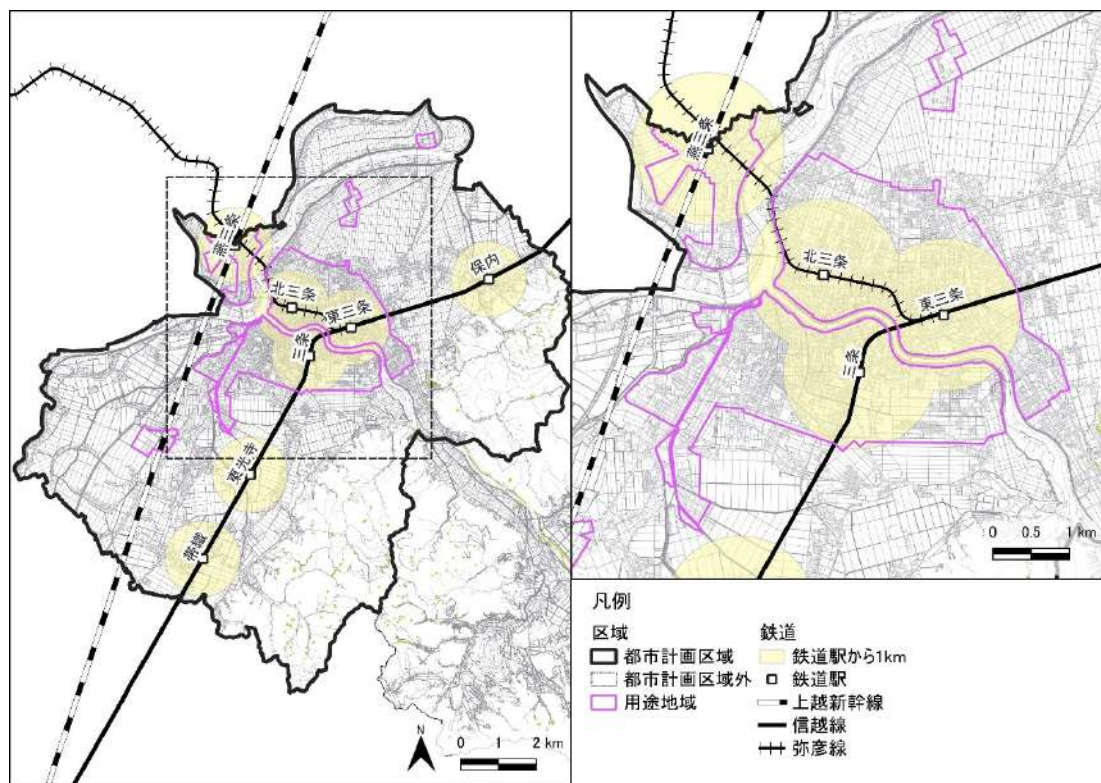


図 駅から1km圏域

出典：国土数値情報(鉄道)

2) バス交通

本市のバス路線網は東三条駅を中心に放射状に伸び、他地区と結ぶ形態となっています。特に東三条駅～一ノ木戸・中央商店街が、バス路線が多く集中する基幹軸となっています。

一方でその他の路線の運行本数は、通勤・通学、帰宅時に偏っています。そのため、三条市では、デマンド交通「ひめさゆり」(1日当たり平均利用者が約218人(令和4年度))、高校生通学ライナー(1日当たり平均利用者が約90人)、井栗地区コミュニティバス(1日当たり平均利用者が約6人)、市内循環バス「ぐるっとさん」(1日当たり平均利用者が約130人)等の運行を行い、利用ニーズに即した効率的な公共交通の運用を行っています。これらの路線バスやデマンド交通等のバス停留所からの300m圏域では、用途地域内の居住区域をほぼ網羅しています。

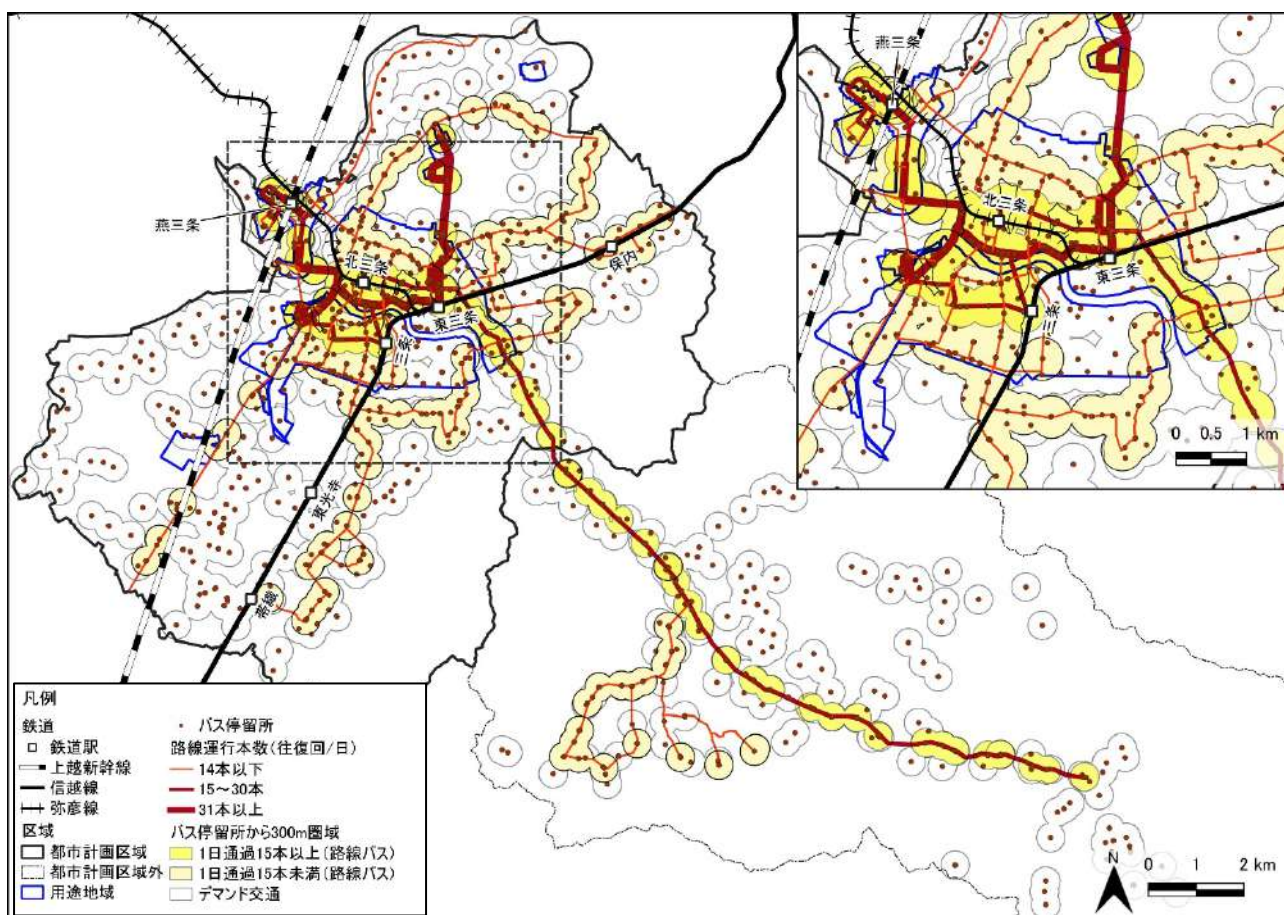


図 バス誘致図

出典：三条市各公共交通の時刻表を基に作成 (R6.6月現在)

3) 公共交通の誘致圏

本市の用途地域の大半が、鉄道駅から1km圏内及びバス停留所から300mの圏域に含まれており、市全域で見てもほとんどの居住圏域がデマンド交通等を含めたバス停留所から300mの圏域に含まれることから、公共交通を利用しやすい都市形態といえます。

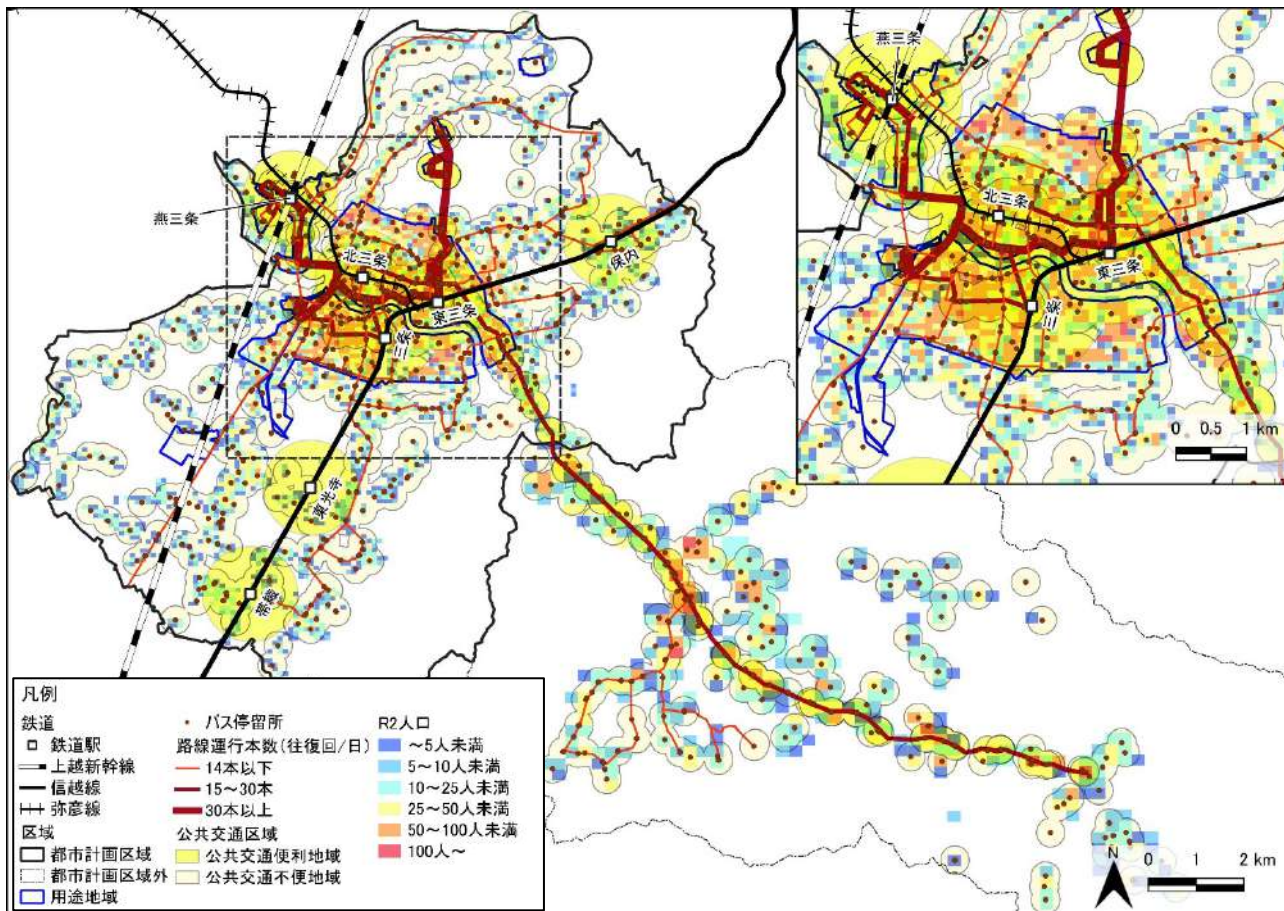


図 公共交通現況図

出典：三条市各公共交通の時刻表を基に作成（R6.6月現在）

公共交通便利地域、不便地域、空白地域の定義

		バス		
		バス停から300m圏内		バス停から300m圏内外
		運行本数15回/日(往復)以上	運行本数15回/日(往復)未満	
鉄 道	駅から1km圏内	公共交通便利地域		
	駅から1km圏外		公共交通不便地域	公共交通空白地域

※「立地適正化計画作成の手引き（令和6年4月）国土交通省」を参考に設定

- ・ 駅から1km以内、又はバス停留所から300m以内に居住している人口：47,375人（圏域内の令和2年メッシュ人口を合計して算出）
- ・ 用途地域内の人口：47,416人（用途地域内の令和2年メッシュ人口を合計して算出）
- ・ 圏内人口／用途地域内の人口：47,375人／47,416人=99.9%

(7) 災害・防災

1) 法規制

市域を信濃川や、五十嵐川のほか、刈谷田川、布施谷川、貝喰川等の一級河川が横断しており、特に五十嵐川と信濃川の合流点では、外水氾濫の被害が生じやすい地形となっています。そのため、都市計画区域の半数、用途地域のほぼ全域で、河川の洪水浸水想定区域に指定されています。

山際では土砂災害（特別）警戒区域の指定がありますが、用途地域内には指定がありません。

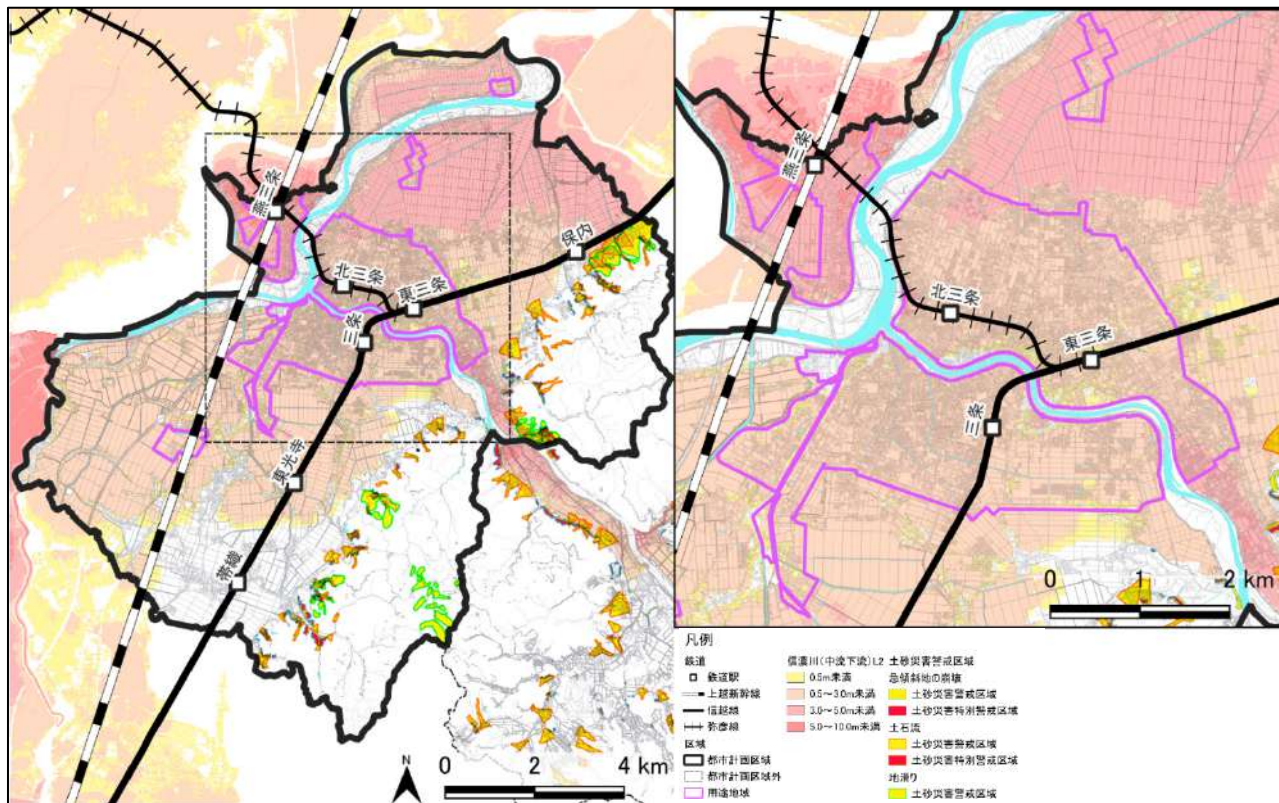


図 信濃川（中流下流）洪水浸水想定区域図（想定最大規模 L2、支川等溢水を表示）

出典：国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所（平成 28 年 12 月）

2) 避難所

令和6年現在、指定避難所として市域全域において1次・2次避難所を39箇所、その他避難所を30箇所指定しています。

実際の開設状況や浸水時の道路通行規制等により、必ずしも徒歩で避難できない場合があります。

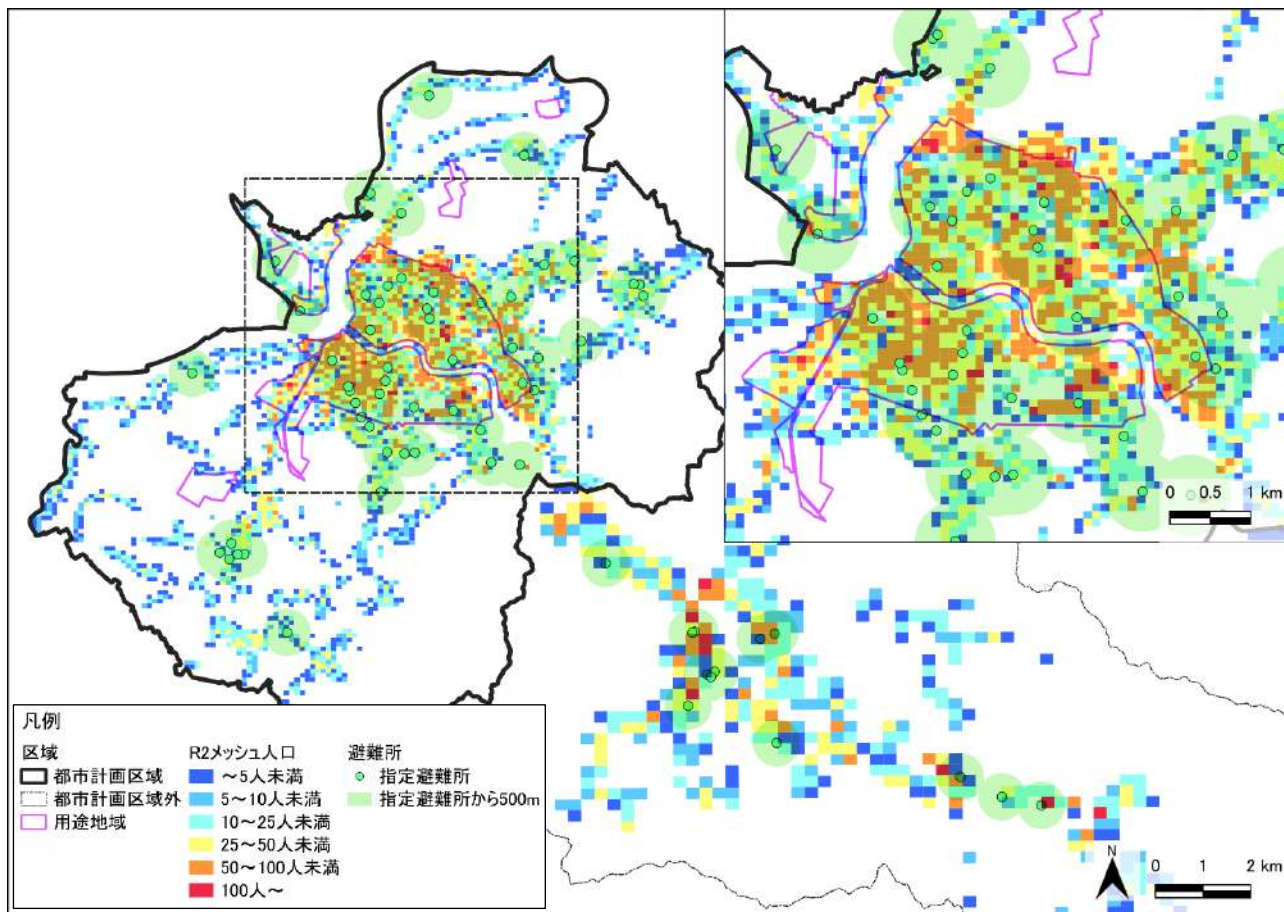


図 避難所と歩行圏域

出典：三条市地域防災計画

(8) 財政状況

近年10年間の財政状況について、歳入の総額は、約500億円前後で推移しており、人口減少の中でも自主財源の市税は概ね同額を維持しています。また、令和2年度は国の新型コロナウイルス交付金の影響により、国・県支出金が増加しています。

歳出では、職員の定員適正化計画等の推進により人件費の削減が図られているものの、高齢化に伴う扶助費の増高が見られ、今後も増加が見込まれます。全体の歳出額が特に多くなっている令和2年度では、歳入同様新型コロナウイルス交付金による補助費等の増加が影響しています。

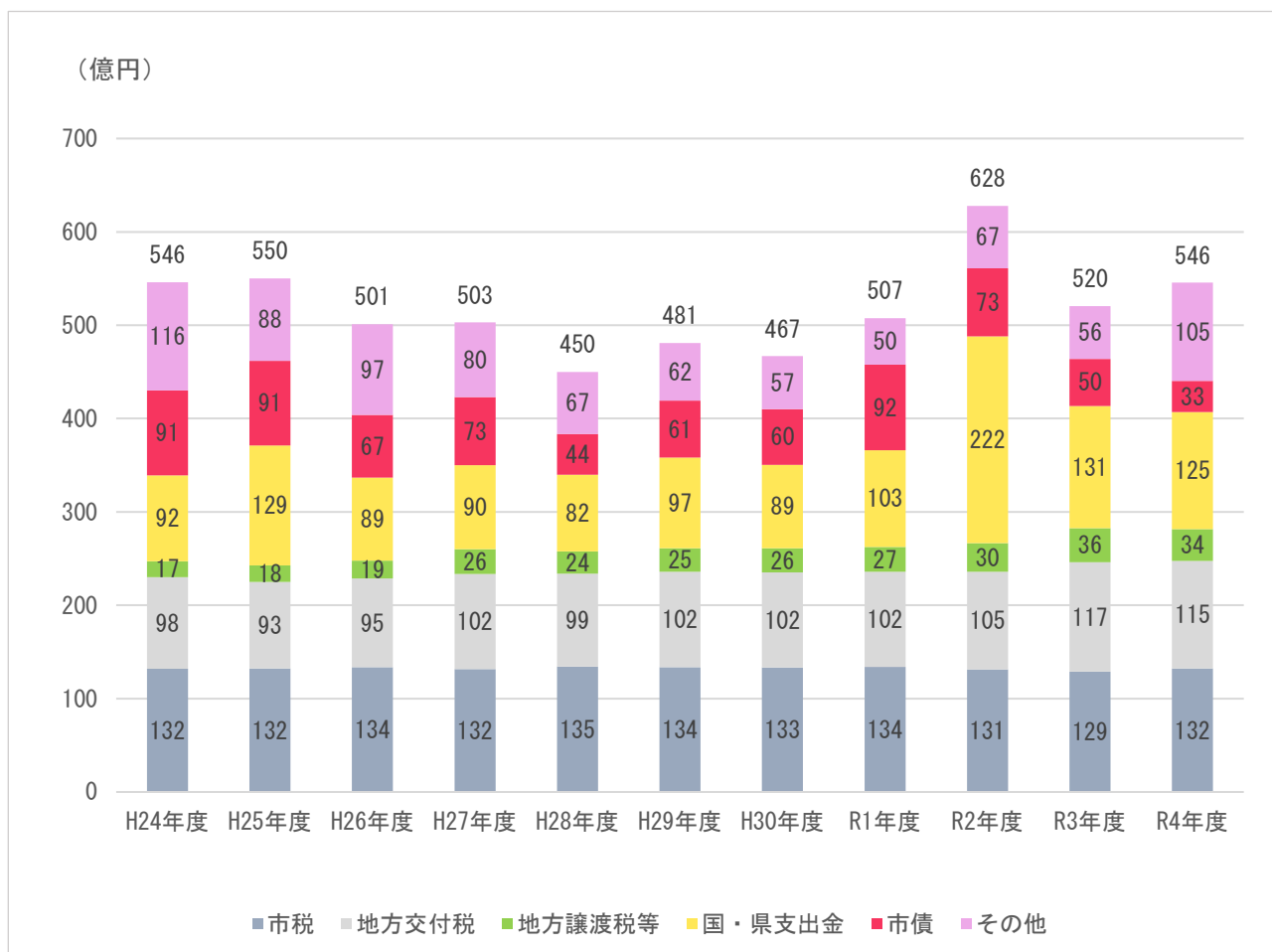


図 歳入決算額の推移(普通会計)

出典：総務省「地方財政状況調査」

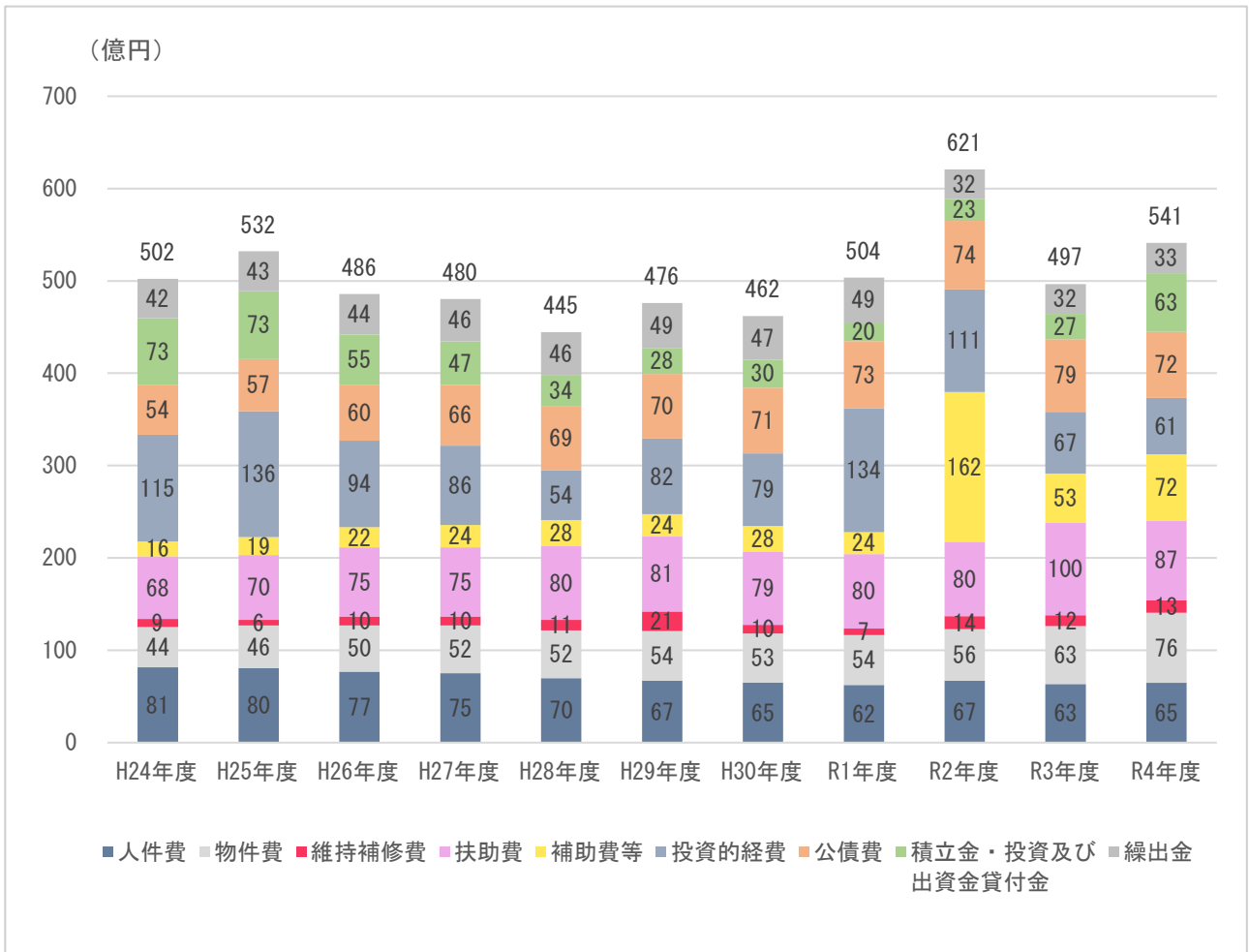


図 歳出決算額の推移(普通会計)

出典：総務省「地方財政状況調査」

2 今後の都市づくりに向けた課題

これまでの現状分析を踏まえ、本市の都市づくりに向けた課題として「少子高齢化、人口減少への対策」、「中心市街地の魅力向上」、「市街地と周辺地域の移動利便性の確保」「都市経営の効率化」の4つに整理しました。

<都市の現状・課題のまとめ>

(1) 人口

- ・人口減少（生産年齢人口の減少、中心市街地での高齢化の進行）
- ・人口密度の低下に伴うコミュニティ活動の停滞や住民の生活を支えるサービス機能の低下

(2) 産業

- ・就業者数・事業所数の減少による地場産業の衰退（人口減少等の影響による経済活動の低下）
- ・中心市街地の空洞化への対応

(3) 土地利用

- ・商業機能の郊外化や中心市街地における商店街の衰退
- ・須頃地区における都市機能集積による広域交流拠点の形成

(4) 建物

- ・中心市街地における住宅等の老朽化、空き家化の進行

(5) 都市施設

- ・都市計画道路を始めとする幹線道路網の整備
- ・中心市街地を始めとした下水道の整備

(6) 公共交通

- ・市街地と各拠点を結ぶ効率的かつ利便性の高い交通ネットワークの形成
- ・中心市街地とその周辺を結ぶ公共交通サービスの充実

(7) 災害・防災

- ・中心市街地や須頃をはじめとした浸水リスクの低減
- ・安心・安全な市街地環境の形成

(8) 財政状況

- ・一般財源の減少や高齢化に伴う扶助費の増加等による財政負担の増加

<都市づくりの課題>

ア 少子高齢化、人口減少への対応

- ・学ぶ若者や働く若者が集うまちの実現
- ・居住と都市機能の集積による市街地の人口密度の維持
- ・だれもが居住しやすい安心・安全な市街地環境の創出

イ 中心市街地の魅力向上

- ・中心市街地の行政機能やスポーツ・文化・娯楽機能等の公共施設の集積
- ・都市基盤の改善と商店街の再生促進による魅力ある商業空間の形成

ウ 市街地と周辺地域の移動利便性の確保

- ・市街地内や各拠点地域を結ぶ交通ネットワークの維持
- ・中心市街地と下田地域間の公共交通サービスの充実

エ 都市経営の効率化

- ・公共施設等の統廃合・長寿命化、既存ストックの活用等による財政負担の軽減

第2章 立地適正化計画に関する基本的な方針

1 将来都市像

三条市立地適正化計画を市民や事業者、行政等、まちづくりに関わる各主体が連携して効果的に進めるためには、実現を目指す都市の姿を共有することが重要です。

上位計画である「三条市総合計画」（計画期間：平成27年度～平成34年度）では、目指す将来の姿として「豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち」を掲げています。

また「三条市都市計画マスタープラン」（令和8年3月）においても、総合計画の考え方を共有し、本市の持つ地域資源を最大限活かしながら、市民一人一人から選ばれて次代まで住み継がれるまちづくりの実現を目指すこととしています。

その考え方を踏襲しつつ、本市の都市構造上の課題を踏まえた将来都市像を次のように設定します。

～ 将来都市像 ～

豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく 創意にみちた ものづくりのまち

本市は、世界に誇るものづくりのまちであり、また先人から脈々と受け継がれてきた歴史や文化、下田郷に代表される豊かな自然など、多彩な魅力に満ちたまちです。現在の少子高齢化、人口減少社会にあっても、そうした三条市の素晴らしさを、今と変わらない姿で存続させていくためには、人々の暮らしに対する目線も大切にしたい、それぞれの地域の生活環境、歴史や文化などが継承され、住み慣れた土地に住み続けていくことができる多極分散型の都市構造を堅持していくことが不可欠です。

そのため、本市の市街地では、立地適正化計画に基づいて現在の用途地域を拠点としてコンパクトな都市構造を維持するとともに、郊外部においては、豊かな自然や優良農地の保全とともに農村集落の良好な生活環境を守ります。

そして、それら市街地と郊外部を既存の公共交通やデマンド交通等、公共性のある交通手段で連絡し、身近に接続できるよう連携を強化することによって、将来にわたって存続し続けていくことができる力強いまちづくりを目指します。

2 まちづくりの方針

本市は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると年間1,000人程度のペースで人口が減少していくことが見込まれています。中心市街地を中心とする用途地域においても人口増減率や高齢化率から、今後も人口減少と人口密度の低下が予想されます。

中でも注目すべきは、生産年齢人口が令和17年には、現在の4分の3になると見込まれています。また各世代の人口を見ると20～24歳の世代が15～19歳だったころと比べ大幅に人口を減らしています。これは高校卒業後の進学等に伴う人口減少であり、大学卒業後の就職等に伴う人口増加が小さく、特に出産の中核を担う20～39歳の女性はほとんど戻ってこない状況にあります。こうした流れを転換し、人口動態の改善へとつなげていくためには、若年層を中心とした人口動態の改善を実現するまちづくりが必要です。

将来にわたってこのまちの活力を維持し続けていくためには、その魅力を磨き上げ、子どもから高

年齢者までの誰もが、このまちに「住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていくことが必要です。

都市計画マスタープランにおいても、「質が高く機能的な都市づくり（濃密で成熟した都市への転換）」を目標に掲げ、居住機能及び都市機能の集約化による、いわゆる“コンパクト・プラス・ネットワーク”で機能的な都市の形成と、都市施設や社会インフラの選択と集中による高質で持続可能なまちづくりを目指しています。

現状・課題や目指すべき都市構造を踏まえた上で、三条市立地適正化計画においては、現在の用途地域（中心市街地地区、須頃地区、上須頃地区）を拠点としたコンパクトなまちづくりを継続していくとともに、市街地と周辺とのネットワークの維持を図ることを基本的な方針とします。

方針 1 居住や都市機能の集約による人口密度の維持

拠点地域の活力や生活利便性を維持していくために必要な一定の人口密度を維持します。

既存の都市基盤を活かしつつ、居住機能や都市機能の誘導、都市施設や社会インフラの選択と集中を図りコンパクトなまちづくりを促進します。

また、「三条市総合計画」を踏まえ、「働く場」としての魅力を維持向上させつつ、「生活の場」としての魅力を高め、本市の特徴を踏まえた若年層の転出の抑制、転入の促進及び自然動態の改善によるまちづくりを促進します。

方針 2 中心市街地の魅力向上による都市活力の維持

中心市街地は、古くから生活の営みに不可欠な売り買いの場であるとともに、交流の場でもあり、それがまちににぎわいや活力をもたらしていました。

しかし、近年において商業機能の郊外化や後継者不足による空き店舗が増加しているとともに、これに伴い商店街での買い物客や多くの人が行き交う場が少なくなっていることから、中心市街地における人と人との交流の機会が失われ、閑散とした商店街となり交流の拠点としての機能が失われつつあります。そのため中心市街地の魅力向上を図り、用途地域内の拠点性の向上を図ります。

また、須頃地区及び上須頃地区は令和6年に開院した県央基幹病院をはじめ、教育機能及び地元地権者による土地区画整理事業等によって、広域的、基幹的な様々な都市機能の集積を図ります。

方針 3 市街地と周辺地域とのネットワークの強化

市街地内や拠点間の交通手段を確保し、利便性の向上を図るため、鉄道や路線バスのほか、市内循環バスやデマンド交通の維持・充実など、市民の移動需要に応じた利便性の高い公共交通サービスを確保します。特に、地域拠点であり観光需要が高い下田地域とまちなかの交通手段の強化を図ります。

須頃地区及び上須頃地区では教育機能や県央基幹病院の開設等に伴う将来のまちの姿を見据えたバス路線等の確立を目指します。また、鉄道、バス路線の乗り継ぎを含めた利便性の高い公共交通ネットワークの構築を確保します。

3 目指すべき都市の骨格構造

まちづくりの方針や「三条市都市計画マスタープラン」の将来都市構造を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造として、核となる「拠点」及び「軸（公共交通）」の考え方を以下のとおり設定します。

（1）拠点の考え方

【 中心拠点 】

①中心市街地地区

中心市街地地区は、東三条駅、三条駅、北三条駅を結ぶ範囲を中心とした既成市街地と市役所三条庁舎周辺において、歴史や伝統文化を語る地域資源と既成商店街を中心とした商業機能や業務機能、居住機能の活性化により、にぎわいと落ち着きが共存する中心拠点として位置付けます。

中心市街地地区では、医療・福祉・子育て・商業・行政等の日常的なサービス機能の集約を図り、これらの機能を維持するために必要な人口密度を維持するとともに、豊富な地域資源を活かした市民の交流の場を創出し、都市の活力と生活利便性の維持向上を図ります。

②須頃地区・上須頃地区

須頃地区・上須頃地区は、燕三条駅や三条燕 IC、国道 8 号等の広域的な交通結節機能を活かした高次都市機能の集積を高め、市の発展を牽引する中心拠点として位置付けます。

須頃地区・上須頃地区では、市内外から多くの人々が集い、働くといった広域交流を目指し、近年新たに設置された医療・教育機能等の高次都市機能の維持・充実により、地元企業の発展や地域医療体制の充実を図るほか、商業、文化、交流、研究開発、コンベンション機能等の集積を図り、県央圏域の表玄関として魅力ある都市空間を形成します。

【 地域拠点（栄地域、下田地域） 】

旧市町村の中心地であり、地域の生活拠点である栄地域（栄庁舎周辺）と下田地域（下田庁舎周辺）を地域拠点として位置付けます。

地域拠点は誘導区域には設定しませんが、都市機能誘導区域の考え方を踏襲し、各種公共機能や地域の利便性の向上に資する商業・業務機能等の都市機能を維持していきます。

また、これとあわせて公共交通による中心拠点等との交通ネットワークの維持・充実を図ることで、地域コミュニティを維持していきます。

【 広域連携地域拠点（八木ヶ鼻温泉周辺） 】

国道 289 号八十里越の開通に伴い福島県とつながる玄関口として、八木ヶ鼻温泉周辺を広域連携地域拠点として位置付けます。

広域連携地域拠点は誘導区域には設定しませんが、都市機能誘導区域の考え方を踏襲し、各種公共機能や地域の利便性の向上に資する商業・業務機能等の都市機能を維持していきます。

また、これとあわせて公共交通による中心拠点等との交通ネットワークの維持・充実を図ることで、地域コミュニティを維持していきます。

(2) 交通軸の考え方

【 広域交通軸 】

中心拠点と、広域都市間を連絡する JR 上越新幹線のほか、北陸自動車道、JR 弥彦線、JR 信越本線、路線バスの近隣都市を連絡する区間を広域交通軸として位置づけます。

広域交通軸の結節点となる拠点地域に居住や生活サービス機能を誘導し、生活利便性を確保するほか、高次都市機能の集約により近隣都市との連携強化を図ります。

また、広域交通軸と拠点間交通軸との結節点では、乗り換え等の利便性を向上させることで広域の移動利便性の充実を図ります。

【 拠点間交通軸 】

各拠点と地域拠点間を連絡する公共交通（路線バス等）や、中心拠点内を循環する公共交通（市内循環バス等）を拠点間交通軸として位置づけます。

拠点間交通軸の結節点となる各拠点地域に居住や各都市機能を誘導し、ネットワークの維持や利便性向上により都市の生活利便性を確保します。



図 目指すべき都市の骨格構造のイメージ

4 居住誘導及び都市機能誘導の方針

立地適正化計画では、医療・福祉・商業等の都市に必要なサービス機能を誘導するエリアとなる「都市機能誘導区域」、及びこれらのサービス機能を利用しやすい居住環境を構築していくための「居住誘導区域」を設定します。

また、「都市機能誘導区域」には誘導すべき都市機能増進施設として、「都市機能誘導施設」を設定します。「都市機能誘導施設」として設定された施設については、必要に応じて国等の支援を受けることができます。

この「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」の設定に先立ち、まちづくりの方針や目指すべき都市の骨格構造を踏まえた居住誘導及び都市機能誘導の方針を設定します。

(1) 居住の誘導に関する方針

人口減少社会にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティを持続的に確保するため、これまでのまちの成り立ちも踏まえ、都市基盤が整備され、居住や都市機能が集積している等、既に拠点が形成されている範囲やその周辺の生活利便性の高い範囲を基本とし、都市の安全性等も考慮した範囲に居住を誘導します。

また「三条市総合計画」との整合及び「燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針」を踏まえ、若年層を中心とした人口動態の改善等により人口を誘導します。

(2) 都市機能の誘導に関する方針

都市機能を誘導する範囲は、「三条市都市計画マスタープラン」との整合及び「燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針」を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造で設定した拠点地域を基本とし、駅やバスターミナルなどに近い業務や商業施設などの都市機能が一定程度充実し、周辺からの公共交通によるアクセスの利便が高く、徒歩や自転車などで容易に移動できる範囲を設定します。

なお、都市全体の人口が減少していくなかでは、拠点内に集積する都市機能を維持していくことを基本とし、各拠点の位置づけや役割を考慮し、拠点ごとに誘導すべき都市機能を設定します。

第3章 誘導区域及び誘導施設

1 居住誘導区域の設定

居住誘導区域は、人口減少社会にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが維持・存続されるように居住を誘導すべき区域です。

本市では、以下の設定方針に基づき、居住誘導区域を設定します。

(1) 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域は、前章で設定した中心拠点の人口密度の維持を基本とし、徒歩や公共交通により各拠点や日常生活サービス施設へのアクセスが可能で、都市機能の持続的確保が可能な人口密度を有し、都市基盤が整備されている範囲を設定します。また、農地・工業等の居住に適さない用途や土地利用のほか、災害リスクの高い区域を除いたエリアを居住誘導区域として設定します。

(2) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域の設定にあたっては、上記の設定方針に基づき、以下の条件を満たすエリアを設定します。

【居住誘導区域設定条件】

《前提条件》

①用途地域内

《区域に含めることを検討するエリア》

①都市機能の持続的確保が可能な人口密度を有する範囲

- ・おおむね20年後の人口密度30人/ha^{*}が維持できる範囲

※将来（令和17年）の人口密度水準

②日常生活サービス施設や公共交通の利用圏

- ・施設徒歩圏800m、鉄道駅徒歩圏800m、バス停留所徒歩圏300m

③都市基盤が整備されている（見込まれる）区域

- ・都市計画道路、下水道等

《区域に含めないことを検討するエリア》

①居住に適さない用途や土地利用

- ・工業専用地域、工業地域の一部及び非可住地
- ・農地・工業等の土地利用が集積し、今後も居住の見込みがない区域

②災害リスクの高い区域

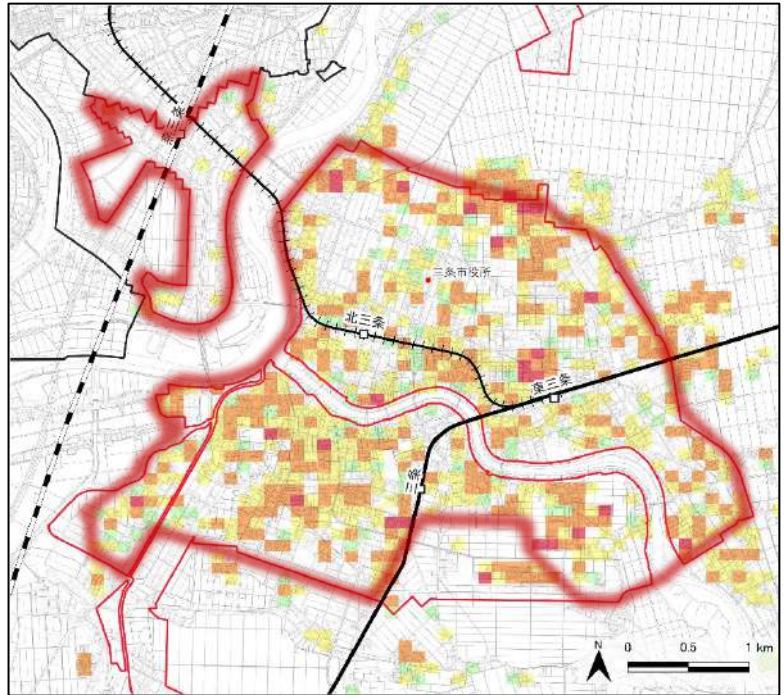
- ・計画規模L1における浸水深3.0m以上の区域、又は浸水深0.5～3.0mで避難所徒歩圏外の区域
- ・想定最大規模L2における家屋倒壊等氾濫想定区域で避難所徒歩圏外の区域

1) 区域に含めることを検討するエリア

① 人口密度

人口は中心市街地地区に集中しており、30人/ha以上のエリアが広がっているほか、近年では、須頃地区・上須頃地区において人口が増加傾向にあります。

これらの人口が集中している、または増加の見込みがある範囲を居住誘導区域に含める範囲とします。

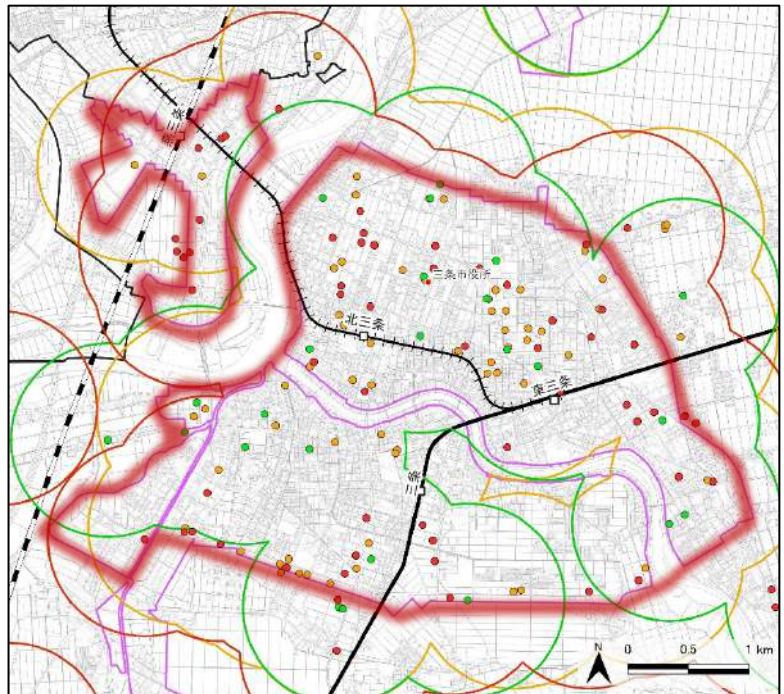
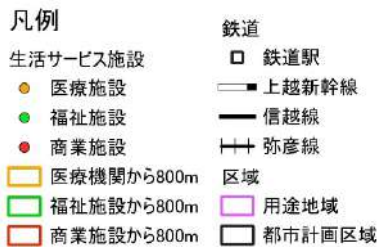


○ : 居住誘導区域に含めることを検討する区域

②-1 生活サービス施設

生活サービス施設の立地は用途地域内においておおむね利用圏内を満たしており、用途地域内の利便性が確保されています。

これら生活サービスの利用圏の範囲を居住誘導区域に含める範囲とします。



○ : 居住誘導区域に含めることを検討する区域

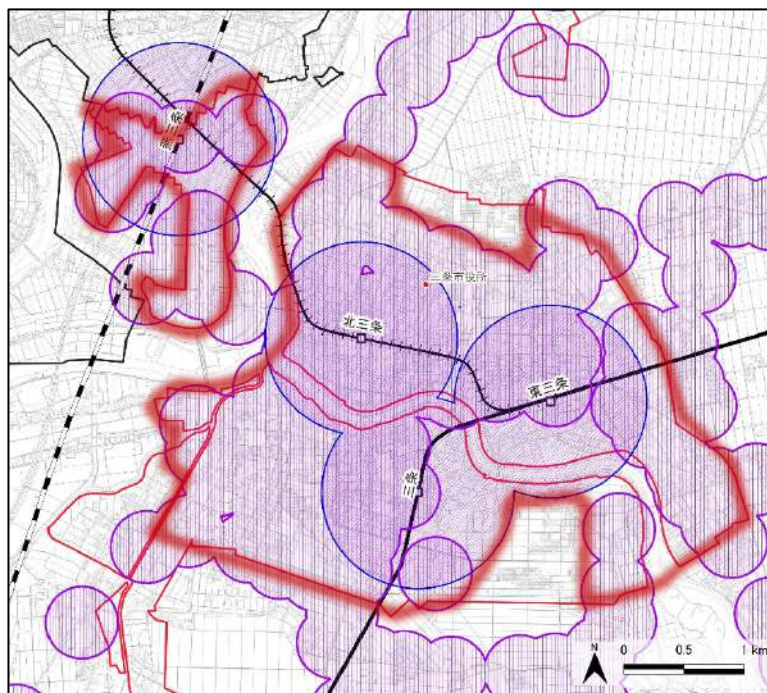
②-2 公共交通

公共交通（鉄道、路線バス）は、おおむね用途地域内をカバーしていますが、直江町地区や曲淵地区、月岡地区、新光町地区等で一部徒歩圏外となるエリアが存在します。

これら公共交通の徒歩圏内のエリアを居住誘導区域に含める範囲とします。

凡例

鉄道	■ 鉄道駅から800m
□ 鉄道駅	■ バス停から300m
— 上越新幹線	区域
— 信越線	■ 都市計画区域
⇄ 弥彦線	■ 用途地域

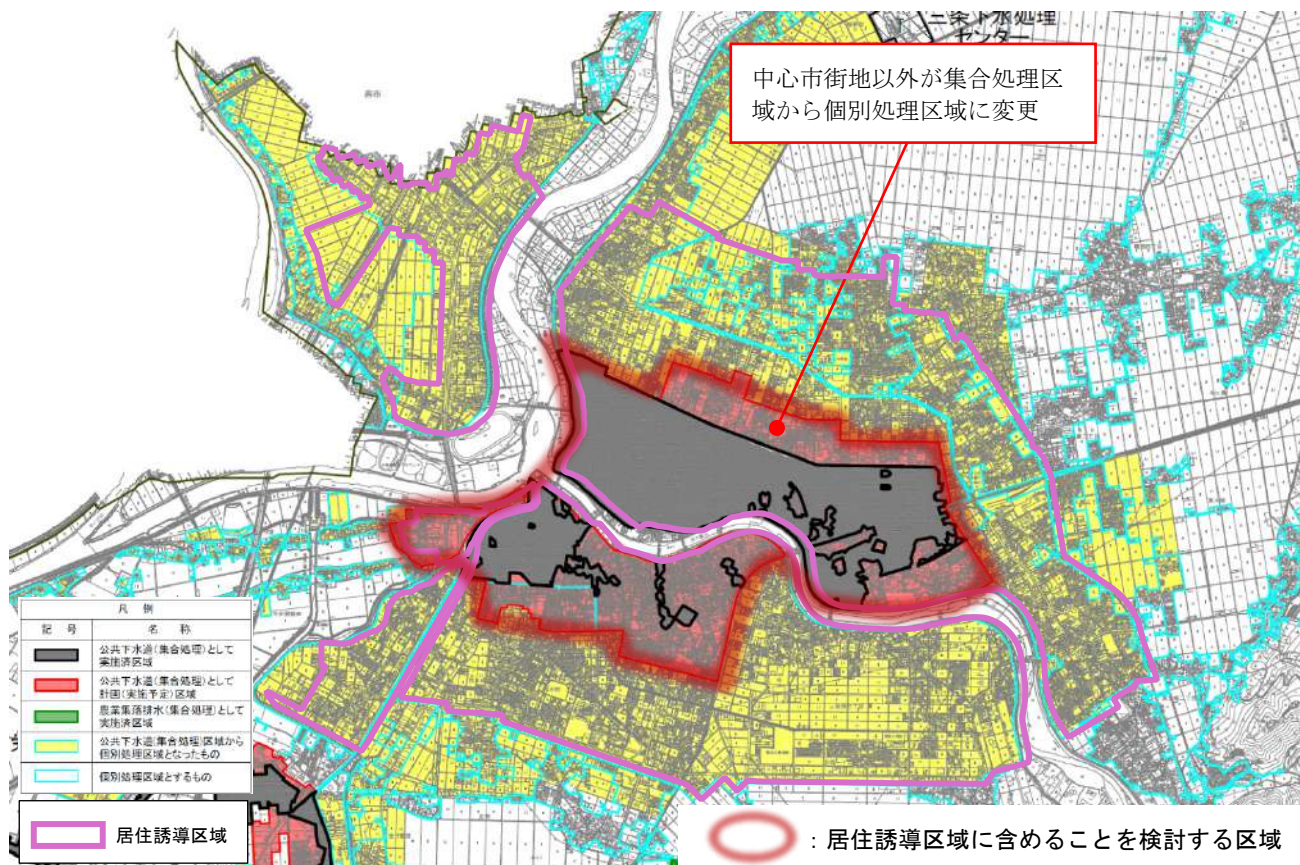


○ : 居住誘導区域に含めることを検討する区域

③ 都市基盤（下水道）

平成30年度に公共下水道の計画区域が見直され、北三条駅、東三条駅、三條駅を結ぶ中心市街地以外は集合処理区域から個別処理区域に変更されています。

これら公共下水道の区域を居住誘導区域に含める範囲とします。



○ : 居住誘導区域に含めることを検討する区域

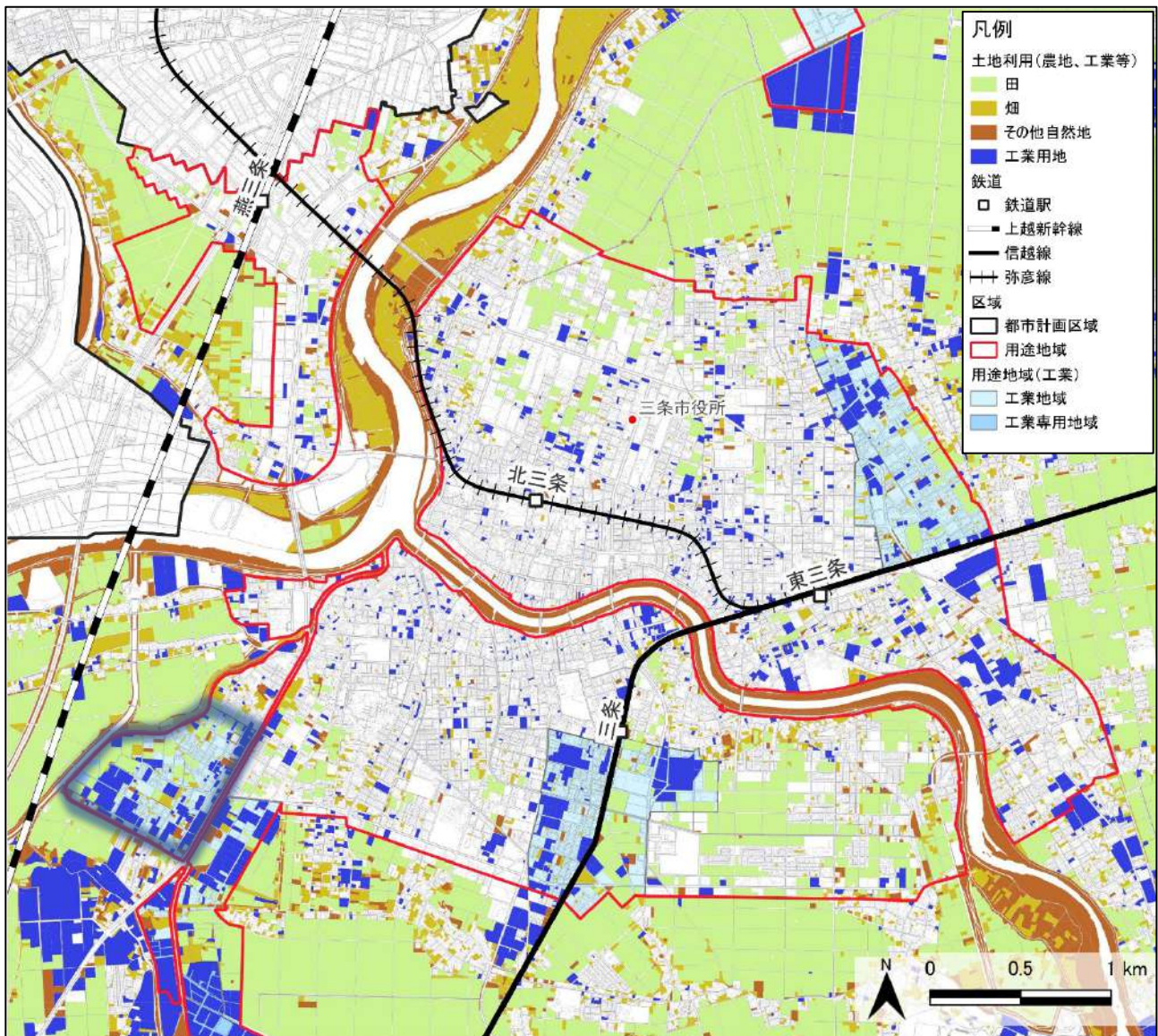
2) 区域に含めないことを検討するエリア

① 土地利用（工業・農地等）

直江町地区南側の工業系用途地域で工業用地が集積しています。

また、曲淵地区や月岡地区等の一部で農地が集積していますが、当該エリアは今後宅地化を促進する方針となっています。

以上を踏まえ、直江町地区南側の工業用途や工業系土地利用が集積している範囲を居住誘導区域に含めない範囲とします。



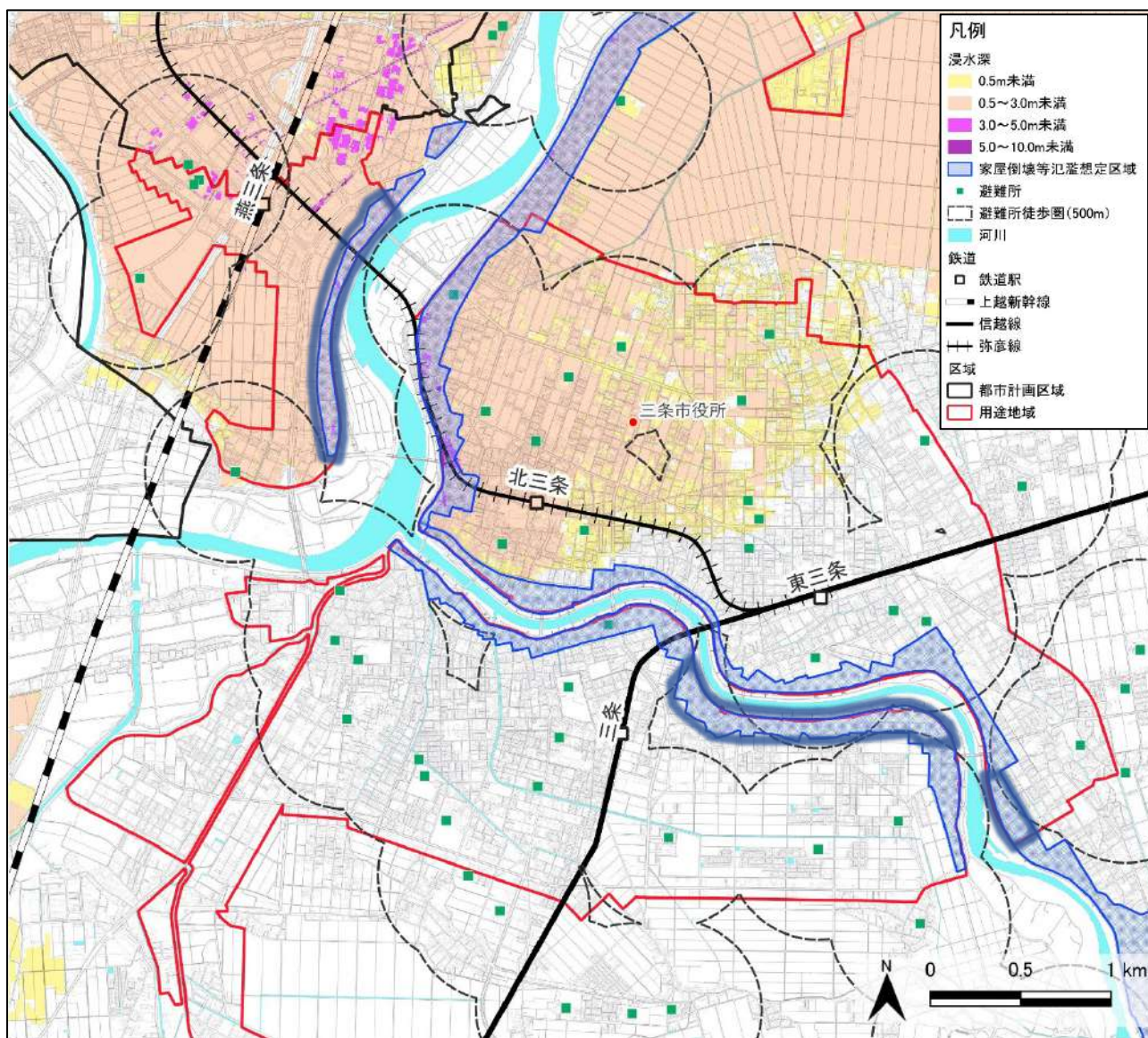
○ : 居住誘導区域に含めないことを検討する区域

② 災害リスク

北三条駅周辺やその北側、須頃地区で0.5m以上の浸水想定があり、一部避難所の徒歩圏外となっていますが、ほとんどが2階以上の建物や商業系の建物であり、垂直避難が可能となっています。

また、信濃川沿川や五十嵐川沿川に家屋倒壊等氾濫想定区域が指定され、一部避難所まで徒歩圏外となっています。

以上を踏まえ、信濃川沿川や五十嵐川沿川の家屋倒壊等氾濫想定区域で避難所の徒歩圏外の範囲を居住誘導区域に含めない範囲とします。

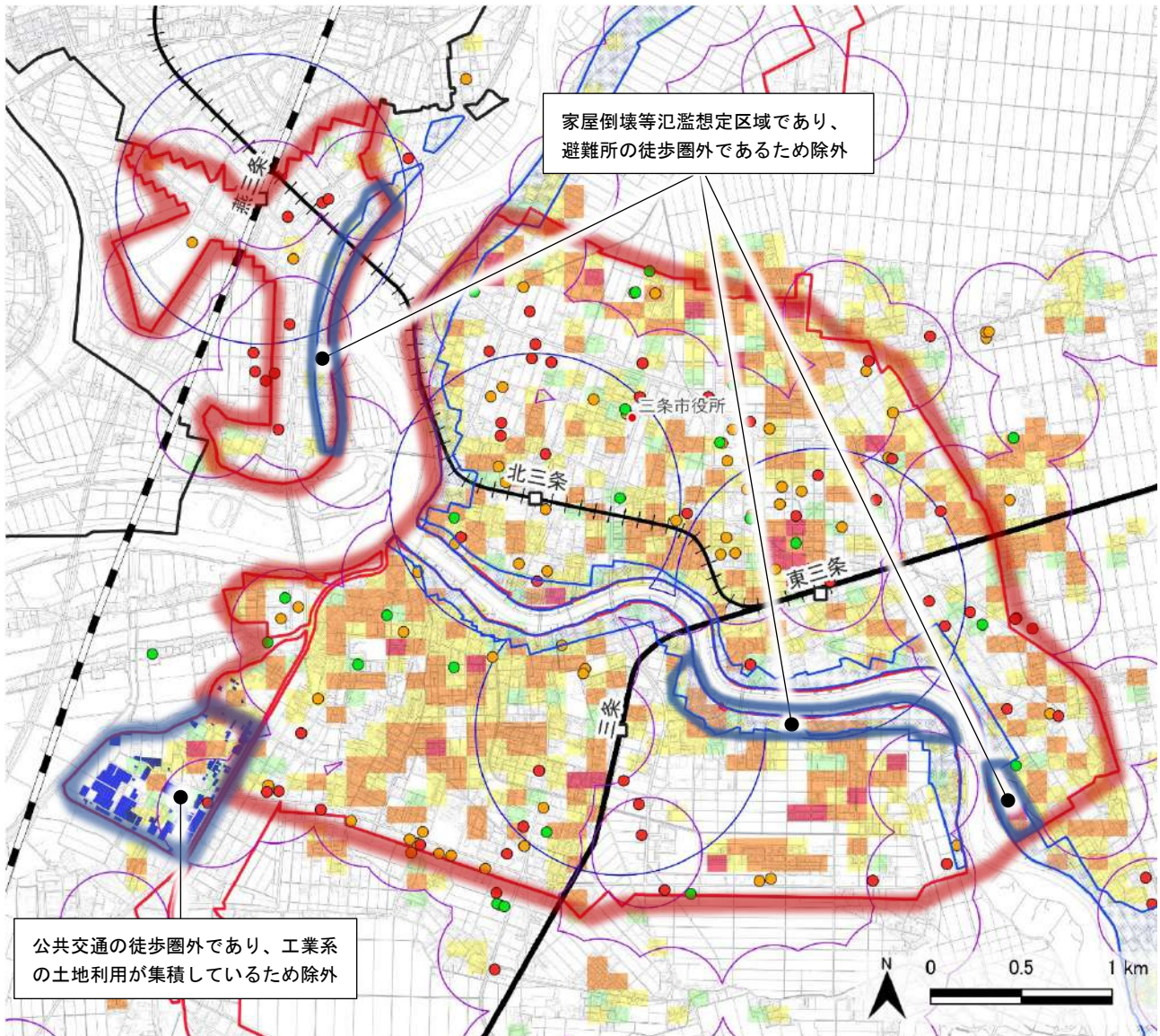


※浸水想定区域は信濃川 L1、家屋倒壊等氾濫想定区域は信濃川 L2、五十嵐川 L2 を表示

○ : 居住誘導区域に含めないことを検討する区域

3) 居住誘導区域の考え方

これまでの検証結果を踏まえ、居住誘導区域に含める範囲及び居住誘導区域に含めない区域を以下のように設定します。



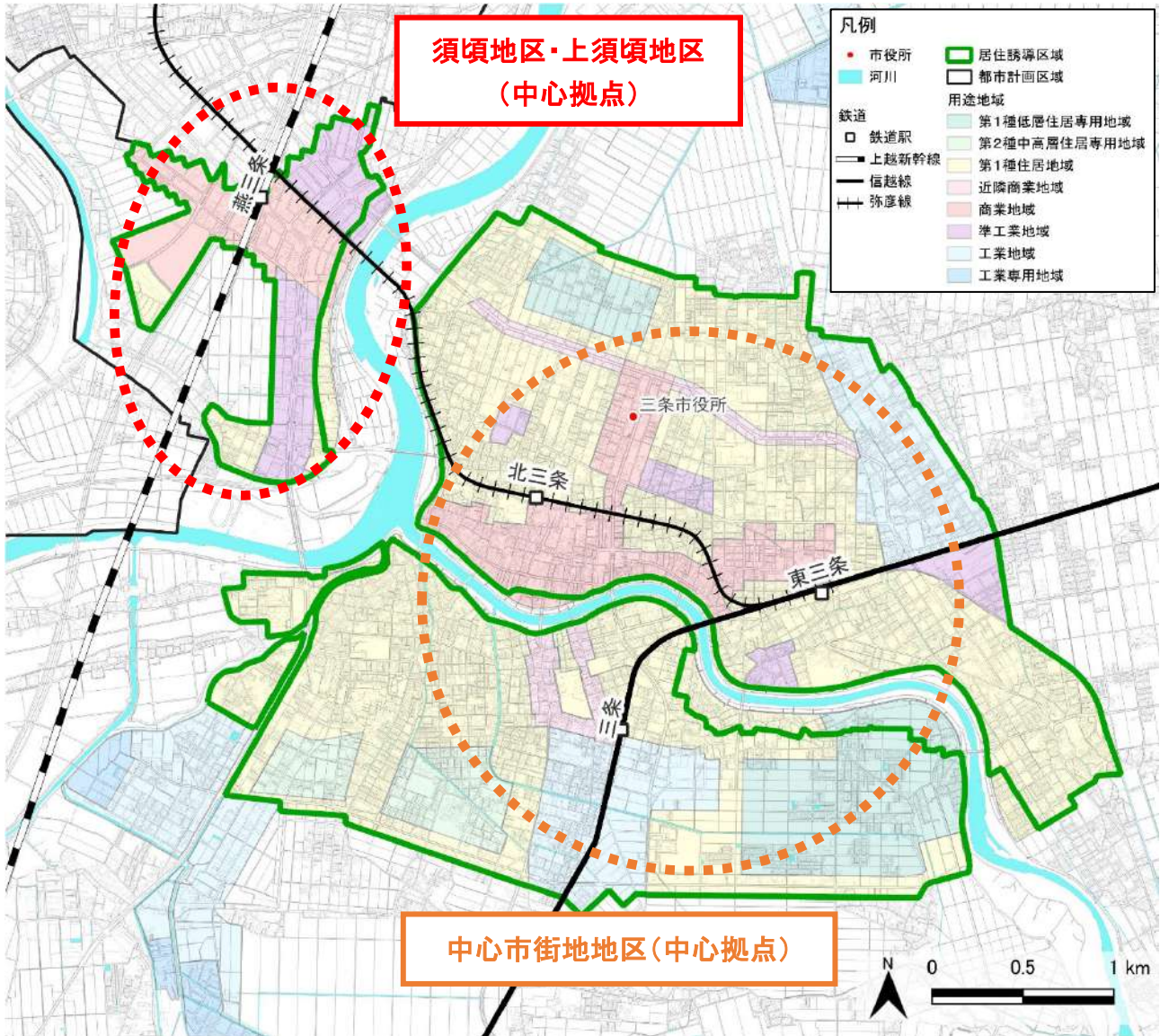
公共交通の徒歩圏外であり、工業系の土地利用が集積しているため除外

家屋倒壊等氾濫想定区域であり、避難所の徒歩圏外であるため除外

- : 居住誘導区域に含めることを検討する区域
- : 居住誘導区域に含めないことを検討する区域

凡例	
生活サービス施設	区域
● 医療施設	□ 都市計画区域
● 福祉施設	□ 用途地域
● 商業施設	R2人口密度
□ 鉄道駅から800m	■ 35～40人未満/ha
□ バス停から300m	■ 40～60人未満/ha
■ 鉄道	■ 60～100人未満/ha
□ 鉄道駅	■ 100人～/ha
— 上越新幹線	■ 土地利用(※一部表示)
— 信越線	■ 工業
— 弥彦線	■ 家屋倒壊等氾濫想定区域

《居住誘導区域の設定》



＜居住誘導区域の概要＞

【須頃地区・上須頃地区 居住誘導区域】

- ・人口集中地区ではありませんが、都市計画マスタープランにおいて、広域交流拠点として位置付けられ、近年、人口増加傾向にあります。また、「燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針」に基づき連携生活拠点を形成することで、地区の魅力・利便性は益々高まるものと考えられます。
- ・教育機能及び県央基幹病院の開設により、交通アクセスほか多様な都市機能の集積を目指して環境整備を行うことが求められます。

【中心市街地地区 居住誘導区域】

- ・東三条駅、三条駅、北三条駅周辺の既成市街地を中心として行政機能や生活サービス機能、居住機能が集積しており、本市の中心拠点として活性化を目指します。
- ・工業地域が含まれますが、昔からの町工場と住宅が混在しています。

2 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・子育て・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

本市では、以下の設定方針に基づき、都市機能誘導区域を設定します。

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に設定することを基本としつつ、公共交通の利用圏内かつ、都市機能が集積している範囲を設定します。

また、「燕三条圏域広域立地適正化に関する基本方針」を踏まえ、豊富な地域資源や既成商店街を有する中心市街地地区や、広域的な交通結節機能を活かした高次都市機能が集積する須頃地区・上須頃地区を基本として都市機能誘導区域を設定します。

(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域の設定にあたっては、上記の設定方針に基づき、概ね以下の要件を満たすエリアについて設定します。

【都市機能誘導区域設定条件】

《前提条件》

- ① 居住誘導区域内

《区域に含めることを検討するエリア》

- ① 公共交通利用圏※

- ・ 鉄道駅から 800m、バス停留所から 300m

※鉄道線・河川等により駅・停留所から分断される範囲等を考慮

- ② 都市機能が集積している地域または見込まれる区域

- ・ 医療施設、社会福祉施設、教育・文化施設、商業施設

1) 区域に含めることを検討するエリア

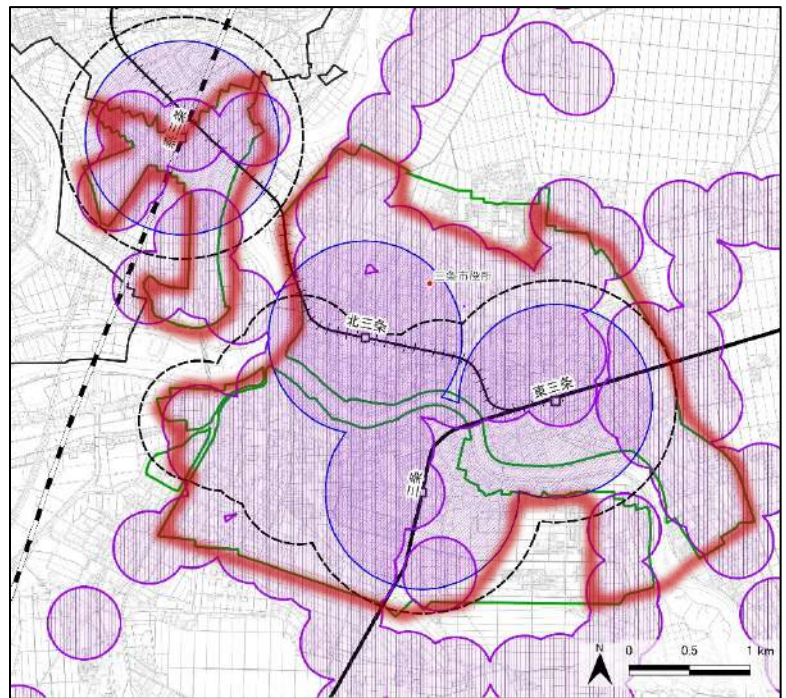
① 公共交通

公共交通（鉄道、路線バス）は、居住誘導区域内において曲淵地区や月岡地区、新光町地区等で一部徒歩圏外となるエリアが存在します。

これら公共交通徒歩圏内のエリアを都市機能誘導区域に含める範囲とします。

凡例

- | | |
|--|-----------|
| 鉄道 | 区域 |
| □ 鉄道駅 | □ 都市計画区域 |
| — 上越新幹線 | □ 居住誘導区域 |
| — 信越線 | |
| — 弥彦線 | |
| ■ 鉄道駅から800m | |
| ■ バス停から300m | |
| ■ 時間当たり3本以上(ピーク時)の
鉄道駅から1km、バス停から500m | |



○ : 都市機能誘導区域に含めることを検討する区域

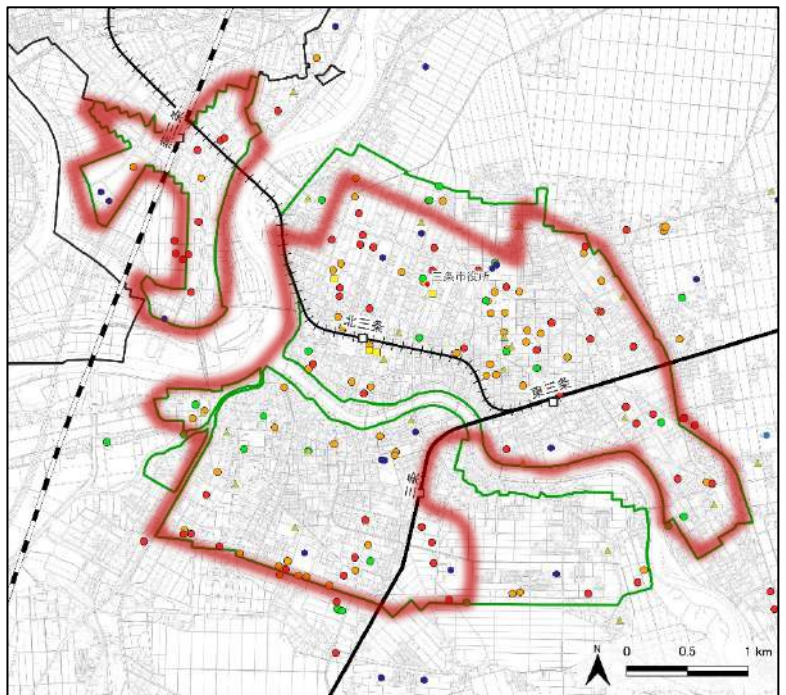
② 都市機能

居住誘導区域内の都市機能は特に北三条駅や東三条駅周辺の既成市街地や、公共交通の運行ルートである幹線道路沿い等に集積しています。

これら都市機能が集積する範囲を都市機能誘導区域に含める範囲とします。

凡例

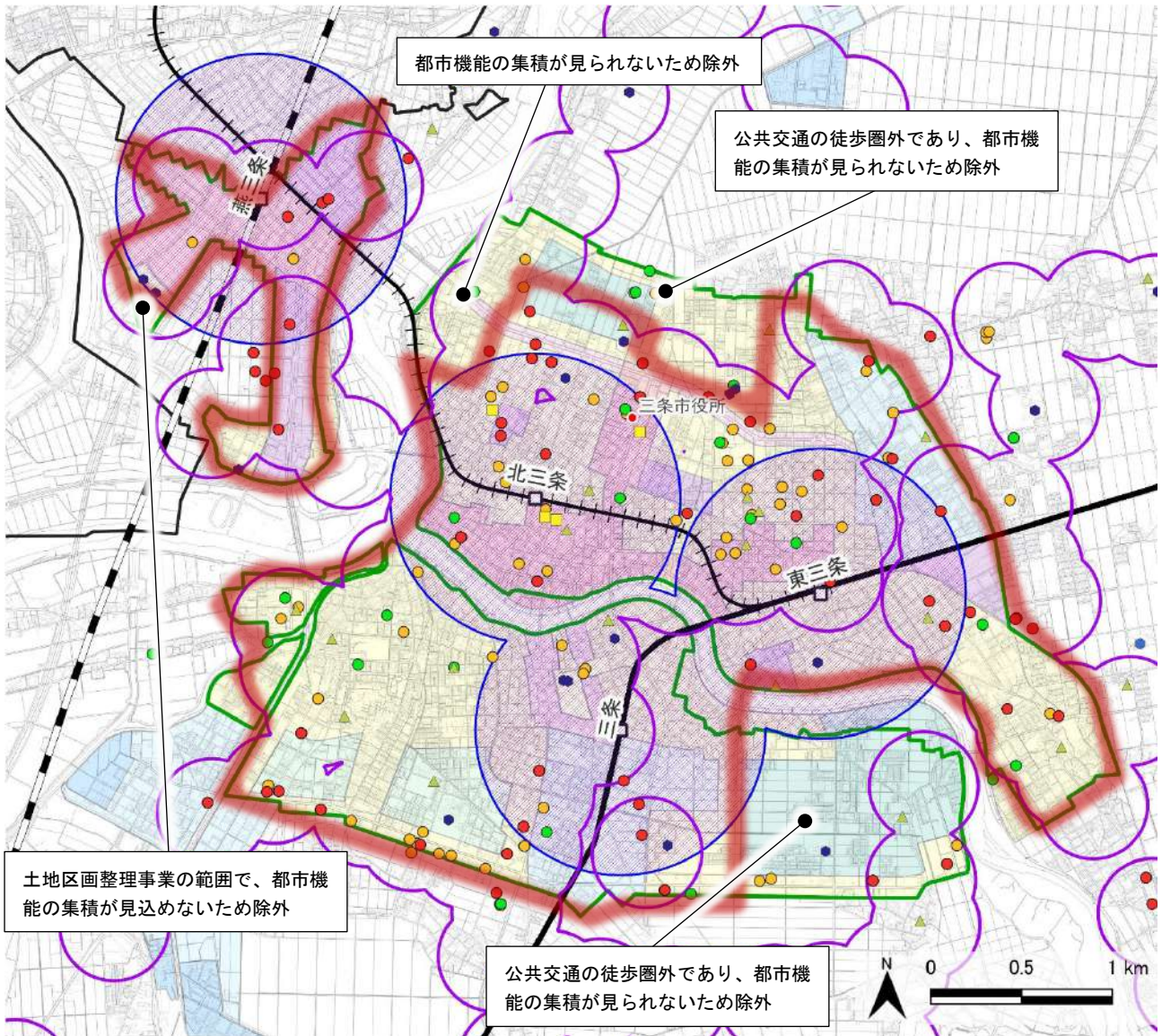
- | | |
|-----------|-----------|
| 鉄道 | 区域 |
| ○ 医療施設 | □ 鉄道駅 |
| ● 福祉施設 | — 上越新幹線 |
| ● 商業施設 | — 信越線 |
| ▲ 子育て支援施設 | — 弥彦線 |
| ■ 文化施設 | □ 都市計画区域 |
| ● 教育施設 | □ 居住誘導区域 |




○ : 都市機能誘導区域に含めることを検討する区域

2) 都市機能誘導区域の考え方

これまでの検証結果を踏まえ、都市機能誘導区域に含める範囲を以下のように設定します。

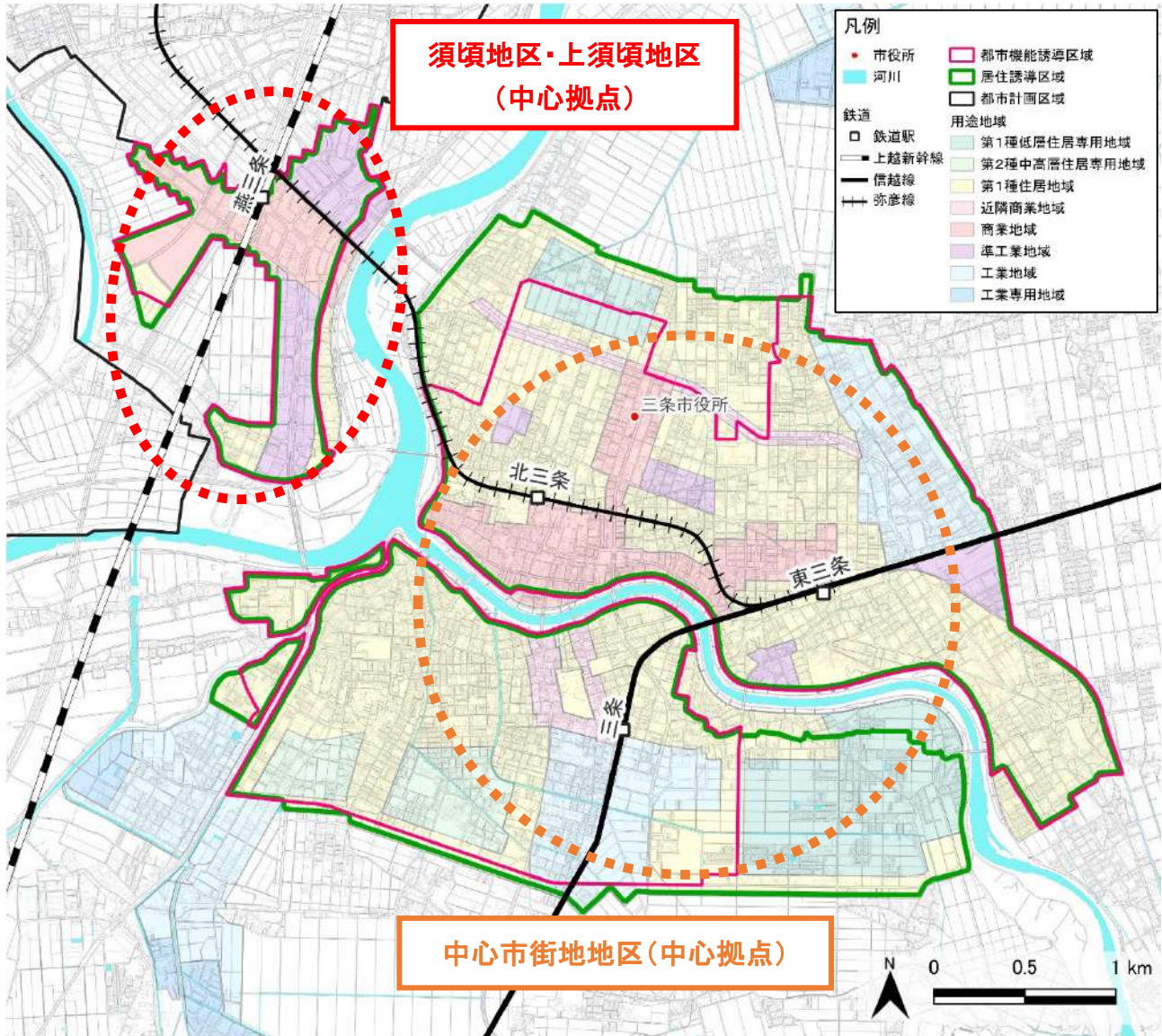


 : 都市機能誘導区域に含める区域

凡例

- | | |
|--|--|
| ● 市役所 | 区域 |
| ● 医療施設 |  居住誘導区域 |
| ● 福祉施設 |  都市計画区域 |
| ● 商業施設 |  第1種低層住居専用地域 |
| ▲ 子育て支援施設 |  第2種中高層住居専用地域 |
| ■ 文化施設 |  第1種住居地域 |
| ● 教育施設 |  近隣商業地域 |
|  鉄道駅から800m |  商業地域 |
|  バス停から300m |  準工業地域 |
| ■ 鉄道 |  工業地域 |
| □ 鉄道駅 |  工業専用地域 |
| — 上越新幹線 | |
| — 信越線 | |
| — 弥彦線 | |

《都市機能誘導区域》



＜都市機能誘導区域の概要＞

【中心市街地地区 (中心拠点)】

- ・ 中心市街地地区は、歴史や伝統文化を語る地域資源と既成商店街を中心とした商業機能や居住機能の活性化により、にぎわいと落ち着きが共存する中心拠点

【須頃地区・上須頃地区 (中心拠点)】

- ・ 須頃地区は広域的な交通結節機能を活かした高次都市機能の集積を高め、市の発展を牽引する中心拠点

3 都市機能誘導施設

(1) 誘導施設の設定方針

1) 都市再生特別措置法等の位置付け

誘導施設とは、法第81条第1項において、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と位置付けられています。

2) 検討の対象とする都市施設

上記の法律等での位置付けや居住及び都市機能の誘導方針を踏まえ、検討の対象とする都市機能を以下のとおりとします。

	都市施設	考え方	根拠法・定義	
施設 医療	病院	生活に必要な都市機能であるため、検討対象とする。	医療法第1条の5	
	診療所			
施設 社会福祉	母子福祉センター	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となるため、検討の対象とする。	「児童福祉法」、「母子及び寡婦福祉法」、「母子保健法」に定める施設または事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設	
	保育所、保育園			
施設 教育・文化施設	幼稚園	子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となるため、検討の対象とする。	学校教育法第1条	
	認定子ども園		就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	
	小学校		学校教育法第1条	
	中学校			
	義務教育学校			
	高等学校			
	中等教育学校			
	特別支援学校			
	大学、高等専門学校			本市における若年層の人口動態の改善には「高等教育環境の充実」が必要となるため、検討の対象とする。
	専修学校		学校教育法第124条	
	各種学校		学校教育法第134条	
	図書館		集客力があり、まちなぎを生ま出す施設のため、検討の対象とする。	図書館法第2条第1項
	博物館ほか			博物館法第2条第1項、同法第29条ほか
	体育館	スポーツ基本法第12条		
施設 商業施設	大規模小売店舗 (1,000m ² 以上)	生活に必要な不可欠な都市機能であるため、検討対象とする。		
	スーパーマーケット、食料品店			

3) 検討方法

- ・上位計画や関連計画、既存のプロジェクトなどに施設整備の位置付けが既にあり、かつ、それらが都市機能誘導区域内での立地を想定している、もしくは立地が望ましい施設について誘導施設に設定します。
- ・施設分布や徒歩圏の状況を踏まえた現時点での充足度、また、居住及び都市機能の誘導方針に基づく将来的な需要を踏まえ、誘導施設の設定の必要性を評価します。
- ・なお、充足していると判断できる場合でも、その機能を維持する必要性が高い場合は、誘導施設に設定します。

(2) 誘導施設の設定

1) 病院・診療所

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・病院：嵐南地区及び国道 289 号周辺地域では病院から 800 メートル圏を外れる地区がある。 ・診療所：居住誘導区域内に広く点在しており、市民の身近な「かかりつけ医」として市民の健康の維持・増進が保たれている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院：県央基幹病院が立地している。 ・診療所：居住誘導区域内に 1 件のみの立地となっている。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地地区への医療機関の集積により中心市街地地区の人口密度が高まれば、地域の活性化や行政サービスの効率的な提供につながるものと考えられるため、誘導施設とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県央基幹病院は隣接する燕市等も含めた広域の医療機関であり、「かかりつけ医」である診療所と連携して、施設の維持・存続をさせていくことが求められているため、誘導施設とする。
誘導施設への位置付け	○	○

2) 母子福祉センター・保育所・保育園・幼稚園・認定こども園

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉センター：区域内に立地がない。 ・保育所・保育園：「保育所の徒歩圏 0～4 歳人口カバー率」の地方都市圏（10 万人以下）での偏差値 60.7（資料編 1 掲載）と区域内に点在しており、施設の維持・存続は確保されている。 	
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が居住地周辺の施設を利用するとは限らず、職場近接や鉄道駅周辺などの公共交通の利便性の高い場所に立地している施設など、立地場所や利用者のニーズにより異なるが、区域内での誘導施設とすることが望ましい。 	
誘導施設への位置付け	○	○

3) 小学校・中学校・義務教育学校

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	・区域内に広く分布しており、各学校から1km圏内でカバーされている。	・須頃小学校のみ立地しているが、1km圏内では区域の北側がカバーされていない。
評価	・子育て世代にとって居住を決める際の重要な要素となるため、今後も誘導施設とする。	
誘導施設への位置付け	○	○

4) 高等学校・中等教育学校・特別支援学校

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	・高等学校は都市機能誘導区域内に3校立地している。	・高等学校等の立地がない
評価	・本市における若年層の20～24歳の世代の転入人口増、転入人口減への対応として、「魅力ある優れた教育機会の創出」を目指すため誘導が必要である。	
誘導施設への位置付け	○	○

5) 大学・高等専門学校・専修学校・各種学校

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	・高等教育機関の立地がない。	・上須頃地区に三条市立大学及び三条看護・医療・歯科衛生専門学校が立地している。 ・なお、これらの施設は、燕市と連携を図りながら、両学校の安定した運営に向けた学生確保に関する取組（周知活動）、地元企業の発展や地域医療体制の充実に向けた両学校卒業生の地元就職等に関する取組（周知活動）を行っている。
評価	・本市における若年層の人口動態の改善には「高等教育環境の充実」が必要であり、これには市内外からの交通アクセスの利便性の高さを重視することから誘導施設とする。	
誘導施設への位置付け	○	○

6) 図書館・博物館ほか・体育館

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館：北三条駅付近に三条市立図書館「まちやま」が立地 ・博物館ほか：北三条駅付近に歴史民俗産業資料館「ほまれあ」、鍛冶道場が立地 ・体育館：中心市街地地区に三条市体育文化会館「たいぶん」が立地 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等の立地はない
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館・博物館ほか：北三条駅周辺に立地している三条市立図書館「まちやま」や歴史民俗産業資料館「ほまれあ」、三条鍛冶道場等は、施設間の回遊性を高めることで、にぎわいを作り出すため今後も維持が必要である。 ・体育館：三条市体育文化会館「たいぶん」は、市民が身近にスポーツに親しむことにより、競技水準の向上や健康増進を図るとともに、地域における交流活動の推進を図るため今後も維持が必要である。 	—
誘導施設への位置付け	○	—

7) 商業施設（大規模小売店舗：1,000m²以上）

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・国道289号、主要地方道長岡見附三条線沿い等に点在 	<ul style="list-style-type: none"> ・国道8号沿いに点在 ・上須頃地区の土地区画整理事業区域内に大型ショッピングセンターが立地
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な商圈を有するという特徴を持つため、こうした交通軸沿線には引き続き誘導していくことが望ましい。 	
誘導施設への位置付け	○	○

8) 商業施設（スーパー）

	中心市街地地区	須頃地区・上須頃地区
充足度	<ul style="list-style-type: none"> ・区域内に広く分布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立地がないが、燕市内の隣接地に点在している。
評価	<ul style="list-style-type: none"> ・須頃地区では燕市内の隣接する店舗を利用している。 ・スーパーは日常生活を営む上で生活利便性を担う重要なものであるため、居住誘導区域であるこの地域においては欠かせない、誘導施設として設定することが望ましい。 	
誘導施設への位置付け	○	○

(3) 誘導施設への位置付け

誘導施設の考え方に基づき、都市機能誘導区域を設定した各拠点区域における誘導施設は以下のとおりとします。

	想定される誘導施設	誘導施設への位置付け		根拠法・定義
		中心市街地地区	須頃（上須頃）地区	
医療施設	病院	○	○	医療法第1条の5
	診療所	○	○	
社会福祉施設	母子福祉センター	○	○	「児童福祉法」、「母子及び寡婦福祉法」、「母子保健法」に定める施設または事業の用に供する施設のうち、通所等を主目的とする施設
	保育所、保育園	○	○	
教育・文化施設	幼稚園	○	○	学校教育法第1条
	認定子ども園	○	○	就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
	小学校	○	○	学校教育法第1条
	中学校	○	○	
	義務教育学校	○	○	
	高等学校	○	○	
	中等教育学校	○	○	
	特別支援学校	○	○	
	大学、高等専門学校	○	○	
	専修学校	○	○	学校教育法第124条
	各種学校	○	○	学校教育法第134条
	図書館	○		図書館法第2条第1項
	博物館ほか	○		博物館法第2条第1項、同法第29条ほか
体育館	○		スポーツ基本法第12条	
商業施設	大規模小売店舗 (1,000m ² 以上)	○	○	
	スーパーマーケット、 食料品店	○	○	

第4章 誘導施策等

1 誘導施策の設定

先に設定した居住誘導区域内に居住を誘導するための施策や、都市機能誘導区域における都市機能誘導施設の維持・誘導を図るための施策を、関連する上位・関連計画に位置付けられた施策なども踏まえ、総合的に展開していきます。

また、都市機能誘導施設等の整備において、都市構造再編集中支援事業等による国の財政上の支援制度の活用を検討します。

なお、それらの施策に関しては、社会情勢や社会的ニーズの変化に柔軟に対応していくため、適宜見直し・検討していくものとします。

具体的には以下の施策を講じることとし、3つのまちづくりの方針ごとに整理します。

(1) 居住や都市機能の集約による人口密度の維持

中心市街地の活性化に資する取組や、災害対策、都市基盤の整備、子育て・教育環境の充実により、都市機能誘導区域や居住誘導区域の「生活の場」としての魅力を高めるほか、移住・定住の促進を行い、居住誘導区域内へ居住を誘導します。

項目	施策の内容	居住誘導	都市機能誘導
中心市街地の活性化	中心市街地空き家改修事業等補助金（新規出店事業）の活用		●
移住・定住の促進	空き家改修補助金（移住・定住補助金）の活用	●	
	結婚新生活支援補助金の活用	●	
	「フラット 35 地域連携型」の活用	●	
	学生まちなか居住促進事業補助金の活用	●	●
災害対策の推進	排水路整備等の内水対策	●	
	住宅の耐震化	●	
都市基盤の整備	都市計画道路整備の推進	●	
	公共下水道整備の推進	●	
子育て・教育環境の充実	子どもの遊び場の充実	●	
	多様な保育ニーズへの対応	●	

(2) 中心市街地の魅力向上による都市活力の維持

近年の商業機能の郊外化や後継者不足による空き店舗の増加や、これに伴う商店街をはじめとした中心市街地における交流機会の喪失等に対応するため、中心市街地への新規出店や学生の居住促進等により中心市街地の活性化や魅力向上を図ります。

また、三条マルシェ等の既存のイベントや、新たに整備された拠点施設等を活用したイベント等により地域活動の維持、活性化を図り、まちなかでの交流機会を創出します。

項目	施策の内容	居住誘導	都市機能誘導
中心市街地の活性化	【再掲】中心市街地空き家改修事業等補助金（新規出店事業）の活用		●
移住・定住の促進	【再掲】学生まちなか居住促進事業補助金の活用	●	●
地域活動の維持、活性化	三条マルシェ等のまちなかイベントの継続実施		●
	三条市立図書館「まちやま」、体育文化会館「たいぶん」などの拠点を生かしたイベントの充実		●

(3) 市街地と周辺地域とのネットワークの強化

三条市地域公共交通計画等と連携し、利便性の高い公共交通サービスを確保するほか、東三条駅等の交通結節点の機能強化、拠点間の交通手段の確保、既存路線の維持等に努め、市内及び広域都市間の公共交通ネットワークの強化を図ります。

項目	施策の内容	居住誘導	都市機能誘導
利便性の高い公共交通サービスの確保	市内循環バス「ぐるっとさん」のキャッシュレス決済導入	●	●
	AI デマンド交通導入とデマンド交通の全日運行	●	●
交通結節点の機能強化	交通結節点の整備		●
	乗り継ぎ利便性の向上		●
拠点間の交通手段の確保	中心拠点と広域連携地域拠点との交通ネットワークの見直し検討	●	●
公共交通の維持	既存路線の見直しや利用促進による事業者の採算性向上	●	●

2 届出制度について

(1) 居住誘導区域

1) 誘導区域と事前届出

居住誘導区域は、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス等が持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

本市においても届出の対象となる区域と対象外の区域を設定します。対象区域では一定規模以上の開発・建築等行為は着手する 30 日前までに届出が必要となります。

「居住誘導区域（届出の対象外エリア）」

「居住誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。

事前届出を申請する場合は、市域全体や既存施設の立地状況などを勘案し、適正な場所への立地誘導を図るため、事前の協議（各種情報提供）を行っていきます。

「居住を適正化する区域（届出の対象エリア）」

居住誘導区域外である「居住を適正化する区域」は、一定規模以上の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となるエリアです。

2) 届出の対象となる行為

ア 開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で 1,000 m²以上の規模のもの

イ 建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅新築
- ・ 住宅への改築、住宅への用途変更

(2) 都市機能誘導区域

1) 誘導区域・誘導施設と事前届出

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、各種サービスの効率的な提供を図ることが可能となる区域であるとともに、規定された誘導施設の誘導や抑制等を図る区域です。

本市においても届出の対象となる区域と対象外の区域及び誘導施設を設定します。対象区域では一定規模以上の誘導施設に係る開発・建築等行為は着手する 30 日前までに届出が必要となります。

「都市機能誘導区域（届出の対象外エリア）」

「都市機能誘導区域」は、区域内の開発・建築等行為における事前届出が不要であり、区域外で一定規模以上の同行為が発生した場合には、行政から区域内への誘導をお願いする区域です。

「誘導施設の立地を適正化する区域（届出の対象エリア）」

「誘導施設の立地を適正化する区域」は、本計画で設定した誘導施設の開発・建築等行為が発生した場合に、事前届出の対象となる区域です。

2) 届出の対象となる施設

- 医療施設：病院、診療所
- 社会福祉施設：母子福祉センター、保育所、保育園
- 教育・文化施設：幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、図書館、博物館ほか、体育館
- 商業施設：大規模小売店舗(1,000 m²以上)、スーパーマーケット、食料品店

第5章 防災指針

1 防災指針とは

(1) 目的

近年、全国各地で豪雨に伴う水害や土砂災害等が発生し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じており、今後も気候変動の影響による自然災害の更なる頻発化・激甚化が懸念されています。こうした自然災害に対応するためには、災害リスクを低減させるための堤防や河川・水路等のハード整備を行うとともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

防災指針は、都市再生特別措置法第81条第2項第5号に規定されるもので、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものです。

また、都市計画運用指針（令和6年11月8日一部改正）において、「防災指針の作成にあたっては、地域防災計画や国土強靱化地域計画など市町村の防災・減災対策に係る計画との内容の整合を図ることが重要である。」としていることから、防災指針はこれらの計画との整合を図ったうえで、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避、あるいは低減させるために必要な防災・減災対策を位置付けます。

(2) 防災指針策定の流れ

コンパクトで安全なまちづくりを推進するためには、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避・低減させるために必要な防災・減災対策を計画的かつ着実に実施していくことが必要です。

このため、防災指針の検討にあたっては、災害リスクの分析や災害の高い地域の抽出を行うとともに、リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や見直しを行い、居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針と地区毎の課題に対応した対策について検討することが必要です。

これらの検討にあたっては、本市を取り巻く都市の現状・課題や立地適正化計画で目指すまちづくりの方針との整合を図るとともに、居住誘導区域外に生活している居住者の安全確保策等についても考慮することが必要です。

防災まちづくりの検討においては、洪水、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害などの災害要因毎に検討を行うことが必要であり、災害の条件（降雨の規模等）や同時発生等も考慮した統合的な検討を行うことが必要です。

災害リスクの分析では、各種災害のハザード情報を収集・整理し、人口や都市施設、都市機能等の都市の情報との重ね合わせにより、様々な被害やリスクの観点から分析を行います。

■全市域を対象とした分析（マクロ分析）

- ・三条市のハザード情報等の収集
- ・各種ハザード情報の整理
- ・都市機能・居住誘導区域との重ね合わせ
- ・災害に伴う影響人口の把握

【対象ハザード】

- ・洪水（外水）
- ・雨水出水（内水）
- ・土砂災害
- ・地震
- ・ため池 など

災害リスクの高いエリアの抽出

■地区ごとの詳細な分析（ミクロ分析）

- ・居住誘導区域内のハザード情報と都市の情報を重ね合わせ分析
- ・特に災害リスクの高い区域や詳細な課題等を整理

ハザード情報

- ・浸水深
- ・浸水継続時間
- ・家屋倒壊等氾濫想定区域

×

都市の情報

- ・建物
 - ・避難施設
 - ・都市機能施設
 - ・要配慮者
- など

（分析の視点）

- 災害時の避難所収容の可否
 - 災害時の垂直避難の可否
 - 災害時の孤立リスク
 - 要配慮者や入所施設の状況
- など

防災まちづくり上の課題の抽出

■課題の整理及び取組方針・対策の検討

- ・各災害の危険度や被害リスク等を考慮した評価
- ・今後の防災・減災まちづくりに向けた課題を整理
- ・全市域や居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び課題に対応した対策の検討

図一 防災指針の検討フロー

2 災害リスク分析と課題の抽出

(1) 災害リスクに係る基本的事項

1) 自然条件（地形）

三条市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、市域の南東部には守門岳や粟ヶ岳からなる丘陵・山岳地帯が広がり、そこから北西部にかけて五十嵐川や信濃川、刈谷田川等の河川が流れ、それらの河川に沿って平野部が広がっています。

市北西の平野部に市街地が広がっており、五十嵐川や信濃川等の氾濫による水災害が発生しやすい地形となっているほか、市南東の丘陵・山岳地帯や、それらと平野部の間の山裾で土砂災害が発生する危険性があります。

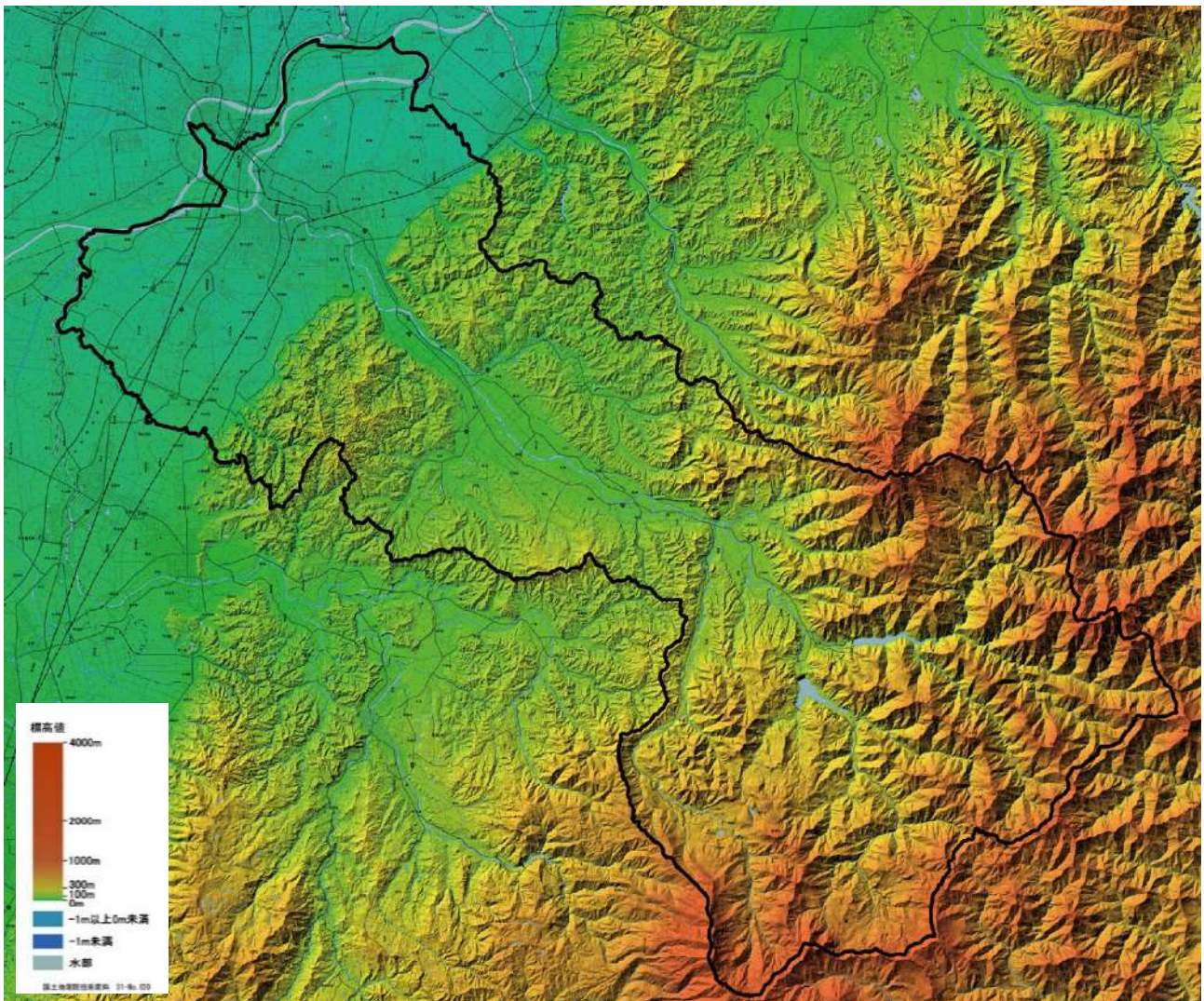


図 三条市の地形

出典：国土地理院「デジタル標高地形図」

2) 災害履歴

三条市は、これまで多くの災害に見舞われており、昭和 45 年以降は計 14 件の水害（豪雨）・台風・地震による災害が発生しており、特に豪雨による水害が多い傾向にあります。

これまでの水害では、床上浸水・床下浸水による建物被害が多数発生しており、特に信濃川や五十嵐川沿いの旧栄町や嵐南地区で被害が多くなっています。平成 16 年の 7.13 水害や平成 23 年の 7.29 水害では、特に大きな被害が発生し、死者も発生しています。

また、地震災害では平成 16 年の中越大震災と平成 19 年の中越沖地震、令和 6 年の能登半島地震があり、市内ではそれぞれ 11 人、32 人、3 人の負傷者が発生しています。

表 過去の主な災害履歴

名称・発生年月日	災害の種類	災害の状況
昭和 45 年水害 (S45.7.17)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧栄町)
昭和 46 年水害 (S46.7.18)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧栄町)
昭和 51 年水害 (S51.8.14)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧栄町)
昭和 53 年水害 (S53.6.26～29)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (嵐南地区、旧栄町) ・中小河川が至る所で氾濫 ・土木施設・農林関係も大きな被害 ・耕地の大半が冠水 (旧栄町) ・三条市水害対策本部設置、災害救助法適用
昭和 54 年水害 (S54.7.28)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧三条市)
昭和 62 年集中豪雨 (S62.7.28)	水害	・建物被害 一部床上・床下浸水 (嵐南地区)、床上・床下浸水多数 (旧栄町)
台風第 19 号 (H3.9.28)	台風	・建物等が風による被害 (特に果実等の農林関係)
平成 7 年水害 (H7.7.17、21～22)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧三条市) ・林道が至る所で崩壊 ・田畑も冠水による被害 (旧三条市)
平成 9 年集中豪 (H9.8.30)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧三条市)
平成 11 年集中豪雨 (H11.7.21)	水害	・建物被害 床上・床下浸水多数 (旧三条市)
平成 16 年 7 月 新潟・福島豪雨 (H16.7.13)	水害	・五十嵐川や刈谷田川など 6 河川の 11 か所で堤防が決壊 ・人的被害 死者 9 人、重傷者 1 人、避難者 7,426 人 (最大時) ・建物被害 10,935 棟 ・被害世帯 7,511 世帯 ・被害総額 289 億円 ・対策本部設置、災害救助法適用
新潟県中越地震 (M6.8) (H16.10.23)	地震	・人的被害 負傷者 11 人 (旧三条市、旧栄町)、死者 68 人 (県内)、避難者約 10 万人 (県内) ・建物被害 住宅損壊約 12 万棟 (県内)
新潟県中越沖地震 (M6.8) (H19.7.16)	地震	・人的被害 負傷者 32 人 (三条市)、死者 15 人 (県内) ・建物被害 住宅損壊約 4 万棟 (県内)
平成 23 年 7 月 新潟・福島豪雨 (H23.7.29)	水害	・人的被害 死者 1 人 (市外在住)、軽傷者 2 人、避難者 2,798 人 (最大時) ・建物被害 2,200 棟 ・被害世帯 2,193 世帯 ・被害総額 175 億円 ・対策本部設置、災害救助法適用
能登半島地震 (M7.6) (R6.1.1)	地震	・人的被害 軽傷 3 人 ・建物被害 全壊 5 件、大規模半壊 5 件、中規模半壊 10 件、半壊 13 件、準半壊 172 件、一部損壊 474 件

出典：三条市地域防災計画、三条市資料

また、平成以降の過去の水害では、市内各地域で浸水被害が発生しています。特に平成16年7月新潟・福島豪雨（7.13水害）では、都市計画区域内の五十嵐川沿川及びその南側の広範囲にわたり浸水したほか、平成23年7月新潟・福島豪雨（7.29水害）では、下田地域の五十嵐川沿川及びその支流沿川や都市計画区域内の複数箇所でも浸水するなど、広範囲に被害を及ぼしました。

このほかにも、平成17年8月、平成29年7月の豪雨では、居住誘導区域内や栄地区山沿いの数箇所でも浸水被害が発生しています。

また、平成25年の豪雨では、家屋等の被害は生じませんでした。栄地区の農地において広範囲の浸水が起っています。

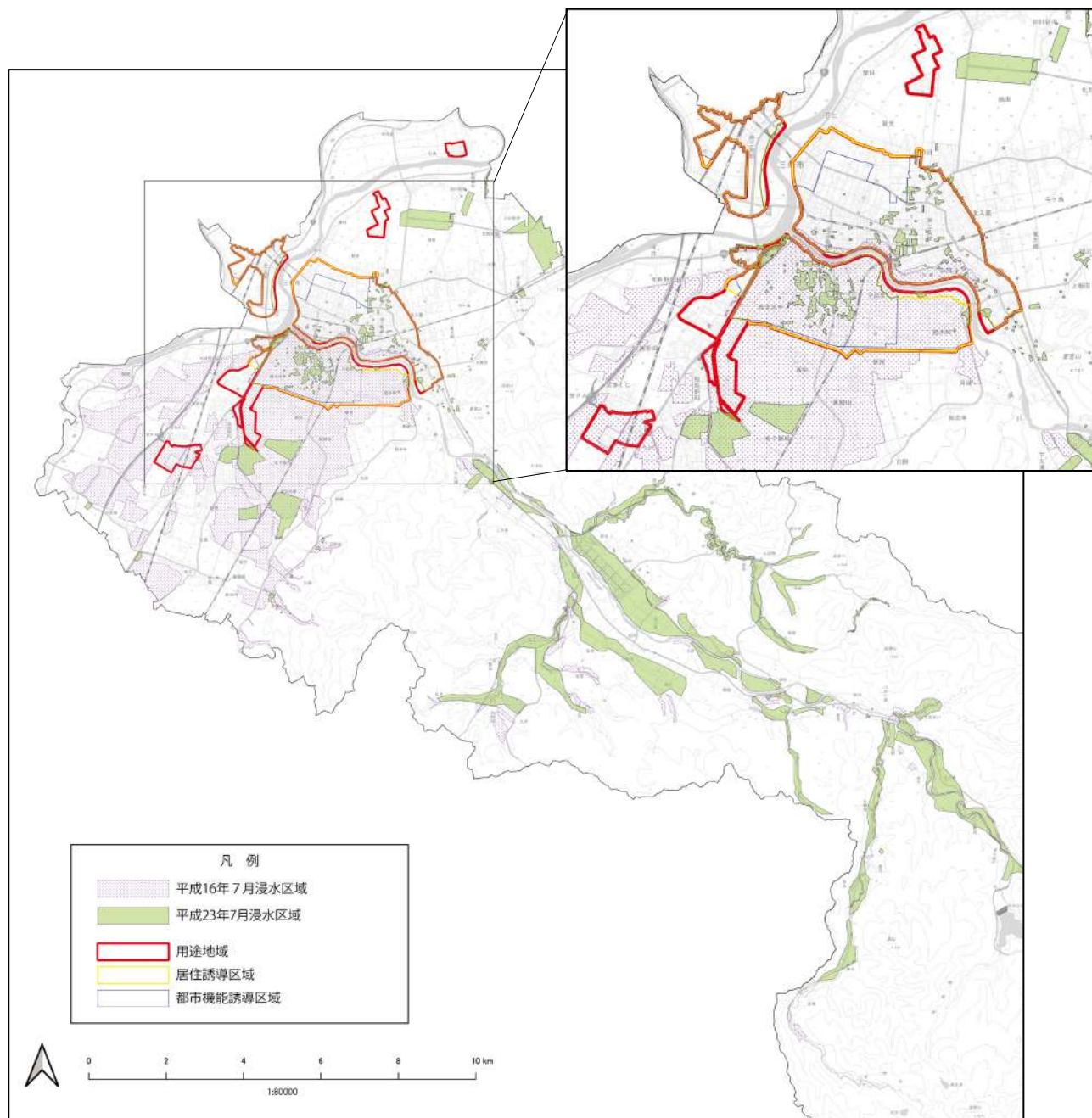


図 主な浸水実績（平成以降）

出典：新潟県浸水実績図

(2) 三条市内のハザード情報の整理とリスク分析（マクロ分析）

マクロ分析では、全市域を対象に、想定される主要な災害の種別を把握します。
本市で想定される災害には洪水、雨水出水、土砂災害、地震、ため池があります。

表 想定される災害ハザード情報

災害種類	対象		規模	資料	作成年月
洪水※ ¹ (外水)	浸水想定 区域	信濃川 (中流、下流)	計画規模 L1(1/150)	北陸地方整備局信濃川河川 事務所洪水浸水想定区域 新潟県洪水浸水想定区域図	H28.5
			想定最大規模 L2(1/1000)		
		下条川	計画規模 L1(1/70)		H30.6
			想定最大規模 L2		
		布施谷川	計画規模 L1(1/30)		H30.6
			想定最大規模 L2		
		五十嵐川	計画規模 L1(1/80)		H30.6
			想定最大規模 L2		
		大平川	計画規模 L1(1/30)		R4.8
			想定最大規模 L2		
		鹿熊川	計画規模 L1(1/10)		H30.6
			想定最大規模 L2		
		檜山川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
		大沢川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
		坂本川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
		曲谷川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
		中浦川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
		小長沢川※ ²	想定最大規模 L2		R5.6
	守門川※ ²	想定最大規模 L2	R5.6		
	駒出川※ ²	想定最大規模 L2	R5.6		
	笠堀川※ ²	想定最大規模 L2	R5.6		
	貝喰川	計画規模 L1(1/30)	R6.3		
		想定最大規模 L2			
	刈谷田川	計画規模 L1(1/100)	H29.6		
		想定最大規模 L2			
	浸水継続 時間	信濃川 (中流、下流) 下条川 布施谷川 五十嵐川 大平川 鹿熊川 貝喰川 刈谷田川	想定最大規模 L2	北陸地方整備局信濃川河川 事務所洪水浸水想定区域 新潟県洪水浸水想定区域図	H28.5 H30.6 H30.6 H30.6 R4.8 H30.6 R6.3 H29.6
家屋倒壊等 氾濫想定区 域	信濃川 (中流、下流) 下条川※ 布施谷川 五十嵐川 大平川 鹿熊川 貝喰川 刈谷田川	想定最大規模 L2	北陸地方整備局信濃川河川 事務所洪水浸水想定区域 新潟県洪水浸水想定区域図	H28.5 H30.6 H30.6 H30.6 R4.8 H30.6 R6.3 H29.6	
雨水出水 (内水)	内水浸水想定区域	計画規模 L1 (1/10)	三条市雨水出水浸水想定区 域図	R7.3	
		想定最大規模 L2			
土砂災害	土砂災害（特別）警戒区域		-	新潟県土砂災害警戒区域箇所図	R1.7
地震	想定震度	長岡平野西縁 断層	M8.0 程度	新潟県地震被害想定調査報告書	R4.3
	液状化状況		-		
ため池	最大浸水深		-	三条市ため池ハザードマップ	R1

- ※ 1. 「三条市豪雨災害対応ガイドブック」と扱うハザード情報が一部異なる
- ※ 2. これらの河川では計画規模（L1）は想定されていない

【L1、L2 の考え方】

<計画規模 L1 の考え方>

計画規模 L1 は河川整備計画等で想定する規模の降雨であり、将来的には改善が見込まれますが、想定最大規模よりも発生する頻度は比較的高くなります。

そのため、計画規模 L1 では人命の安全確保に加え、徒歩による避難の可否や家屋等への経済的被害についてを課題抽出の視点とします。

<想定最大規模 L2 の考え方>

想定最大規模 L2 は、およそ 1,000 年に一度発生する規模の降雨であり、河川整備計画等で想定している規模よりも大きいため河川整備による大きな改善は望めません。

そのため、想定最大規模 L2 では、避難による人命の安全が確保できるかを課題抽出の視点とします。

【避難所・避難場所の種類】（※三条市地域防災計画、三条市 HP より引用）

避難所・避難場所の種類		内容
指定 避難所	第 1 次避難所	災害警戒支部の立ち上げと同時に開設する避難所。
	第 2 次避難所	高齢者等避難の発令前に開設する避難所。
	その他避難所	第 1 次避難所及び第 2 次避難所の開設後、避難者の増大及び被害状況等により必要とされる場合に開設する避難所。
民有等の避難施設		災害の状況により、上記避難所で収容しきれない場合に開設する避難協力施設。
緊急避難場所		災害時に避難所まで行けない住民が、緊急的に避難し身を守る施設で、豪雨時と震災時それぞれの避難場所が指定されている。 なお、一時的に避難する施設のため物資や食料の提供は行わない。

【避難所・避難場所徒歩圏の考え方】

「都市構造の評価に関するハンドブック」（国土交通省）では一般的な徒歩圏は 800m、高齢者徒歩圏は 500m と設定されています。防災指針では、高齢者等を含めた全ての居住者の避難等を検討するため、避難避難所・避難場所までの徒歩圏は高齢者徒歩圏に合わせ 500m とします。

1) 洪水（外水）

災害リスク分析において、対象とする河川と規模は以下のとおりとします。（河川ごとのハザード情報の詳細は「資料編2 災害リスク分析」を参照）

表一対象となる河川と規模

災害種類	対象	規模	対象の有無	該当頁	
洪水 (外水)	浸水想定区域	信濃川(中流、下流)	計画規模 L1(1/150)	○	133
			想定最大規模 L2(1/1000)	○	134
		下条川	計画規模 L1(1/70)	○	135
			想定最大規模 L2	○	136
		布施谷川	計画規模 L1(1/30)	○	137
			想定最大規模 L2	○	138
		五十嵐川	計画規模 L1 (1/80)	× [※]	-
			想定最大規模 L2	○	139
		大平川	計画規模 L1(1/30)	○	140
			想定最大規模 L2	○	141
		鹿熊川	計画規模 L1(1/10)	○	142
			想定最大規模 L2	○	143
		檜山川	想定最大規模 L2	○	144
		大沢川	想定最大規模 L2	○	
		坂本川	想定最大規模 L2	○	
		曲谷川	想定最大規模 L2	○	
		中浦川	想定最大規模 L2	○	
		小長沢川	想定最大規模 L2	○	
		守門川	想定最大規模 L2	○	
		駒出川	想定最大規模 L2	○	
	笠堀川	想定最大規模 L2	○		
	貝喰川	計画規模 L1(1/30)	○	145	
		想定最大規模 L2	○	146	
	刈谷田川	計画規模 L1(1/100)	× [※]	-	
		想定最大規模 L2	○	147	
	浸水継続時間	信濃川(中流、下流)	想定最大規模 L2	○	149
		下条川		○	150
		布施谷川		○	151
		五十嵐川		○	152
		大平川		○	153
		鹿熊川		○	154
		貝喰川		○	155
		刈谷田川		○	156
家屋倒壊等 氾濫想定区域	信濃川(中流、下流)	想定最大規模 L2	○	158	
	下条川		× [※]	-	
	布施谷川		○	159	
	五十嵐川		○	160	
	大平川		○	161	
	鹿熊川		○	162	
	貝喰川		○	163	
刈谷田川	○	164			

※対象の区域が市域内に存在しないため、図示しない。

ア 計画規模 L1

計画規模を想定した洪水では、市域北側で広く浸水想定区域が広がり、居住誘導区域内では須頃地区一体や北三条駅周辺から北側にかけて 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されています。

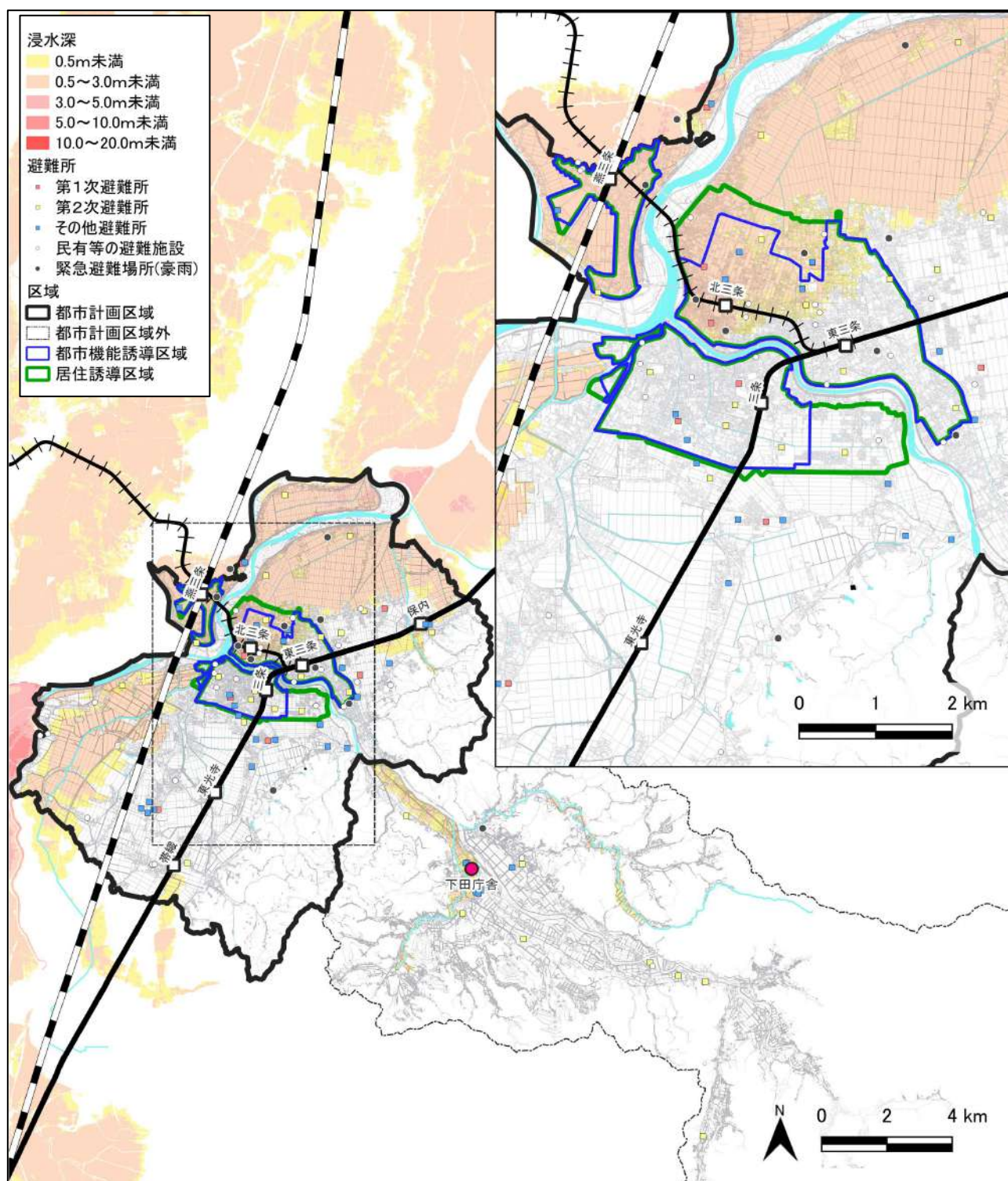


図 浸水想定区域（想定最大規模 L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域、北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域を加工※
 ※信濃川 L1、貝喰川 L1、下条川 L1、布施谷川 L1、大平川 L1、鹿熊川 L1 の浸水想定区域を合わせて表示（重なる部分は最も深い浸水深を表示）

イ 想定最大規模 L2

想定最大規模を想定した洪水では、居住誘導区域のほぼ全域に加え、平野部の広範囲、下田地域の五十嵐川沿川で0.5m以上の浸水が想定されています。

また、信濃川・五十嵐川の沿川や、平野部の農地の一部で3.0m以上の浸水が想定されており、居住誘導区域も含まれており住宅等の立地が多く見られます。

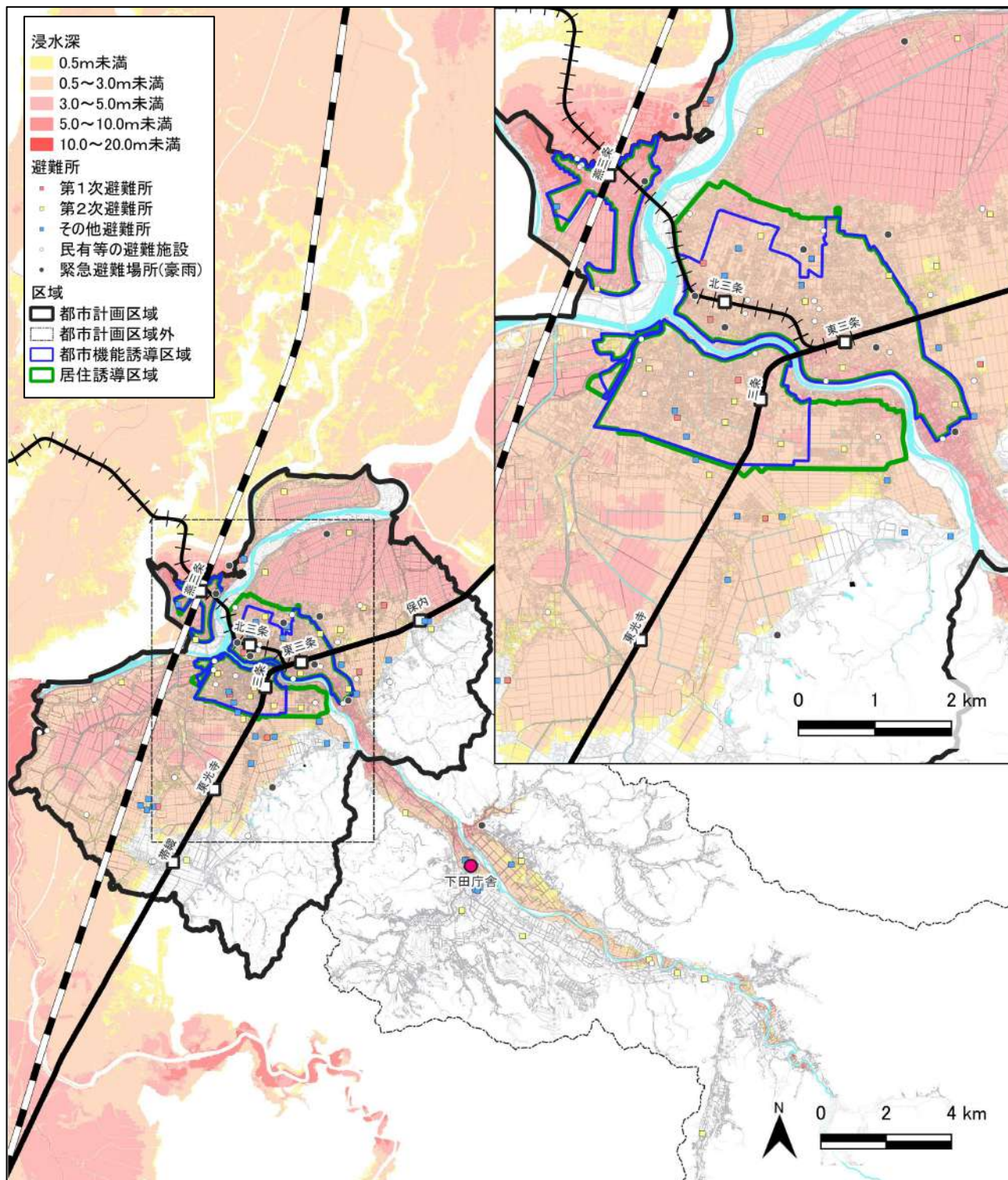


図 浸水想定区域 (想定最大規模 L2)

出典：新潟県洪水浸水想定区域、北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域を加工※

※信濃川 L2、五十嵐川 L2、刈谷田川 L2 の浸水想定区域を合わせて表示 (重なる部分は最も深い浸水深を表示)

2) 雨水出水（内水）

ア 計画規模

計画規模の降雨を想定した内水では、用途地域内やその周辺で 0.3m未滿の浸水が想定されており、広く点在しています。

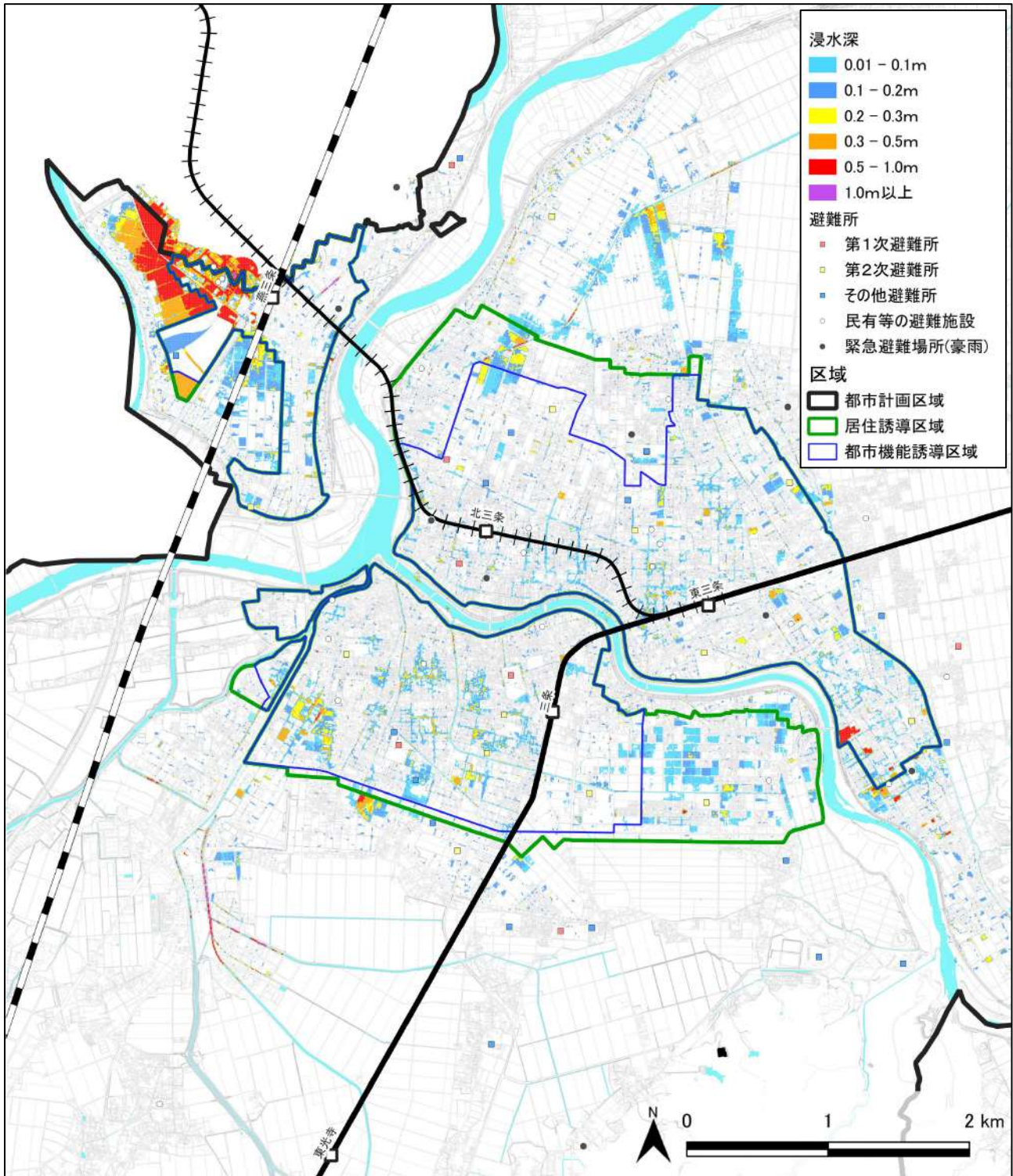


図 内水浸水想定区域（計画規模）

出典：三条市資料

イ 想定最大規模

想定最大規模の降雨を想定した内水では、用途地域やその周辺の広範囲で 0.3m未滿の浸水が想定されています。

また、一部 1.0m未滿の浸水が想定されているエリアが存在しますが、これらのエリアは農地等が多く、居住や都市機能はほとんどありません。

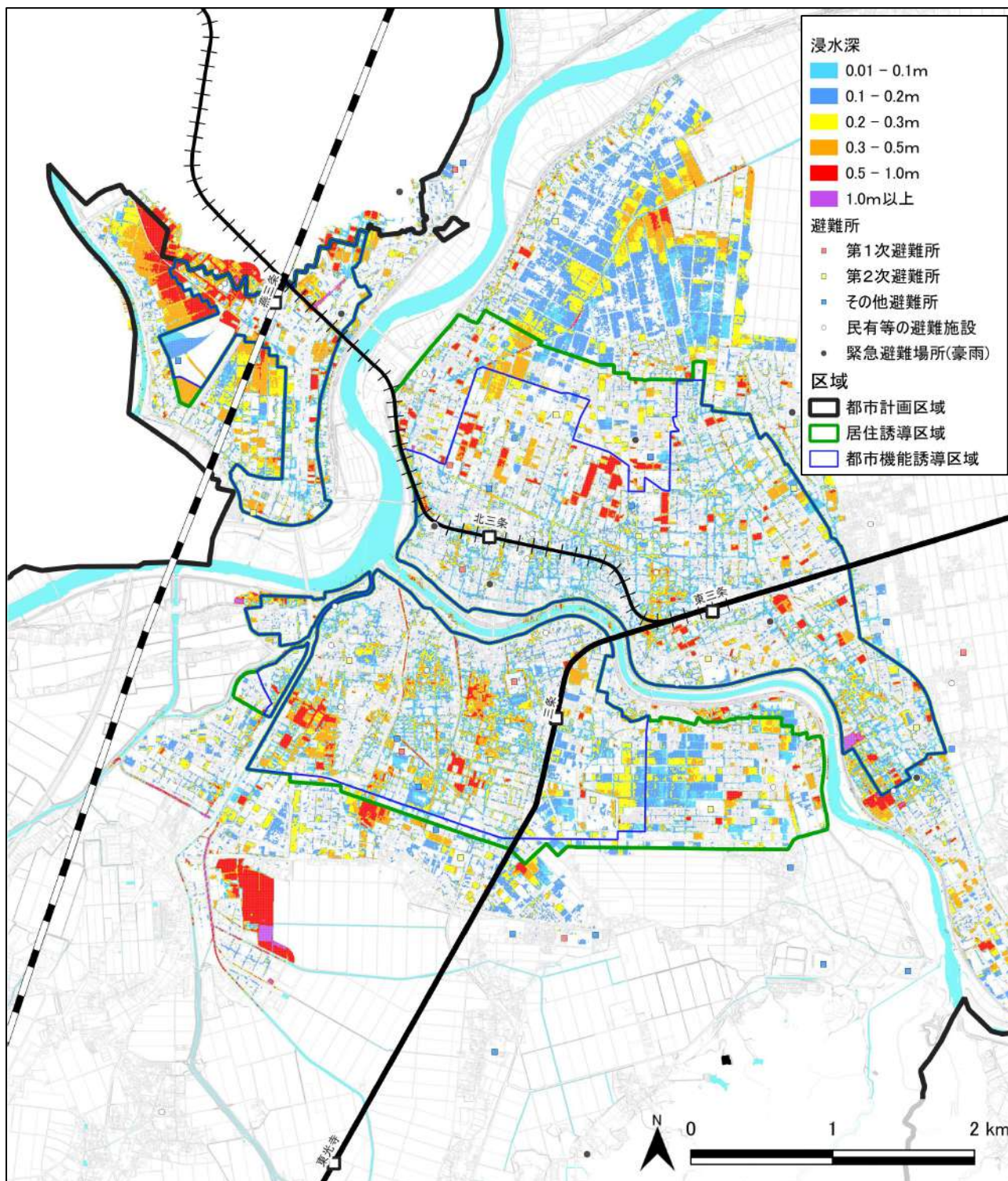


図 内水浸水想定区域（想定最大規模）

出典：三条市資料

3) 土砂災害

土砂災害（特別）警戒区域は、市北西部の平野部から市中央部の山地にかけての山裾部や、市中央部から南東部にかけての山間部で多く指定されていますが、用途地域内及び居住誘導区域内において土砂災害（特別）警戒区域は存在しません。

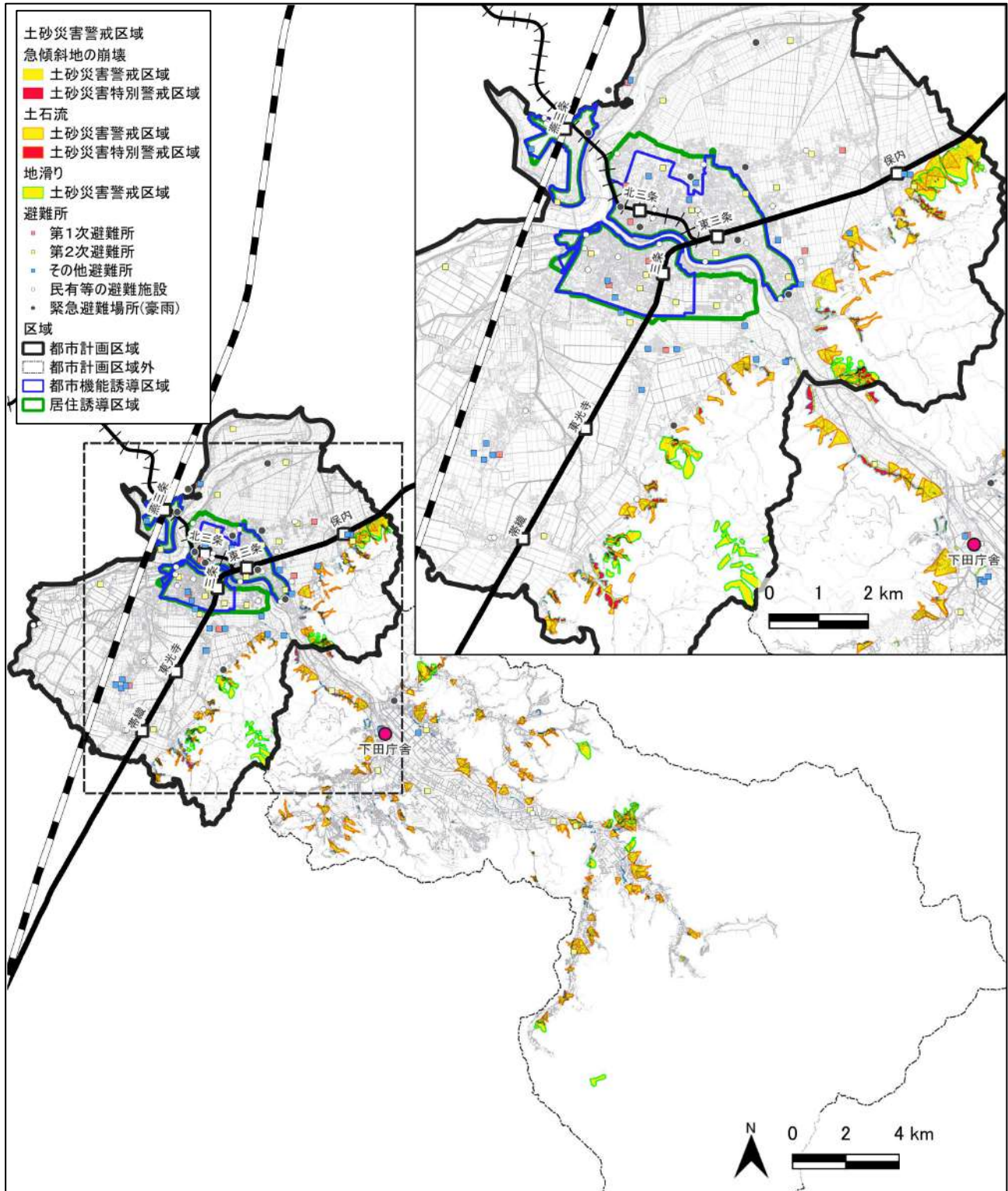


図 土砂災害警戒区域

出典：新潟県土砂災害警戒区域箇所

4) 地震

ア 想定震度（長岡平野西縁断面層）

長岡平野西縁断面層を震源とする地表の想定最大震度では、市域北西の平野部の居住誘導区域を含めた広範囲で震度6強以上が想定されています。建物の被害予想では、市内の木造建物が約10,000棟、居住誘導区域を含めた三条地域でも約7,000棟の全壊が予想されています。

表 地震時の建物被害想定（夏12時）

市区町村	木造		非木造	
	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
三条市	9,219	14,978	351	856
三条地域	6,987	11,363	291	705
下田地域	111	960	-	20
栄地域	2,121	2,655	56	132

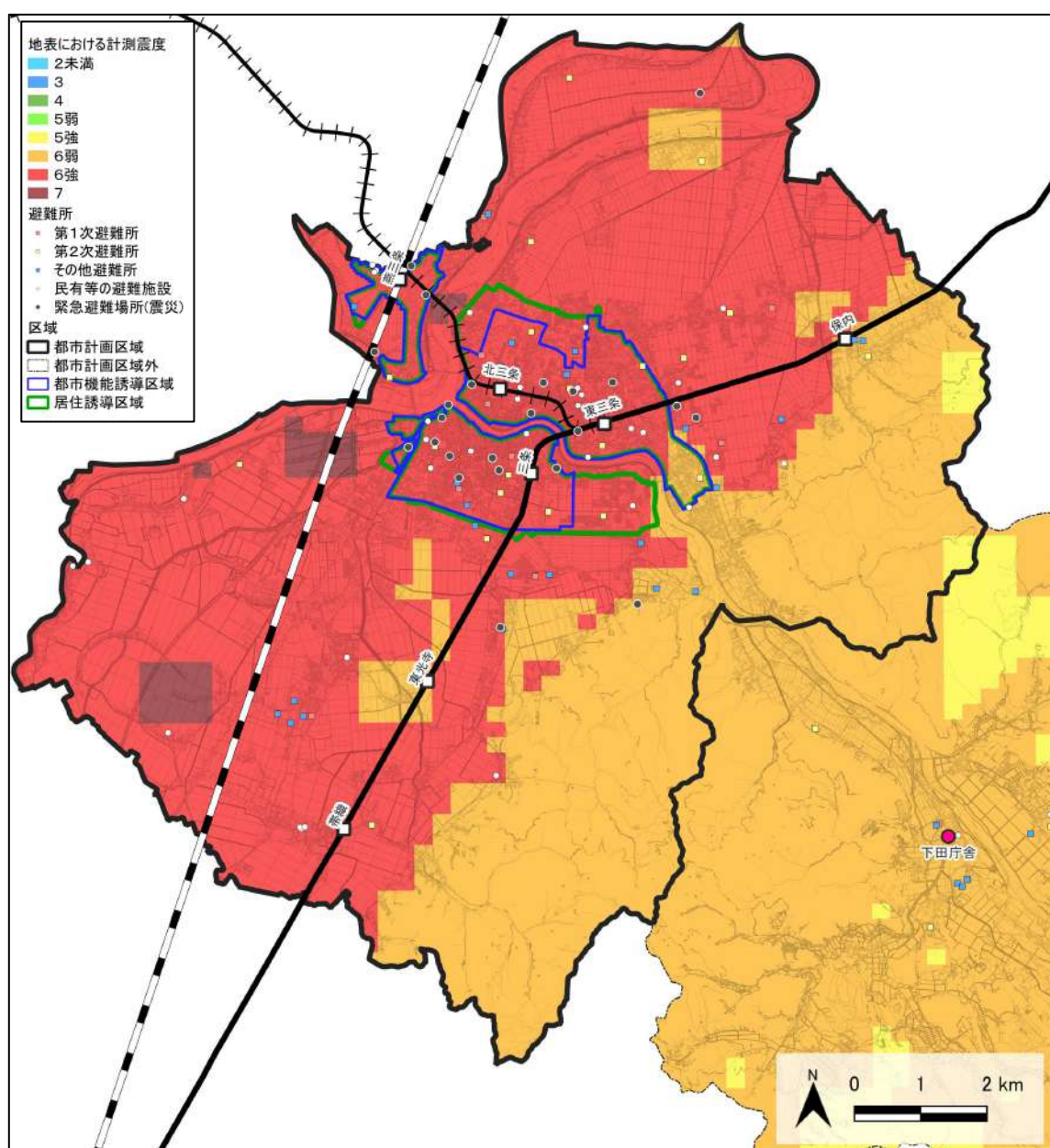


図 長岡平野西縁断面層の想定最大震度分布

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

イ 液状化

地震に伴う液状化では、市域北西の平野部の居住誘導区域を含めた広範囲で液状化の危険度が高くなっています。特に、居住誘導区域内では須頃地区や北三条駅周辺が「PL 値※（液状化可能性指数） >15 」で液状化の危険度が極めて高くなっています。また、建物の被害予想では木造建物が約100棟全壊し、約4,000棟半壊することが予想されています。

※PL 値：地盤の液状化に対する危険度を表す指標で、値が大きいほど液状化の可能性が高い

表 液状化による建物被害想定（夏12時）

市区町村	木造		非木造	
	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)
三条市	113	4,193	12	436
三条地域	89	3,318	10	369
下田地域	8	299	0	15
栄地域	15	576	*	52

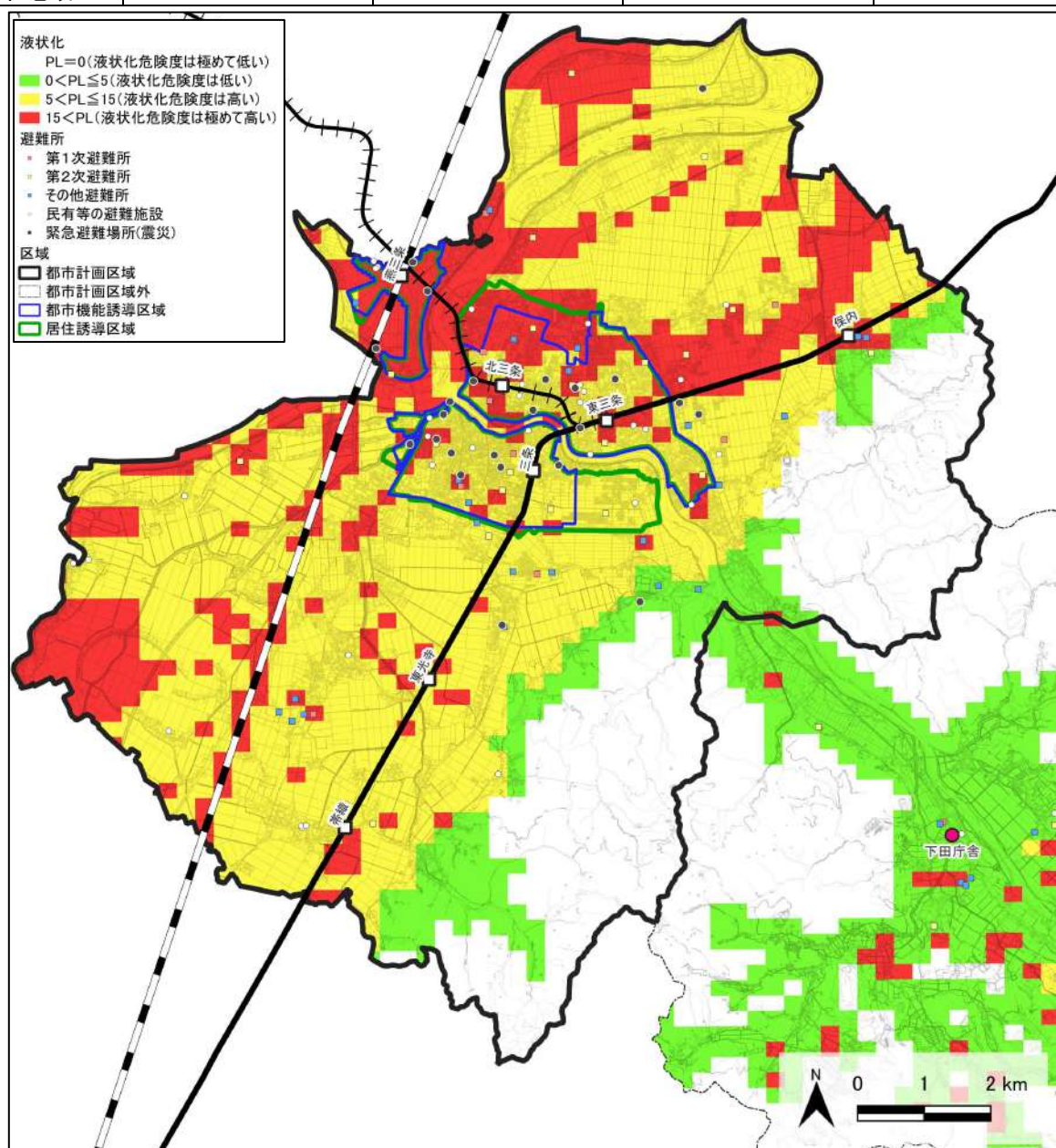


図 液状化危険度

出典：新潟県地震被害想定調査報告書

ウ 緊急避難場所の分布

地震時に緊急的に避難し、身を守る施設として緊急避難場所が指定されており、人口が集中している居住誘導区域内に多数分布していますが、緊急避難場所の徒歩圏外にも多くの居住者が見られます。

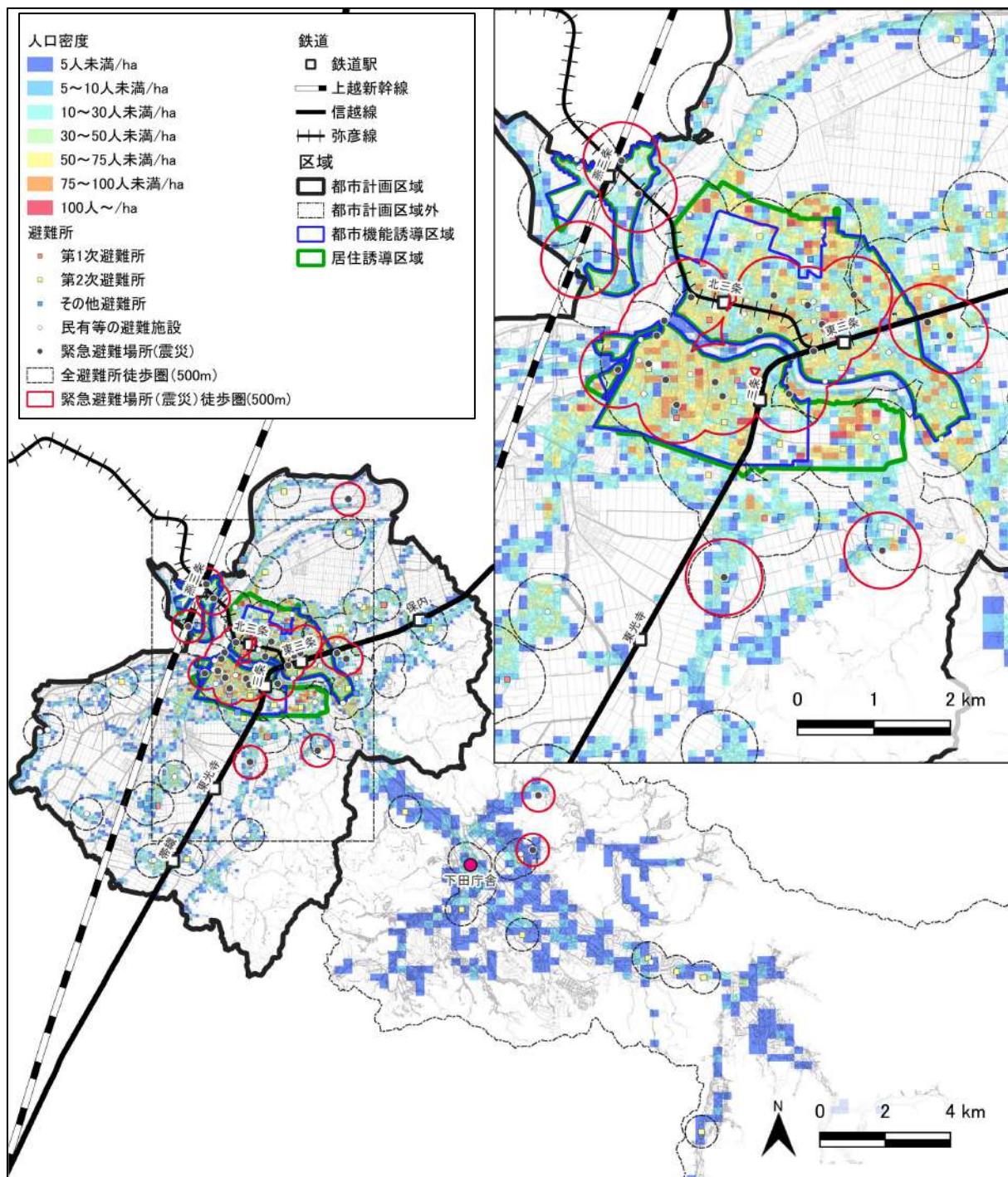


図 緊急避難場所と人口分布

出典：三条市資料、国勢調査

5) ため池

豪雨によりため池が決壊や越流したときの想定最大浸水深では、保内地域(①)や栄地域(②)、下田地域(③)の各ため池周辺の住宅等が立地しているところで浸水の想定が見られますが、ほとんどが0.5m未満の浸水となっています。

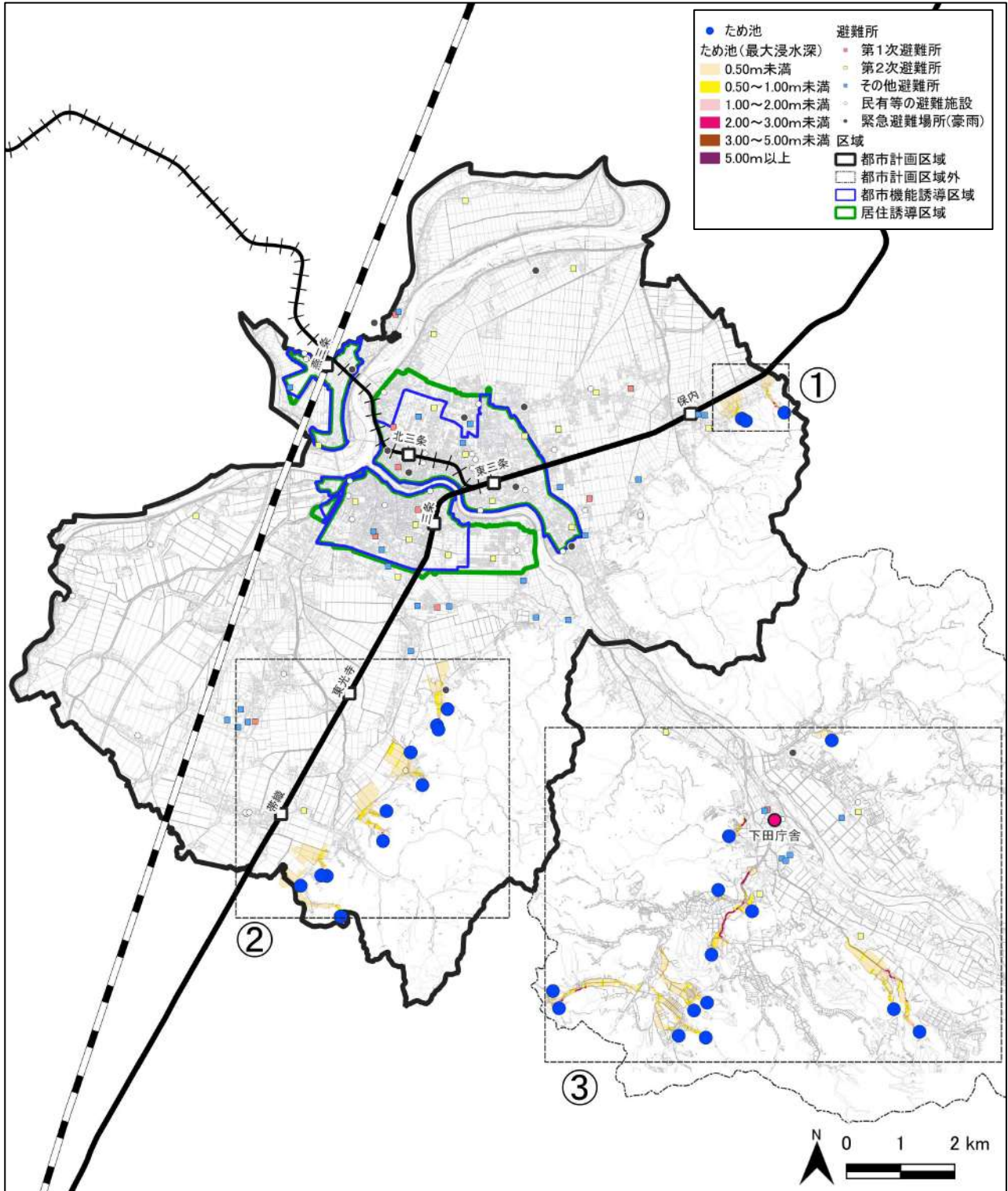


図 ため池浸水想定区域

出典：三条市ため池ハザードマップ

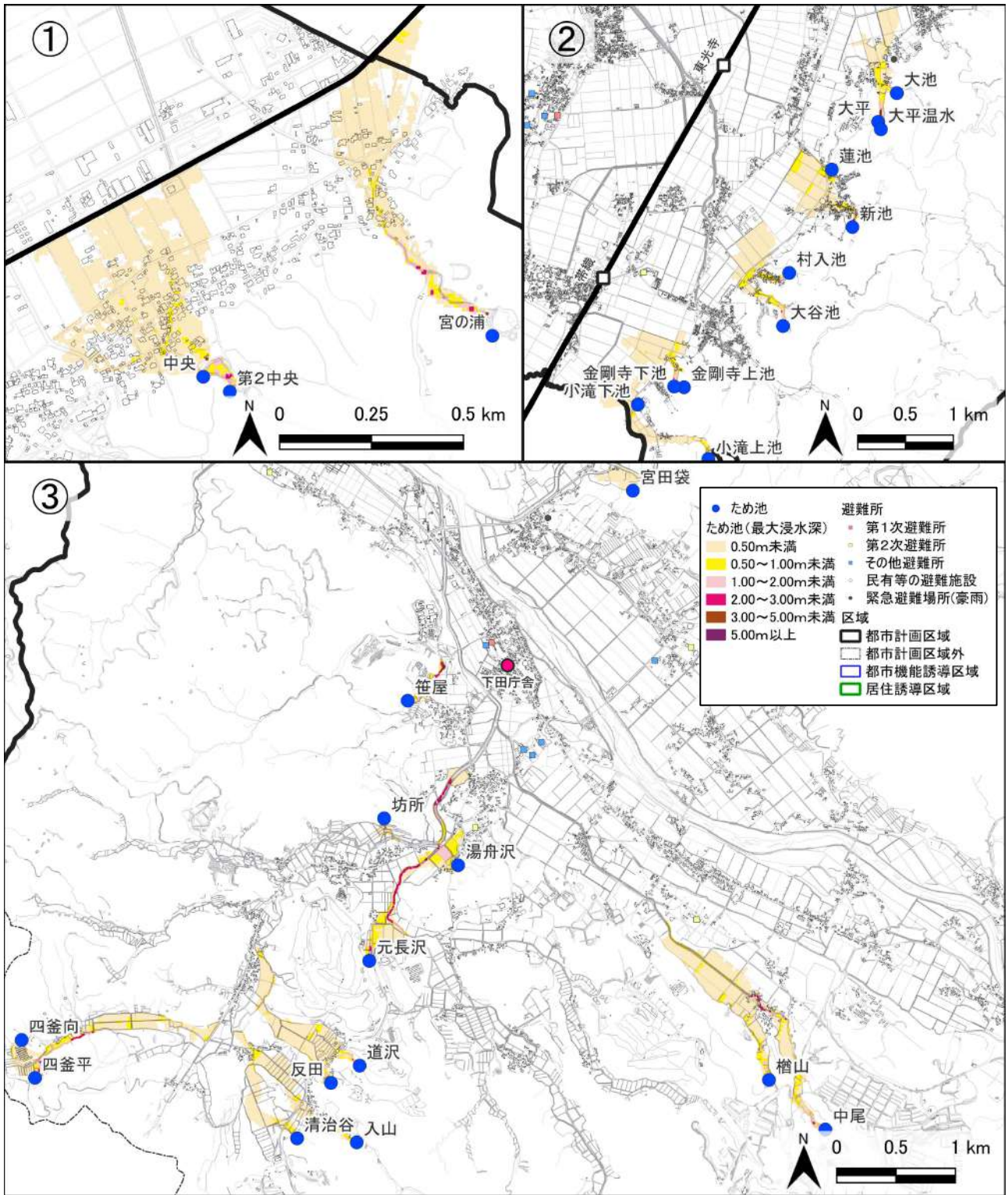


図 ため池浸水想定区域(拡大図)

出典：三条市ため池ハザードマップ

(3) 居住誘導区域内におけるリスク分析（マイクロ分析）

1) 分析の考え方

マイクロ分析では、特に災害リスクの高い区域や詳細な課題等を抽出するため、主に居住誘導区域内を対象にハザード情報（洪水、土砂災害等）と都市の情報（人口、家屋、避難所等）を重ね合わせて分析します。

マクロ分析より得られた居住誘導区域内の災害リスク（下表）をみると、洪水及び地震によるリスクが高くなっています。

なお、地震災害については、居住誘導区域内における想定震度の差がほとんどなく、一体的に被害を受けるものであるため、マイクロ分析の対象とはしないこととします。

以上を踏まえ、マイクロ分析の対象は特に人命への影響や経済的被害等のリスクが高い洪水とし、計画規模（L1）及び想定最大規模（L2）の規模別に検証し、避難等による人命の安全確保の検証を行い、リスクの大きいエリアや課題等を抽出します。

表 居住誘導区域内の災害リスク

災害種類	居住誘導区域内のリスクの有無	居住誘導区域内のリスクの程度*	
洪水	○	大	<ul style="list-style-type: none"> 信濃川について、計画規模(L1)の洪水浸水想定区域が存在し、広範囲で避難が必要になるほか、広範囲での床上浸水等による大規模な経済的被害を受けるリスクがある 信濃川、五十嵐川について、想定最大規模(L2)の洪水浸水想定区域が居住誘導区域のほぼ全域となるため避難困難者が発生するリスクがある 刈谷田川について、想定最大規模(L2)の洪水浸水想定区域が五十嵐川南側の居住誘導区域のほぼ全域に存在し、避難困難者が発生するリスクがある
		小	<ul style="list-style-type: none"> 貝喰川について、想定最大規模(L2)の洪水浸水想定区域が島田から直江町周辺のエリアに存在し、一部道路の冠水や建物の床上・床下浸水等のリスクがある
内水	○	小	<ul style="list-style-type: none"> 計画規模、想定最大規模の降雨において内水浸水想定区域が存在し、一部の道路の冠水や建物の床上・床下浸水等のリスクがある
土砂災害	×	-	-
地震	○	大	<ul style="list-style-type: none"> 長岡平野西縁断層を震源とする地震では居住誘導区域内一体で震度6強が想定され、建物の倒壊等による人身被害のリスクがある
		小	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域内の須頃地区や北三条駅周辺で液状化の危険度が高く、一部建物被害や道路の機能停止等のリスクがある
ため池	×	-	-

○：マイクロ分析の対象

※リスクの程度を示す大小の判断基準は以下の通りとし、災害の発生頻度等も考慮して判断する

大：人身及び経済的被害が大きく、人命に影響を及ぼすことが想定される

小：人命に関わるリスクは少ないが、一時的に都市機能等が機能維持できなくなることが想定される

また、マイクロ分析では災害発生後の避難行動から避難後の生活までの一連の流れを想定し、それぞれの段階についてハザード情報と都市の情報を組み合わせた分析による評価を行います。

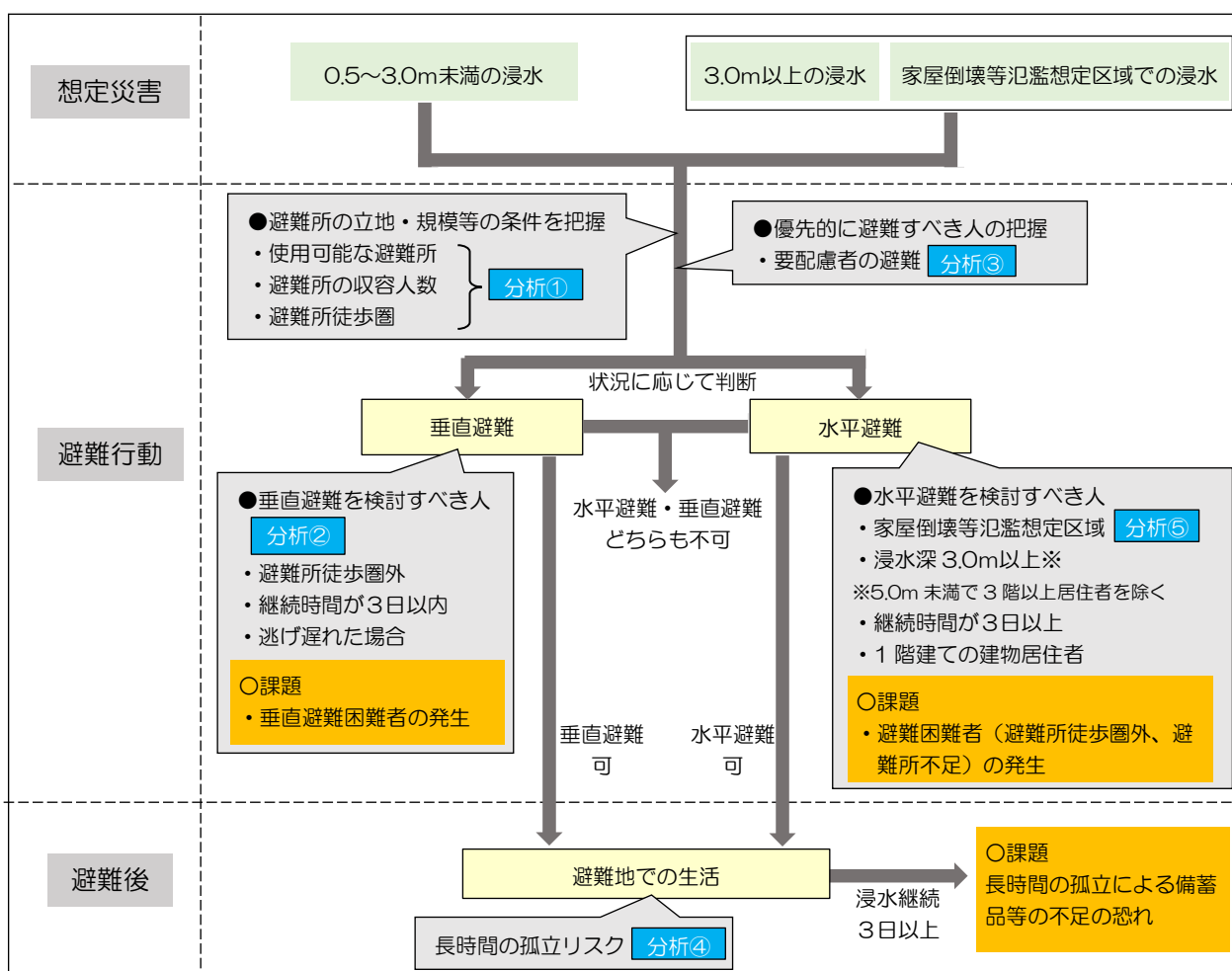


図 ミクロ分析の流れ

表 ミクロ分析の項目

ハザード情報	重ねる都市の情報	分析の視点	対象河川
浸水想定区域	避難所分布、収容人数 +人口分布	分析①	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川 L1 ・信濃川 L2 ・五十嵐川 L2 ・刈谷田川 L2
	建物階数	分析②	
	要配慮者利用施設 +避難所徒歩圏	分析③	
浸水継続時間	建物階数 +避難所徒歩圏	分析④	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川 L2 ・刈谷田川 L2
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	建物分布 (木造建築)	分析⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・信濃川 L2 ・五十嵐川 L2

2) 洪水（計画規模 L1）

ア 避難所への避難の可否【浸水想定区域×人口分布×避難所】分析①

①信濃川（計画規模 L1）

信濃川の計画規模 L1 を想定した洪水では、居住誘導区域内からの徒歩圏にある避難所の収容可能人数 8,526 人※に対して、0.5m以上の浸水深の居住者は 9,222 人のため、約 700 人の避難が困難となり、垂直避難等による対応が必要です。

また、避難所の徒歩圏をみると、須頃地区の一部が避難所の徒歩圏外となっており、居住密度が 40 人/ha 以上のエリアも一部存在します。これらのエリアで垂直避難での対応が難しい家屋では早期の避難が必要です。

※避難所収容可能人数は p. 95 「【参考①】指定避難所一覧」を参照

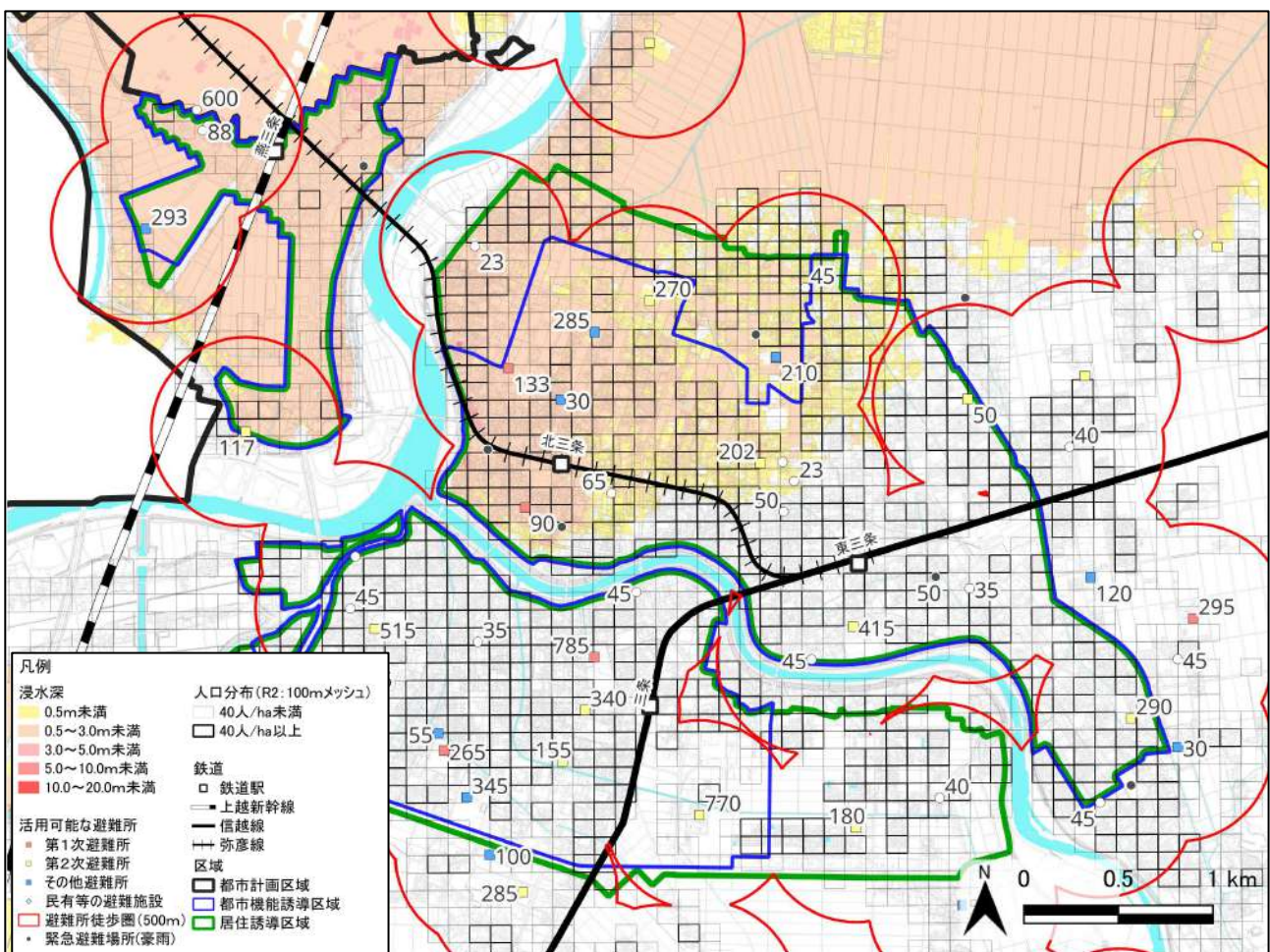


図 浸水想定区域と人口・避難所の分布（信濃川 L1）

出典：国勢調査、三条市資料

イ 垂直避難の可否【浸水想定区域×建物階数×避難所】分析②

○垂直避難の考え方

垂直避難の可否は浸水深と建物の階数により判断するものとし、下表の基準とします。

表 垂直避難の浸水深と建物階数の関係

浸水深	垂直避難の可否		
	1階建て	2階建て	3階建て以上
0.5～3.0m未満	×	○	○
3.0～5.0m未満	×	×	○
5.0m以上	×	×	×

①信濃川（計画規模L1）

避難所の徒歩圏外となる須頃地区では平屋建ての住宅は少なく、多くの建物は垂直避難が可能で
す。避難所の徒歩圏内でも2階建て以上の住宅が多く、避難所への水平避難と自宅の上階への垂直
避難を組み合わせることで十分な避難が可能であると言えます。

一方で、避難所の徒歩圏外のエリアには一部垂直避難が難しい1階建ての建物も存在します。

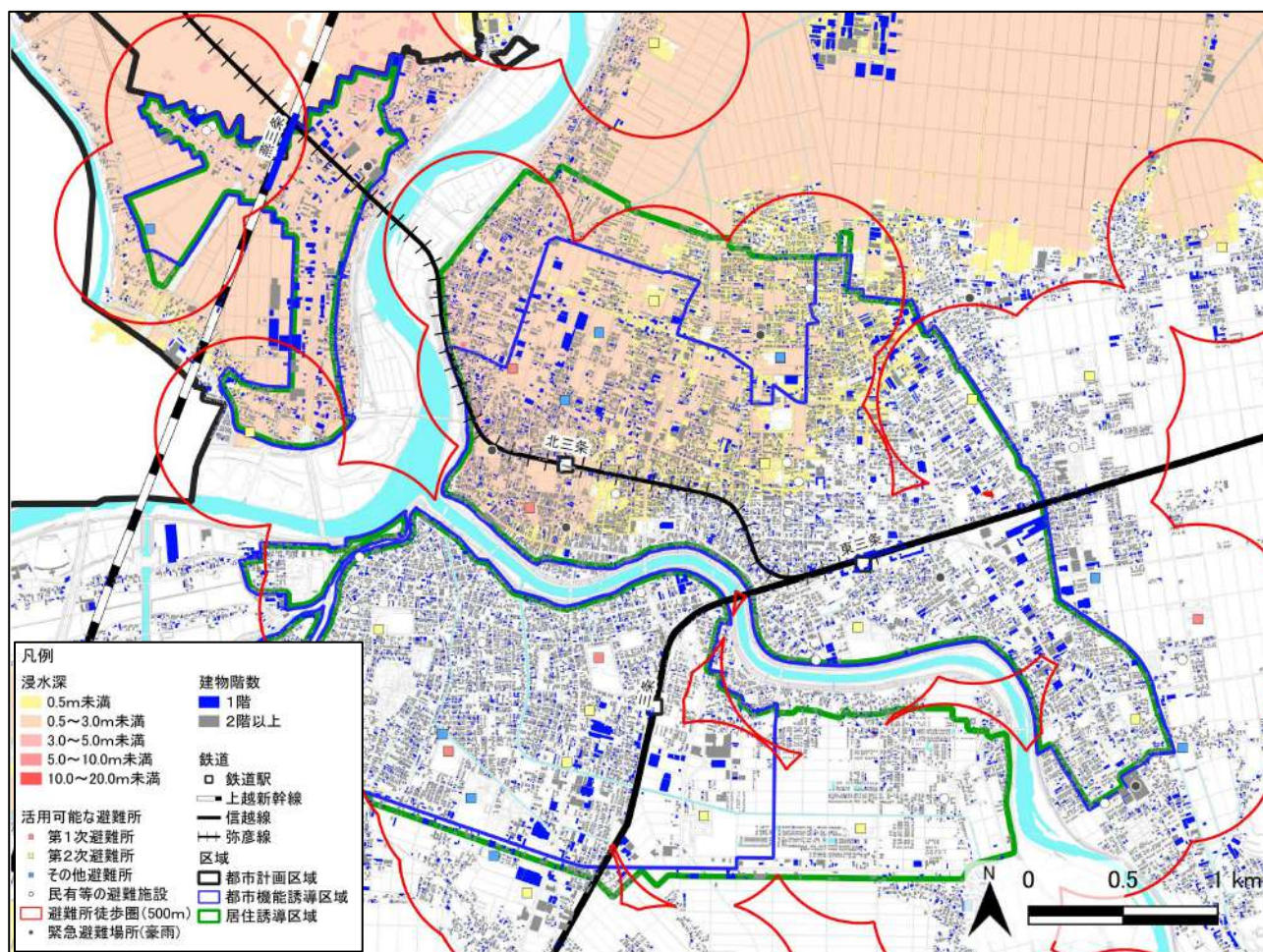


図 浸水想定区域と建物階数（信濃川 L1）

出典：課税台帳データ、三条市資料

ウ 要配慮者利用施設の分布【浸水想定区域×要配慮者利用施設×避難所】分析③

①信濃川（計画規模L1）

浸水深 0.5m以上のエリアでは、要配慮者利用施設のうち病院や入所型の福祉施設は3施設存在しますが、全て避難所の徒歩圏内に立地しています。

また、高齢者（65歳以上）の割合が高いエリアで一部0.5m以上の浸水が想定されていますが、全て避難所の徒歩圏内となっています。

※居住誘導区域内の要配慮者利用施設は p. 96 「【参考②】要配慮者利用施設一覧」を参照

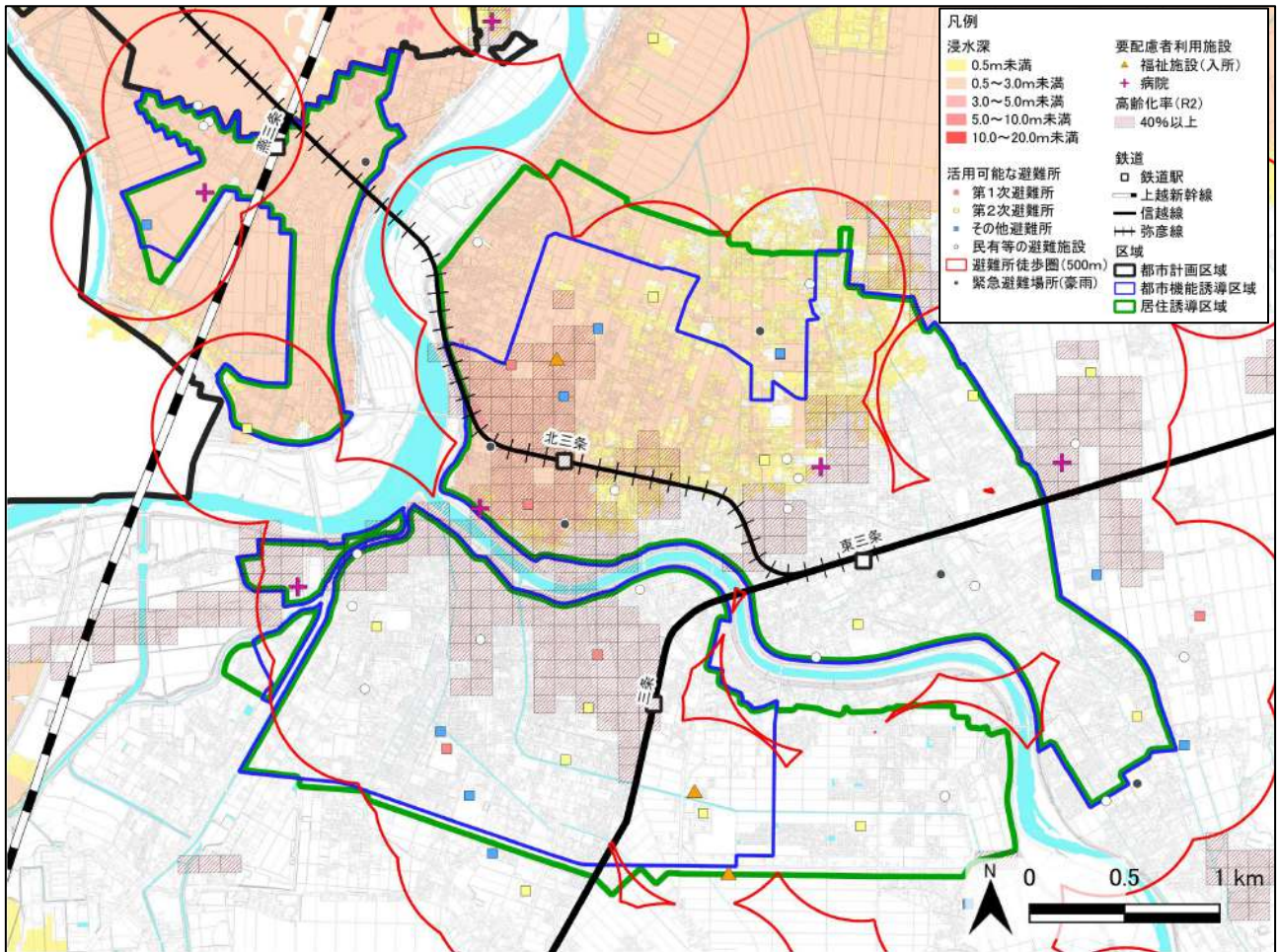


図 浸水想定区域と要配慮者利用施設・避難所の分布（信濃川L1）

出典：国土数値情報（福祉施設（R5）、医療機関（R2））、三条市資料

3) 洪水（想定最大規模 L2）

ア 避難所への避難の可否【浸水想定区域×人口分布×避難所】分析①

①信濃川（想定最大規模 L2）

信濃川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内からの徒歩圏にある避難所の収容可能人数 5,754 人*に対して、3.0m以上の浸水深の居住者は約 2,600 人で収容が可能ですが、0.5m以上の浸水深の居住者は約 41,000 人のため、充足率が約 14%と大幅に不足しており、垂直避難等による対応が必要です。

また、避難所の徒歩圏をみると、須頃地区や直江町地区の一部等が避難所の徒歩圏外となっており、居住密度が 40 人/ha 以上のエリアも一部存在します。特に須頃地区では浸水深が 3.0m以上であるため、一般的な 2 階建ての家屋では垂直避難での対応も難しく、早期の避難が必要です。

②五十嵐川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編 2 災害リスク分析」を参照）

五十嵐川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内からの徒歩圏にある避難所の収容可能人数 6,316 人*に対して、3.0m以上の浸水深の居住者は約 2,500 人で収容が可能ですが、0.5m以上の浸水深の居住者は約 41,000 人のため、充足率が約 15%と大幅に不足しており、垂直避難等による対応が必要です。

また、避難所の徒歩圏をみると、直江町地区や三条駅東側の一部等が避難所の徒歩圏外となっており、居住密度が 40 人/ha 以上のエリアが多く存在します。これらのエリアで垂直避難での対応が難しい家屋は早期の避難が必要です。

③刈谷田川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編 2 災害リスク分析」を参照）

刈谷田川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内からの徒歩圏にある避難所の収容可能人数 7,534 人*に対して、0.5m以上の浸水深の居住者は約 15,800 人のため、充足率は約 50%と大幅に不足しており、垂直避難等による対応が必要です。

また、避難所の徒歩圏をみると、直江町地区の一部等が避難所の徒歩圏外となっており、居住密度が 40 人/ha 以上のエリアも一部存在します。これらのエリアで垂直避難での対応が難しい家屋は早期の避難が必要です。

※避難所収容可能人数は p. 95 「【参考①】指定避難所一覧」を参照

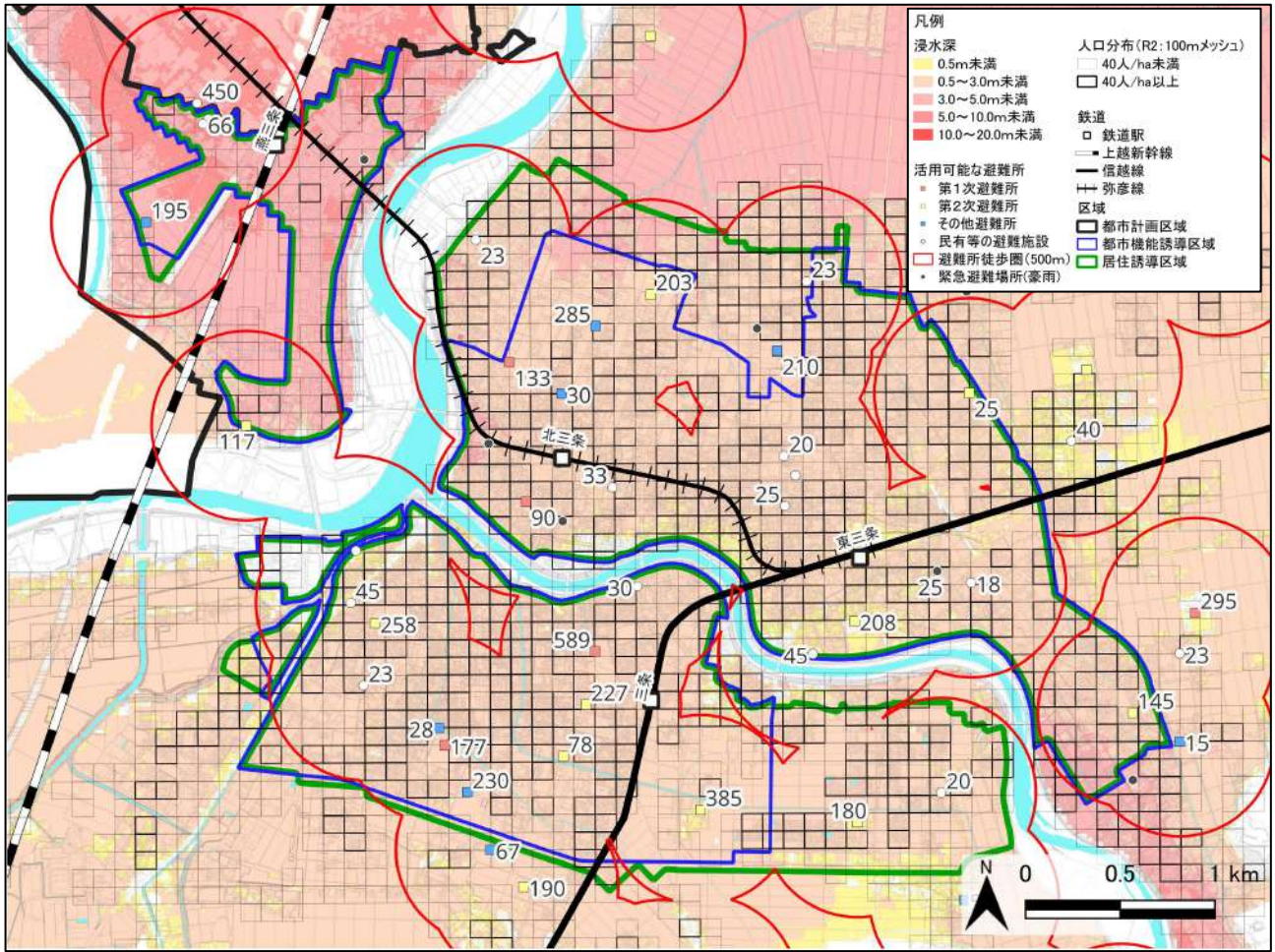


図 浸水想定区域と人口・避難所の分布 (信濃川L2)

出典：国勢調査、三条市資料

イ 垂直避難の可否【浸水想定区域×建物階数×避難所】分析②

○垂直避難の考え方

垂直避難の可否は浸水深と建物の階数により判断するものとし、下表の基準とします。

表 垂直避難の浸水深と建物階数の関係

浸水深	垂直避難の可否		
	1階建て	2階建て	3階建て以上
0.5～3.0m未満	×	○	○
3.0～5.0m未満	×	×	○
5.0m以上	×	×	×

①信濃川（想定最大規模 L2）

信濃川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、避難所の収容可能人数が大幅に不足していましたが、3.0m未満の浸水深における2階建ての住宅等での垂直避難と組み合わせることで居住誘導区域内のほとんどの居住者が避難可能となります。

また、須頃地区や直江町地区等では避難所の徒歩圏外となっているため、垂直避難が難しい場合は早期の水平避難が必要です。特に須頃地区では3.0m以上の浸水深となっており、垂直避難が難しい建物が多くなることが想定されます。

②五十嵐川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編2 災害リスク分析」を参照）

五十嵐川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、避難所の収容可能人数が大幅に不足しており、3.0m未満の浸水深における2階建ての住宅等での垂直避難と組み合わせても居住誘導区域内で避難困難者が多数発生する恐れがあります。

また、直江町地区等では避難所の徒歩圏外となっているため、1階建ての建物等、垂直避難が難しい場合は早期の水平避難が必要です。

③刈谷田川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編2 災害リスク分析」を参照）

刈谷田川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、避難所の収容可能人数が大幅に不足していましたが、3.0m未満の浸水深における2階建ての住宅等での垂直避難と組み合わせることで居住誘導区域内の全ての居住者が避難可能となります。

また、直江町地区等では避難所の徒歩圏外となっているため、垂直避難が難しい1階建て家屋の居住者は早期の避難が必要です。

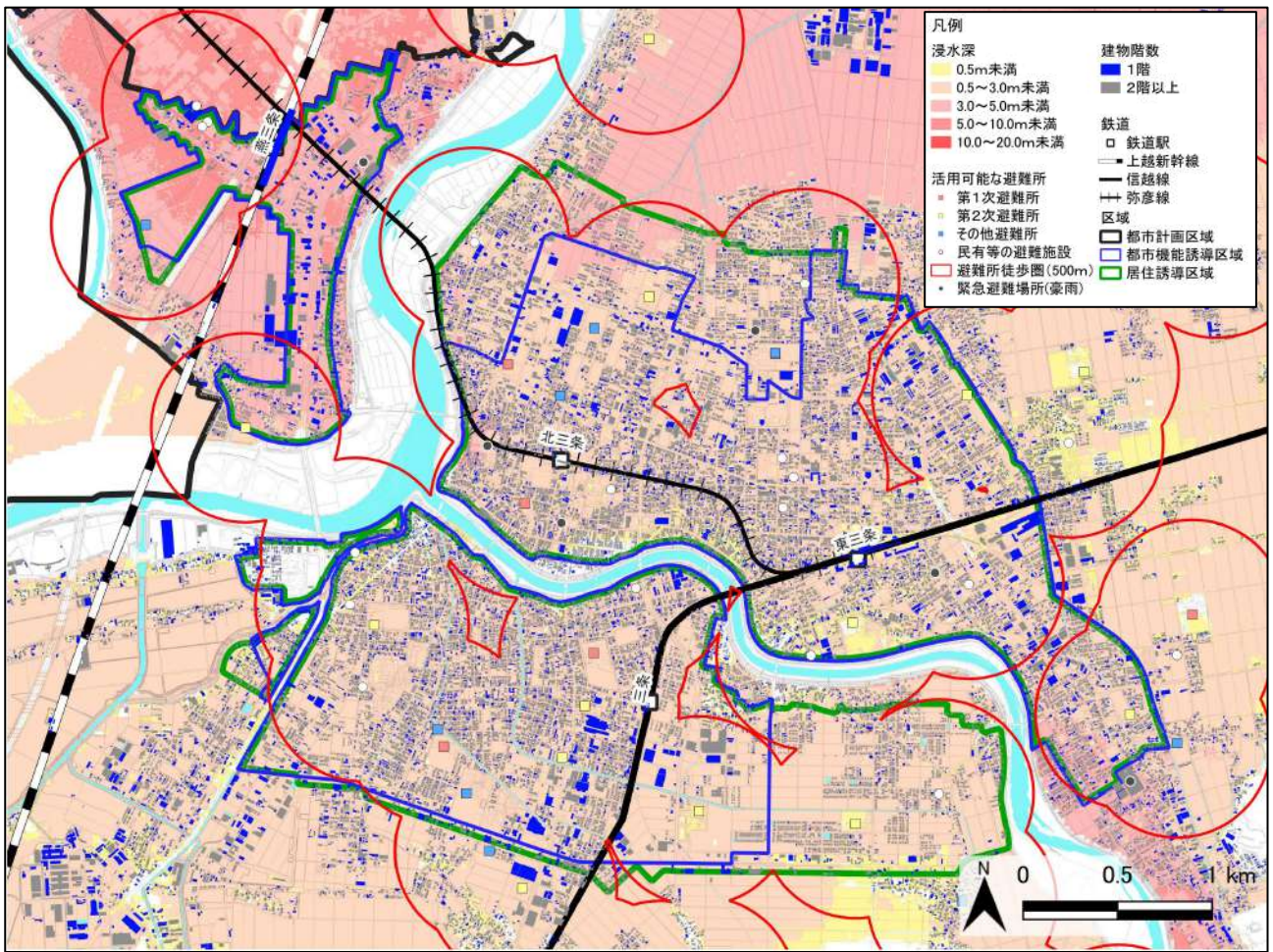


図 浸水想定区域と建物階数（信濃川L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

ウ 要配慮者利用施設の分布【浸水想定区域×要配慮者利用施設×避難所】分析③

①信濃川（想定最大規模 L2）

信濃川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内の要配慮者利用施設のうち、入所型の福祉施設や病院は全て避難所の徒歩圏内に立地しています。須頃地区の県央基幹病院は 5.0 m 以上の浸水が想定されているため、浸水の及ばない階層や避難所への確実な避難が必要です。

また、高齢者（65 歳以上）の割合が高いエリアで 0.5m 以上の浸水が想定されていますが、全て避難所の徒歩圏内となっています。

②五十嵐川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編 2 災害リスク分析」を参照）

五十嵐川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内の要配慮者利用施設のうち、入所型の福祉施設や病院は全て避難所の徒歩圏内に立地しています。

また、高齢者（65 歳以上）の割合が高いエリアで 0.5m 以上の浸水が想定されていますが、全て避難所の徒歩圏内となっています。

③刈谷田川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編 2 災害リスク分析」を参照）

刈谷田川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内の要配慮者利用施設のうち、入所型の福祉施設や病院は全て避難所の徒歩圏内に立地しています。

また、高齢者（65 歳以上）の割合が高いエリアで一部 0.5m 以上の浸水が想定されていますが、全て避難所の徒歩圏内となっています。

※居住誘導区域内の要配慮者利用施設は p. 96 「【参考②】要配慮者利用施設一覧」を参照

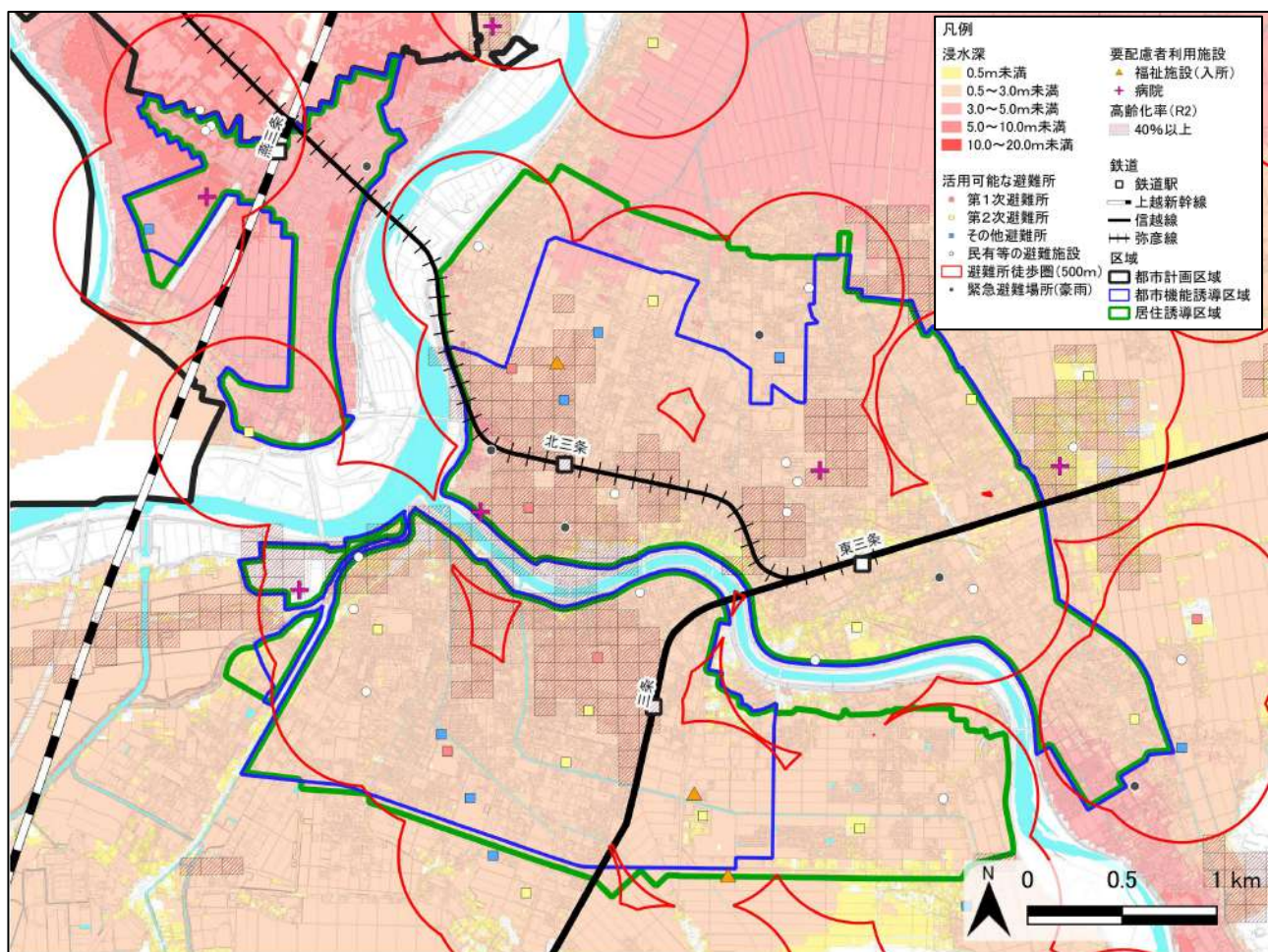


図 浸水想定区域と要配慮者利用施設・避難所分布 (信濃川L2)

出典：国土数値情報（福祉施設、医療機関）、三条市資料

エ 3日以上の孤立リスク【浸水継続時間×建物階数×避難所】分析④

①信濃川（想定最大規模 L2）

信濃川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、3日以上の浸水継続が想定される（孤立リスクのある）エリアに、17ヶ所の避難所が存在しており、これらの避難所では長期間、物資等の支援が行き届かない可能性があります。

また、3日以上の浸水継続が想定されるエリアにおいて、直江町地区等では垂直避難が可能で、避難所の徒歩圏外となっている建物（垂直避難の可能性がある建物）が多く存在しておりますが、これらの建物では十分な備蓄がない場合は水平避難を行う必要があります。

②刈谷田川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編2 災害リスク分析」を参照）

刈谷田川の想定最大規模 L2 を想定した洪水では、3日以上の浸水継続が想定される（孤立リスクのある）エリアに、12ヶ所の避難所が存在しており、これらの避難所では長期間、物資等の支援が行き届かない可能性があります。

また、3日以上の浸水継続が想定されるエリアにおいて、直江町地区等では垂直避難が可能で、避難所の徒歩圏外となっている建物（垂直避難の可能性がある建物）が多く存在しておりますが、これらの建物では十分な備蓄がない場合は水平避難を行う必要があります。

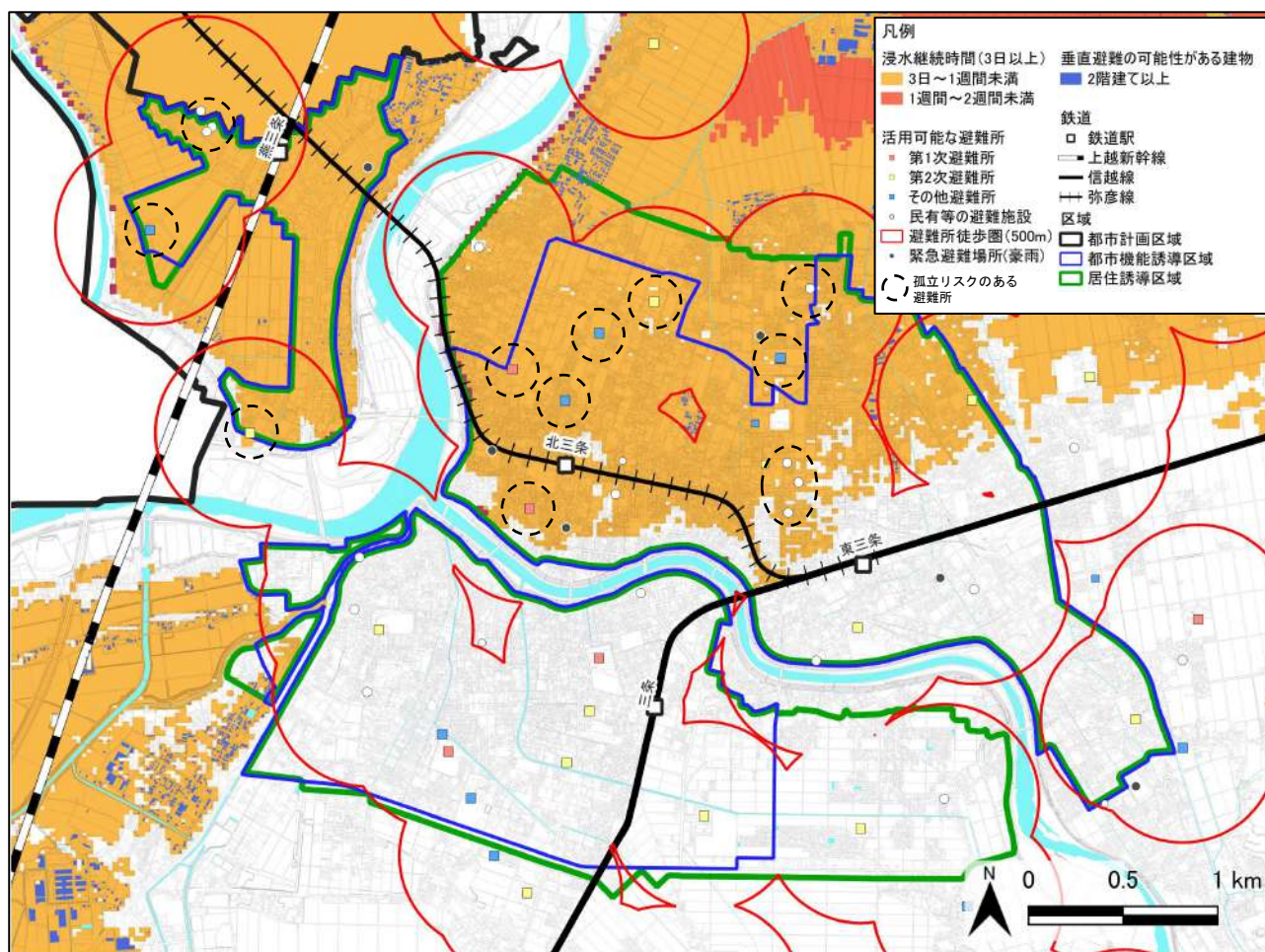


図 浸水継続時間と建物・避難所分布（信濃川 L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

オ 家屋倒壊の危険性【家屋倒壊等氾濫想定区域×建物構造×避難所】分析⑤

①信濃川（想定最大規模 L2）

信濃川の家屋倒壊等氾濫想定区域内に木造建物が多数存在しており、須頃地区の信濃川沿川では一部避難所の徒歩圏外となっているため、これらの建物では早期の水平避難が必要です。

②五十嵐川（想定最大規模 L2）（※図面は「資料編 2 災害リスク分析」を参照）

五十嵐川の家屋倒壊等氾濫想定区域内に木造建物が多数存在しており、曲淵地区の五十嵐川沿川では一部避難所の徒歩圏外となっているため、これらの建物では早期の水平避難が必要です。

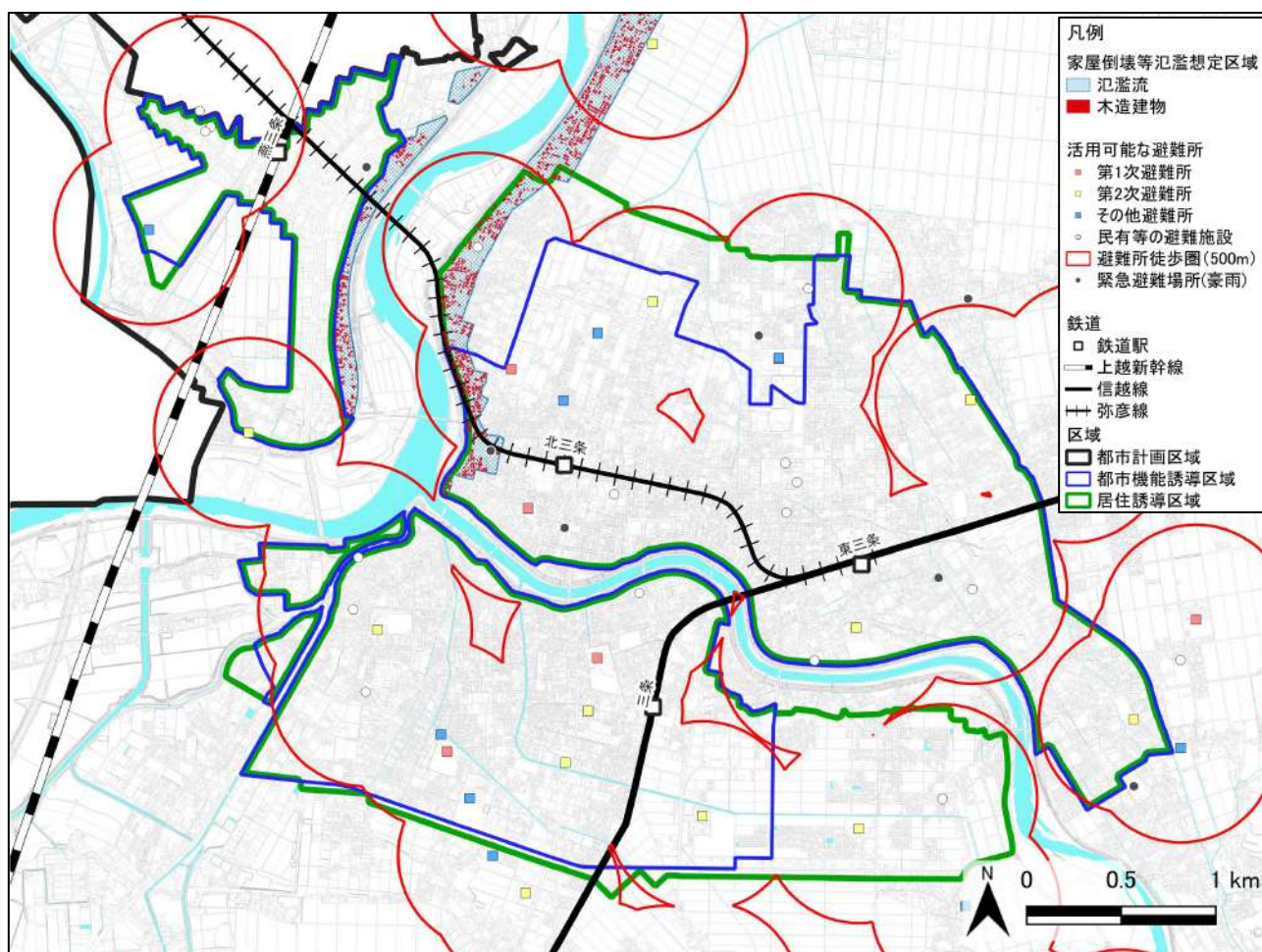


図 家屋倒壊等氾濫想定区域と木造建物（信濃川 L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

【参考①】指定避難所等一覧

表 居住誘導区域の指定避難所等^{*1} 一覧

種別	指定避難所等	階数	避難所活用可否 ^{*2} と収容可能人数 ^{*3}			
			五十嵐川 L2	刈谷田川 L2	信濃川 L2	信濃川 L1
第1次避難所	第二中学校	4	236	315	236	236
	中央公民館	3	90	135	90	90
	体育文化会館	3	133	200	133	133
	第一中学校・嵐南小学校	4	589	589	589	785
	ものづくり拠点施設（旧南小）	3	177	177	177	265
	大崎学園	4	295	295	295	295
第2次避難所	子育て拠点施設（あそぼって）	1	×	×	×	202
	裏館小学校	4	203	270	203	270
	県立三条商業高校	2	208	415	208	415
	県立三条高校	2	385	770	385	770
	嵐南公民館	2	78	78	78	155
	旧第一中学校武道場及び体育館	2	258	258	258	515
	勤労青少年ホーム	3	227	227	227	340
	塚野目保育所	2	25	50	25	50
	総合福祉センター	3	190	190	190	285
	月岡小学校	3	120	180	180	180
	大崎会館	2	145	290	145	290
須頃小学校	3	175	175	117	117	
その他避難所	一ノ木戸小学校	4	210	280	210	210
	第三中学校	4	285	380	285	285
	裏館保育所	2	30	60	30	30
	三条東公民館	1	×	×	×	×
	嵐南保育所	2	28	28	28	55
	県立新潟県央工業高校	3	230	230	230	345
	月岡保育所	2	50	50	50	50
	三条市高等職業訓練校	3	67	67	67	100
	農業体験交流センター	1	×	×	×	120
大崎会館分館	2	15	30	15	30	
三条市立大学	4	390	390	195	293	
民有等の避難施設	つくし保育園	2	×	45	×	45
	第二つくし保育園	2	23	45	23	45
	三条中央自動車学校	3	40	40	40	40
	ひまわり保育園	2	18	35	18	35
	新潟県神社庁	2	25	50	25	50
	地場産業振興センター	5	750	750	450	600
	三条・燕地域リサーチコア	7	246	246	176	211
	三条商工会議所	5	110	110	66	88
	聖公会聖母こども園	2	20	40	20	40
	本成寺保育園	2	23	23	23	45
	北陽保育園	2	23	23	45	45
	きらきら保育園	3	30	30	30	45
	なでしこ青空保育園	1	×	×	×	35
	認定こども園三条白百合幼稚園	2	23	45	23	23
	宝塔院幼稚園	1	×	40	×	×
	認定こども園松葉幼稚園	2	33	65	33	65
	認定こども園インマヌエル・ルーテル幼稚園	2	20	40	20	40
	にじいろ保育園	2	23	45	23	45
	石上どれみこども園	2	45	45	23	23
	一ノ門わくわくこども園	2	25	50	25	50
田島わくわくこども園	2	×	45	45	45	
合計			6,316	7,941	5,754	8,526

■：L2を想定した場合の全ての河川で活用可能な避難所

*1. 避難所徒歩圏（500m）に居住誘導区域がかかる指定避難所等を対象としている

*2. 三条市HPで豪雨時に使用不可となっているものを除き、浸水が及ばない階層がある避難所を活用可能としている

*3. 収容可能人数は以下の計算式により算出した。

$$\text{収容可能人数（人）} = \text{元々の収容可能人数（人）} \times \left(\frac{\text{避難可能階数}}{\text{建物階数}} \right)$$

出典：三条市HP「避難所等一覧」、三条市地域防災計画、三条市豪雨災害対応ガイドブック

【参考②】要配慮者利用施設一覧

表 居住誘導区域内の要配慮者利用施設一覧

No.	分類	施設名	No.	分類	施設名	
1	病院	レディスクリニック石黒	49	福祉施設	デイサービスセンターこころつくし	
2		塚野目診療所	50		通所型サービスにこにこ	
3		産科婦人科茅原クリニック	51		あさひケアセンター 月の郷	
4		川瀬神経内科クリニック	52		アザレア三条	
5		三之町病院	53		ショートステイつつじガーデン三条	
6		谷村脳神経外科クリニック	54		介護老人福祉施設つつじガーデン三条	
7		富永草野病院	55		愛の家グループホーム三条上須頃	
8		済生会三条病院	56		地域活動支援センターBYSN	
9		県央基幹病院	57		通所介護事業所かじまちの家	
10	福祉施設	ハッピー旭町	58	保育所等	一ノ門わくわくこども園	
11		けんこうクラブ三条	59		田島わくわくこども園	
12		ライフケアくつろぎ	60		あそぼって	
13		リハビリスタジオ animo 三条	61		ポプラ児童クラブ	
14		特別養護老人ホーム うらだての里	62		認定こども園インマヌエル・ルーテル幼稚園	
15		ショートステイつつじガーデン三条裏館	63		一ノ木戸児童クラブ	
16		スパークスタジオ県央	64		認定こども園三条白百合幼稚園	
17		ツクイ三条	65		宝塔院幼稚園	
18		GENKINEXT 新潟三条	66		こどもサポート教室「きらり」三条校	
19		裏館倶楽部	67		裏館児童クラブ	
20		あさひナーシングセンター	68		裏館保育所	
21		グループホーム星の輪三条	69		にじいろ保育園	
22		デイサービスセンターみら	70		石上どれみこども園	
23		タセトアート新光町	71		済生会三条病院附属保育園たんぼぼ	
24		ニチケアセンター いしがみ	72		三条わくわくフレンズ	
25		はあとふるあたごグループホーム三条	73		キッズ倶楽部	
26		特別養護老人ホーム長和園	74		嵐南児童クラブ	
27		新潟県済生会三条病院介護老人保健施設ケアホーム三条	75		なでしこ青空保育園	
28		三条市デイサービスセンター	76		嵐南保育所	
29		居宅介護支援事業所三条市デイ	77		本成寺保育園	
30		済生会三条療育サポートセンターひまわり	78		まるまる広場 本成寺	
31		なでしこ嵐南	79		北陽保育園	
32		三条市西四日町デイサービスセンター	80		きらきら保育園	
33		デイサービス条南	81		放課後くらぶ つばさ	
34		リビングハウス条南	82		塚野目保育所	
35		グループホーム ひまわり	83		つくし保育園	
36		グループホーム こすもす	84		ひまわり保育園	
37		だんらんの家桜木町	85		つくし児童クラブ	
38		グループホーム 長久の家	86		聖公会聖母こども園	
39		杉の子工房	87		須頃児童クラブ	
40		ほーぷ	88		認定こども園松葉幼稚園	
41		地域活動センター長久	89		小学校	嵐南小学校
42		杉の子の家	90			須頃小学校
43		あさひガーデン	91			一ノ木戸小学校
44		あさひ邸	92		中学校	裏館小学校
45		ききょう	93			第一中学校
46		ケアハウスサンホーム	94			第四中学校
47		グループホーム ただいま	95			第二中学校
48		グループホーム こころつくし	96			第三中学校

出典：三条市地域防災計画

【参考③】 居住誘導区域外への避難（信濃川L2）

居住誘導区域内及び周辺には、7ヶ所のアンダーパスを含め51ヶ所、冠水のおそれがある地点が存在します。

居住誘導区域外への避難にあたり、自家用車等での移動を想定した場合、上記の区間は避難時に一部通行不可になる恐れがあります。

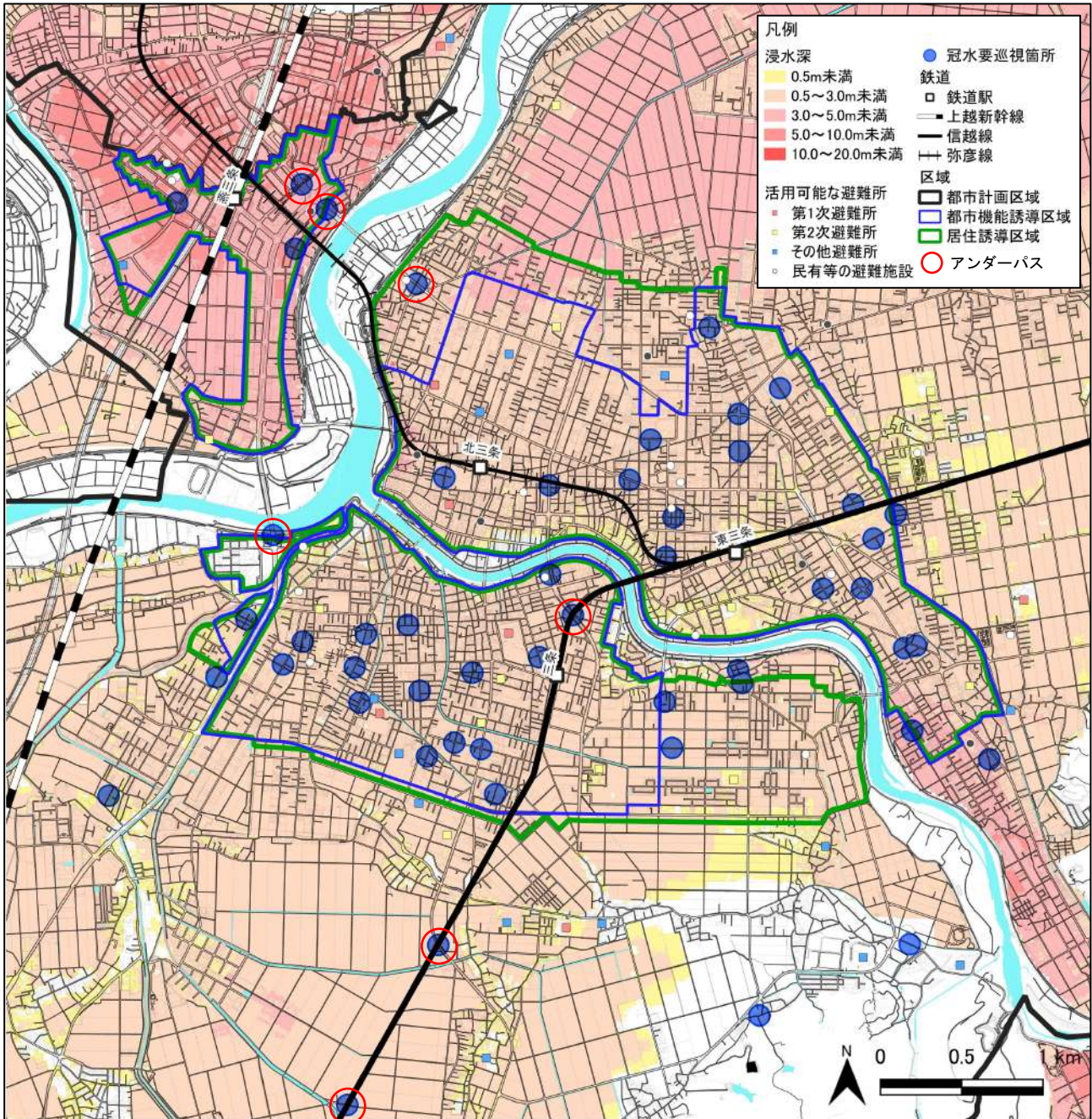


図 洪水浸水想定区域（信濃川L2）と冠水箇所

出典：「道路冠水想定箇所マップ」新潟県、三条市資料

(4) リスク分析による課題の抽出

災害リスク分析を踏まえた居住誘導区域^{*}の防災上の課題について、p. 70 で示した計画規模（L1）及び想定最大規模（L2）の規模別の考え方を考慮して抽出しました。

※居住誘導区域に隣接する地区等、一部居住誘導区域外のリスクも抽出している

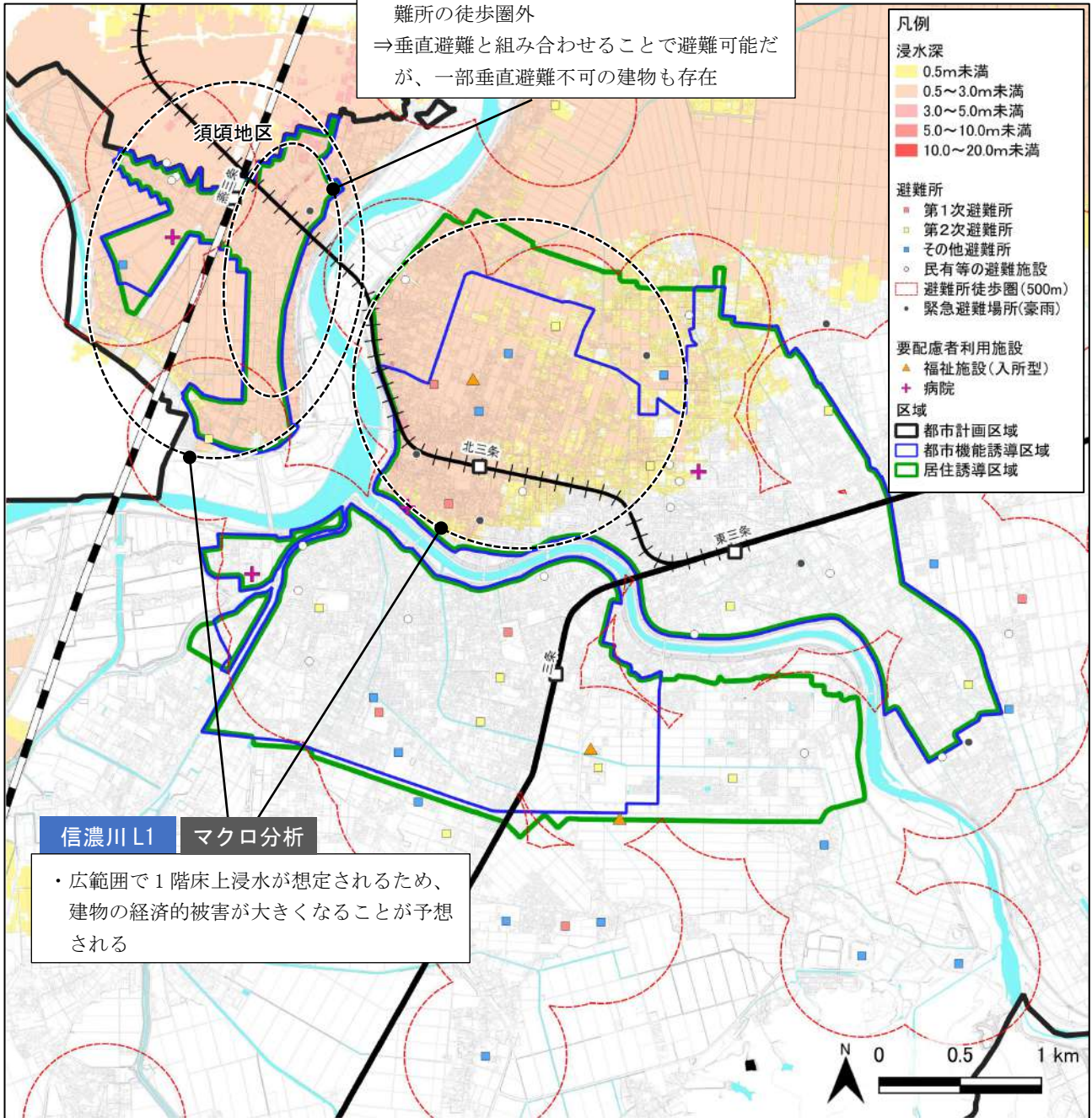
1) 洪水（計画規模 L1）

<信濃川 L1>

- ・浸水深 0.5m以上の居住者に対し周辺の避難所の収容人数が約 700 人不足しており、須頃地区では一部避難所の徒歩圏外となっています。（分析①）
- ・ほとんどが浸水深 3.0m未満のため、垂直避難による避難と組み合わせることで上記の全ての居住者が避難可能となりますが、須頃地区の避難所の徒歩圏外のエリアで一部垂直避難できない建物も存在します。（分析②）
- ・須頃地区や北三条駅周辺から北側にかけて、浸水深 0.5～3.0mのエリアが広がっており、これらの範囲では1階床上浸水が想定されるため、建物の経済的被害が大きくなることが予想されます。（マクロ分析）

信濃川 L1 分析① 分析②

・浸水深 0.5m以上の居住者に対し周辺の避難所の収容人数が約 700 人不足し、一部避難所の徒歩圏外
 ⇒垂直避難と組み合わせることで避難可能だが、一部垂直避難不可の建物も存在



信濃川 L1 マクロ分析

・広範囲で1階床上浸水が想定されるため、建物の経済的被害が大きくなることが予想される

図 居住誘導区域の防災上の課題（計画規模 L1）

出典：北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域

2) 洪水（想定最大規模 L2）

<信濃川 L2>

- ・居住誘導区域のほぼ全域が浸水深 0.5m以上となっており、この範囲の居住者に対して避難所の収容人数が大幅に不足していますが、垂直避難を組み合わせることでほとんどの居住者は避難可能となります。（分析①・分析②）
- ・須頃地区では浸水深 3.0m以上となっており、一般的な 2 階建て家屋の多くは垂直避難が難しく、一部は避難所の徒歩圏外でもあるため早期の水平避難が必要です。（分析②）
- ・3 日以上浸水が継続するエリアにおいて、避難所が 17 ヶ所存在するほか、避難所の徒歩圏外である直江町地区で、垂直避難の可能性のある建物が多数存在しており、これらの建物は長時間の孤立リスクがあります。（分析④）
- ・信濃川沿川に家屋倒壊のおそれがある木造建物が多数存在し、須頃地区の一部では避難所の徒歩圏外となっているため、早期の水平避難が必要です。（分析⑤）

<五十嵐川 L2>

- ・信濃川右岸側の居住誘導区域のほぼ全域が浸水深 0.5m以上となっており、この範囲の居住者に対して避難所の収容人数が大幅に不足しており、垂直避難を組み合わせても避難困難者が多数発生するおそれがあります。（分析①・分析②）
- ・直江町地区、曲淵地区の一部は避難所の徒歩圏外でもあるため、垂直避難が難しい場合は早期の水平避難が必要です。（分析②）
- ・五十嵐川沿川に家屋倒壊のおそれがある木造建物が多数存在し、曲淵地区の一部では避難所の徒歩圏外となっているため、早期の水平避難が必要です。（分析⑤）

<刈谷田川 L2>

- ・五十嵐川左岸側の居住誘導区域の広範囲が浸水深 0.5m以上となっており、この範囲の居住者に対して避難所の収容人数が大幅に不足していますが、垂直避難を組み合わせることで全ての居住者が避難可能となります。（分析①・分析②）
- ・直江町地区の一部は避難所の徒歩圏外でもあるため、垂直避難が難しい場合は早期の水平避難が必要です。（分析②）
- ・3 日以上浸水が継続するエリアにおいて、避難所が 12 ヶ所存在するほか、避難所の徒歩圏外である直江町地区で、垂直避難の可能性のある建物が多数存在しており、これらの建物は長時間の孤立リスクがあります。（分析④）



信濃川 L2 分析①

- 避難所の徒歩圏外で、3.0m以上の浸水リスクが広がっているため多くの建物は垂直避難も困難となる

五十嵐川 L2 信濃川 L2 分析⑤

- 家屋倒壊等氾濫想定区域に木造建物が多数存在し、一部が避難所徒歩圏外

凡例

浸水深

- 0.5m未満
- 0.5～3.0m未満
- 3.0～5.0m未満
- 5.0～10.0m未満
- 10.0～20.0m未満

避難所

- 第1次避難所
- 第2次避難所
- その他避難所
- 民有等の避難施設
- 避難所徒歩圏(500m)
- 緊急避難場所(豪雨)

要配慮者利用施設

- 福祉施設(入所型)
- 病院

区域

- 都市計画区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域

信濃川 L2 刈谷田川 L2 分析④

- 垂直避難の可能性がある建物の多数が3日以上浸水継続で孤立リスクがある
- 居住誘導区域内全体における3日以上浸水が継続するエリアに避難所が計29ヶ所存在し、孤立リスクがある

五十嵐川 L2 分析① 分析②

- 浸水深0.5m以上の居住者に対し周辺の避難所の収容人数が大幅に不足し、一部避難所の徒歩圏外
- 垂直避難と組み合わせても避難困難者が発生するおそれがある

図 居住誘導区域の防災上の課題 (想定最大規模 L2)

出典：新潟県洪水浸水想定区域、北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域を加工※

※信濃川 L2、五十嵐川 L2、刈谷田川 L2 の浸水想定区域を合わせて表示 (重なる部分は最も深い浸水深を表示)

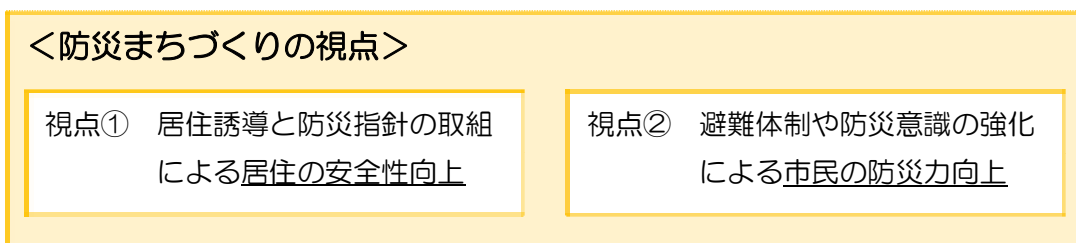
3 防災まちづくりの方向性と取組方針の検討

(1) 防災まちづくりの方向性

本市では、平成16年に「新潟・福島豪雨（7.13水害）」「新潟県中越地震」、平成19年に「新潟県中越沖地震」、平成23年に「新潟・福島豪雨（7.29水害）」が相次いで発生し、特に7.13水害では、五十嵐川をはじめ複数の河川で堤防の決壊や越水が発生したことにより甚大な被害に見舞われました。

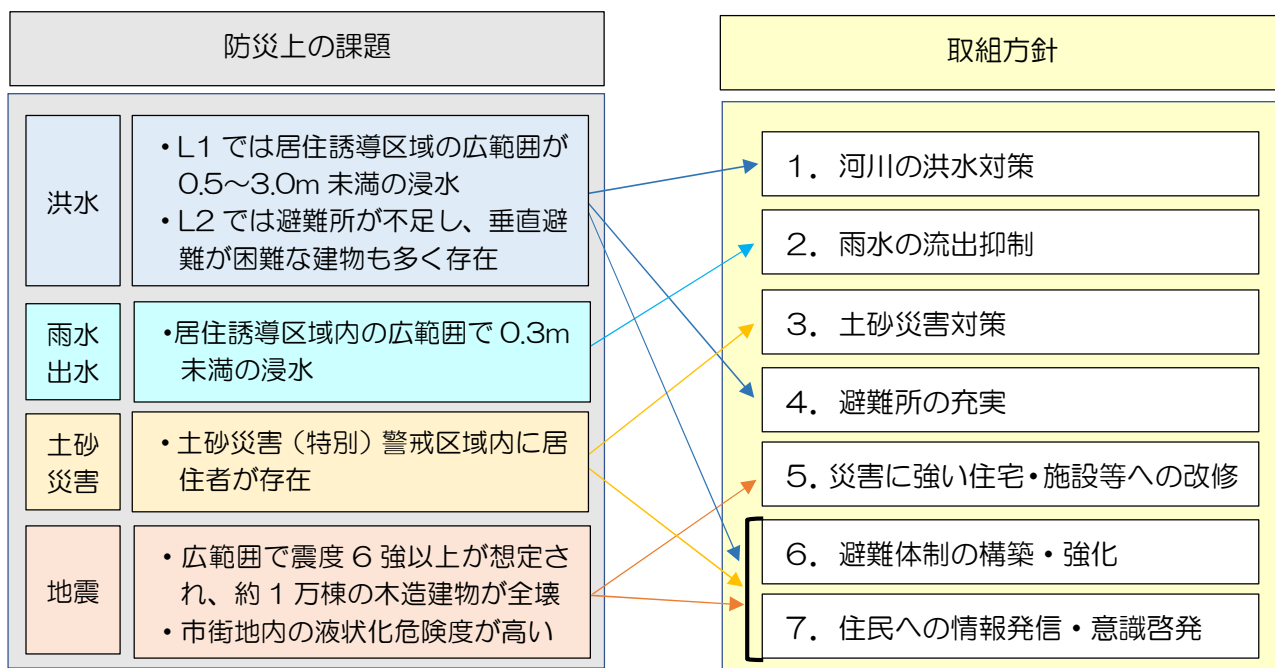
また、「三条市都市計画マスタープラン（令和8年3月改定）」において、都市づくりの目標として「災害の起こりにくい、また被害が拡大しにくい都市づくりを推進する」としており、近年激甚化している災害に対しては、ハードの災害対策だけでなく、災害による被害を最小限にするための自助、共助、公助の取組が重要となることから、市民の防災意識及び地域の防災力の向上に資する取組を推進・支援するとしています。

以上のことを踏まえ、下記の視点に基づいた取組により、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を推進していきます。



(2) 課題を踏まえた取組方針

災害リスク分析をもとに整理した防災上の課題と、防災まちづくりの方向性を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を以下のとおり設定します。



4 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

(1) 取組方針に基づく具体的な取組及びスケジュール

取組方針に基づくハード、ソフト対策の各種取組内容や実施主体、スケジュール等を、上位・関連計画との整合を図りつつ、以下のとおり設定します。

取組方針	具体的取組	ハード/ ソフト	スケジュール			実施 主体
			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
1. 河川の洪水 対策	①-1 信濃川水系流域治水プロジェクト2.0【信濃川下流部】に基づく信濃川河川改修(河道掘削、堤防拡幅、築堤、水衝部対策、耐震対策)	ハード	→			国
	①-2 下条川、布施谷川、新通川、貝喰川改修	ハード	→			新潟県
2. 雨水の流出 抑制	②-1 調整池の整備 ・興野第1雨水調整池 ・西大崎雨水調整池 ・下坂井雨水調整池	ハード	→			三条市
	②-2 三条排水区 浸水対策、雨水幹線等整備	ハード	→			三条市
3. 土砂災害対策	③ 土砂災害(特別)警戒区域の開発許可の厳格化	ソフト	→			三条市
4. 避難所の充実	④-1 災害時における非常用物資の提供に関する民間企業等との協定	ソフト	※協定の維持・継続			三条市
	④-2 避難所等の避難時の環境を向上させるパーテーション等の物資の備蓄の推進	ソフト	→			三条市
	④-3 民間施設等の一時避難場所としての活用に関する協定等の検討	ソフト	→			三条市
5. 災害に強い 住宅・施設等 への改修	⑤-1 住宅等の耐震化の促進	ハード	→			三条市
	⑤-2 路盤改良による液状化の抑制	ハード	→			三条市
6. 避難体制の 構築・強化	⑥-1 自治会による自主防災組織の育成・強化	ソフト	→			三条市
	⑥-2 防災訓練の継続実施、参加促進	ソフト	→			三条市
	⑥-3 マイ・タイムライン作成支援	ソフト	→			新潟県
	⑥-4 地区防災マップ(地区避難計画)の作成支援	ソフト	※自治会等の要望に応じ対応			三条市
7. 住民への情報 発信・意識啓 発	⑦-1 ハザードマップ等による災害リスクの周知	ソフト	→			三条市
	⑦-2 あらゆる手段による防災情報の発信(防災行政無線、三条市メール配信サービス、各種SNS等)	ソフト	→			三条市
	⑦-3 防災に関する学校教育の推進	ソフト	→			三条市
	⑦-4 三条市水防学習館を活用した防災学習や防災情報発信の推進	ソフト	→			三条市

(2) 防災指針の目標値の設定

防災まちづくりの方向性を踏まえた、防災指針の取組を計画的に推進するとともに、目標年次に至るまでの達成目標を設定します。

達成目標は、防災指針の取組等による効果や取組の進捗状況を定量的に示す指標とし、以下のとおり設定します。

	指標	基準値	中間目標	目標値
1	災害危険エリア外の居住人口割合 ^{※1}	87.1% (82,389人/94,642人) (令和2年)	88.5% (令和12年)	90.0% (令和17年)
2	自助行動について学習した人数 ^{※2}	620人 (令和4年)	2,000人 (令和12年)	3,000人 (令和17年)
3	共助に関する研修会等に参加した団体数 ^{※2}	15団体 (令和4年)	50団体 (令和12年)	70団体 (令和17年)

※1. 「災害危険エリア」は計画規模 L1 における 3.0m 以上浸水、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域と定義

※2. 総合計画の「災害に強いまちづくり」における成果指標「出前講座や防災訓練等で災害時に取るべき行動を学習、実践した人数」「共助を促進するための訓練や研修会等への参加団体数」を活用

第6章 計画推進方策の検討及び目標値の設定

1 計画の推進方策の検討

人口の急激な減少や高齢社会の進展、財政及び環境の制約など、厳しい社会経済状況の中で、まちづくり目標を達成するためには、目指すべき将来都市構造の実現に向け、計画的かつ効率的な取組みが必要となります。

本計画は、平成47年を目標としたものであり、長期的な視野に立って継続的に取り組むものであるため、その間には、施策の進捗状況や社会経済状況の変化も予想されます。このため、計画に即した各種の取組や事業実施の結果や目標値の達成状況等を踏まえた評価・検証を行うことにより、目標像や方針の達成度を評価し、改善策を探るPDCA（Plan-Do-Check-Action）の流れをもつマネジメントサイクルの仕組みづくりを検討します。

達成度の評価から、新たな問題点や都市づくりを進める上での課題を分析し、各種取り組みや事業の見直しを図るほか、必要に応じて計画の見直しを進めることで、計画内容の充実を図っていきます。

なお、これらの進行管理については、評価によって明らかになった問題点や課題を市民と行政で共有するため、進行管理の体制や評価結果の公表方法等について検討を進めていきます。



図 PDCA サイクルによる計画の評価と見直し

2 目標値の設定

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するための目標値を設定します。目標年次は、本計画の目標年次である令和17（2035）年とします。

指標については、都市機能・居住の誘導等による都市の集約化や高密度化を評価するほか、これらコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを通じて発現が期待される効果を評価するため、①居住人口、②都市機能、③公共交通、④財政、⑤産業、⑥防災に関する指標を設定します。

なお、計画目標は、中間年での調査・分析・評価や、上位・関連計画の見直し等を踏まえて、適宜見直すこととします。

（1）居住人口の目標

居住誘導区域内人口密度は現状（R2年現在）で **36.1人/ha** であり、社人研による将来推計をもとにした目標年度（R17年度）の人口密度は **32.3人/ha** まで低下することが見込まれます。

今後人口減少対策に取り組むとともに、居住誘導区域内への誘導施策等を図ることで居住誘導区域内人口密度の減少を抑制し、**R12年は34.7人/ha、R17年は34.0人/ha**を確保することを目標とします。

令和2年

- 居住誘導区域内人口
44,309人（総人口の46.8%）
- 人口密度（※区域面積はGIS上で算出）
36.1人/ha



令和17年（目標値）

- 居住誘導区域内人口
41,682人（総人口の52.6%）
- 人口密度
34.0人/ha

令和17年（推計値）

- 居住誘導区域内人口
39,600人（総人口の50.0%）
- 人口密度
32.3人/ha

現状のまま推移する

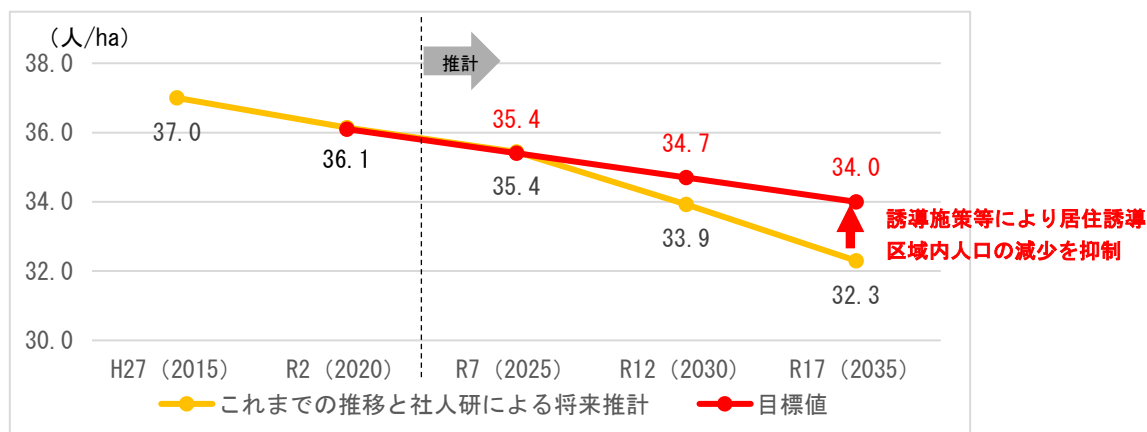


図 居住誘導区域内人口密度の推移

(2) 都市機能の目標

市内の各生活サービス施設（医療・福祉・商業）のうち、都市機能誘導施設に設定した医療施設、商業施設において、都市機能誘導区域内に立地している施設の割合は、それぞれ医療施設：66.7%、商業施設：59.6%です。

市全体に対する市街地（居住誘導区域内）の人口割合は将来的に概ね 50%程度であり、生活サービス施設の割合も同程度の水準を目指すものとし、50%以上を基本としますが、目標は現状値以上とします。

施設	対象	割合	
		H29年（従前値）	R7年（現状値）
医療施設	病院、診療所	65.5%（38/58 施設）	66.7%（42/63 施設）
商業施設	大規模小売店舗、スーパーマーケット、食料品店	69.8%（30/43 施設）	59.6%（31/52 施設）

(3) 公共交通の目標

公共交通の目標は、「三条市地域公共交通計画」との整合を図り、市内循環バス「ぐるっとさん」利用者数、下田地区のバス利用者数*を指標として設定します。三条市地域公共交通計画では、最終目標値をそれぞれ【市内循環バス：現状維持】、【下田地区のバス：現状維持】としているため、これを中間目標とし、R17についても現状維持を目標とします。

※下田地区のバスはMaaS実証による「燕三条・下田アウトドアライナー」を含んでおり、この運行はR6.12.31時点で終了していることから、これを除いた下田地区のバスとして、路線バス「八木ヶ鼻温泉線」の目標値 57,000 人/年（R10）の維持を目標値とする

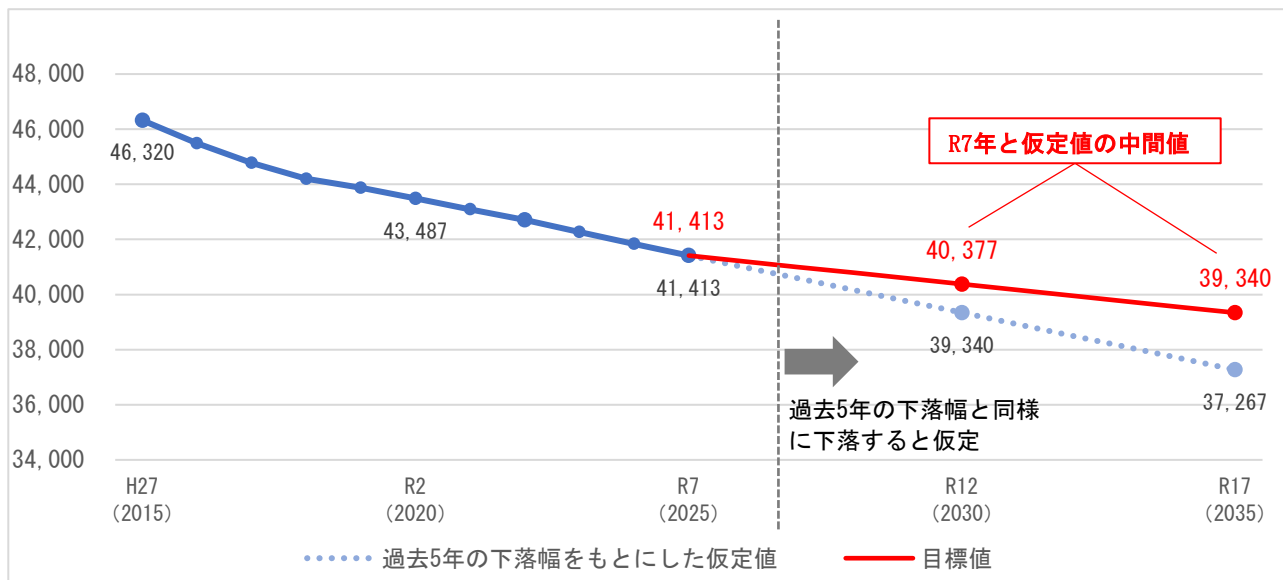
【参考】三条市地域公共交通計画の目標値

実施方針	評価指標 【 】は現状値（R5年度）	最終目標値 （R10年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド交通「ひめさゆり」、循環バス「ぐるっとさん」の路弁性向上 ・事業者生産性・行政負担額の最適化及びバス路線の再編 	デマンド交通利用者数 【56,920人】	80,000人（三条市総合計画前期実施計画 R7年度目標値）
	循環バス利用者数 【37,654人】	38,000人（現状維持）
<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか、下田地域における二次交通の充実 	下田地区のバス利用者数（MaaS実証を含む） 【58,839人】	58,000人（現状維持）
	（八木ヶ鼻温泉線利用者数） 【57,480人】	57,000人（現状維持）

(4) 財政の目標

安定的な税収の確保のため、居住・都市機能誘導の取組み等により居住誘導区域内の地価の下落が抑制されているか評価するため、「居住誘導区域内の平均宅地価格」を指標として設定します。

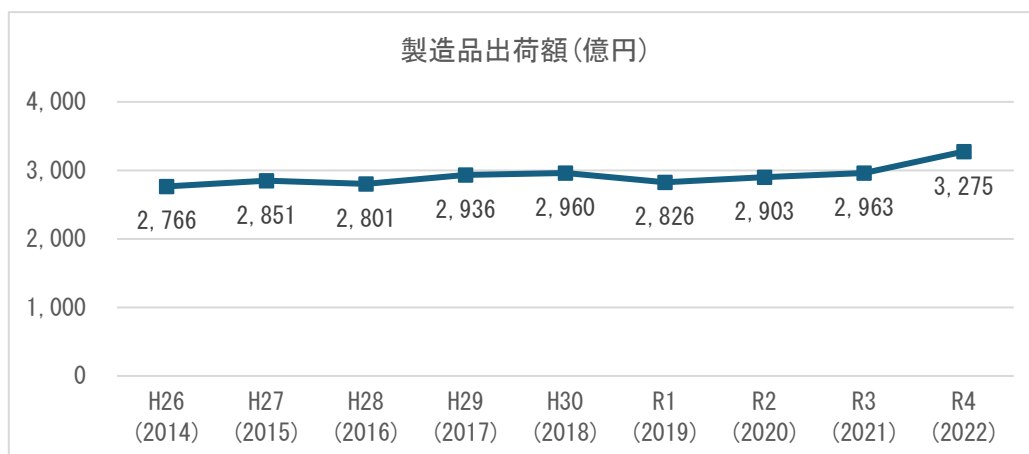
居住誘導区域内の平均宅地価格は過去 10 年間で下落傾向にあり、令和 7 年には 41,413 円/㎡となっています。居住及び都市機能誘導によるコンパクトなまちづくりを進め、居住誘導区域内の地価の下落の抑制を目指すこととし、目標値は **R12 年は 40,300 円/㎡、R17 年は 39,300 円/㎡** とします。



(5) 産業の目標

本市の強みでもある「ものづくり産業」について、近年の製造品出荷額は微増傾向にあり、令和 4 年には 3,000 億円を超えています。

人口減少下においても、ものづくり産業の活力を維持向上させていくため、直近 10 年の傾向と同様に今後も出荷額が緩やかに増加していくことを見込み、**R12 年、R17 年は現状値以上**を目標とします。



(6) 目標値の設定

以上の検討を踏まえ、本計画の目標値を以下のとおり設定します。

表 目標値の設定

分野	指標		単位	従前値 (H29年)	現状値	中間目標値 (R12年)	目標値 (R17年)
(1) 居住人口	居住誘導区域内人口密度		人/ha	37.0 (H27年)	36.1 (R2年)	34.7	34.0
(2) 都市機能	都市機能誘導区域 内の生活サービス 施設の割合	医療	%	65.5 (38/58)	66.7 (42/63) (R7年)	66.7 以上	66.7 以上
		商業		69.8 (30/43)	59.6 (31/52) (R7年)	59.6 以上	59.6 以上
(3) 公共交通	市内循環バス「ぐるっと さん」利用者数		人/年	30,330	37,654 (R5年)	38,000 (R10年※1)	38,000
	下田地区のバス利用者数			53,115	58,839 (R5年)	57,000 (R10年※1)	57,000
(4) 財政	居住誘導区域内の平均 宅地価格		円/m ²	44,773	41,413 (R7年)	40,300	39,300
(5) 産業	市内企業における製造品 出荷額		億円	2,936	3,275 (R4年)	3,275 以上	3,275 以上
(6) 防災	災害危険エリア外の 居住人口割合※2		%	86.9 (H27年)	87.1 (R2年)	88.5	90.0
	自助行動について学習 した人数※3		人	200	620 (R4年)	2,000	3,000
	共助に関する研修会等に 参加した団体数※3		団体	15	15 (R4年)	50	70

※1. 公共交通の中間目標年次は「三条市地域公共交通計画」の目標年と整合し令和10年とする

※2. 「災害危険エリア」は計画規模L1における3.0m以上浸水、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域と定義

※3. 総合計画の「災害に強いまちづくり」における成果指標「出前講座や防災訓練等で災害時に取るべき行動を学習、実践した人数」「共助を促進するための訓練や研修会等への参加団体数」を活用

資料編

資料編

1 都市構造の評価指標からみた三条市の状況

「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」を基にした評価指標を活用し、本市の状況について確認します。

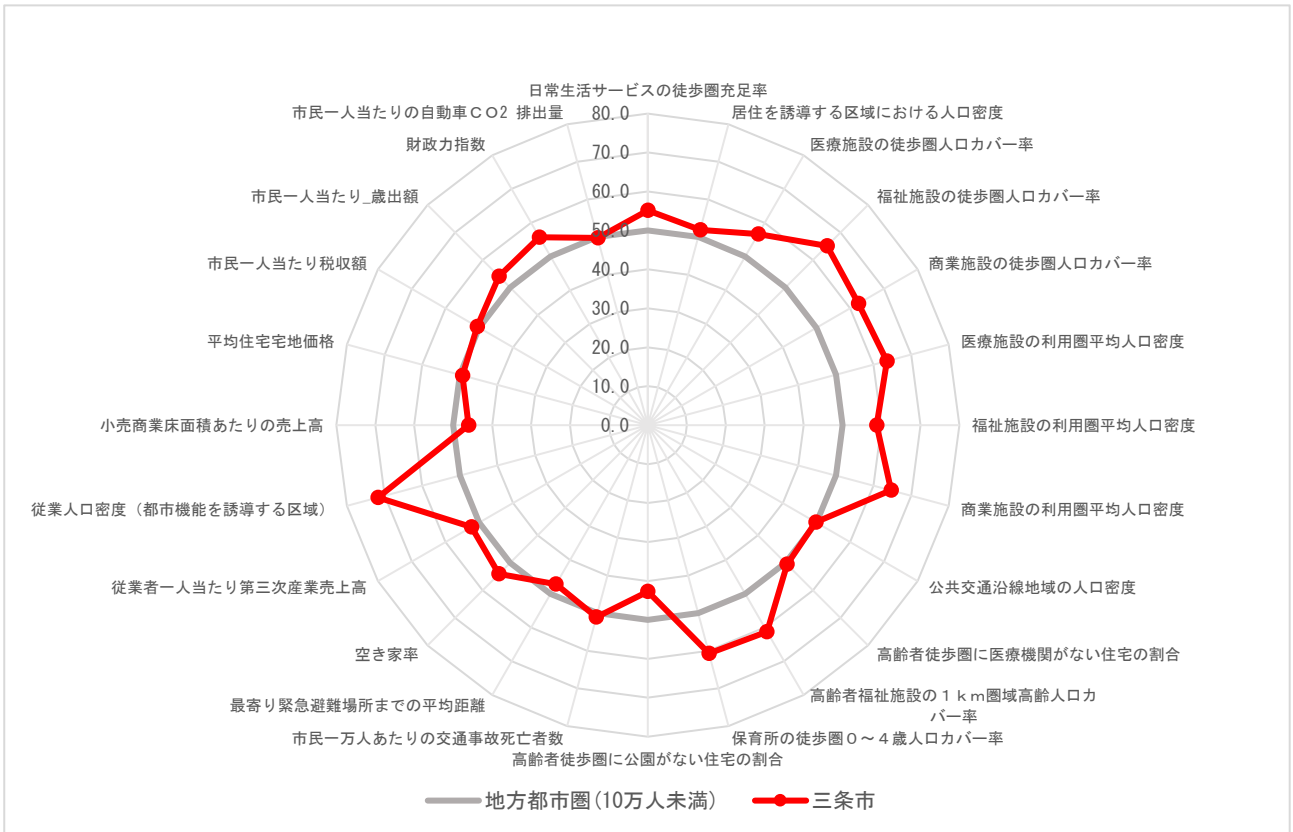
評価指標を算出し、地方都市圏（10万人以下）と比較すると、全体的に偏差値は50を超えている指標が多く、特に生活利便性に関する指標はほとんどが平均を上回っています。但し、地域経済や低炭素に関する項目で一部平均を下回る指標が見られます。

表 評価指標の算出結果（地方圏(10万人以下)比較)

評価分野		評価指標	単位	三条市	地方都市圏 (10万人以下)	偏差値
1 生活 利便性	居住機能の適切な誘導	①日常生活サービスの徒歩圏充足率	%	17.6	10.6	55.1
		②居住を誘導する区域における人口密度	人/ha	36.1	33.6	51.9
		③医療施設の徒歩圏人口カバー率	%	67.3	54.1	56.7
		④福祉施設の徒歩圏人口カバー率	%	73.2	34.8	65.1
		⑤商業施設の徒歩圏人口カバー率	%	58.2	31.6	62.4
	都市機能の適正配置	⑥医療施設の利用圏平均人口密度	人/ha	17.4	8.2	63.6
		⑦福祉施設の利用圏平均人口密度	人/ha	14.1	7.3	58.7
		⑧商業施設の利用圏平均人口密度	人/ha	23.6	10.2	64.7
	公共交通の利用促進	⑨公共交通沿線地域の人口密度	人/ha	10.5	10.7	49.8
2 健康・ 福祉	都市生活の利便性向上	①高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合	%	66.2	67.1	50.6
		②高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率	%	70.9	40.2	61.2
		③保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率	%	69.3	45.0	60.7
	歩きやすい環境の形成	④高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合	%	81.6	62.7	42.7
3 安心・ 安全	市街地の安全性の確保	①市民一人あたりの交通事故死亡者数	人	0.4	0.5	51.0
		②最寄り緊急避難場所までの平均距離	m	856	747	47.2
	市街地荒廃化の抑制	③空き家率	%	7.6	9.5	54.0
4 地域経済	サービス産業の活性化	①従業者一人当たり第三次産業売上高	百万円	16.1	12.7	52.3
		②従業人口密度(都市機能を誘導する区域)	人/ha	19.6	6.0	71.7
		③小売商業床面積あたりの売上高(小売商業床効率)	万円/㎡	75.5	82.2	46.0
	健全な不動産市場の形成	④平均住宅地価(居住を誘導する区域)	千円/㎡	39.9	41.7	49.3
5 行政運営	安定した税収の確保	①市民一人当たり税収額(個人市民税・固定資産税)	千円	124.7	120.0	50.6
		②市民一人当たり歳出額	千円	577.3	854.7	54.0
		③財政力指数	-	0.55	0.41	55.7
6 エネルギー/低炭素	CO ₂ 排出量	①市民一人当たりの自動車CO ₂ 排出量	t-CO ₂ /人	1.77	1.74	49.8

※各項目における「徒歩圏」は、「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省）」に記載のある距離

※地方都市圏（10万人以下）の数値は「(国土交通省) 都市モニタリングシート【全体表】(令和2年)」の数値を使用



(1) 生活利便性

① 日常生活サービスの徒歩圏充足率（都市計画区域内）

- ・ 徒歩圏をカバーしているメッシュ人口（令和2年）の合計：16,664人
- ・ 総人口：94,642人（令和2年）
- ・ カバー率：16,664人／94,642人＝17.6%

日常生活サービスの徒歩圏充足率は17.6%と算出されます。

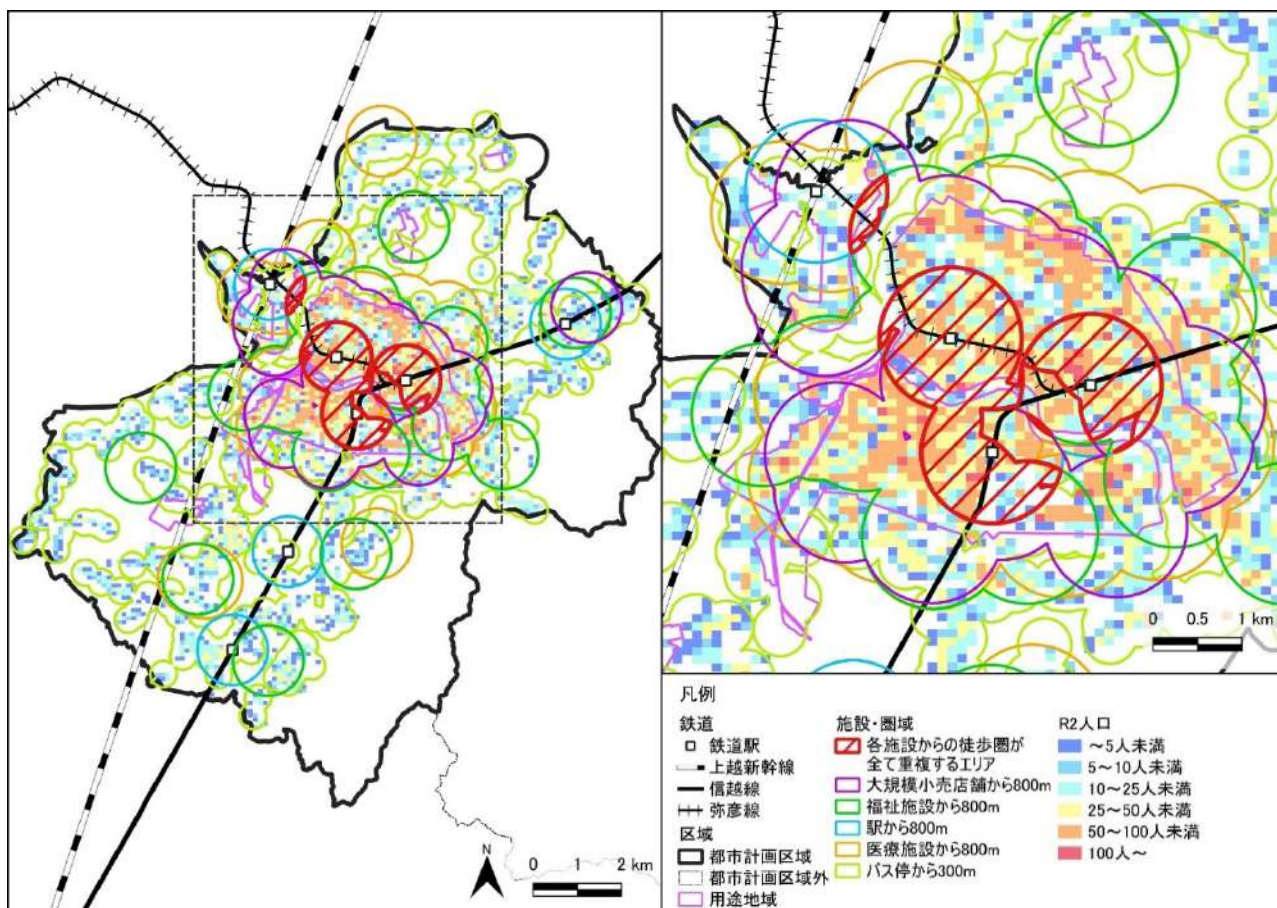


図 各施設の徒歩圏の全てが重複するエリア

② 居住を誘導する区域における人口密度

- ・ 居住を誘導する区域の人口：47,068（人）（令和2年）
- ・ 居住を誘導する区域の面積：1,305（ha）（非可住地を含む）
- ・ $47,068（人） \div 1,305（ha） = 36.1（人/ha）$

令和2年時点での居住誘導区域における人口密度は、36.1人/haと算出されます。

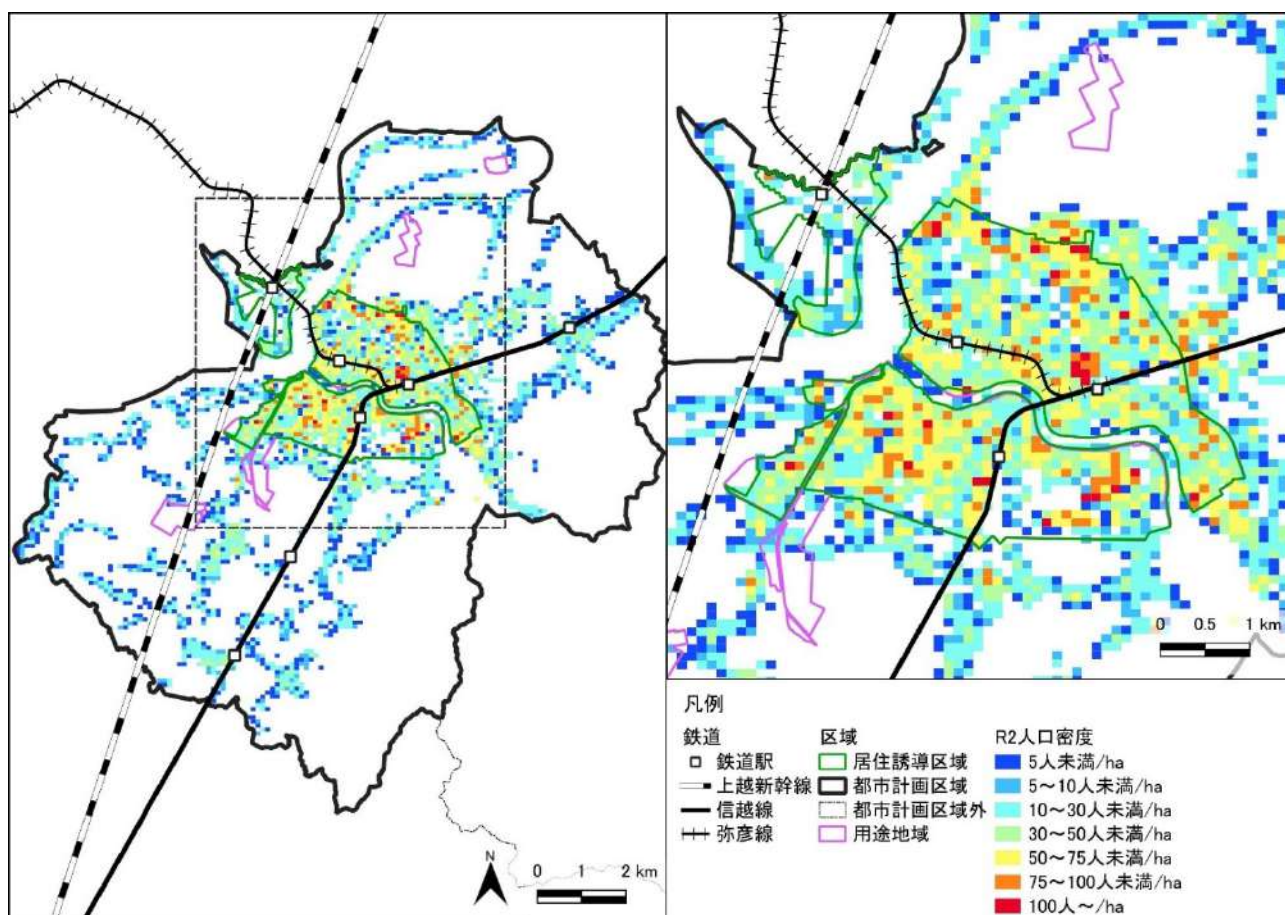


図 居住を誘導する区域と人口密度メッシュ

※居住誘導区域はR8.3変更前の区域範囲を使用

※居住誘導区域面積はGIS上で算出

③ 医療施設の徒歩圏人口カバー率（都市計画区域内）

- ・ 徒歩圏をカバーしているメッシュ人口（令和2年）の合計：63,696人
- ・ 総人口：94,642人（令和2年）
- ・ カバー率：63,696人/94,642人=67.3%

医療施設の徒歩圏人口カバー率は67.3%と算出されます。

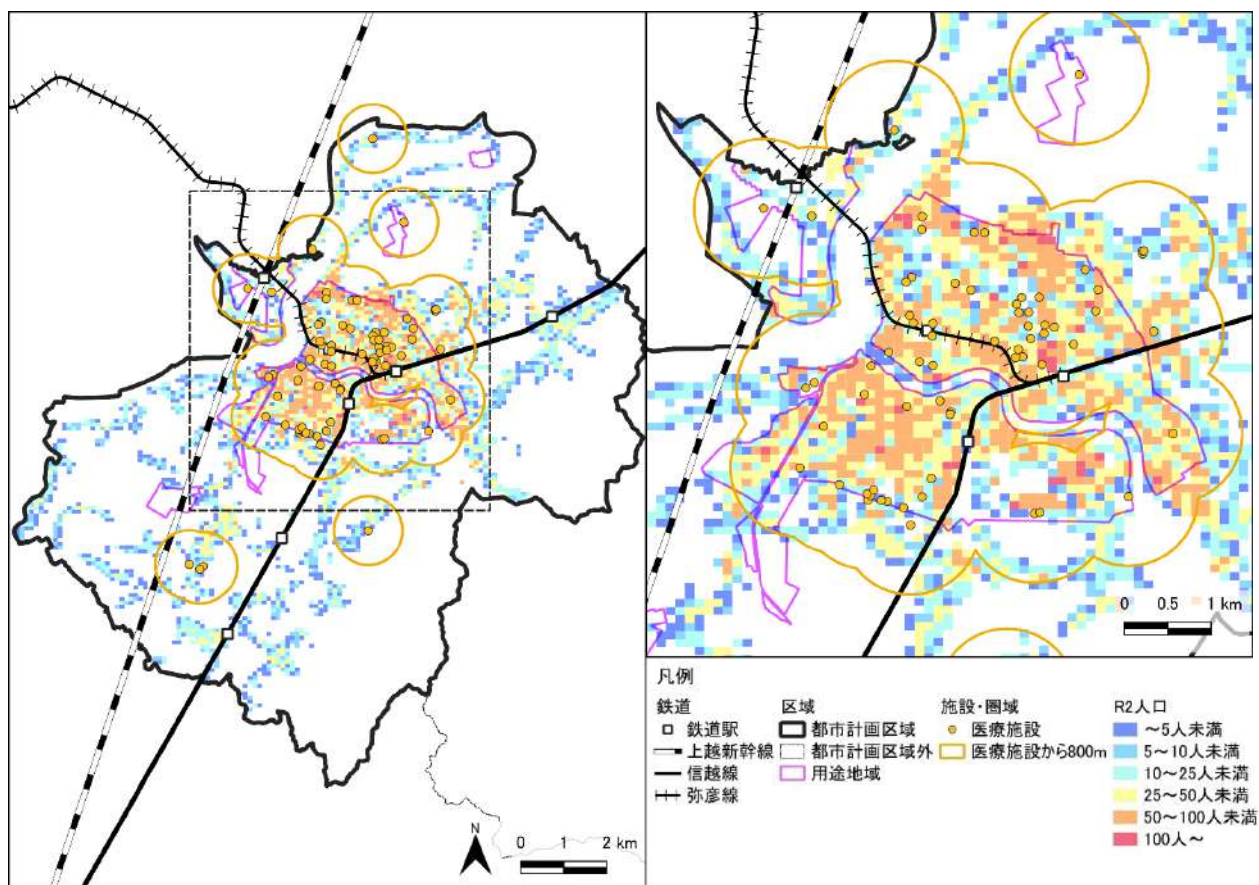


図 医療施設の徒歩圏と人口メッシュ

※使用した医療施設は国土数値情報（医療機関データ）令和2年調査時点（ただし、現状に近い状況を示すため、令和6年3月に開院した県央基幹病院を追加し、それに伴い閉院した三条総合病院を除いた）

④ 福祉施設の徒歩圏人口カバー率（都市計画区域内）

- ・ 徒歩圏をカバーしているメッシュ人口（令和2年）の合計：69,314人
- ・ 総人口：94,642人（令和2年）
- ・ カバー率：69,314人／94,642人=73.2%

福祉施設の徒歩圏人口カバー率は73.2%と算出されます。

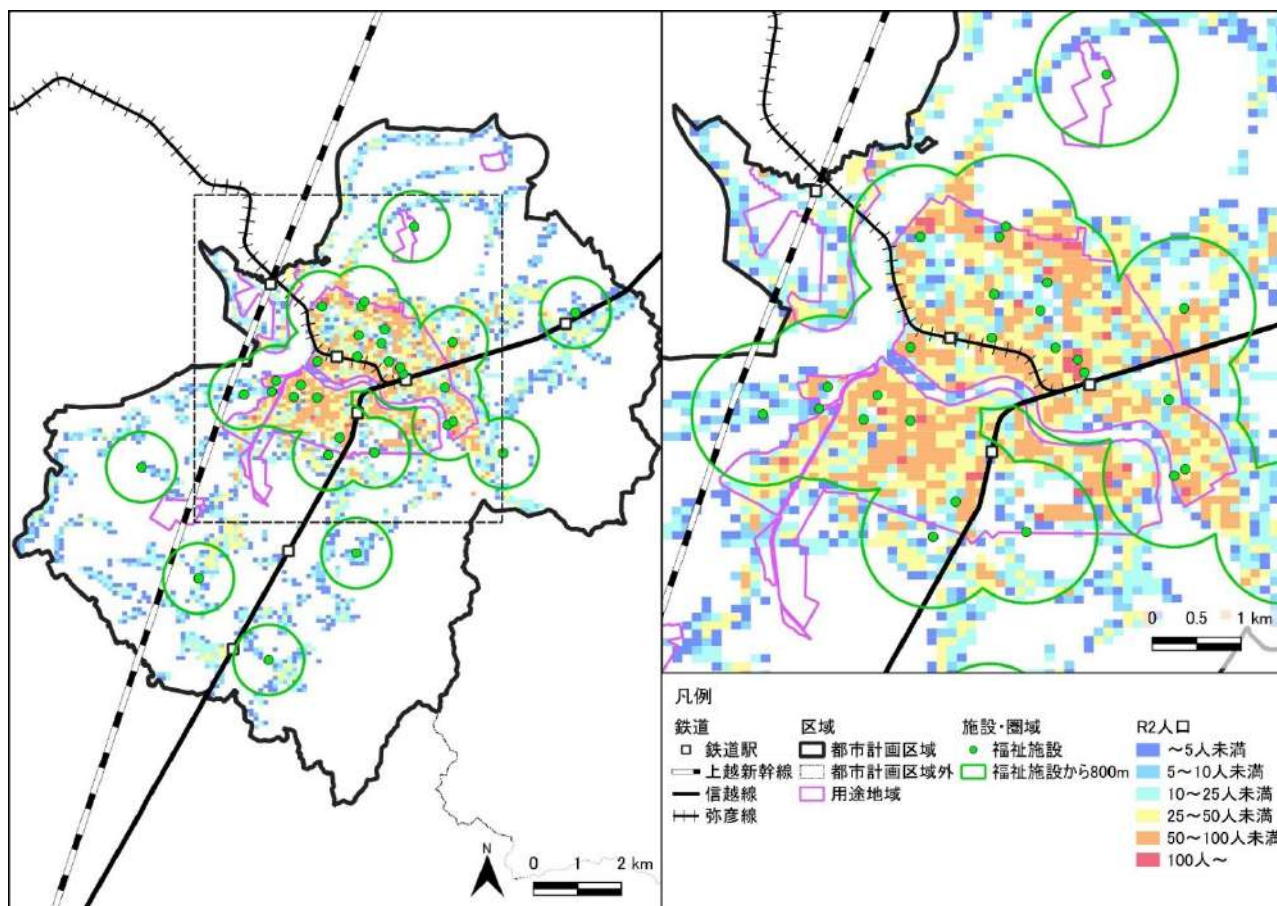


図 福祉施設の徒歩圏と人口メッシュ

※使用した福祉施設は国土数値情報（福祉施設データ）令和5年調査時点（「老人福祉センター」「老人デイサービスセンター」「老人（在宅）介護支援センター」を対象）

⑤ 商業施設の徒歩圏人口カバー率（都市計画区域内）

- ・ 徒歩圏をカバーしているメッシュ人口（令和2年）の合計：55,041人
- ・ 総人口：94,642人（令和2年）
- ・ カバー率：55,041人／94,642人=58.2%

商業施設の徒歩圏人口カバー率は58.2%と算出されます。

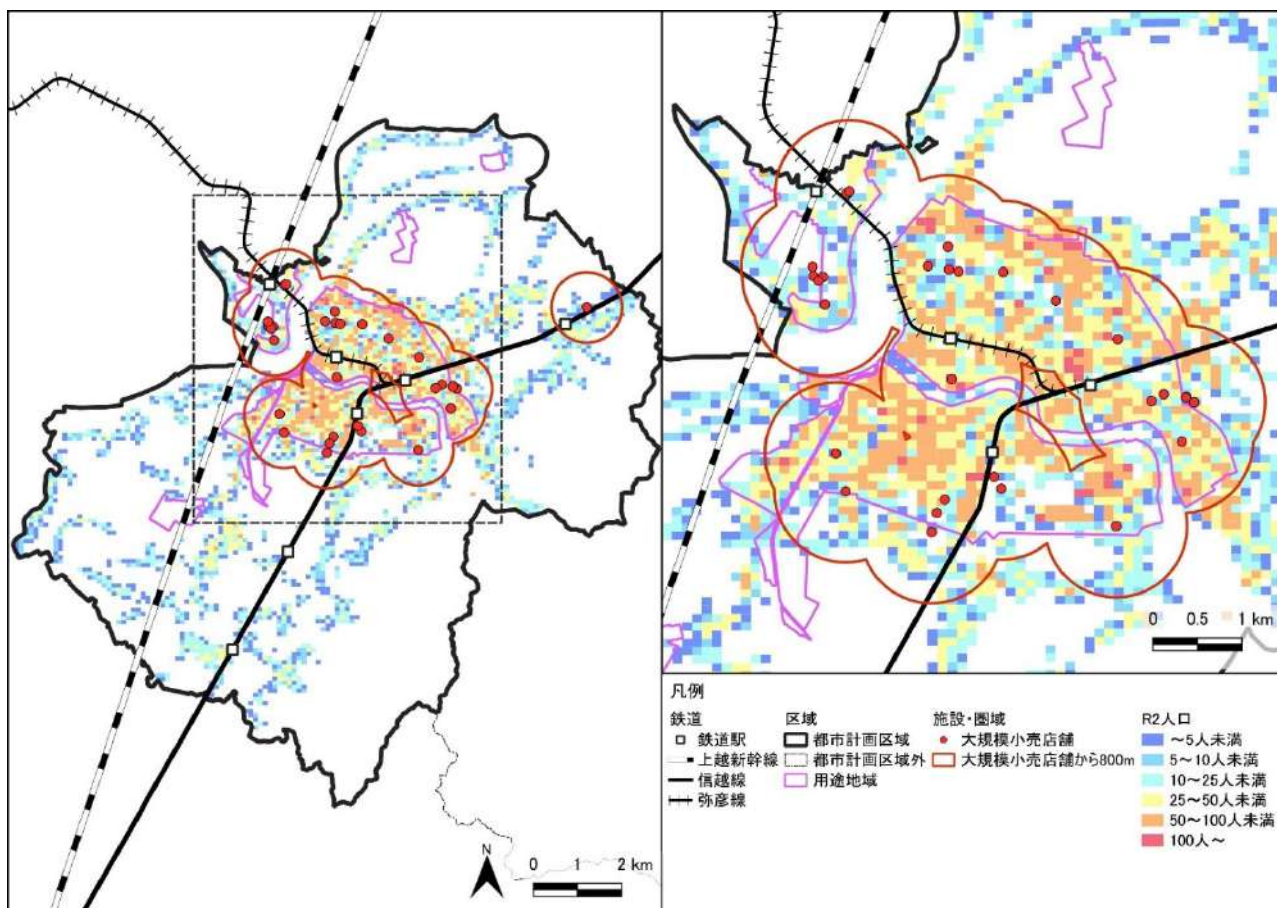


図 大規模商業施設の徒歩圏と人口メッシュ

※使用した商業施設は「新潟県大規模小売店舗」令和5年調査時点

⑥ 医療施設の利用圏平均人口密度（都市計画区域内）

・徒歩圏をカバーしているメッシュ人口密度（令和2年）：17.4人/ha

※人口密度は p. 9 で計算された人口密度を採用しています。

設定された圏域に含まれる（かかる）メッシュ人口密度の平均を計算しています。

医療施設の徒歩圏人口密度は17.4人/haと算出されます。

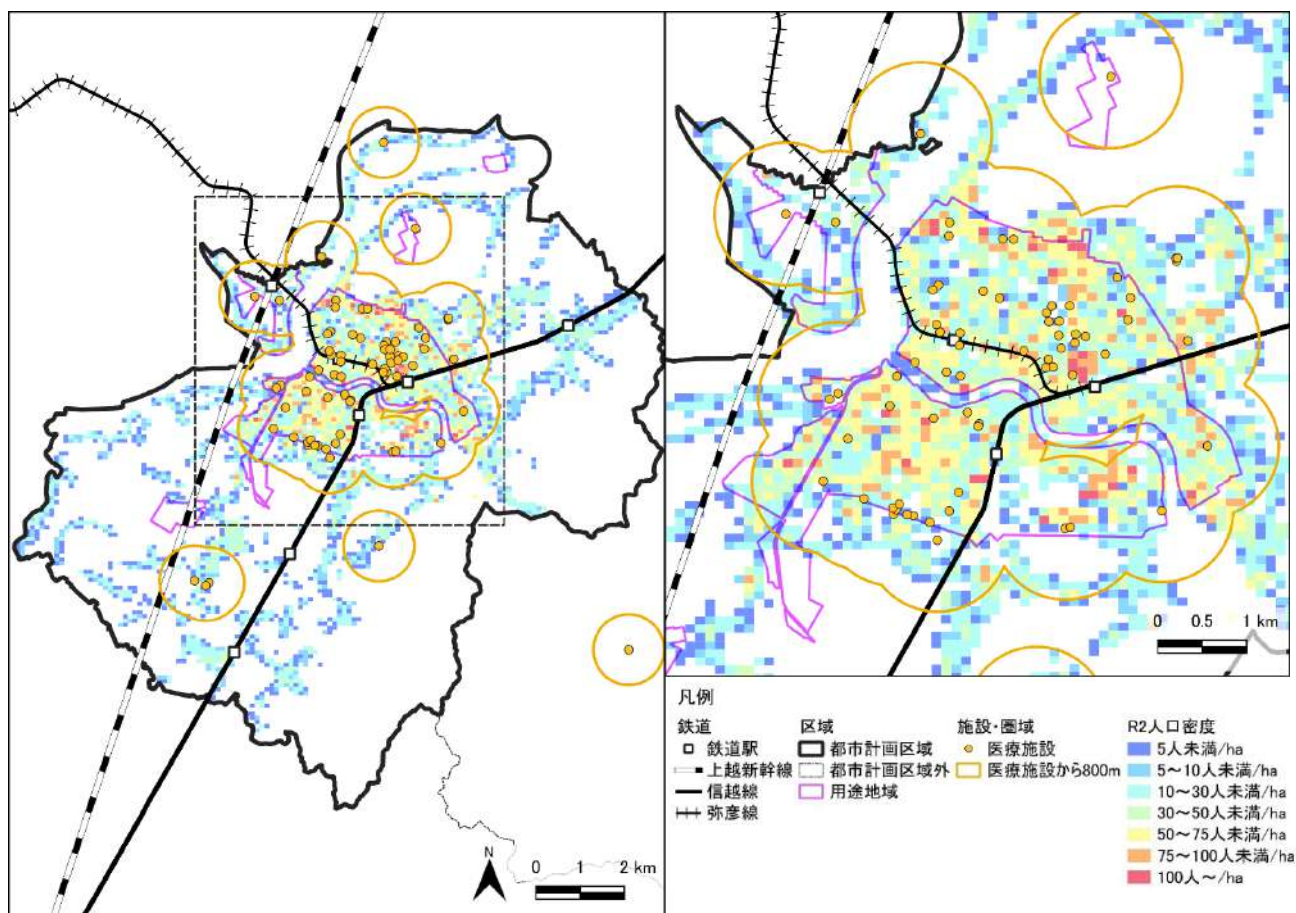


図 医療施設の徒歩圏と人口密度メッシュ

※使用した医療施設は国土数値情報（医療機関データ）令和2年調査時点（ただし、現状に近い状況を示すため、令和6年3月に開院した県央基幹病院を追加し、それに伴い閉院した三条総合病院を除いた）

⑦ 福祉施設の利用圏平均人口密度（都市計画区域内）

- ・ 徒歩圏をカバーしているメッシュ人口密度（令和2年）：14.1人/ha

※人口密度は p. 9 で計算された人口密度を採用しています。

設定された圏域に含まれる（かかる）メッシュ人口密度の平均を計算しています。

福祉施設の徒歩圏人口密度は 14.1 人/ha と算出されます。

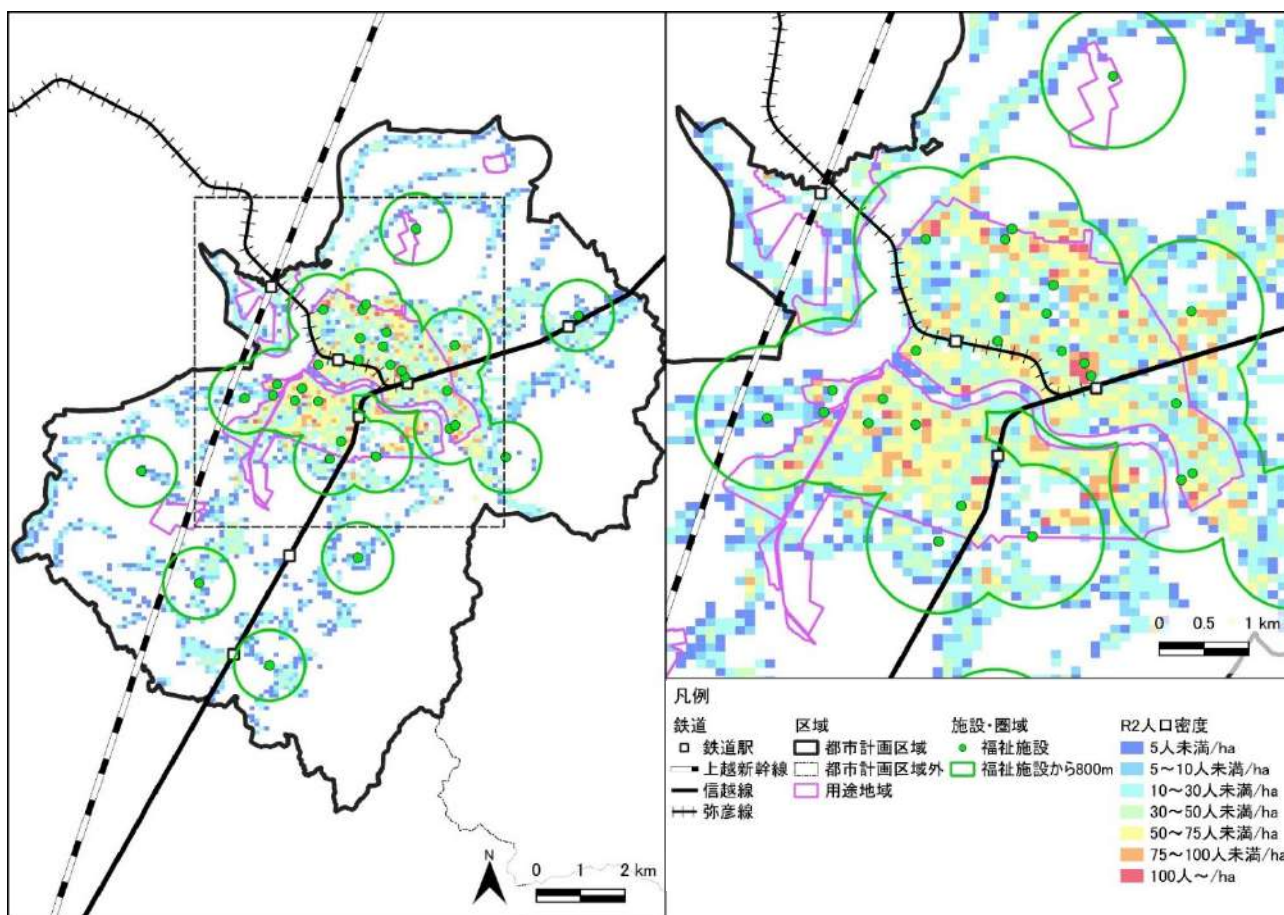


図 福祉施設の徒歩圏と人口密度メッシュ

※使用した福祉施設は国土数値情報（福祉施設データ）令和5年調査時点（「老人福祉センター」「老人デイサービスセンター」「老人（在宅）介護支援センター」を対象）

⑧ 商業施設の利用圏平均人口密度（都市計画区域内）

・徒歩圏をカバーしているメッシュ人口密度（令和2年）：23.6人/ha

※人口密度は p. 9 で計算された人口密度を採用しています。

設定された圏域に含まれる（かかる）メッシュ人口密度の平均を計算しています。

商業施設の徒歩圏人口密度は 23.6 人/ha と算出されます。

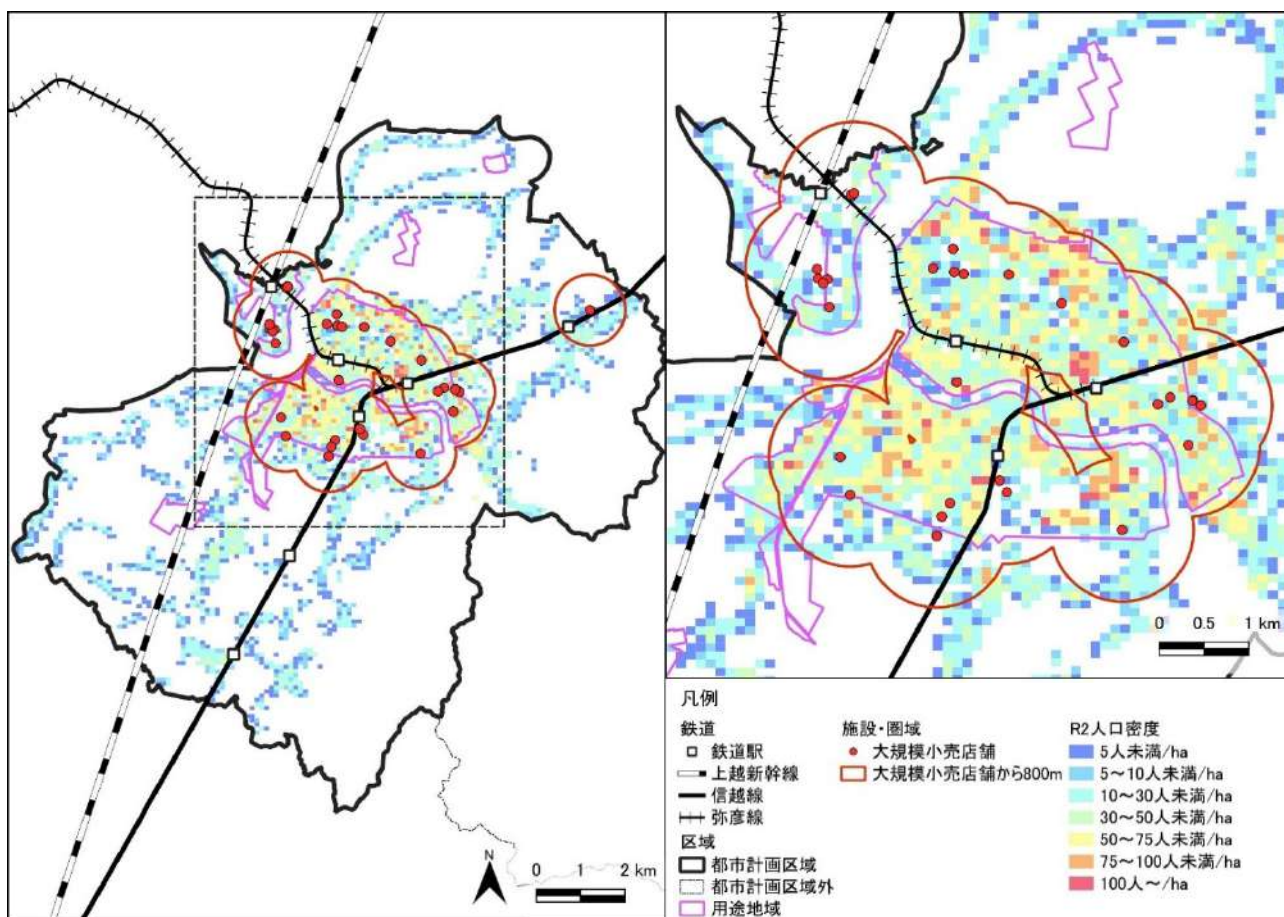


図 商業施設の徒歩圏と人口密度メッシュ

※使用した商業施設は「新潟県大規模小売店舗」令和5年調査時点

⑨ 公共交通沿線地域の人口密度（都市計画区域内）

・徒歩圏をカバーしているメッシュ人口密度（令和2年）の平均：10.5人/ha

※人口密度は p. 9 で計算された人口密度を採用しています。

設定された圏域に含まれる（かかる）メッシュ人口密度の平均を計算しています。

公共交通施設の徒歩圏人口密度は 10.5 人/ha と算出されます。

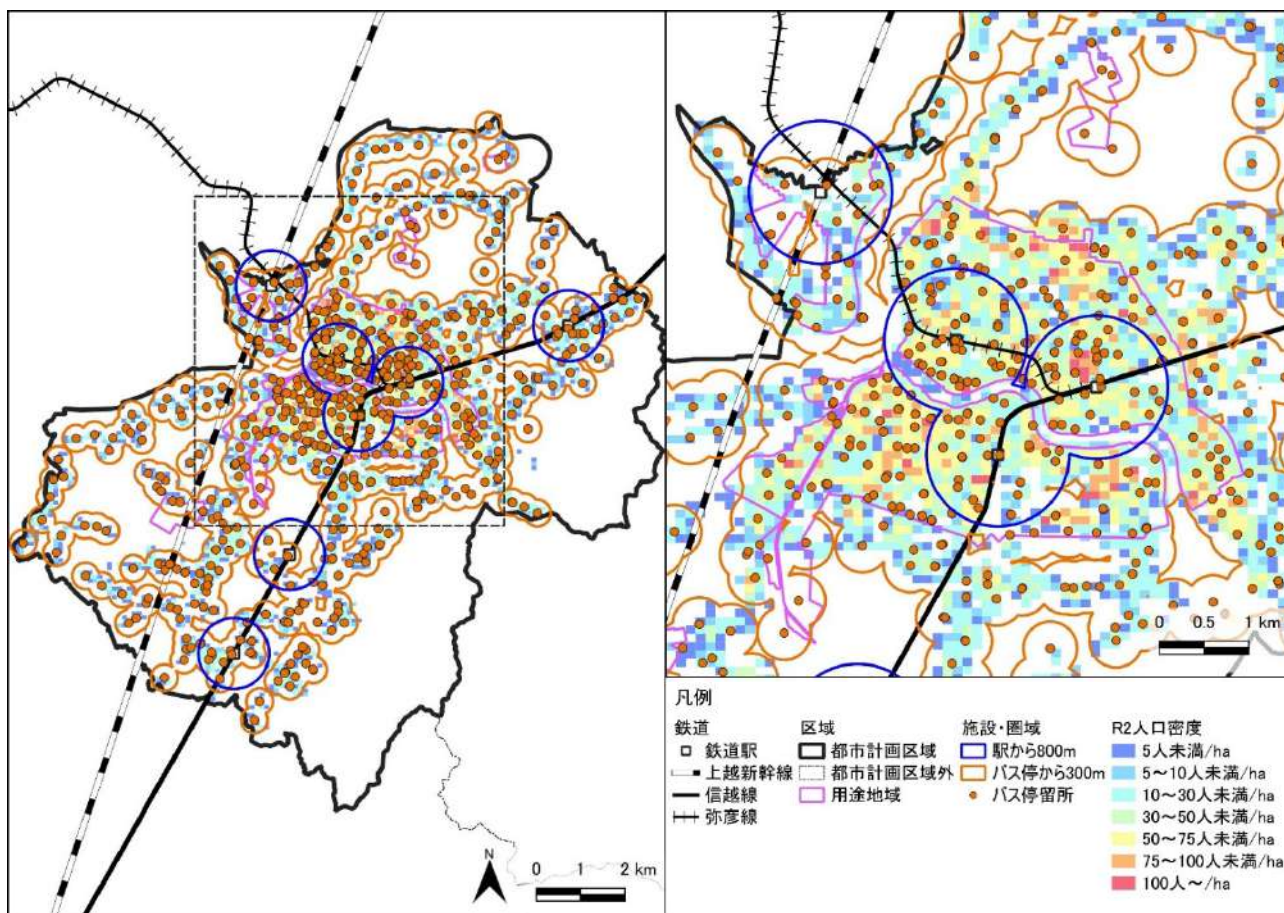


図 公共交通施設の徒歩圏と人口密度メッシュ

※使用した公共交通施設は令和6年調査時点

(2) 健康・福祉

① 高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅の割合（市全域）

- ・令和5年の三条市の医療機関まで500m以上の住宅数：22,240戸
- ・令和5年の三条市の居住世帯のある住宅総数：33,580戸
- ・22,240（戸）／33,580（戸）＝66.2%

高齢者徒歩圏（500m以内）に医療機関がない住宅の割合は約66.2%と算出されます。

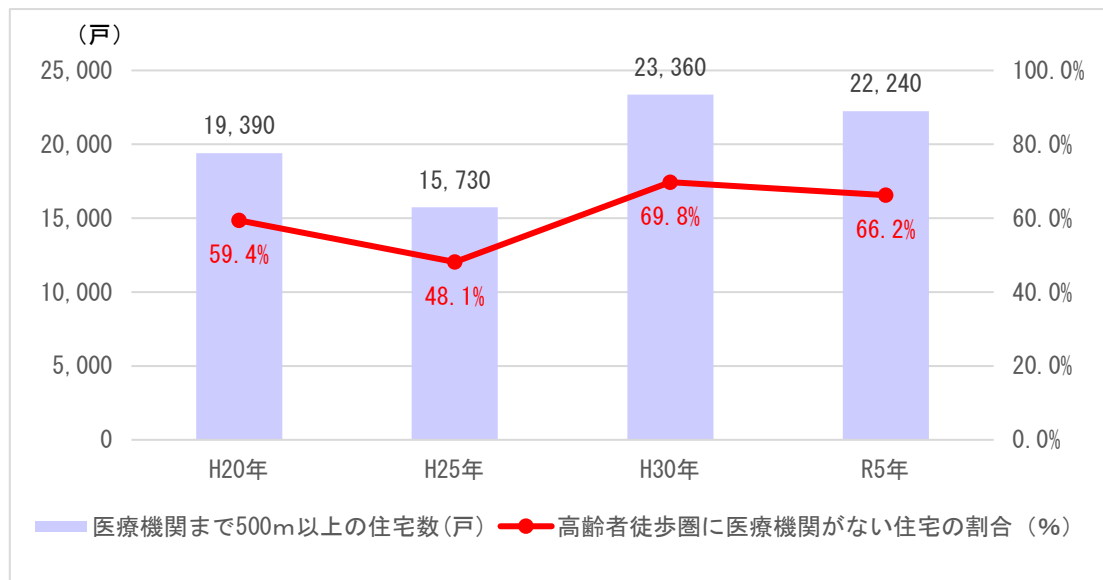


図 高齢者徒歩圏に医療機関がない住宅数の推移

出典：住宅・土地統計調査

② 高齢者福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率（都市計画区域内）

- ・ 高齢者福祉施設の半径1km圏域の65歳以上人口メッシュ（令和2年）：22,361人
- ・ 市全体の65歳以上人口：31,547人（令和2年）
- ・ 高齢者福祉施設の1km圏域の高齢人口カバー率：22,361人/31,547人=70.9%

高齢者福祉施設の1km圏域の高齢人口カバー率は70.9%と算出されます。

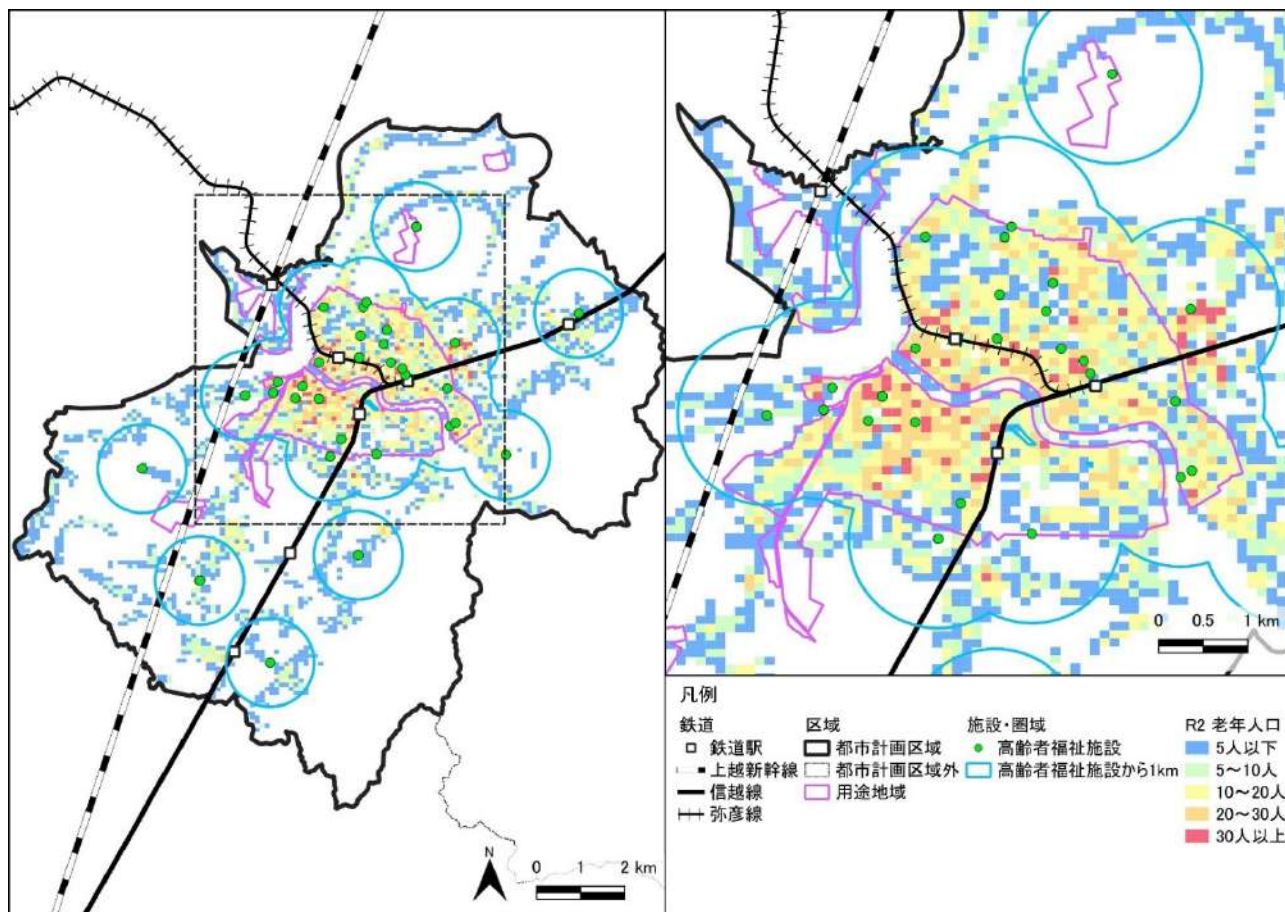


図 高齢者福祉施設と半径1km圏域

※使用した高齢者福祉施設は国土数値情報（福祉施設データ）令和5年調査時点（「老人福祉センター」「老人デイサービスセンター」「老人（在宅）介護支援センター」を対象）

③ 保育所の徒歩圏0～4歳人口カバー率（都市計画区域内）

- ・ 保育所の半径 800m 圏域の 0～4 歳人口メッシュ（令和 2 年）：2,098 人
- ・ 市全体の 0～4 歳人口：3,026 人（令和 2 年）
- ・ 保育所の半径 800m 圏域の 0～4 歳人口カバー率：2,098 人／3,026 人＝69.3%

保育所の 0～4 歳人口カバー率は 69.3%と算出されます。

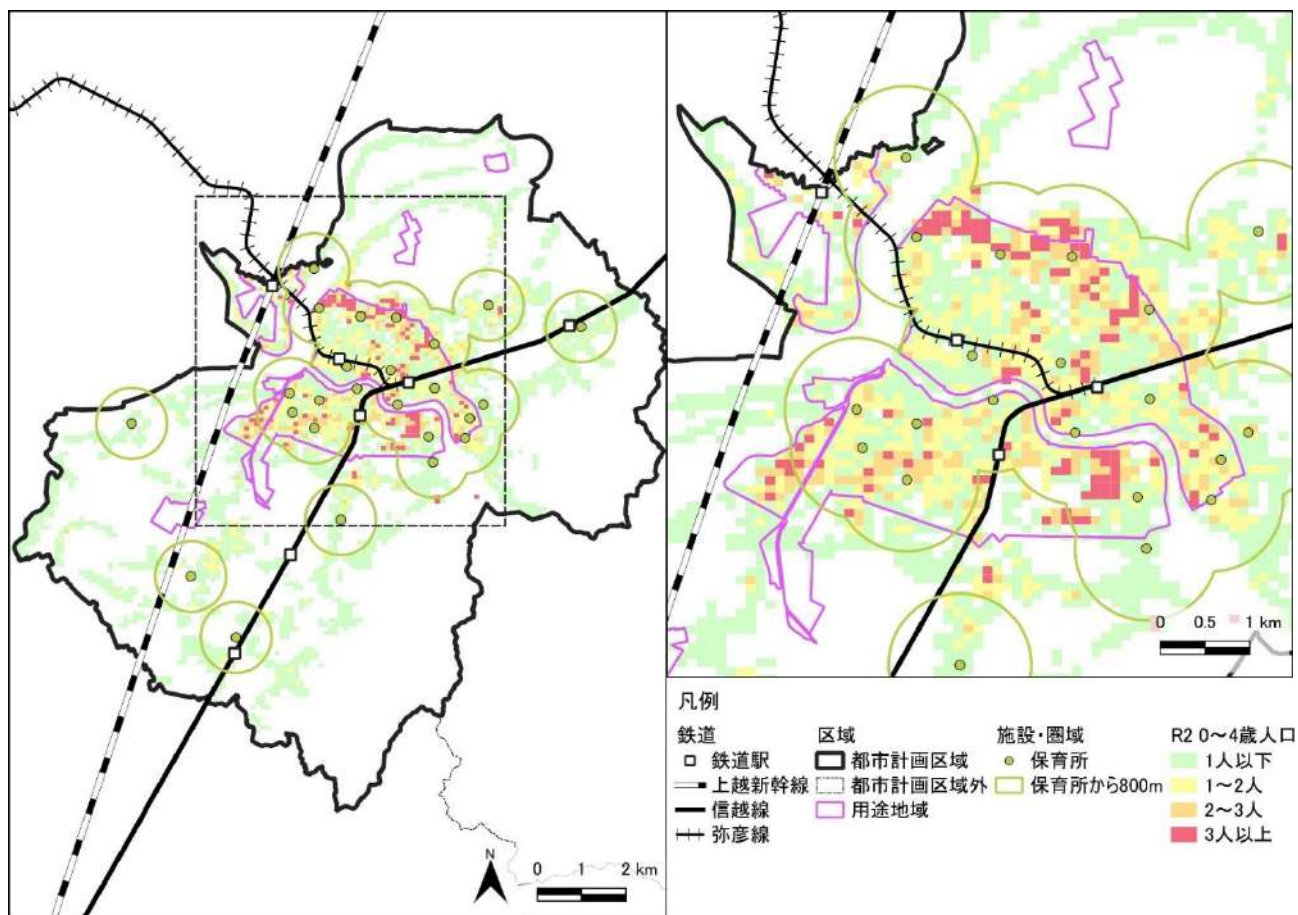


図 保育所から 800m圏域

※使用した保育所は国土数値情報（福祉施設データ）令和 5 年調査時点（「保育所等」を対象）

④ 高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合（市全域）

- ・令和5年の三条市の公園まで500m以上の住宅数：27,400（戸）
- ・令和5年の三条市の居住世帯のある住宅総数：33,580（戸）
- ・27,400（戸）／33,580（戸）＝81.6（％）

高齢者徒歩圏（500m以内）に公園がない住宅の割合は81.6％と算出されます。

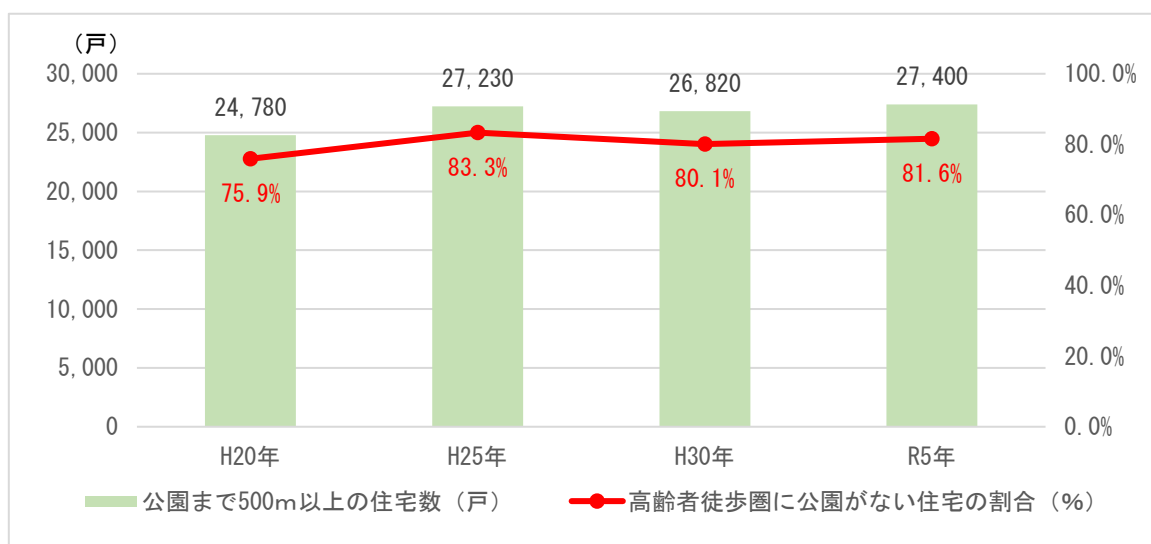


図 高齢者徒歩圏に公園がない住宅数の推移

出典：住宅・土地統計調査

(3) 安心・安全

① 市民1万人当たりの交通事故死亡者数（市全域）

- ・ 令和2年における交通事故死亡者数：4人（令和2年 三条市調査）
- ・ $4 \text{ (人)} \div 94,642 \text{ (人)} \text{ (令和2年人口)} \times 10,000 = 0.42 \text{ (人)}$

1万人当たりの交通事故死者数は0.42人と算出されます。

表 過去5年間の交通事故発生状況

年	死者数	発生件数	負傷者数
平成28年(2016)	4	215	249
平成29年(2017)	3	178	205
平成30年(2018)	2	189	215
令和元年(2019)	3	240	269
令和2年(2020)	4	223	256

出典：市内の交通事故発生状況（三条市市民部環境課）

② 最寄り緊急避難場所までの平均距離（市全域）

- ・ 令和5年三条市の居住世帯のある住宅総数：33,580（戸）
- ・ 緊急避難場所までの距離250m未満の住宅数：3,790（戸）
- ・ 250m～500m未満の住宅数5,900（戸）
- ・ 500m～1,000m未満の住宅数：14,900（戸）
- ・ 1,000m～2,000m未満の住宅数：7,120（戸）
- ・ 2,000m以上の住宅数：1,860（戸）
- ・ $3,790 \text{ (戸)} \times 250 + 5,900 \text{ (戸)} \times 375 + 14,900 \text{ (戸)} \times 750 + 7,120 \text{ (戸)} \times 1,500 + 1,860 \text{ (戸)} \times 2,000 \div 33,580 \text{ (戸)} = 855.7\text{m}$

最寄りの緊急避難場所までの平均距離は855.7mと算出されます。

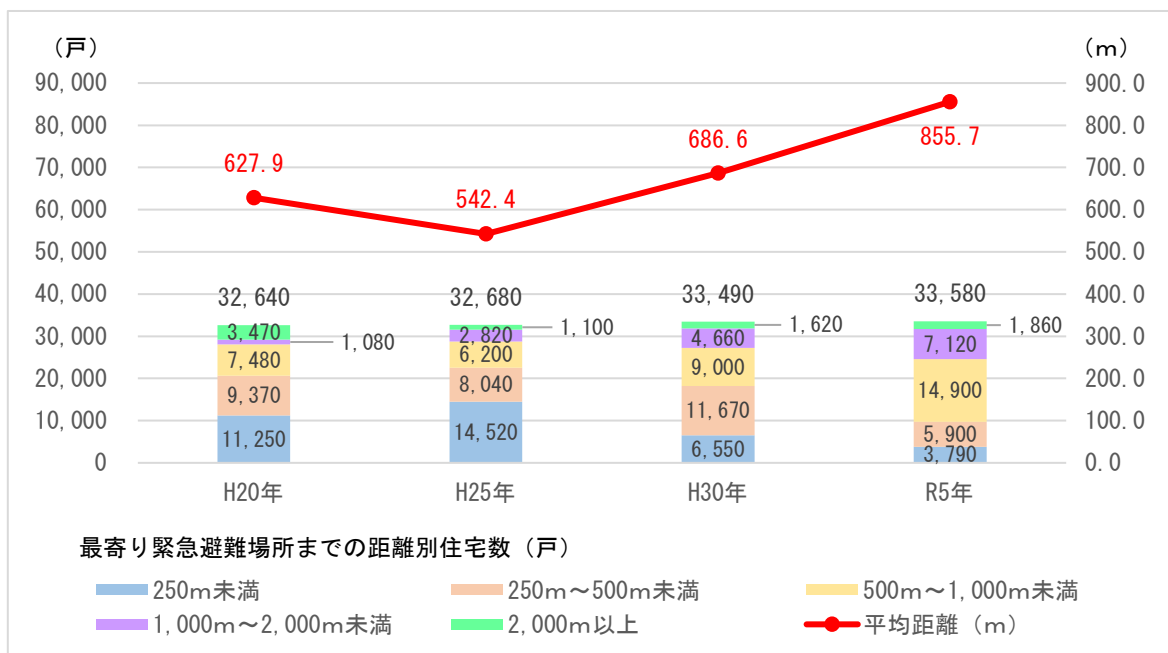


図 最寄り緊急避難場所までの距離の推移

出典：住宅・土地統計調査

③ 空き家率（市全域）

- ・令和5年の三条市の空き家数：2,900（戸）
- ・令和5年の三条市の住宅総数※：38,410（戸）
- ・2,900（戸）／38,410（戸）＝7.6%

令和5年における本市の空き家率は、7.6%と算出されます。

※住宅総数は居住世帯の有無に関わらず全ての住宅を対象としているため、2の①、④、3の②の住宅総数と数値が異なる

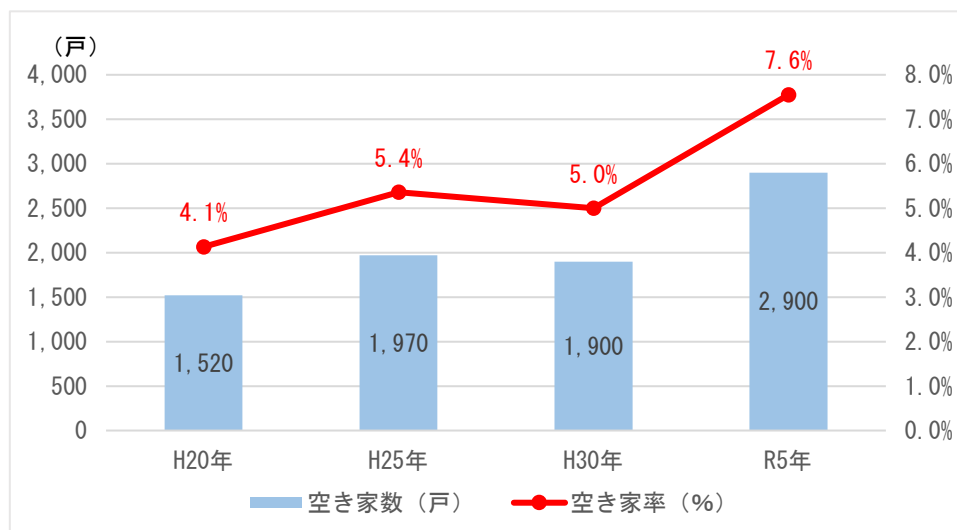


図 空き家率の推移

出典：住宅・土地統計調査

（4） 地域経済

① 従業者一人当たり第三次産業売上高（市全域）

- ・令和3年の三条市第三次産業の売上高：554,408（百万円）
- ・令和3年の三条市第三次産業の従業者数：34,446（人）
- ・554,408（百万円）／34,446（人）＝16.1（百万円）

第三次産業従業者一人当たりの売上高は16.1（百万円）と算出されます。

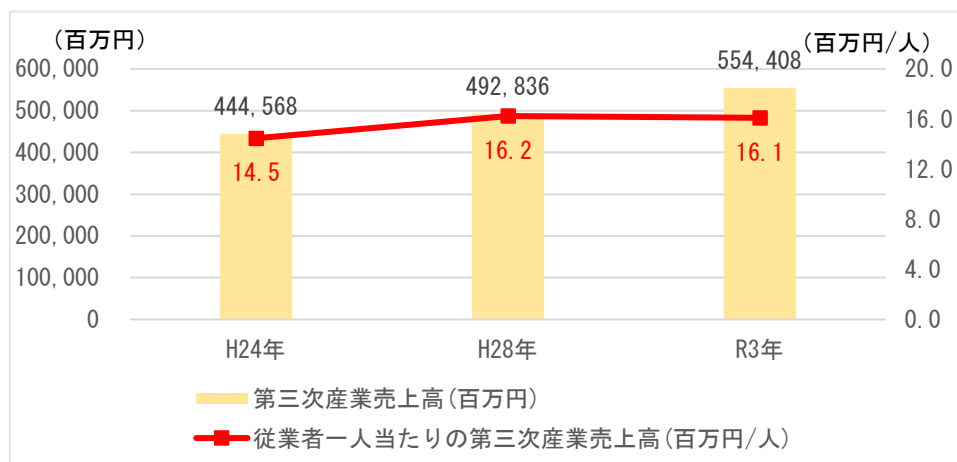


図 第三次産業売上高の推移

出典：経済センサス-活動調査 総務省統計局

② 従業人口密度（都市機能を誘導する区域）

- ・都市機能を誘導する区域をカバーしているメッシュの従業者人口密度（令和2年）の平均
- 都市機能を誘導する区域における従業員人口：20,245人
- 都市機能を誘導する区域の面積：1,033ha
- $20,245 \text{ (人)} / 1,033 \text{ (ha)} = 19.6 \text{ 人/ha}$

都市機能を誘導する区域の従業者人口密度は19.6人/haと算出されます。

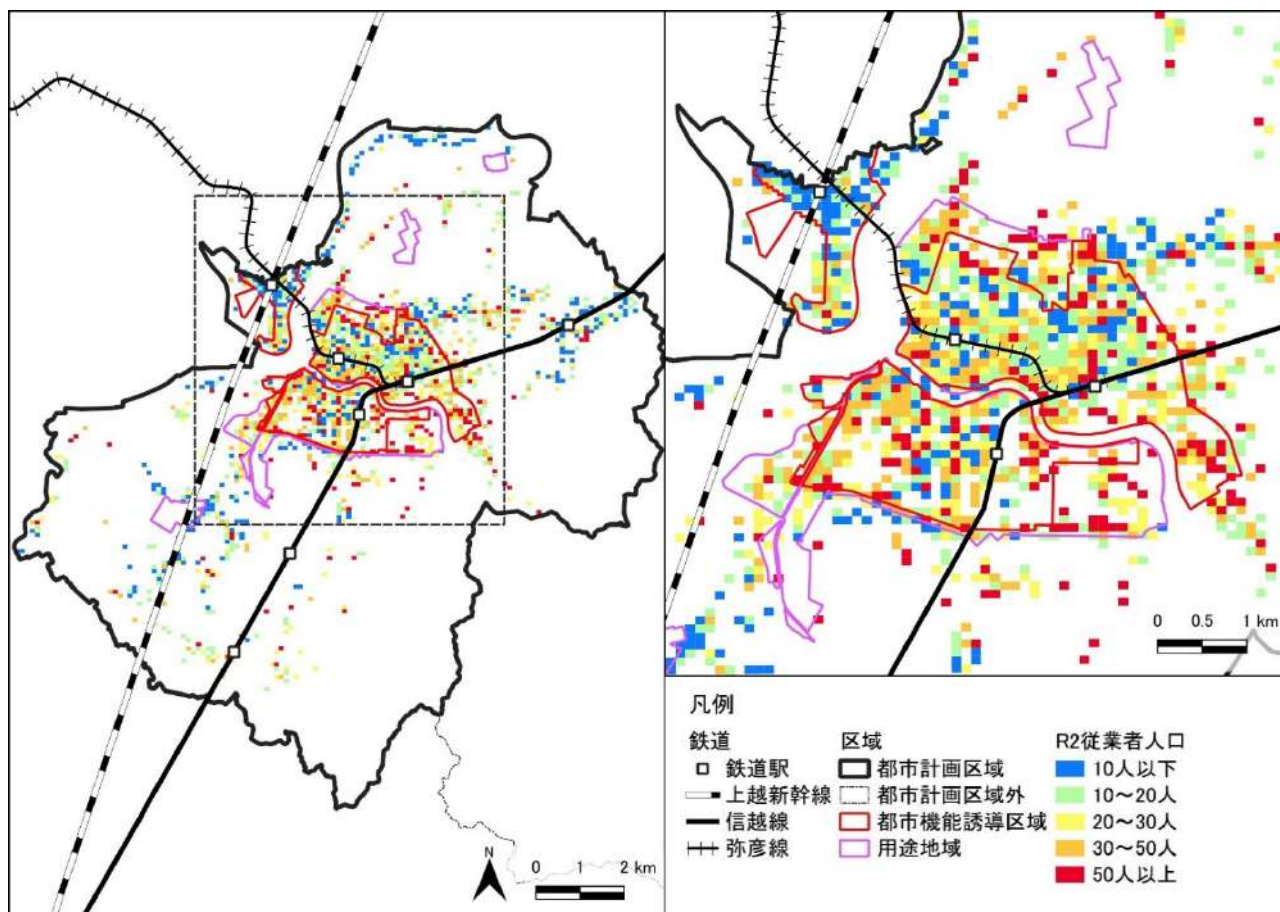


図 就業人口メッシュ

※都市機能誘導区域はR8.3変更前の区域範囲を使用

③ 小売商業床面積当たりの売上高（小売商業床効率）（市全域）

- ・令和3年三条市の年間商品販売額：92,954（百万円）
- ・令和3年三条市の売り場面積：123,088（㎡）
- ・ $92,954 \text{ (百万円)} / 123,088 \text{ (㎡)} = 0.7551 \text{ (百万円/㎡)}$

出典：令和3年経済センサス-活動調査 総務省統計局

小売商業床面積当たりの売上高（小売商業面積効率）は、約75.5（万円/㎡）と算出されます。

④ 平均住宅宅地価格（居住を誘導する区域）

- ・用途地域内の住宅地の公示地価（令和6年）：29,100円、33,900円、37,800円、44,500円、44,800円、49,400円
- ・以上の平均値=39,917円

出典：国土交通省地価公示（令和6年）

用途地域内の住宅地の平均住宅宅地価格は39,917円と算出されます。

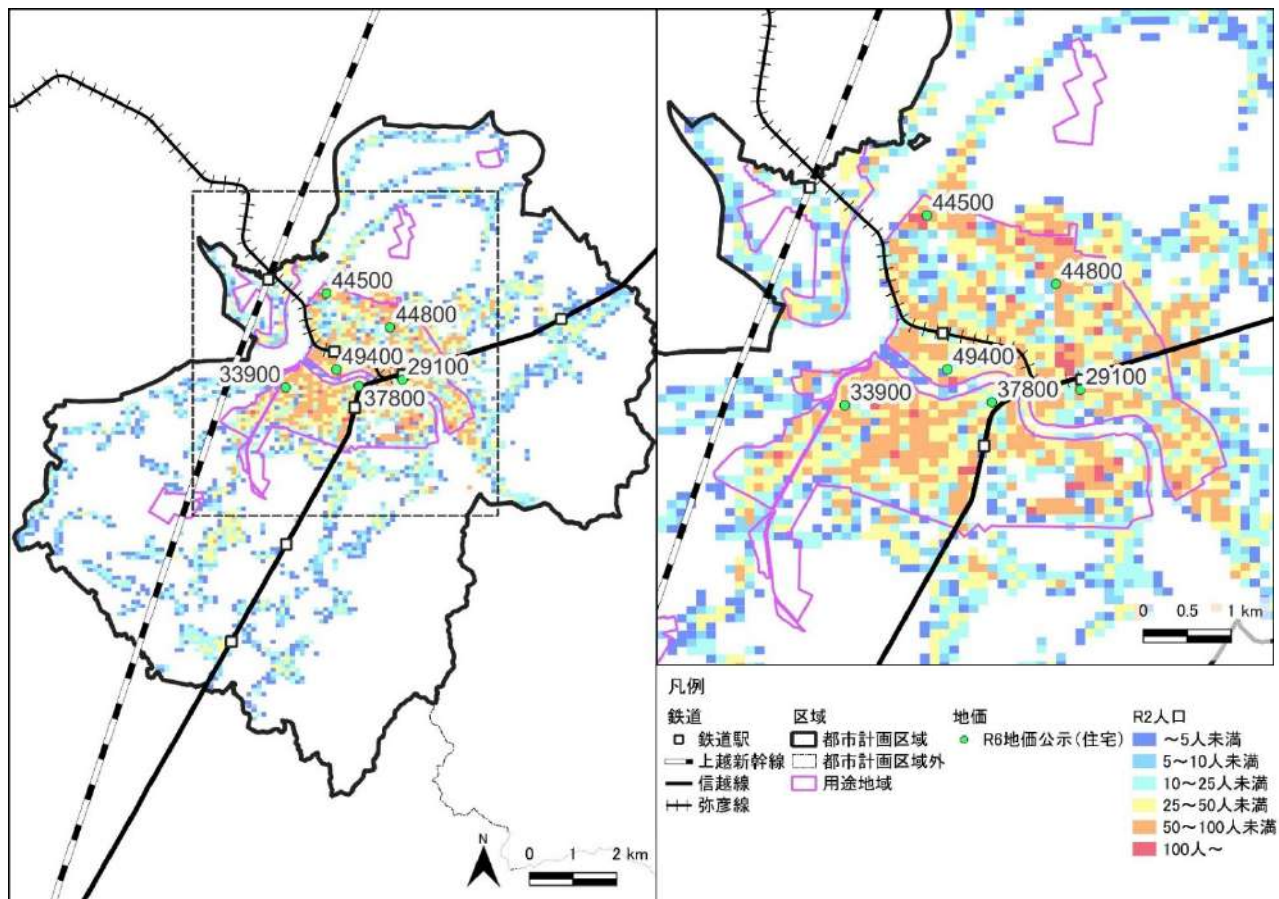


図 公示地価

(5) 行政運営（安定した税収の確保）

① 市民一人当たり税収額（個人市民税・固定資産税）（市全域）

・令和4年 市町村民税：5,601,262（千円）＋令和4年 固定資産税：6,089,986（千円）／93,746（人：令和4年10月1日）＝124.7（千円）

令和4年の市民税と固定資産税の一人当たりの負担額は、約125（千円）と算出されます。

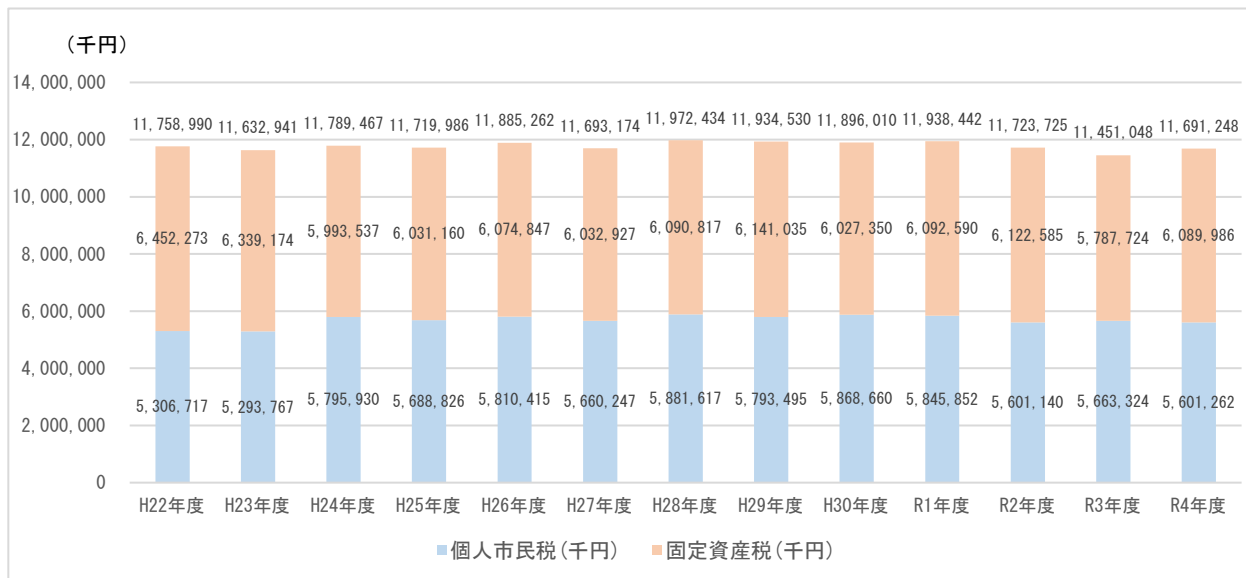


図 個人市民税と固定資産税の推移

出典：地方財政状況調査

② 市民一人当たりの歳出額（市全域）

・令和4年 歳出決算総額（市町村財政）：54,119,894（千円）／93,746（人：令和4年10月1日）＝577.3（千円/人）

出典：地方財政状況調査

一人当たりの令和4年歳出決算額（市町村財政）は約577（千円）と算出されます。

（※これまでの推移は p. 36 を参照）

③ 財政力指数（市全域）

財政力指数とは、その団体が標準的な行政を行う場合に必要となる一般財源額（基準財政需要額）のうち、どの程度地方税等の収入（基準財政収入額）でまかなえるかを示したもので、以下により算出したものです。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

・令和4年 基準財政収入額：12,453,575（千円）／基準財政需要額：22,654,694（千円）＝0.550

出典：地方財政状況調査

令和4年の三条市の財政力指数は0.55（0.550）となっています。

(6) エネルギー・低炭素

- ① 市民一人当たりの自動車 CO₂ 排出量 (市全域)
- ② 家庭部門における市民一人当たりの CO₂ 排出量 (市全域)
- ③ 業務部門における従業者一人当たりの CO₂ 排出量 (市全域)

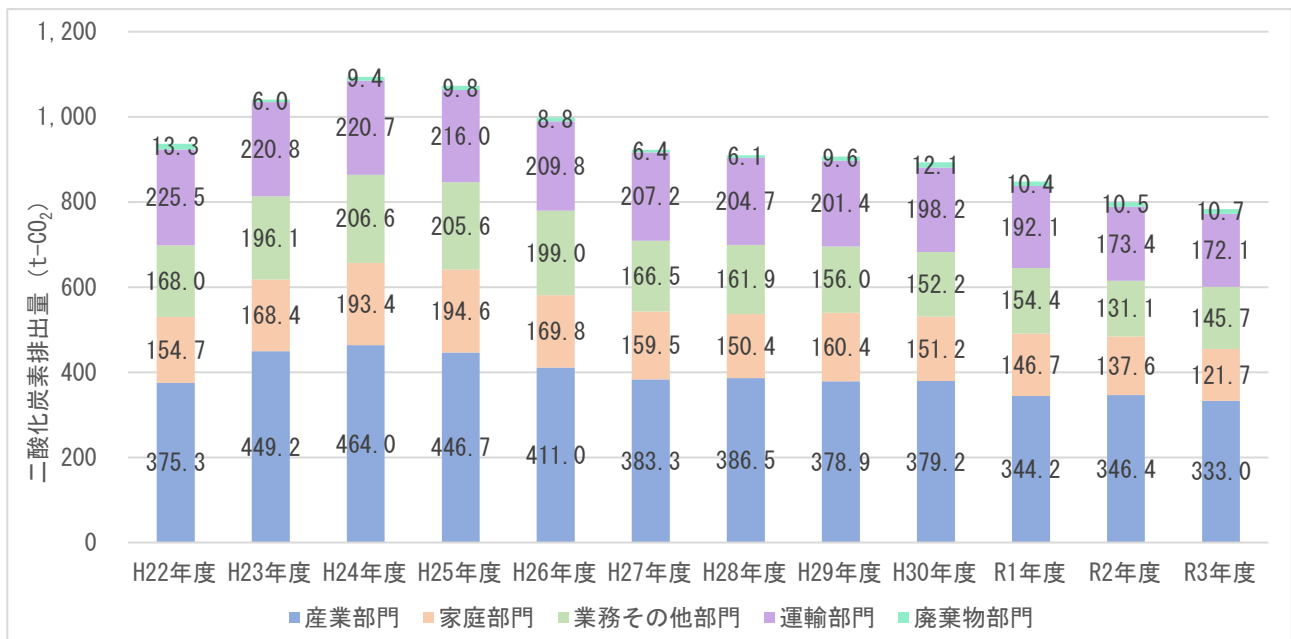
・令和2年度 二酸化炭素 排出量

・運輸部門：自動車(旅客+貨物)：167.8 (千 t-CO₂) / 94,642 (人) = 1.77 (t-CO₂/人)

・家庭部門：137.6 (千 t-CO₂) / 94,642 (人) = 1.45 (t-CO₂/人)

・業務部門：131.1 (千 t-CO₂) / 49,378 (人) = 2.65 (t-CO₂/人)

出典：「自治体排出量カルテ」環境省



図表 部門別の二酸化炭素 排出量の推移 (単位：t-CO₂)

部門・分野		H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)
産業部門	製造業	353.8	423.9	437.7	422.7	389.2	360.8	363.4	356.7	358.7	322.3	312.9	307.5
	建設業・鉱業	11.8	15.5	15.6	13.5	13.3	13.4	11.5	11.7	10.7	12.1	12.1	9.9
	農林水産業	9.7	9.8	10.7	10.5	8.5	9.1	11.7	10.5	9.8	9.9	21.4	15.6
	小計	375.3	449.2	464.0	446.7	411.0	383.3	386.5	378.9	379.2	344.2	346.4	333.0
家庭部門		154.7	168.4	193.4	194.6	169.8	159.5	150.4	160.4	151.2	146.7	137.6	121.7
業務その他部門		168.0	196.1	206.6	205.6	199.0	166.5	161.9	156.0	152.2	154.4	131.1	145.7
運輸部門	自動車 (旅客+貨物)	219.2	213.5	212.8	208.1	202.3	199.9	197.7	194.6	191.9	186.2	167.8	166.5
	鉄道	6.3	7.3	7.9	7.9	7.6	7.3	7.1	6.8	6.2	6.0	5.6	5.6
	小計	225.5	220.8	220.7	216.0	209.8	207.2	204.7	201.4	198.2	192.1	173.4	172.1
廃棄物分野 (一般廃棄物)		13.3	6.0	9.4	9.8	8.8	6.4	6.1	9.6	12.1	10.4	10.5	10.7
合計		936.8	1,040.5	1,094.1	1,072.7	998.5	922.8	909.7	906.3	892.9	847.9	799.0	783.2
基準年に対する増減率		基準年	11.1%	16.8%	14.5%	6.6%	-1.5%	-2.9%	-3.3%	-4.7%	-9.5%	-14.7%	-16.4%

2 災害リスク分析

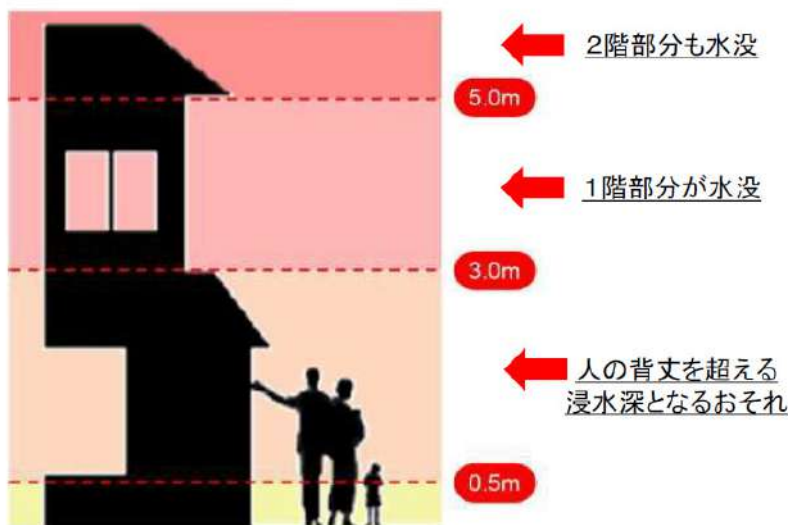
(1) 河川ごとのハザード情報

1) 浸水想定区域

○垂直避難

浸水による人的被害のリスクの程度を、浸水深から検討することが考えられます。一般的な家屋の2階が水没する浸水深5mや、2階床下部分に相当する浸水深3mを超えているかが一つの目安となります。

【参考：浸水深と家屋等への被害の関係】

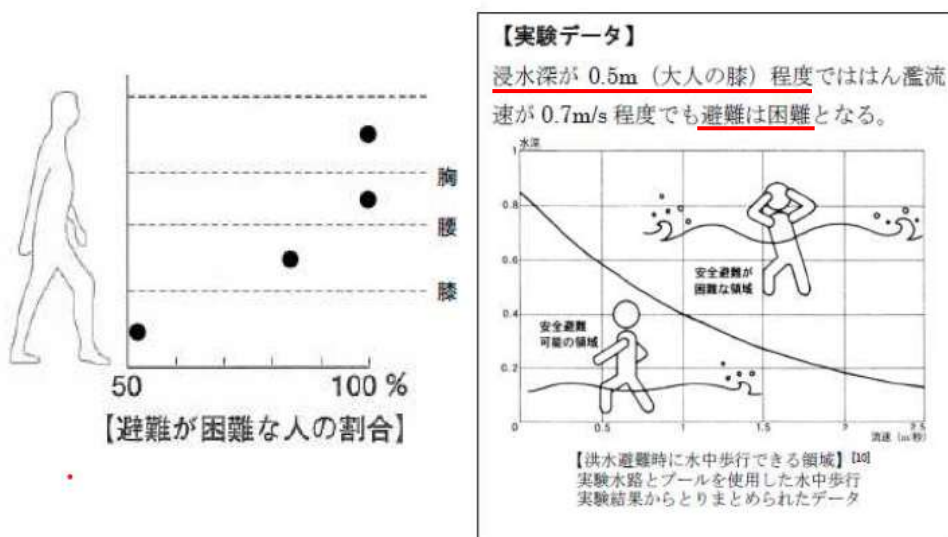


出典：洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）から抜粋した図を一部加工

○水平避難

また、浸水深が膝の高さ（0.5m）以上になると、殆どの人は移動が難しく避難困難になると言われています。

【参考：浸水深・流速と避難行動の関係】



出典：「洪水ハザードマップの手引き（改訂版）」国土交通省

①信濃川（計画規模L1）

計画規模 L1 を想定した洪水では、居住誘導区域内の須頃地区や北三条駅周辺から北側にかけて 0.5～3.0m未滿の浸水が想定されており、広範囲で避難が必要になるほか、広範囲で床上浸水が発生することが予想されます。

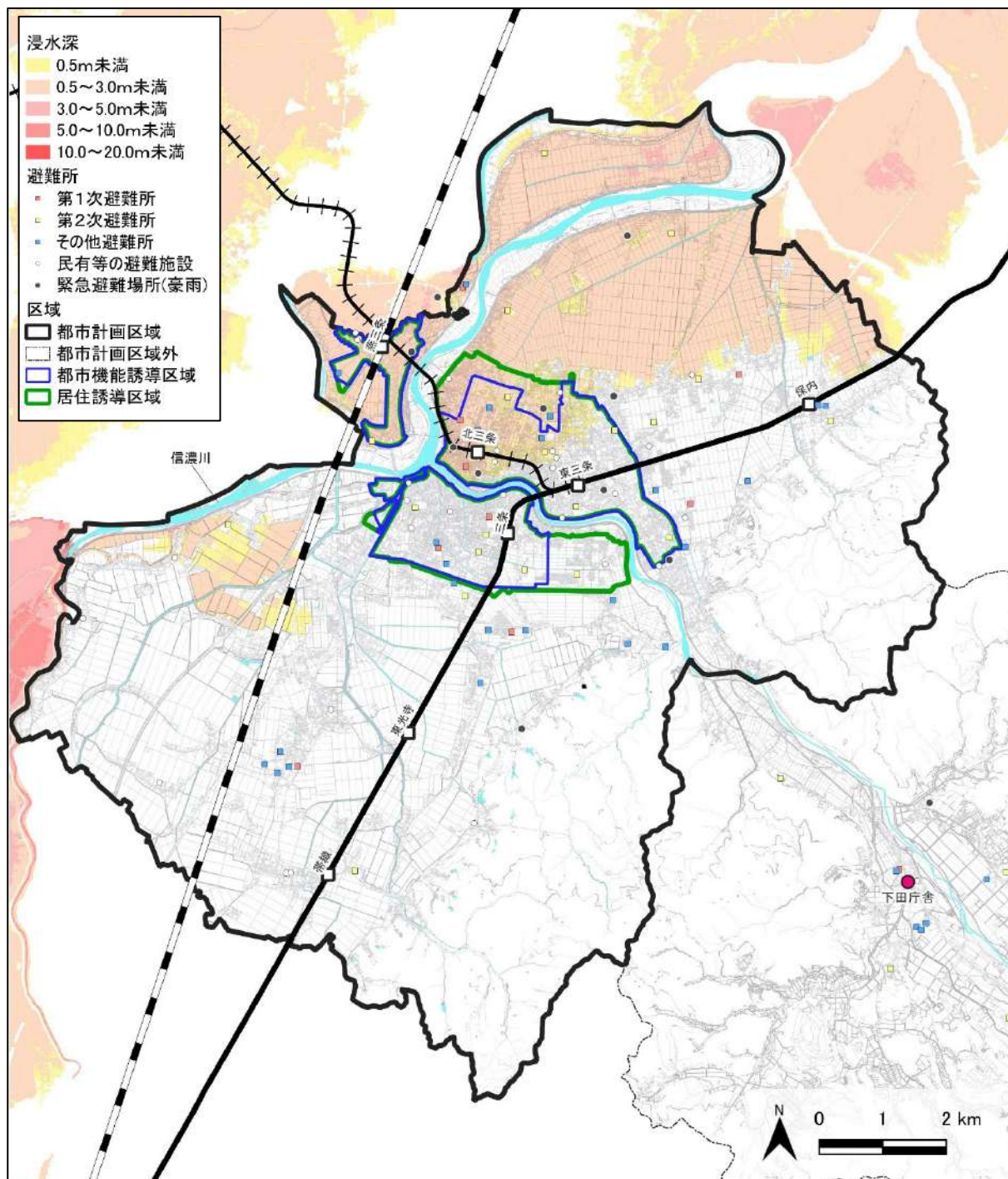


図 洪水浸水想定区域（信濃川：計画規模L1）

出典：北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域

②信濃川（想定最大規模 L2、支川等溢水を表示）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内のほぼ全域で 0.5m 以上の浸水が想定されており、広い範囲で避難が必要になると予想されます。

また、居住誘導区域内の須頃地区において広範囲で 3.0m 以上の浸水が想定されており、広範囲で 2 階以上の浸水が予想されます。

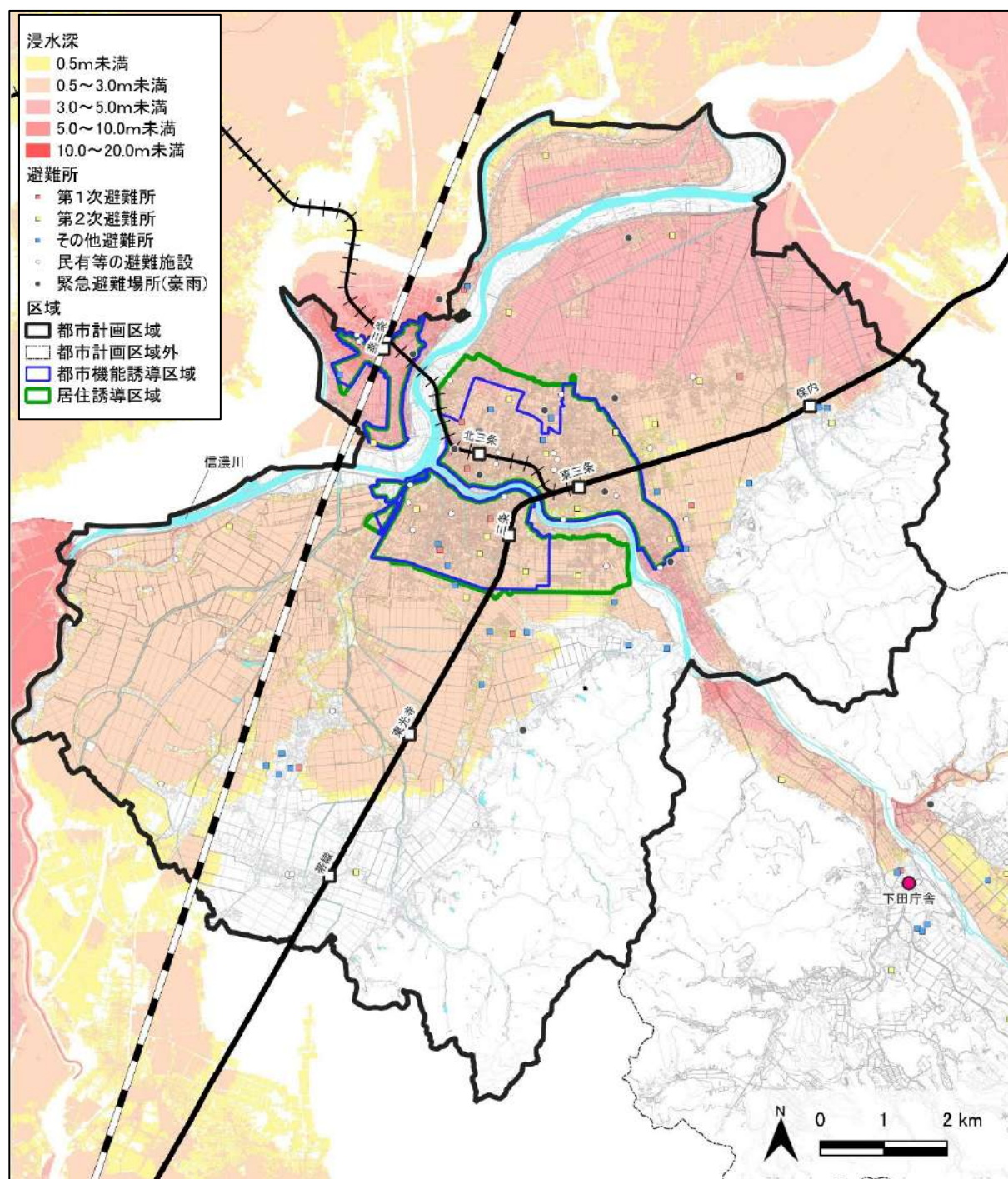


図 洪水浸水想定区域（信濃川：想定最大規模 L2、支川等溢水を表示）

出典：北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域

※上図の浸水深には、直轄管理区間以外からの越水・溢水の流入を見込んでいます。

③下条川（計画規模L1）

計画規模L1を想定した洪水では、保内駅北東側で0.5～3.0m未満の浸水が想定されていますが、ほとんどが農地等で住宅等の立地はありません。

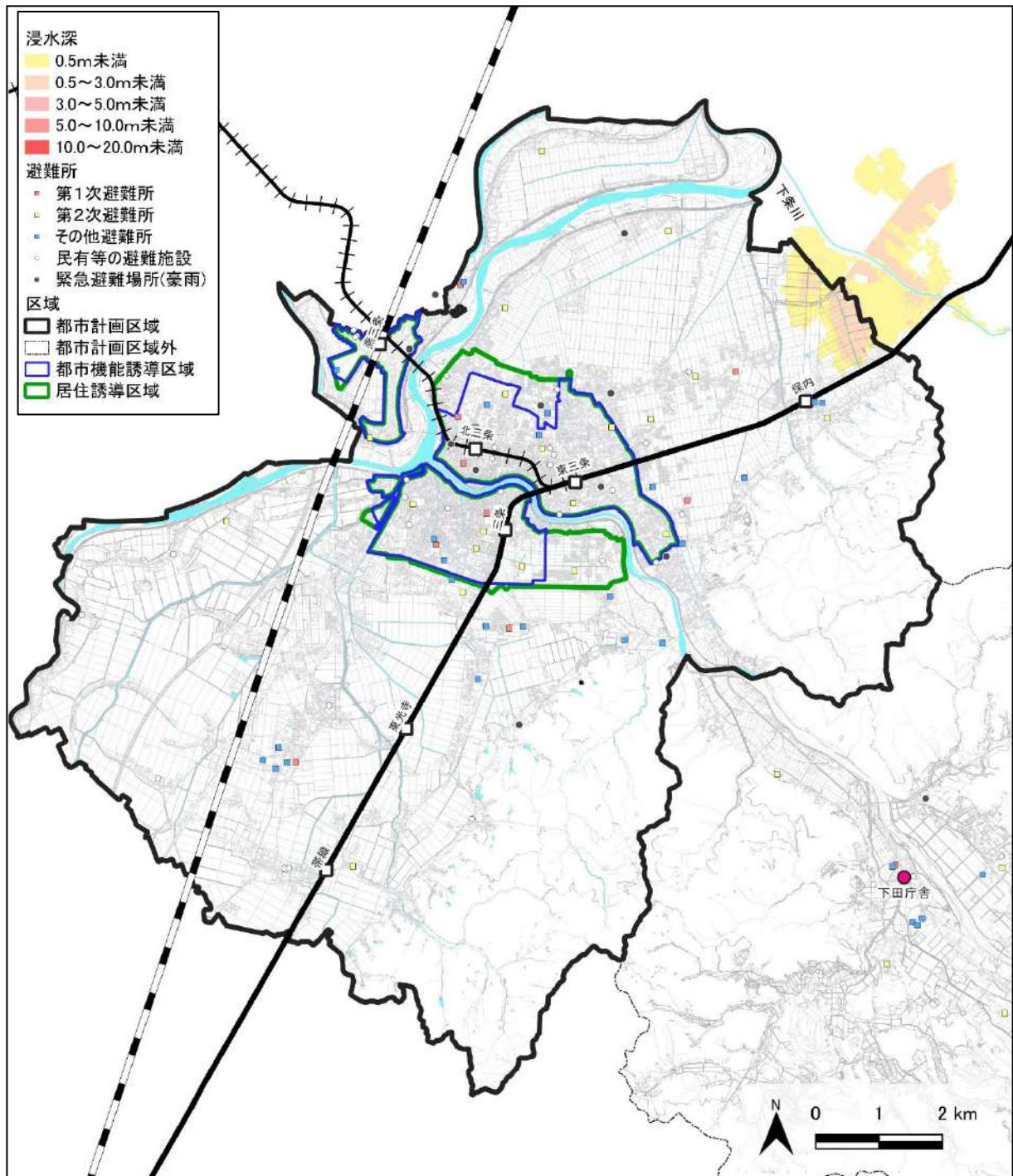


図 洪水浸水想定区域（下条川：計画規模L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

④下条川（想定最大規模 L2）

計画規模 L1 を想定した洪水では、保内駅北東側で 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されており、そのほとんどが農地等で一部住宅等の立地が見られますが、ほとんどが 0.5m 未満の浸水深となっています。

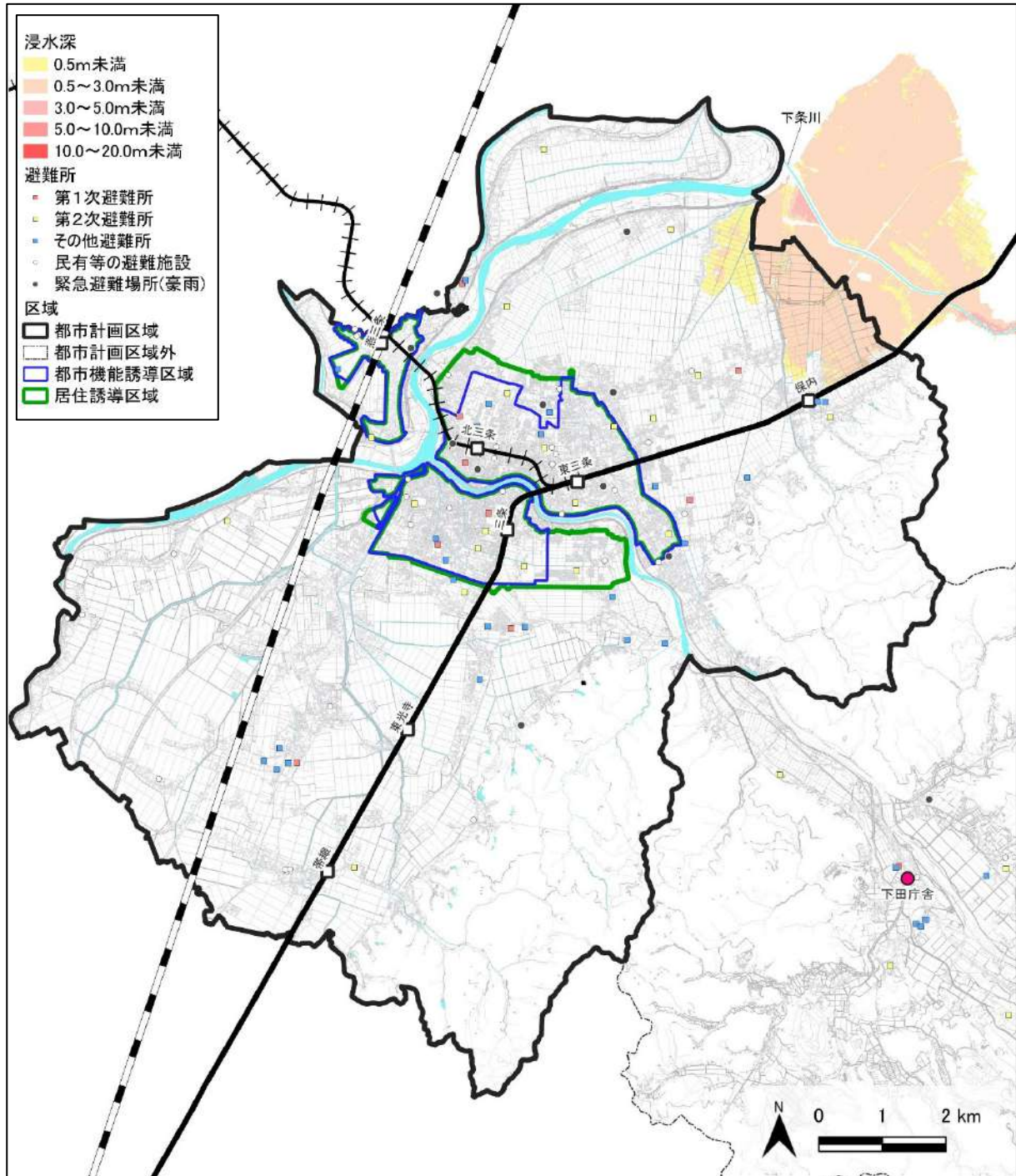


図 洪水浸水想定区域（下条川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑤布施谷川（計画規模 L1）

計画規模 L1 を想定した洪水では、保内駅南側で 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されており、エリア内に住宅等の立地も多く見られます。

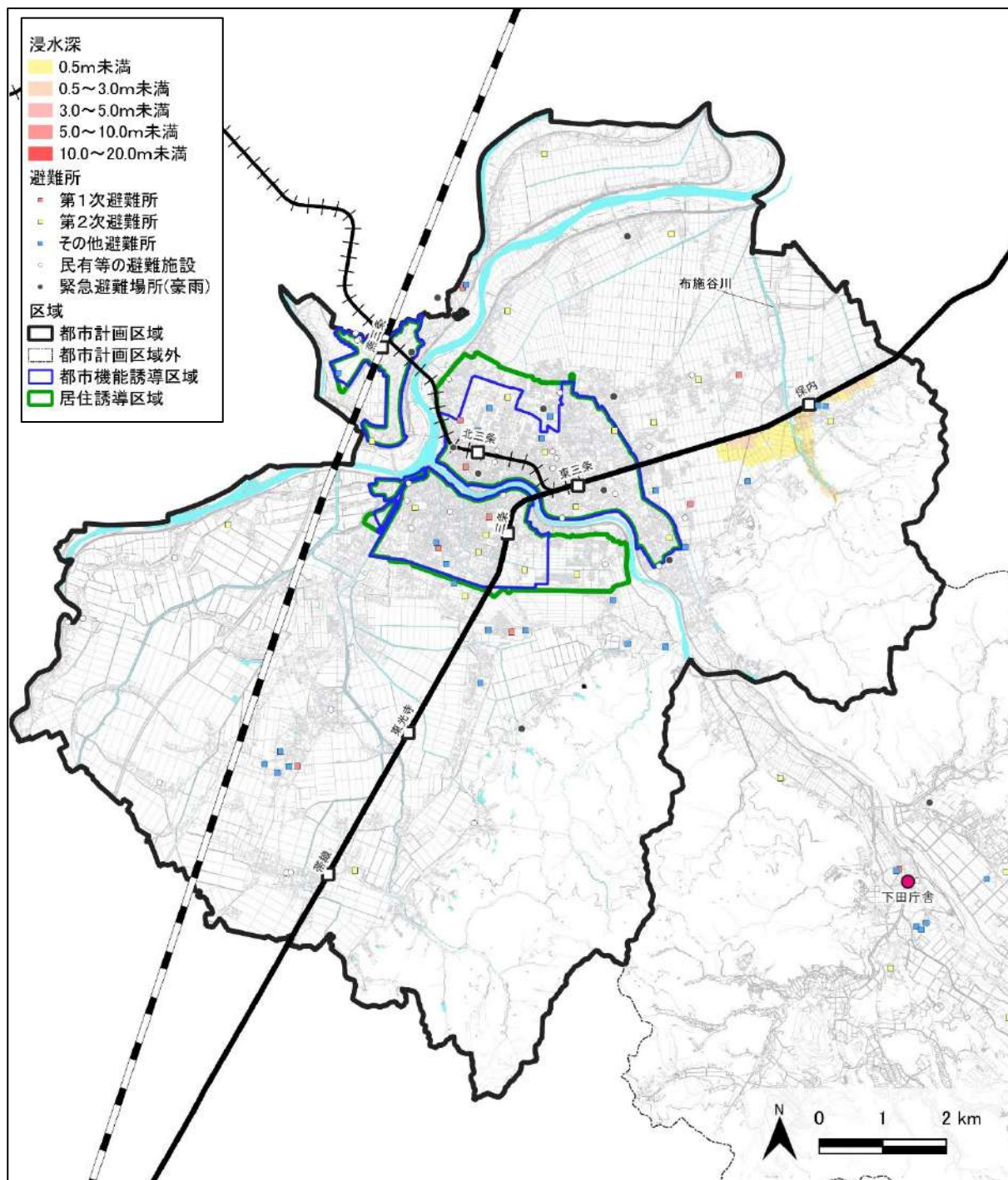


図 洪水浸水想定区域（布施谷川：計画規模 L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑥布施谷川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、保内駅南側や北東側に 0.5～3.0m 未満の浸水が広がり、保内駅南側のエリア内には住宅等の立地が多く見られます。

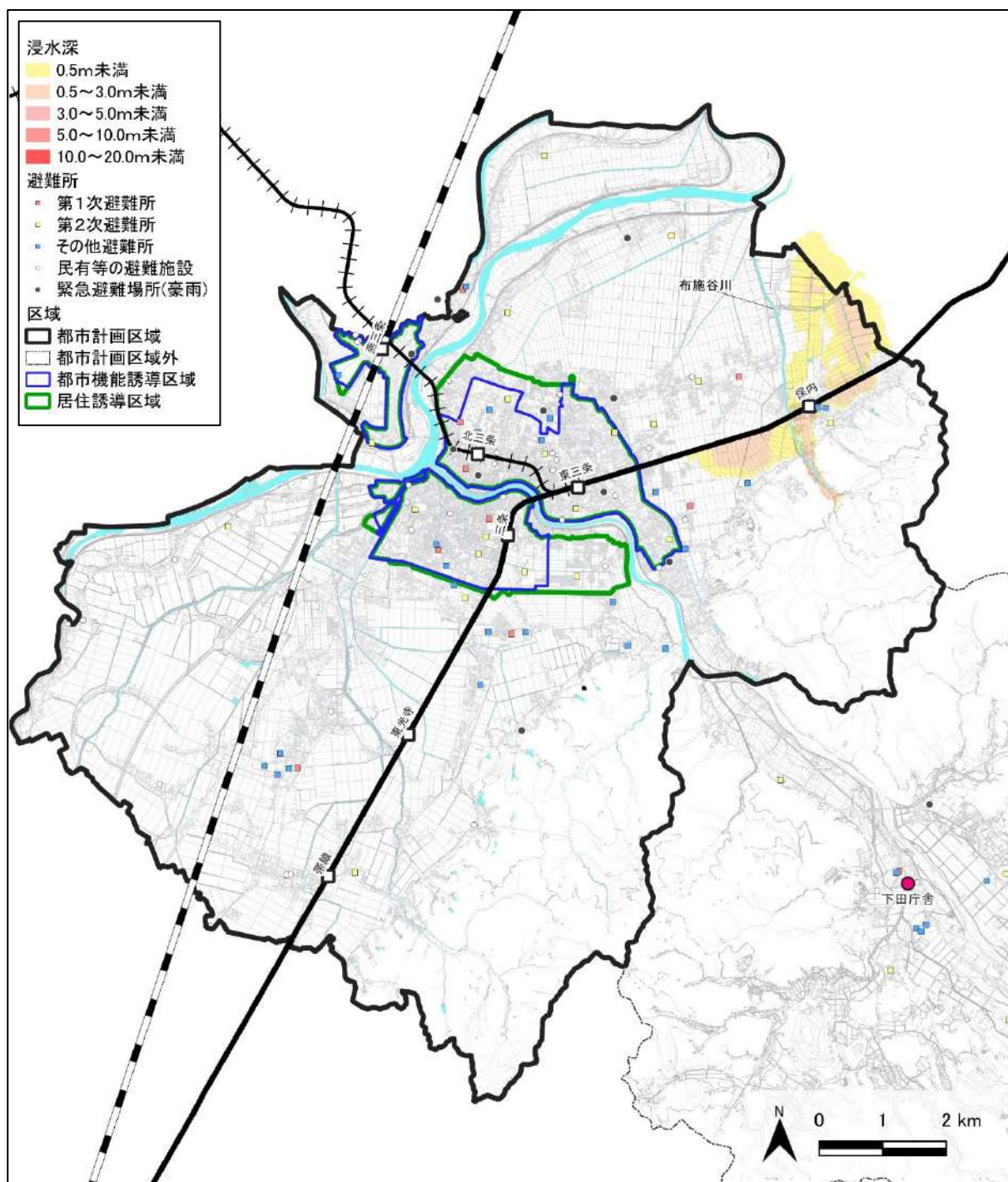


図 洪水浸水想定区域（布施谷川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑦五十嵐川（想定最大規模 L2）

想定最大規模を想定した洪水では、居住誘導区域のほぼ全域に加え、平野部の広範囲、下田地域の五十嵐川沿川で0.5m以上の浸水が想定されており、広範囲で避難が必要になると予想されます。

また、五十嵐川沿川の一部や平野部の農地の一部で3.0m以上の浸水が想定されており、大崎地域等で住宅等の立地が多く見られます。

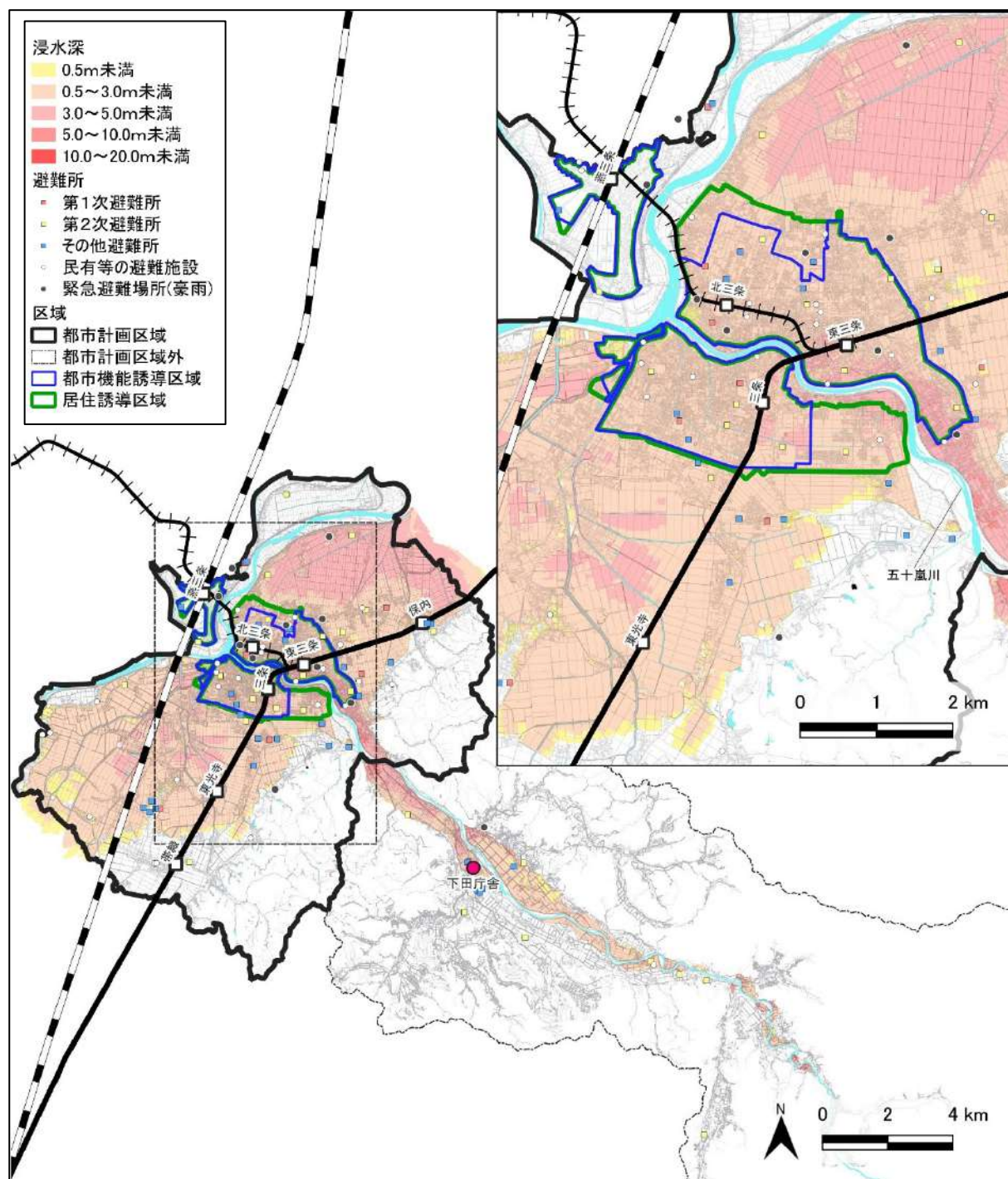


図 洪水浸水想定区域（五十嵐川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑧大平川（計画規模L1）

計画規模L1を想定した洪水では、下田地域の国道289号沿道等のごく一部のエリアで0.5～3.0m未満の浸水が想定されています。

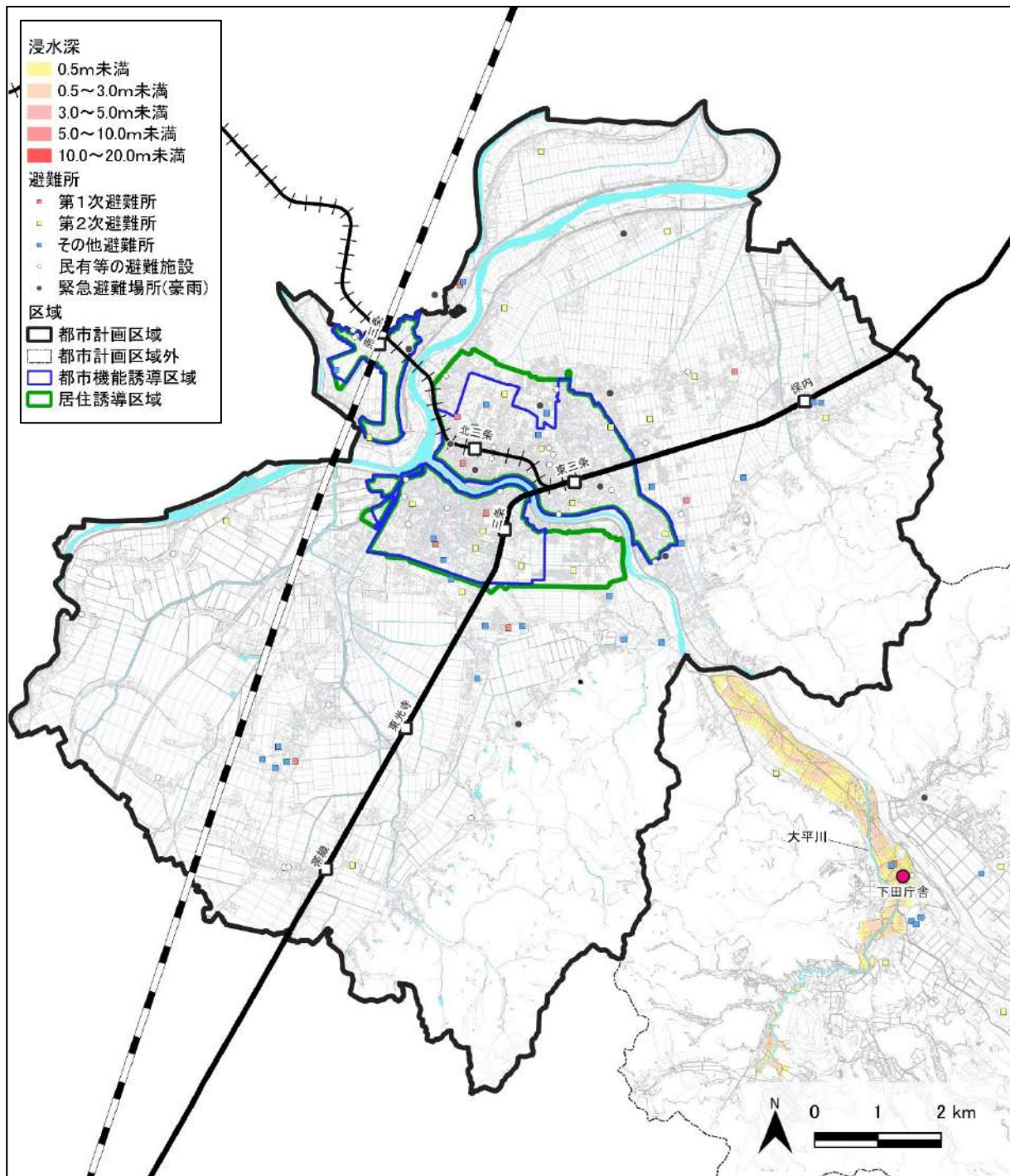


図 洪水浸水想定区域（大平川：計画規模L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑨大平川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、下田地域の国道 289 号沿にかけて広く 0.5～3.0m未滿の浸水が想定されており、下田庁舎があり住宅等の立地が多く見られる荻堀地区にも広がっています。

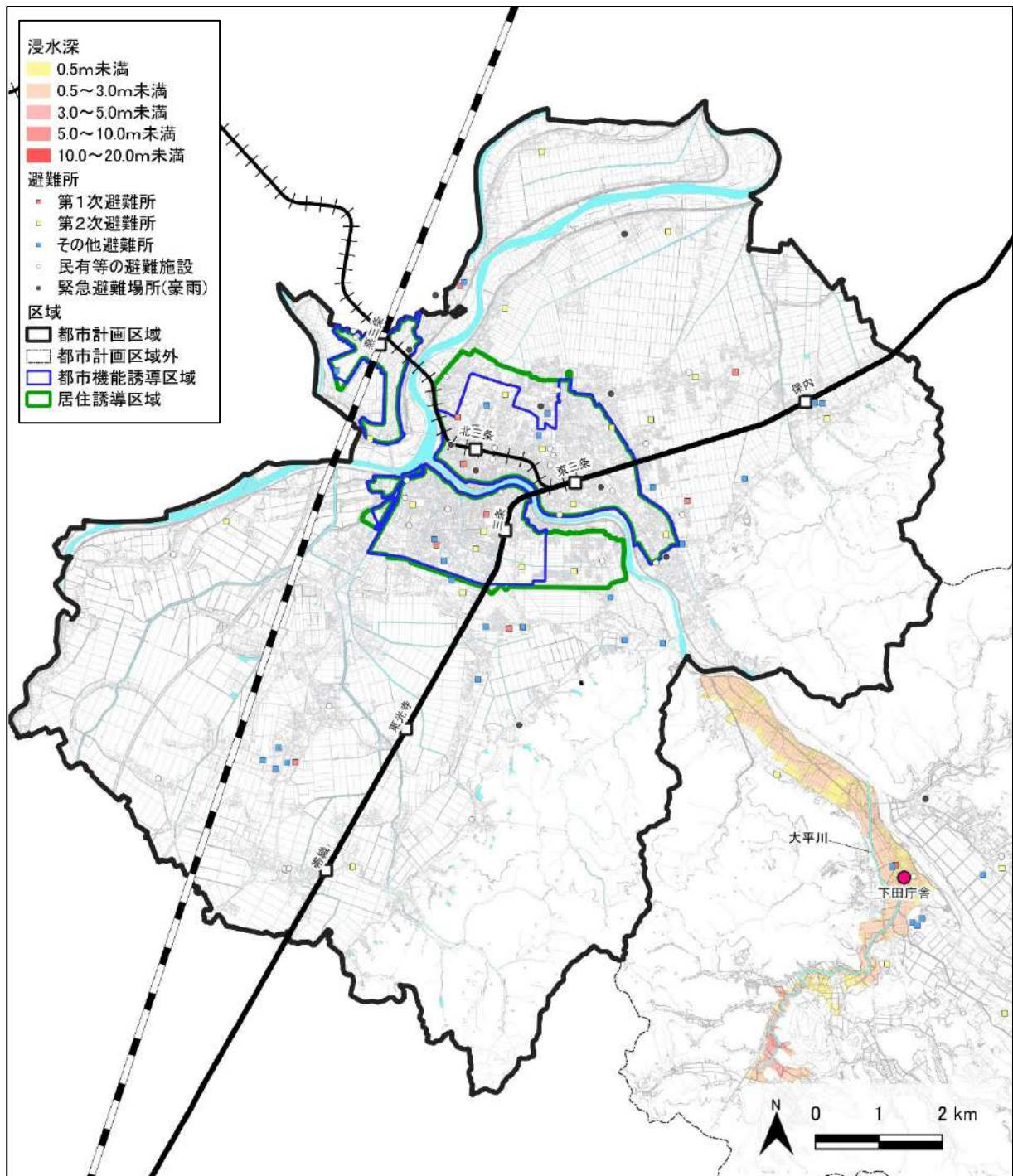


図 洪水浸水想定区域（大平川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑩鹿熊川（計画規模L1）

計画規模L1を想定した洪水では、下田地域の北東部で一部浸水が想定されていますが、浸水エリア内は農地等が多く住宅等の立地はほとんど見られません。

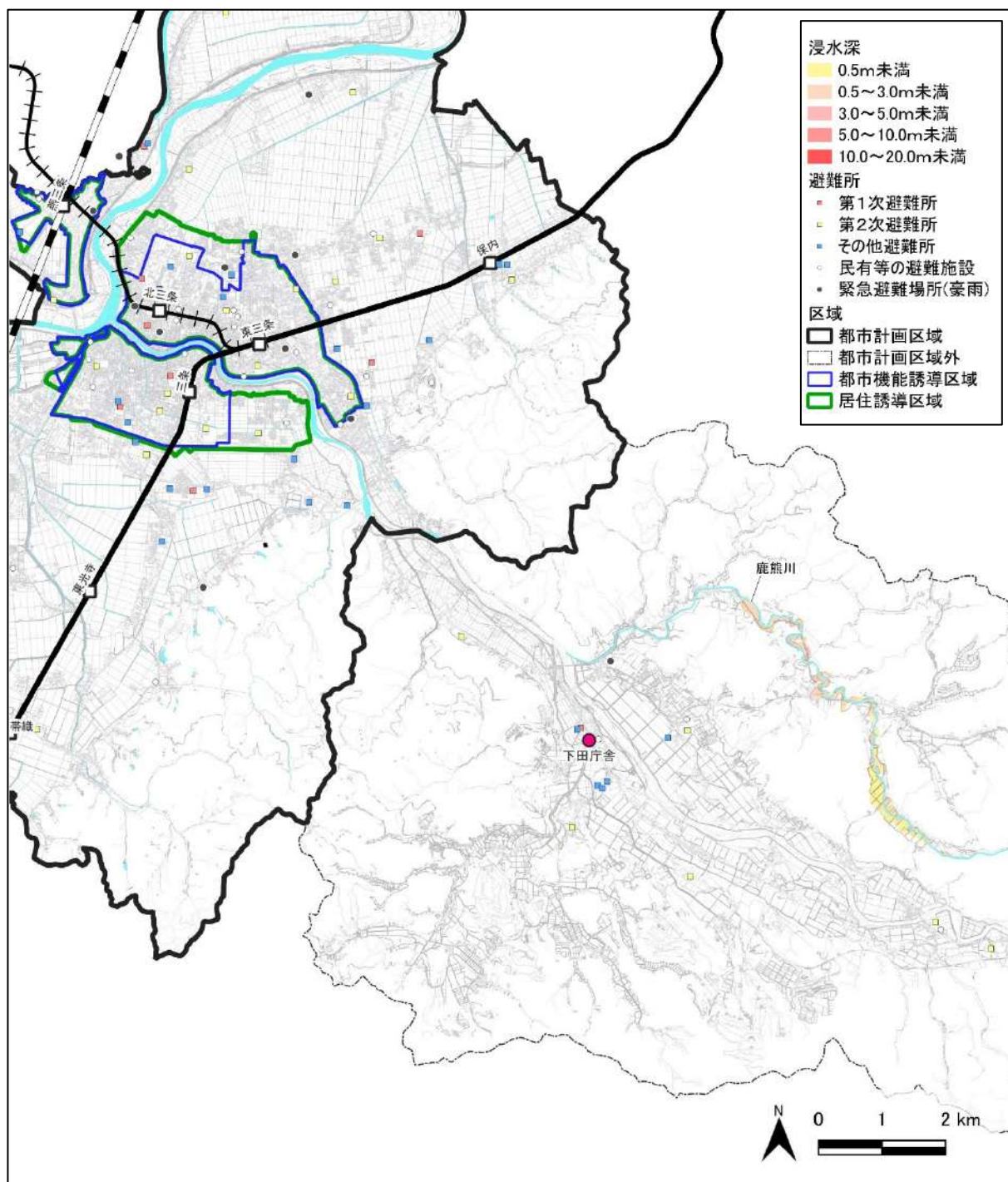


図 洪水浸水想定区域（鹿熊川：計画規模L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑪鹿熊川（想定最大規模L2）

想定最大規模L2を想定した洪水では、下田地域の北東部で0.5m以上の浸水が想定されており、ほとんどが農地等ですが、集落地の一部では0.5～3.0m未満の浸水が想定されています。

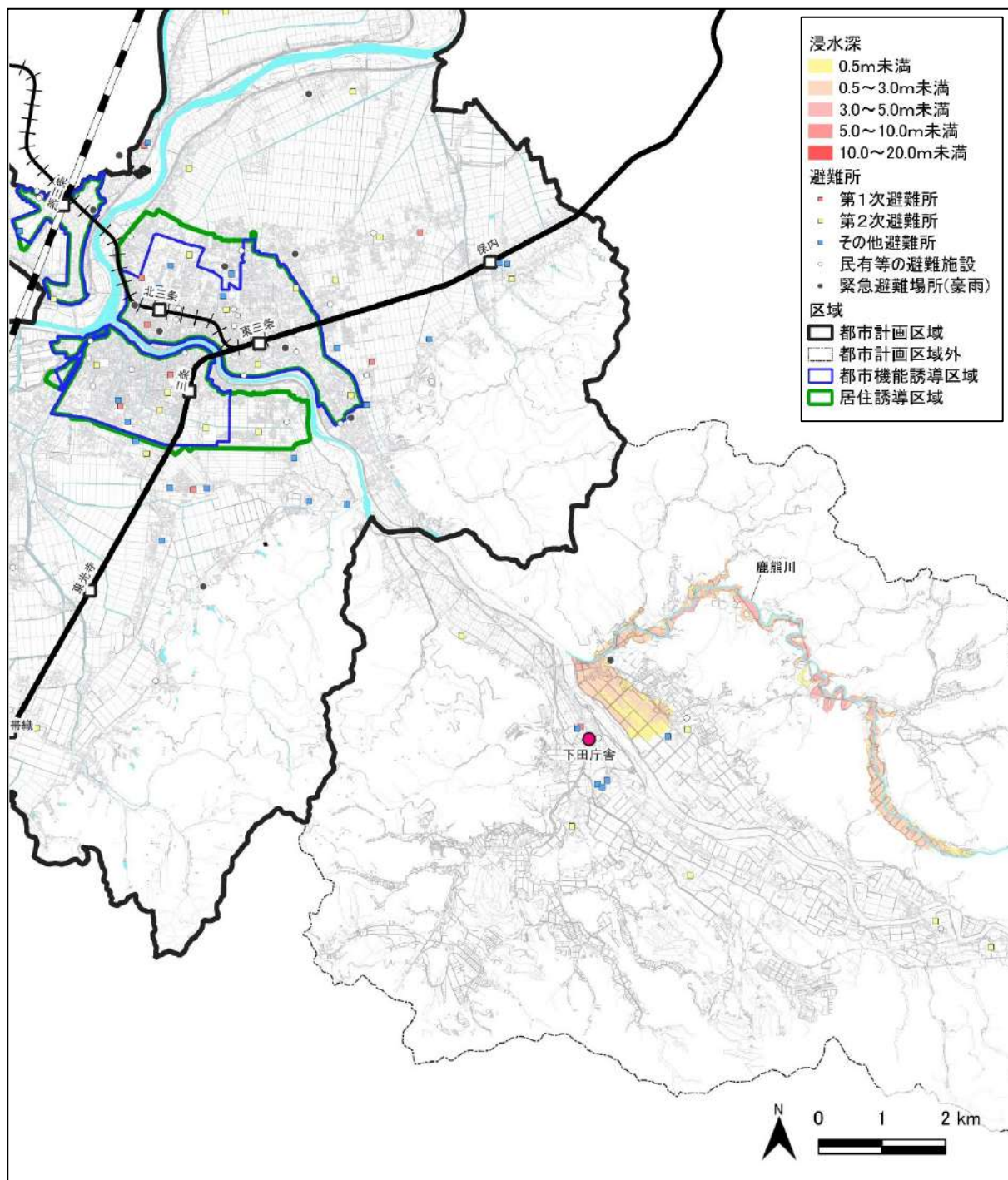


図 洪水浸水想定区域（鹿熊川：想定最大規模L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑫ 檜山川・大沢川・坂本川・曲谷川・中浦川・小長沢川・守門川・駒出川・笠堀川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、下田地域の各河川の沿川部において 0.5m 以上の浸水が想定されており、萩堀地区等、住宅等の立地が多いエリアでも一部 0.5～3.0m 未満の浸水が想定されています。

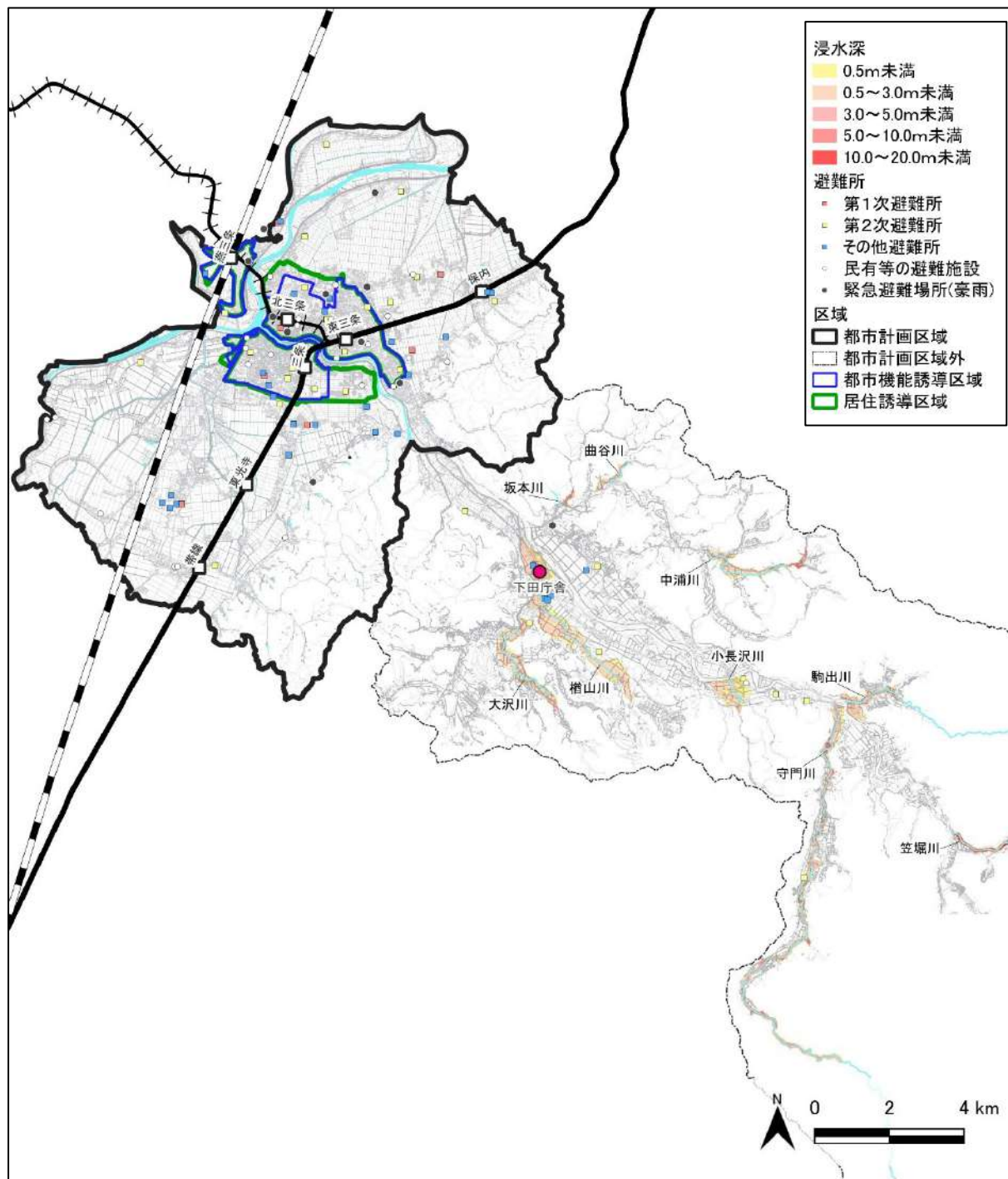


図 洪水浸水想定区域（その他小規模河川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑬貝喰川（計画規模L1）

計画規模L1を想定した洪水では、栄地区北西部の広範囲で0.5～3.0m未満の浸水が想定されていますが、ほとんどが農地等で住宅等の立地はありません。

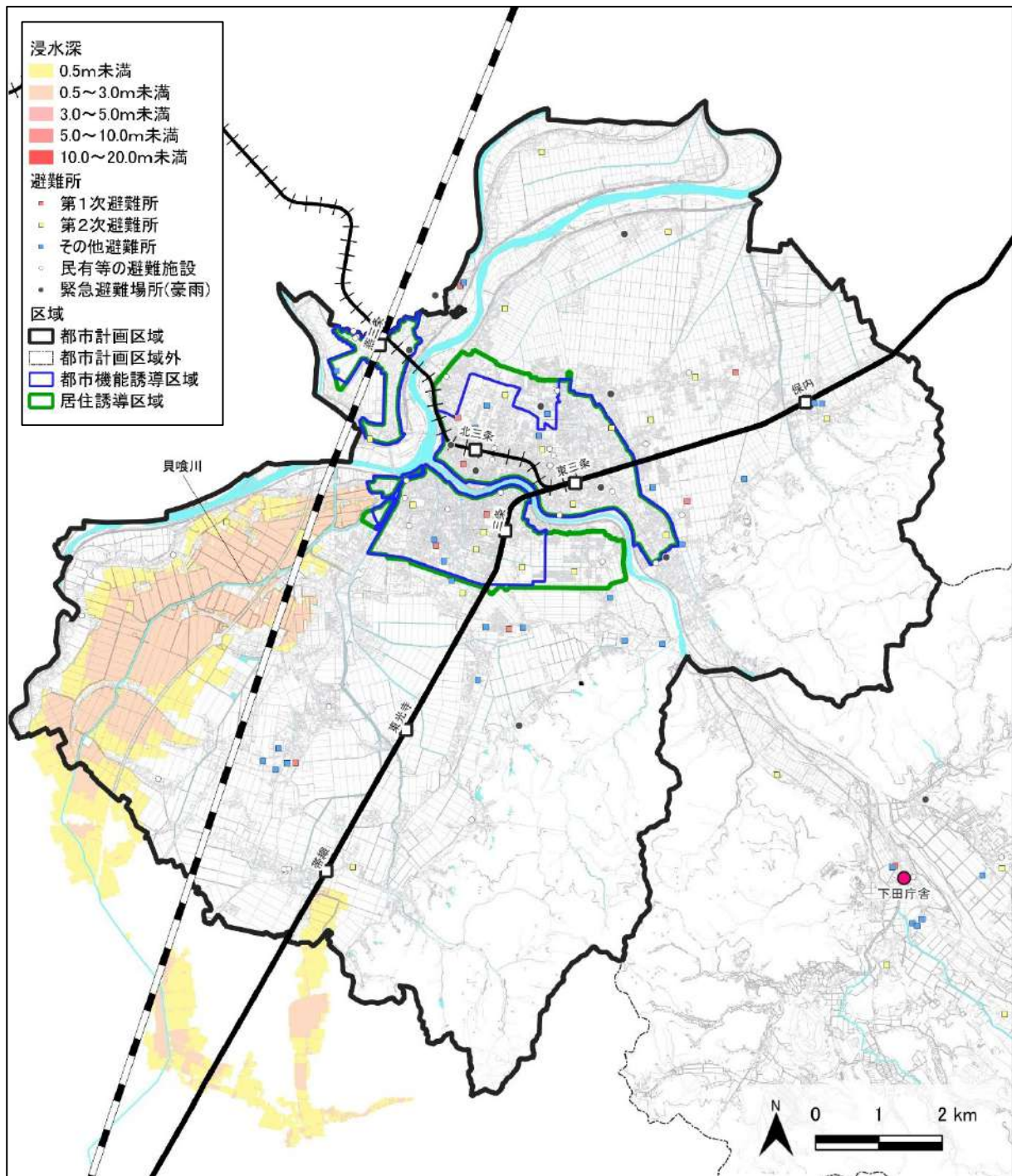


図 洪水浸水想定区域（貝喰川：計画規模L1）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑭貝喰川（想定最大規模L2）

想定最大規模L2を想定した洪水では、市域北西部の広範囲で0.5～3.0m未満の浸水が想定されており、栄地区の集落部の多くが含まれているほか、居住誘導区域内の直江町地区周辺や島田地区周辺でも一部0.5～3.0m未満の浸水が想定されています。

また、一部3.0m以上の浸水が想定されていますが、住宅等の立地はありません。

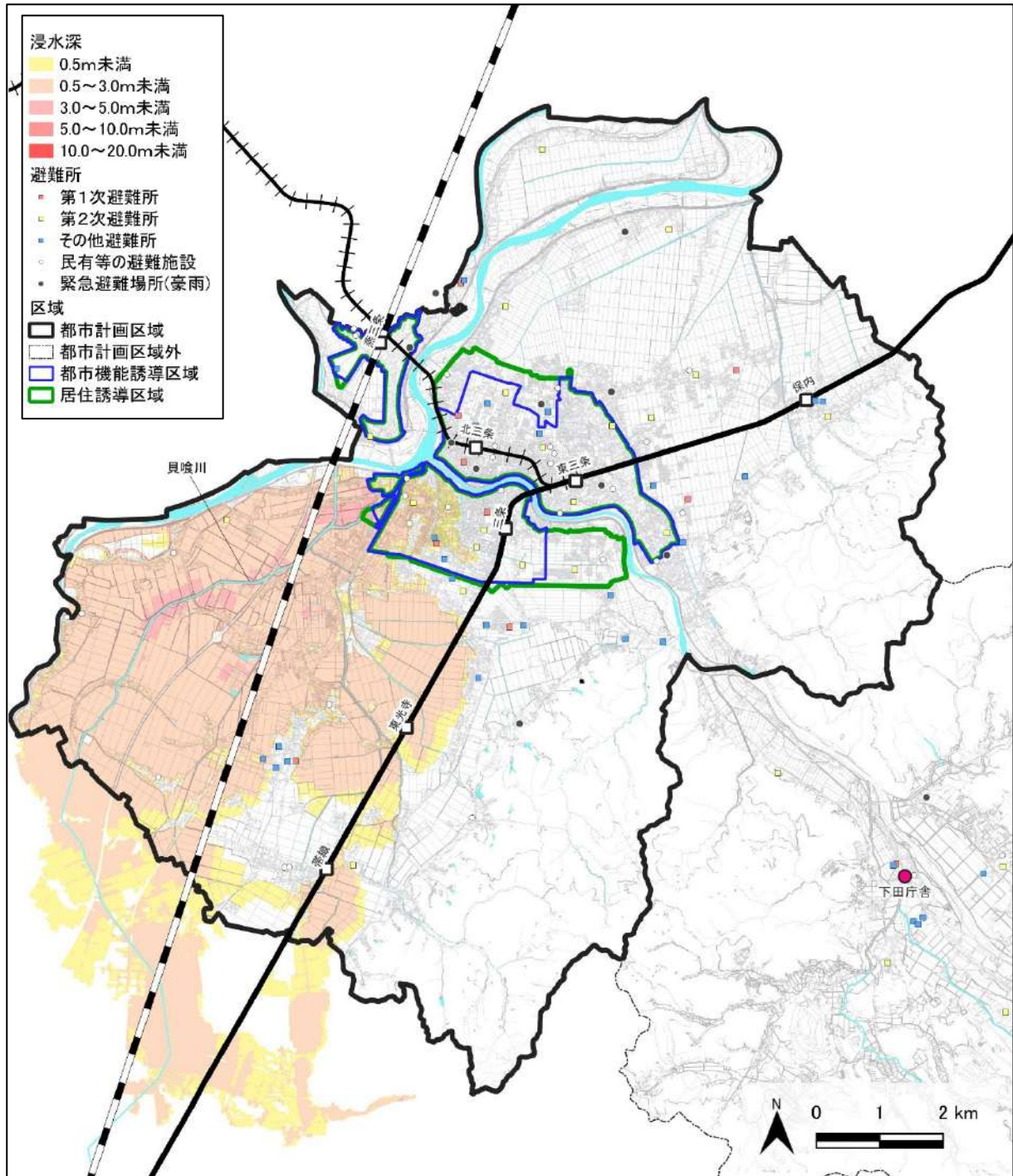


図 洪水浸水想定区域（貝喰川：想定最大規模L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑮刈谷田川（想定最大規模 L2）

想定最大規模を想定した洪水では、三条駅周辺等の居住誘導区域を含めた五十嵐川より西側の平野部の広範囲で 0.5m以上の浸水が想定されており、広い範囲で避難が必要になると予想されます。また、市域西側の栄地区で 3.0m以上の浸水が想定されていますが、ほとんどが農地等で住宅等の立地はありません。

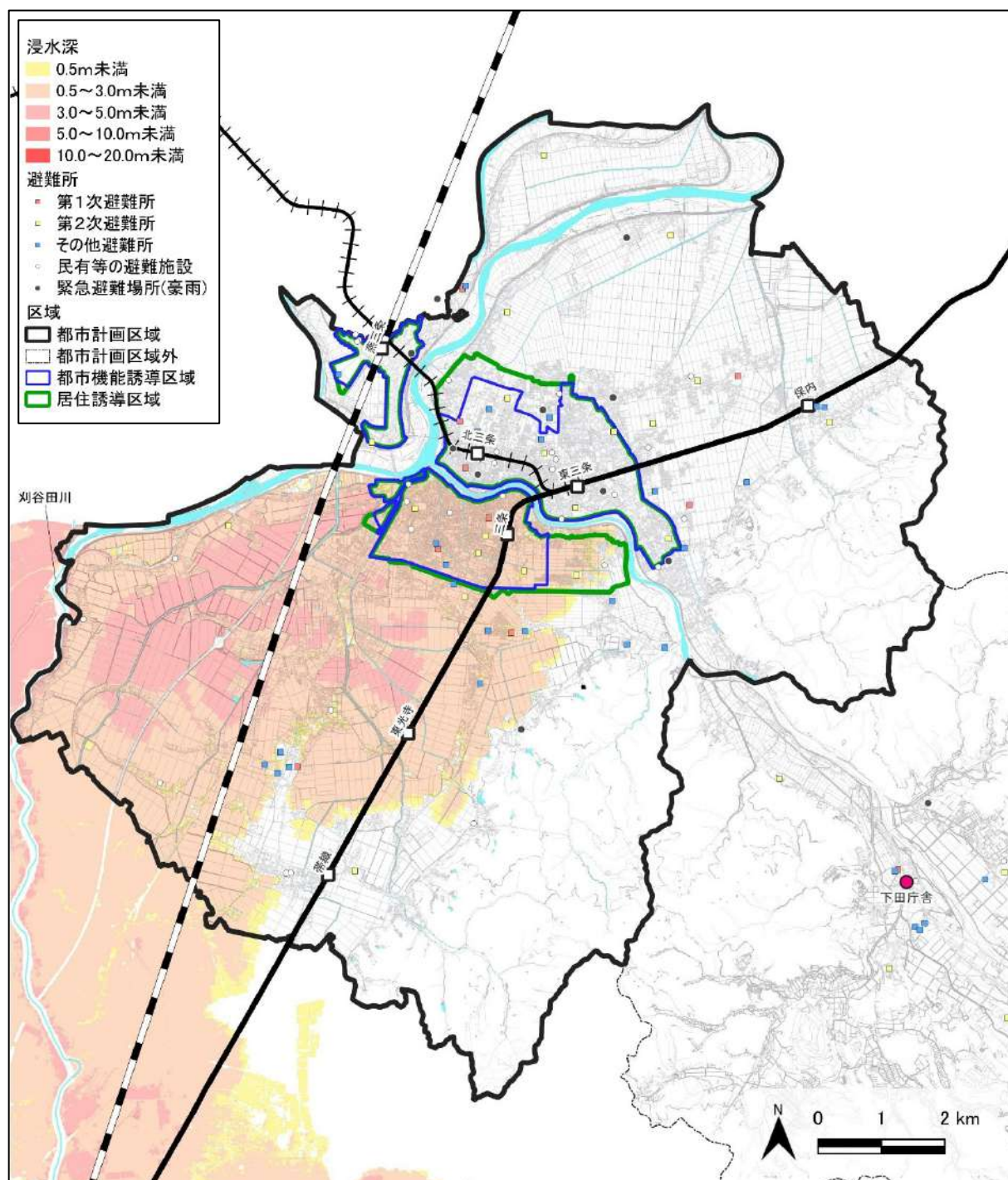


図 洪水浸水想定区域（刈谷田川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

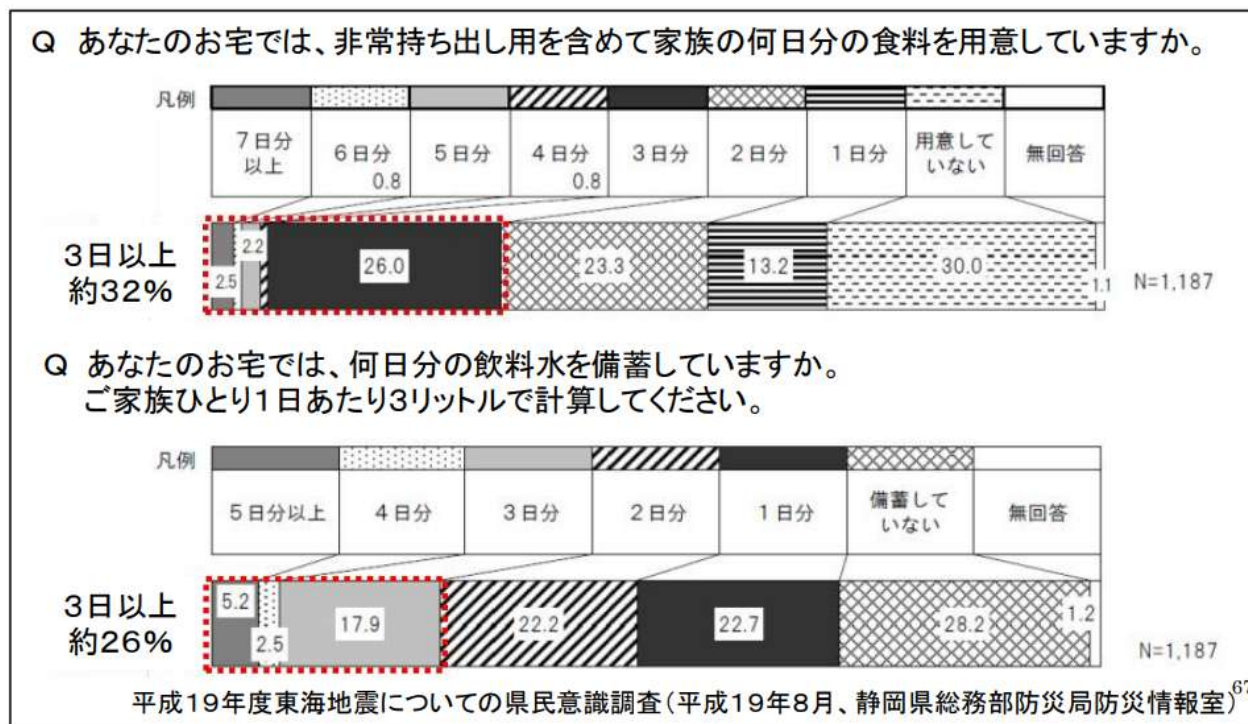
2) 浸水継続時間

浸水継続時間は、想定最大規模 (L2) の降雨を想定した際、任意の地点において一定の浸水深 (0.5 m) に達してからその浸水深を下回るまでの時間を示したものです。

各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じるおそれがあります。

そのため、浸水継続時間が72時間 (3日間) 以上と想定される区域を災害リスクの高い区域とします。

【参考：浸水継続時間と避難生活環境】



出典：「水害の被害指標分析の手引き (H25 試行版)」国土交通省

①信濃川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、居住誘導区域内の須頃地区や北三条駅、東三条駅周辺の広範囲で3日（72時間）以上浸水が継続する想定となっており、住宅等の立地が多いエリアのため、長期の孤立リスクがあります。

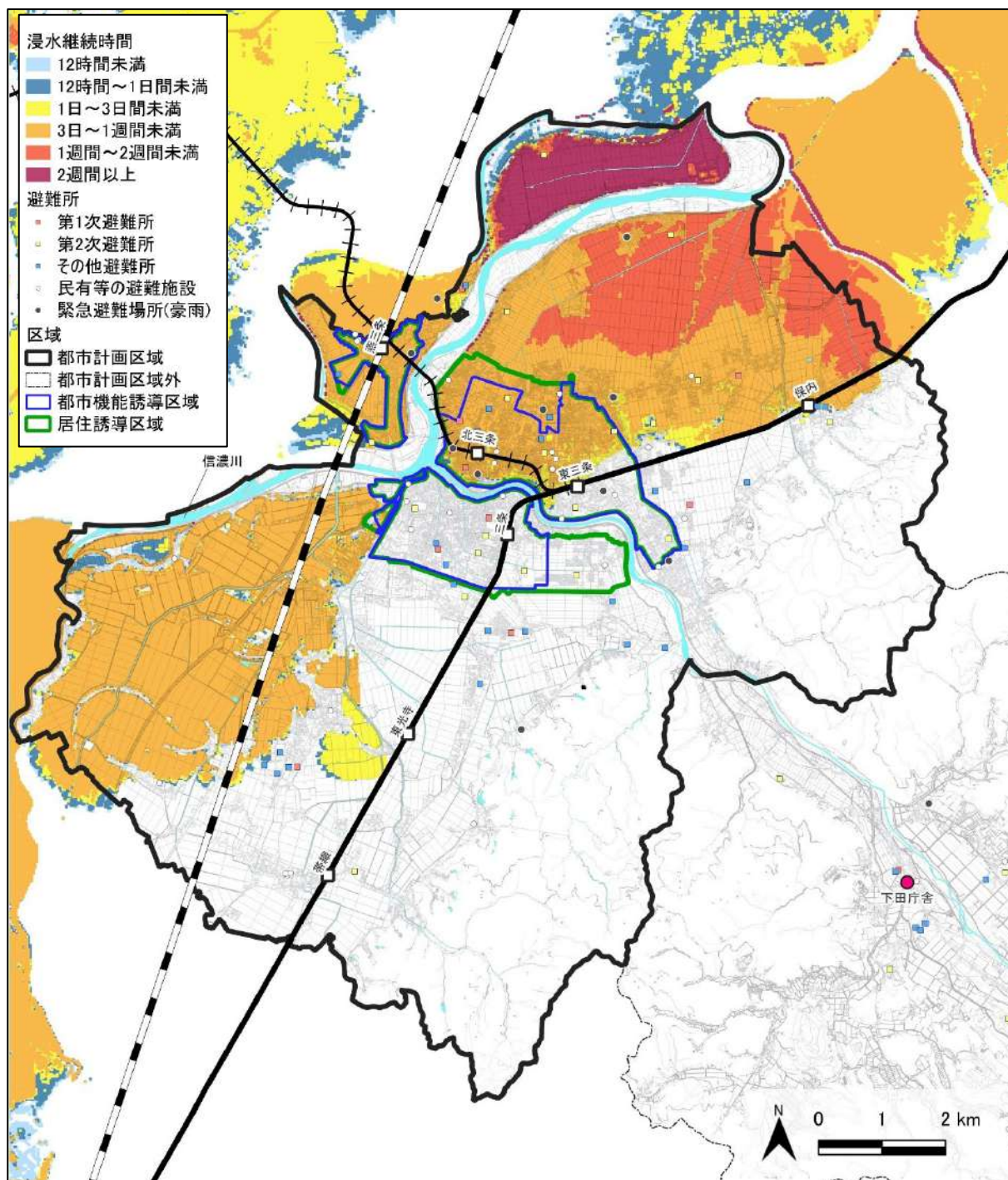


図 浸水継続時間（信濃川：想定最大規模 L2）

出典：北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域

②下条川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、保内駅北側で1日（24 時間）～3日（72 時間）未満浸水が継続するエリアがありますが、ほとんどが農地等で住宅等の立地はありません。

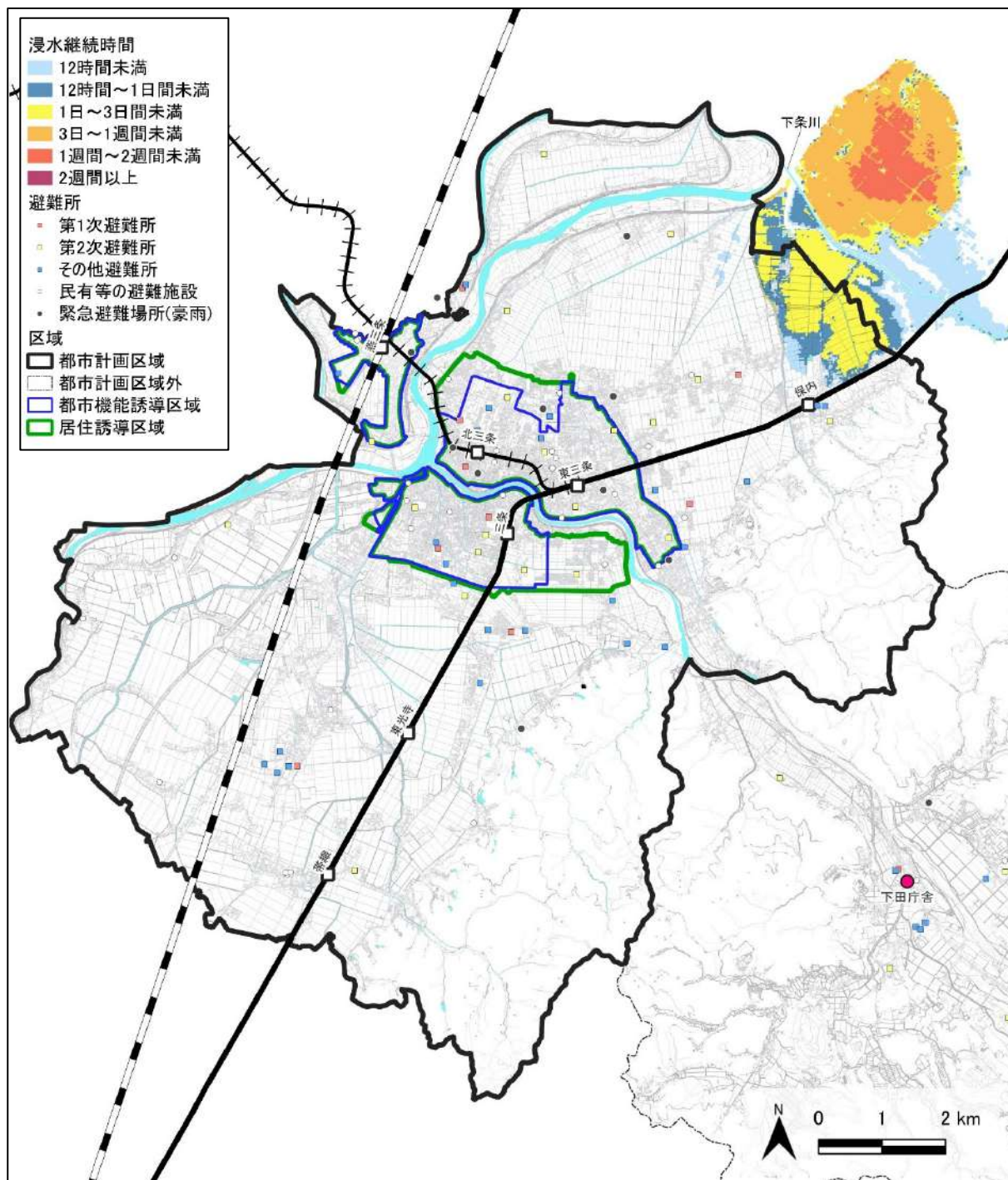


図 浸水継続時間（下条川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

③布施谷川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、浸水想定区域のほとんどのエリアが 1 日（24 時間）以内に解消される想定となっています。

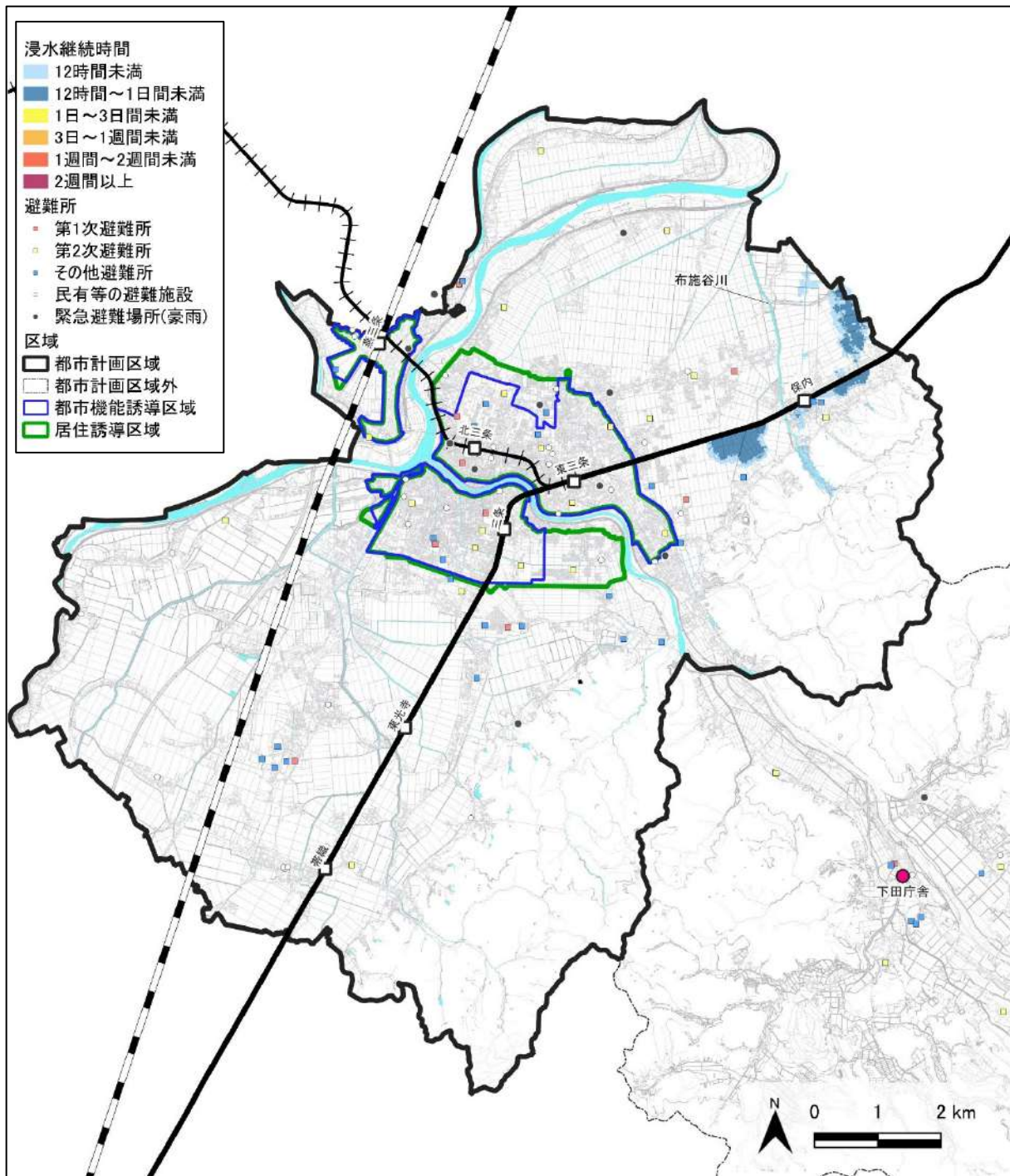


図 浸水継続時間（布施谷川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

④五十嵐川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、市域北東部の井栗地区周辺で 3 日（72 時間）以上浸水が継続するエリアが広がっており、住宅等も含まれていることから長期の孤立リスクがあります。

また、居住誘導区域内の広範囲で 1 日（24 時間）以上 3 日未満浸水が継続することが想定されています。

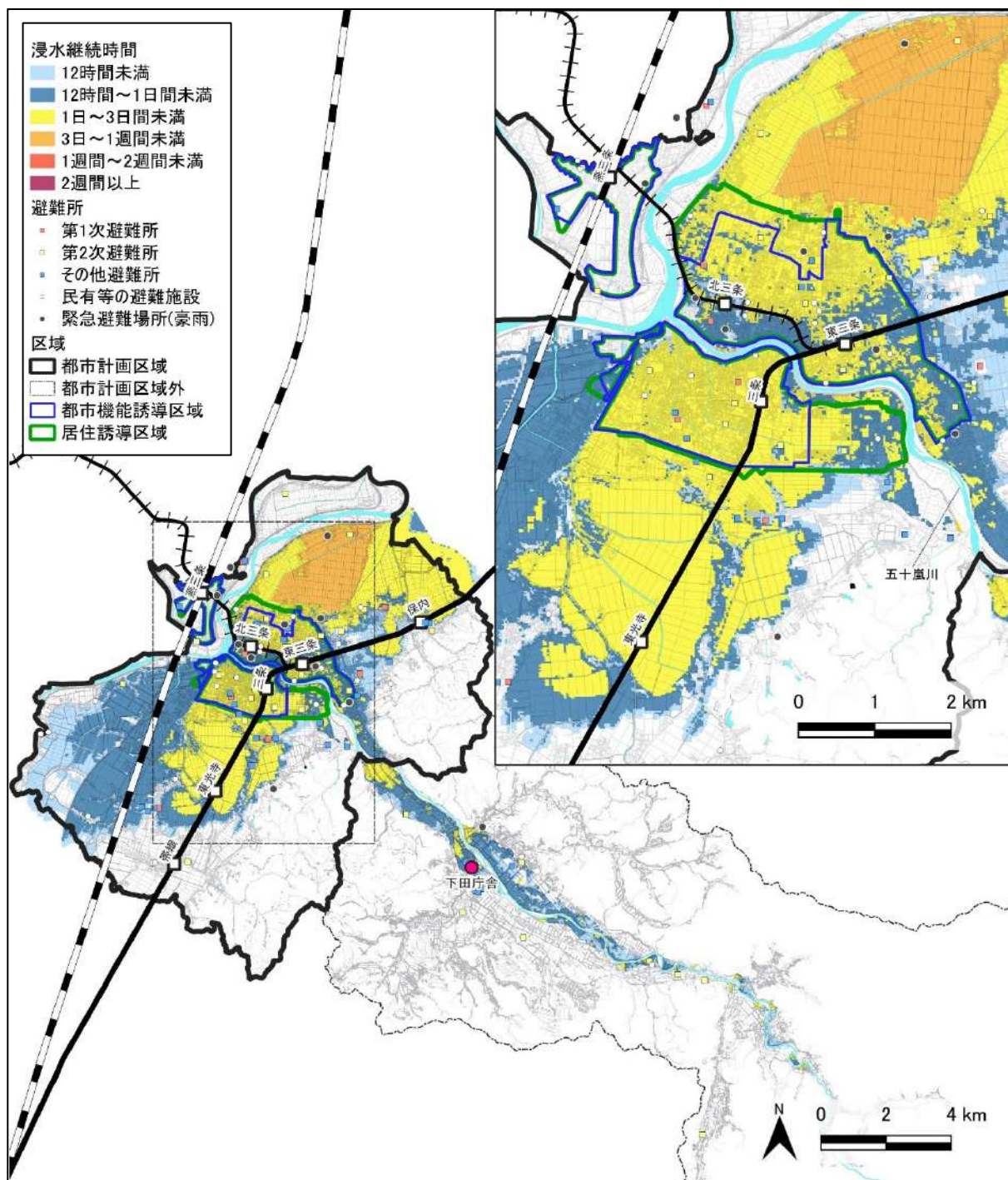


図 浸水継続時間（五十嵐川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑤大平川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、浸水想定区域のほとんどのエリアが 12 時間以内に解消される想定となっています。

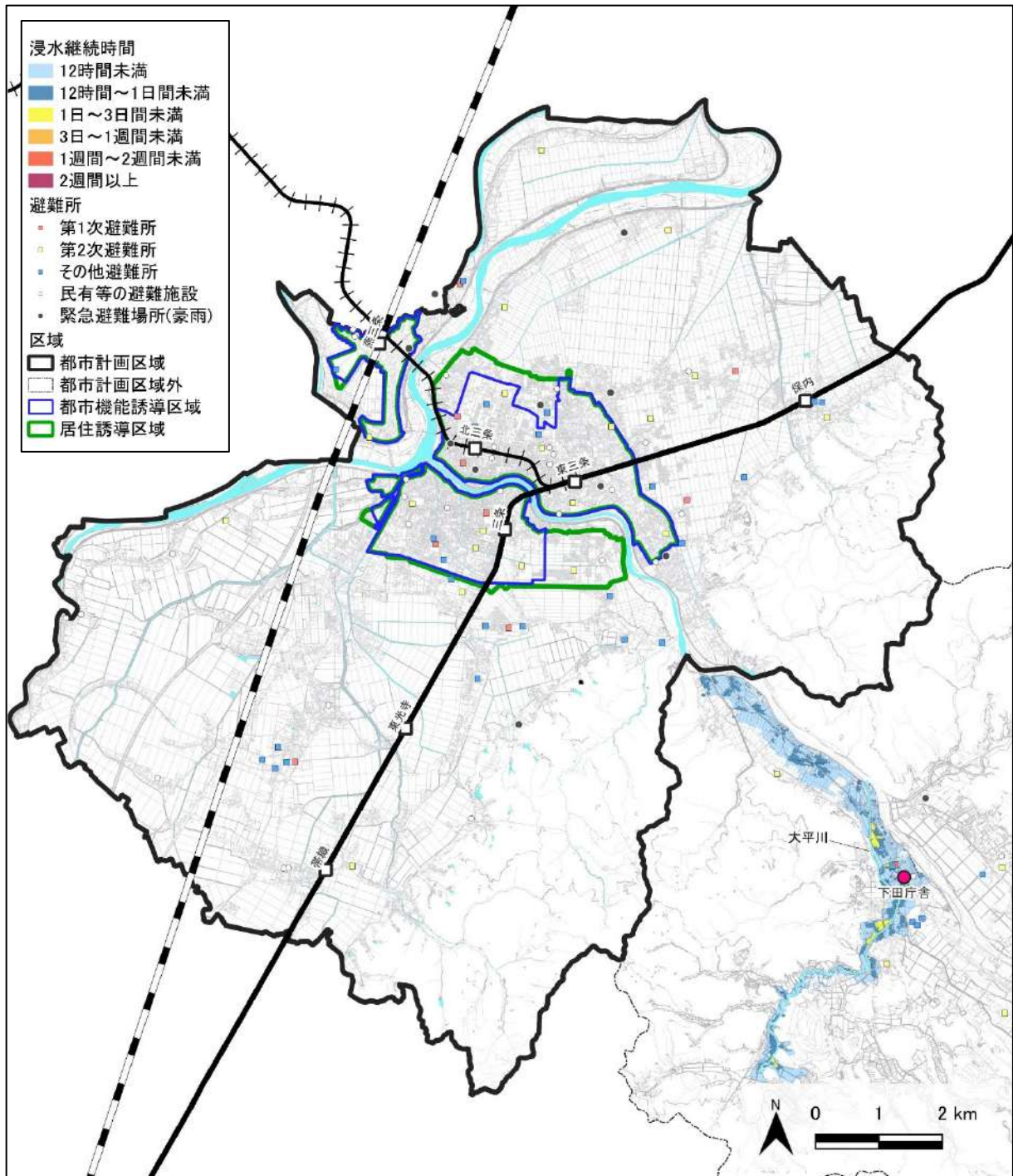


図 浸水継続時間（大平川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑥鹿熊川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、浸水想定区域のほとんどのエリアが1日（24時間）以内に解消される想定となっています。

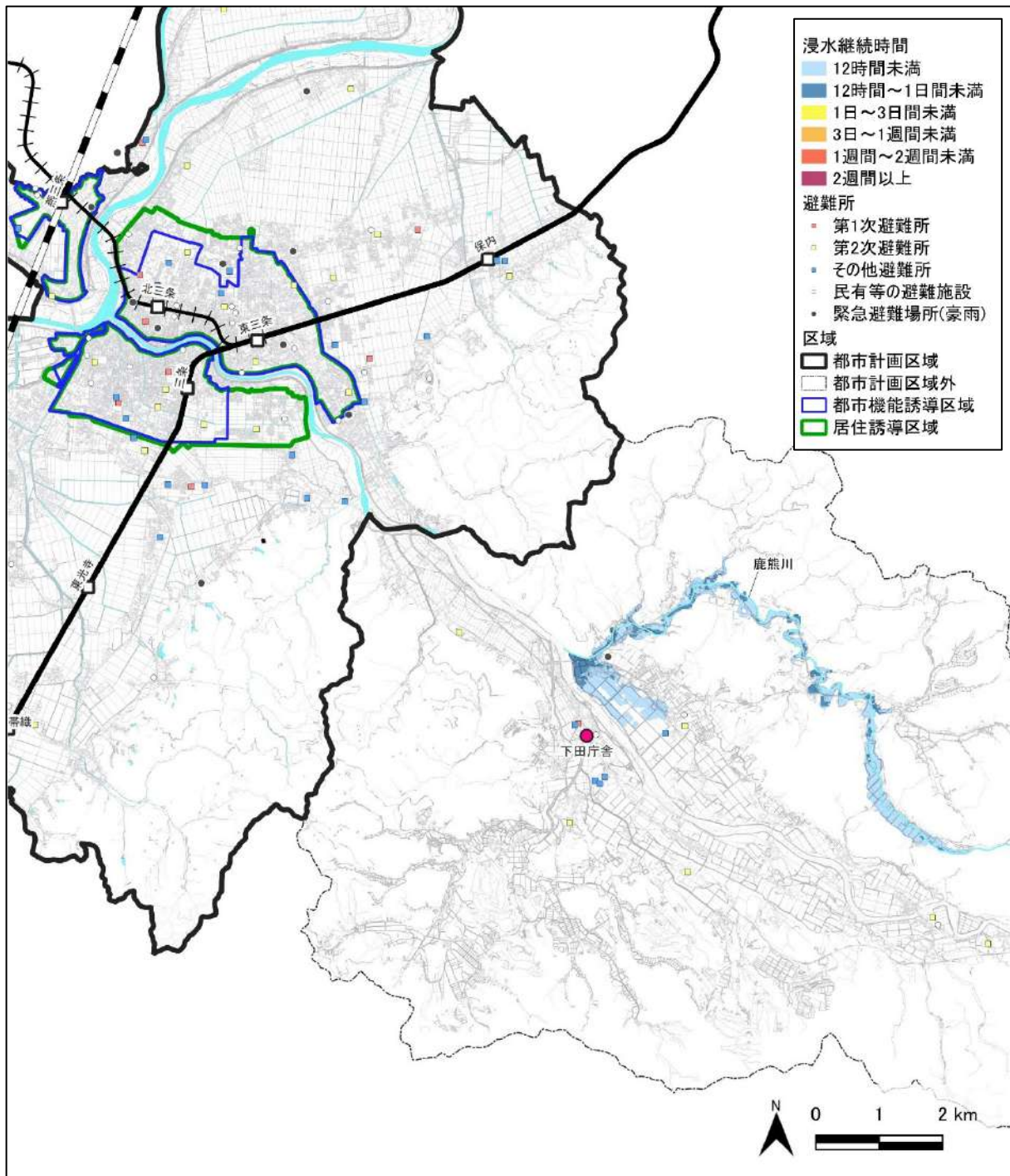


図 浸水継続時間（鹿熊川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑦貝喰川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、市域北西部の広範囲で3日（72時間）以上浸水が継続する想定となっており、多くは農地等で住宅等の立地はありませんが、居住誘導区域内の直江町地区周辺では住宅等の立地が多く、長期の孤立リスクがあります。

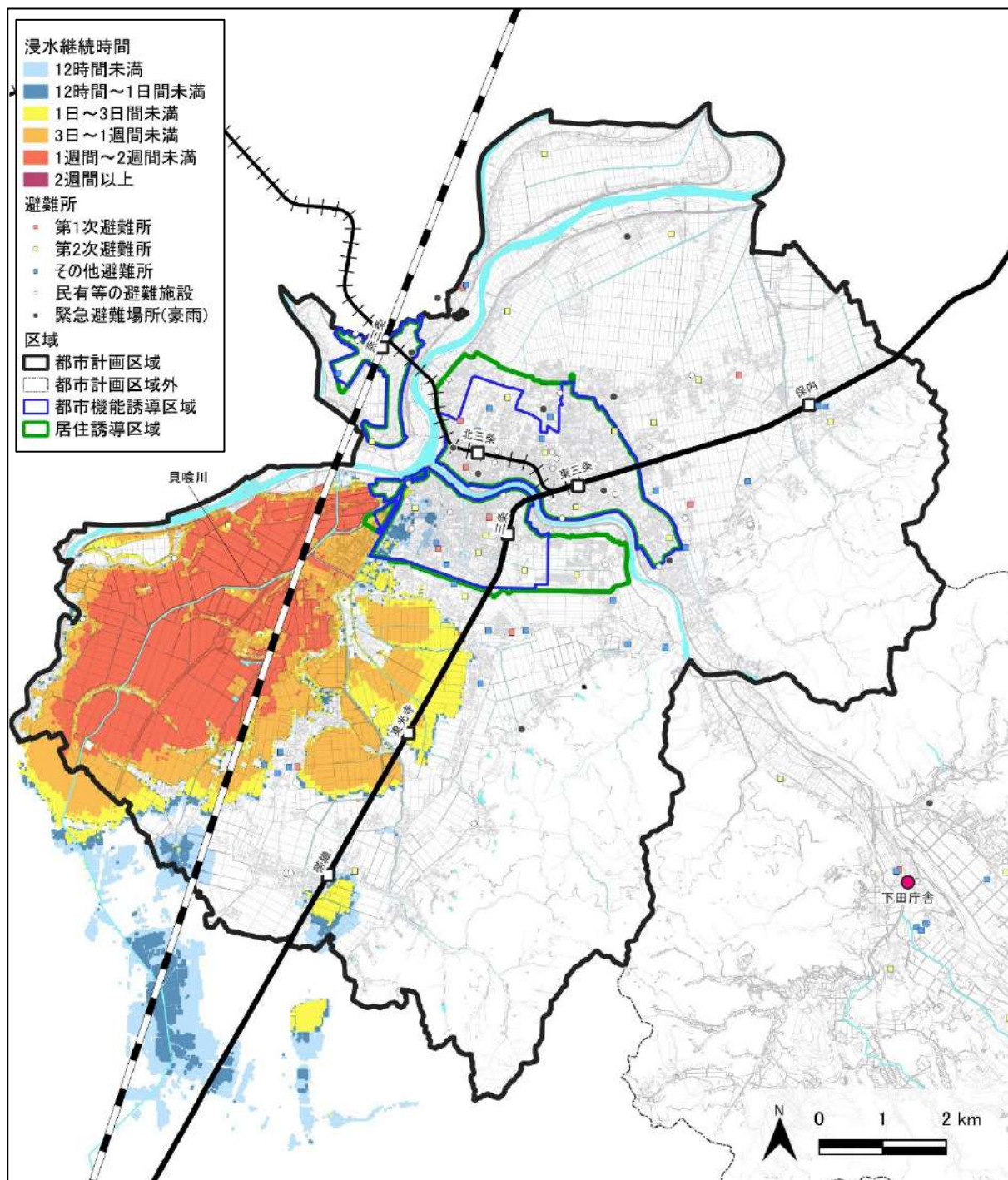


図 浸水継続時間（貝喰川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑧刈谷田川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、3 日（72 時間）以上浸水が継続するエリアが市域北西部に広がっています。居住誘導区域内の三条駅周辺や本成寺地区周辺では 1 週間以上浸水が継続することが想定されており、長期の孤立リスクがあります。

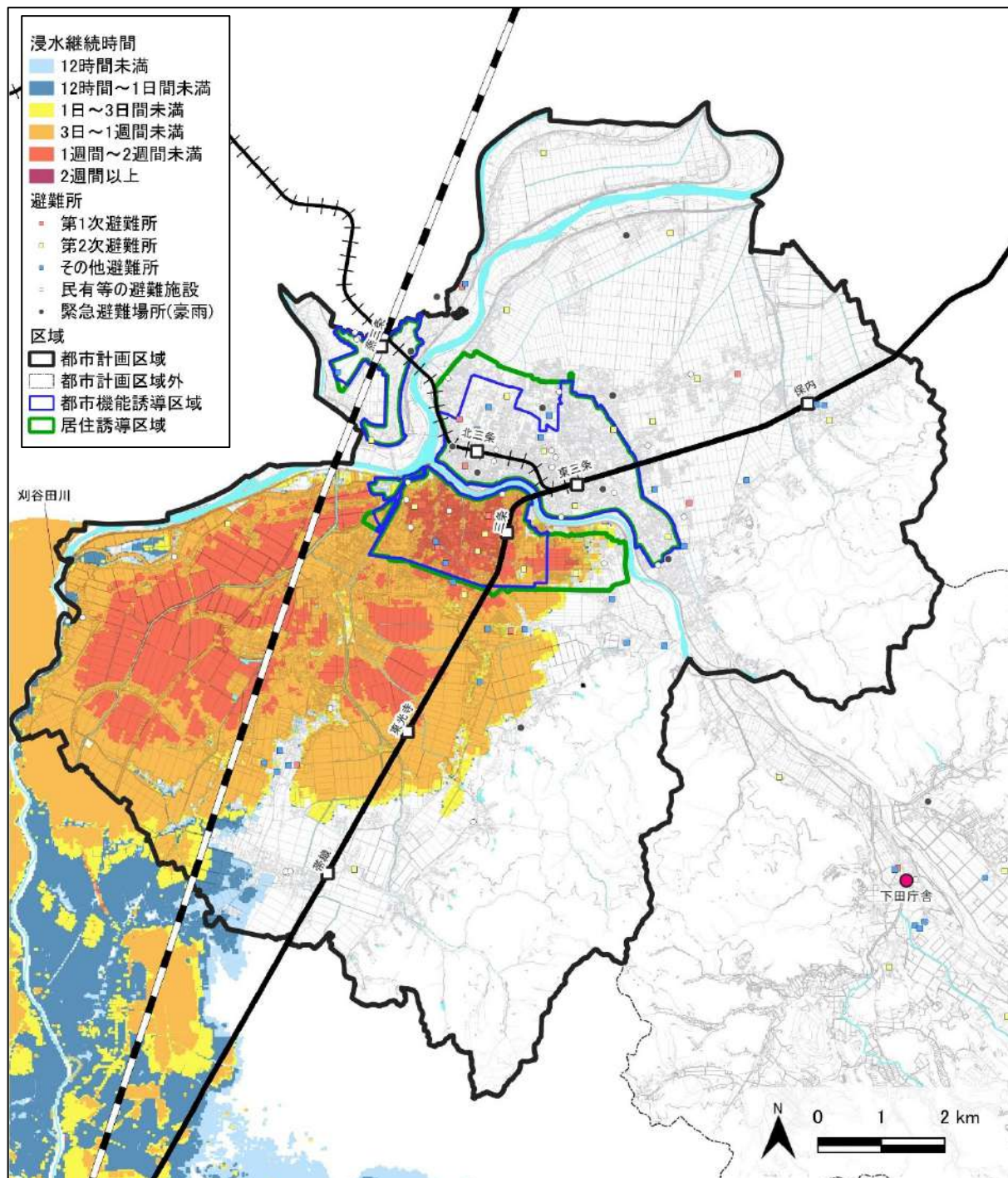


図 浸水継続時間（刈谷田川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定最大規模（L2）の降雨を想定した際、堤防沿いの地域において堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

家屋倒壊等氾濫想定区域には、一般的な構造の木造家屋が浸水深と流速から家屋の流失や倒壊等をもたらす「氾濫流」によるものと、家屋の基礎を支える地盤が流失するような「河岸侵食」によるものがあります。

これらの性質を踏まえ、家屋倒壊等氾濫想定区域は安全な避難所等への水平避難が必要なリスクの高い区域として判断します。

【参考：家屋倒壊の例】



堤防決壊により家屋が流出した状況



堤防決壊による家屋の倒壊



侵食により家屋が流失した状況



河岸侵食による家屋の流失（朝日新聞社提供）

出典：「水害ハザードマップ作成の手引き（令和5年5月）」国土交通省

①信濃川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、信濃川沿川で氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。家屋倒壊等氾濫想定区域内である須頃地区の一部や、新潟小須戸三条線の沿線では住宅等の立地が多く見られます。

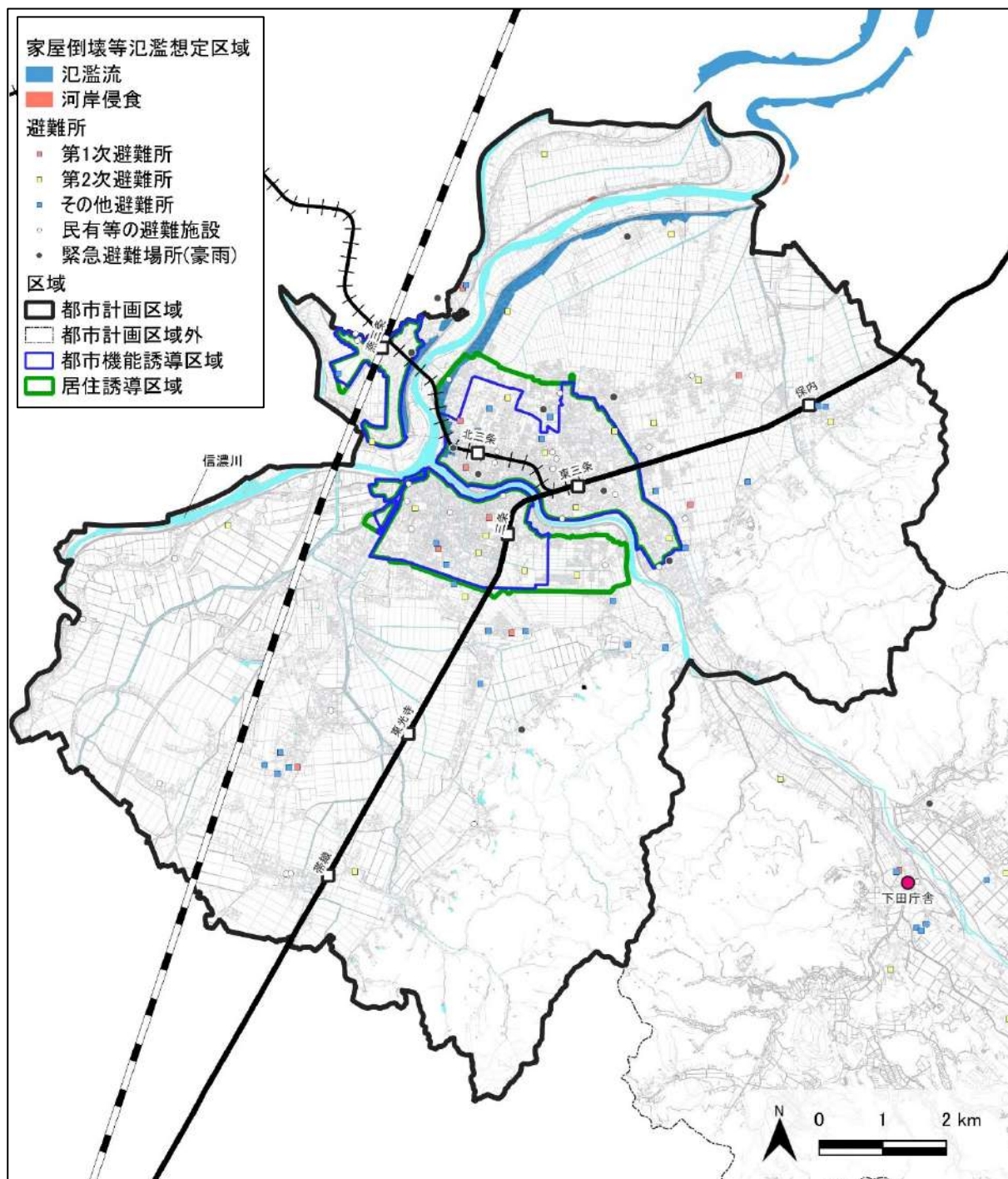


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（信濃川：想定最大規模 L2）

出典：北陸地方整備局信濃川河川事務所洪水浸水想定区域

②布施谷川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、布施谷川沿川で河岸侵食に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていますが、住宅等の立地はほとんどありません。

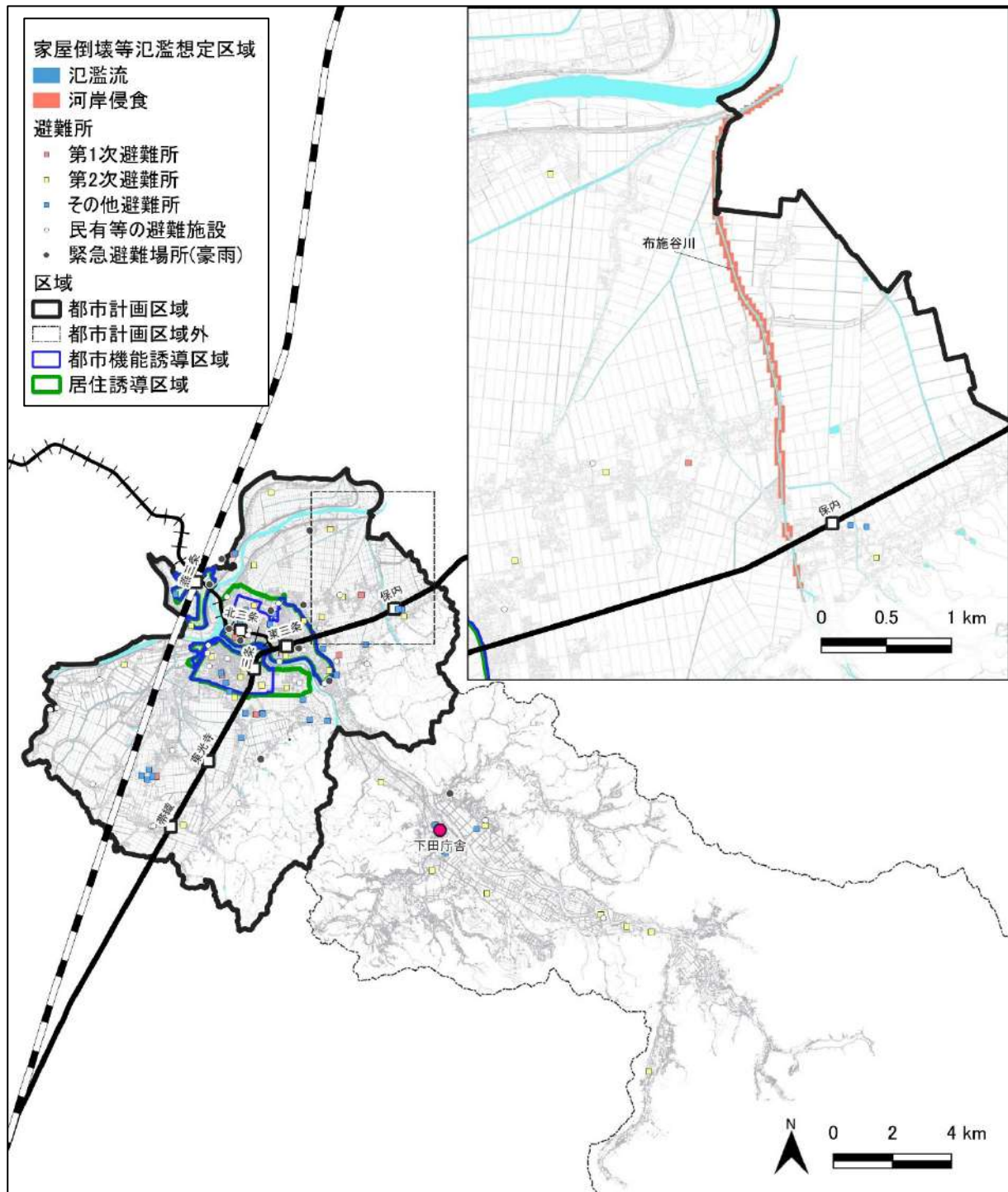


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（布施谷川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

③五十嵐川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、五十嵐川沿川で広く河岸侵食及び氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されています。居住誘導区域内にも家屋倒壊等氾濫想定区域が指定され多くの住居等が立地しているほか、下田地域の下田庁舎を含む荻堀地区の一部も指定されています。

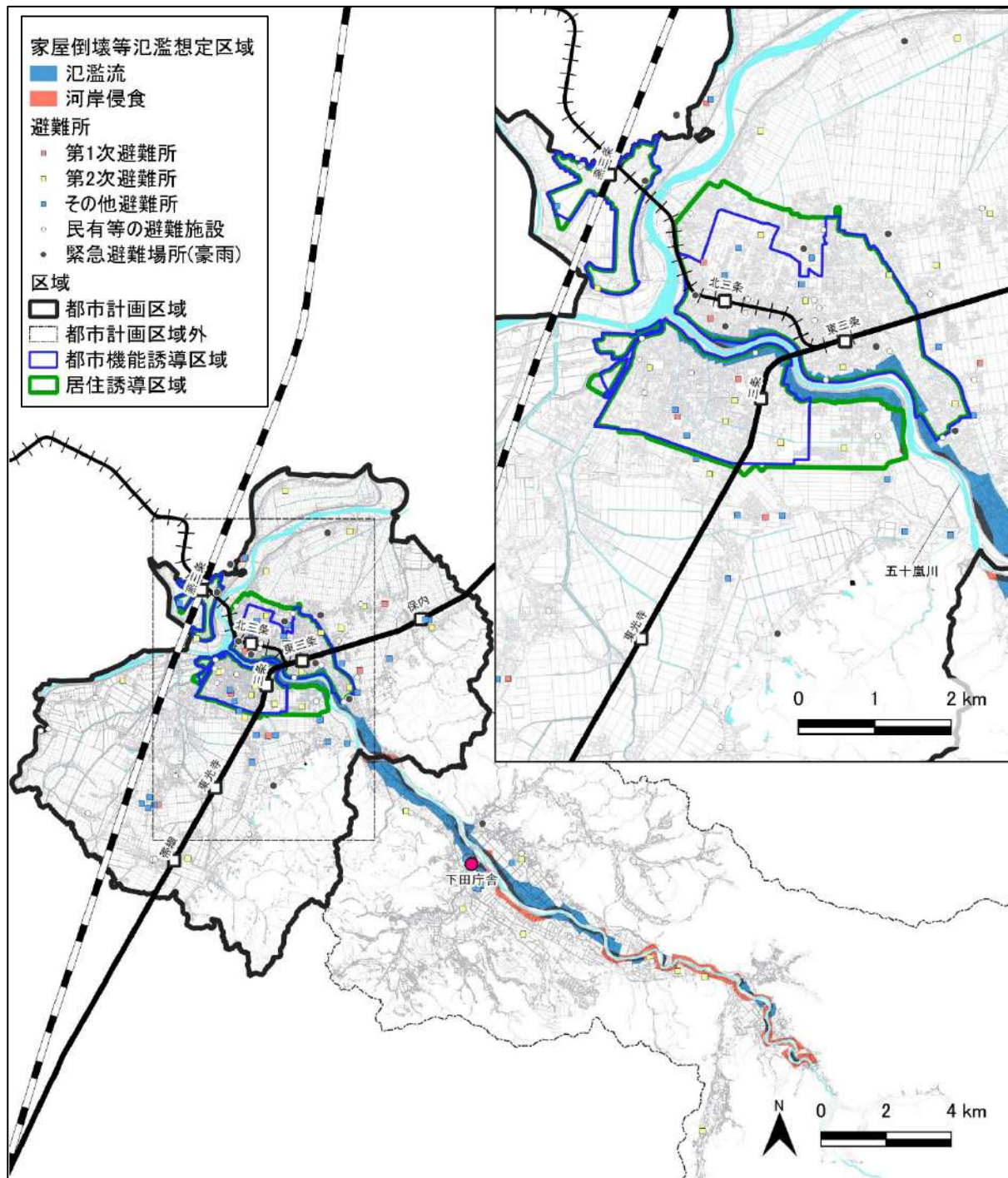


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（五十嵐川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

④大平川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、大平川沿川で河岸侵食及び氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されておりますが、住宅等の立地はほとんどありません。

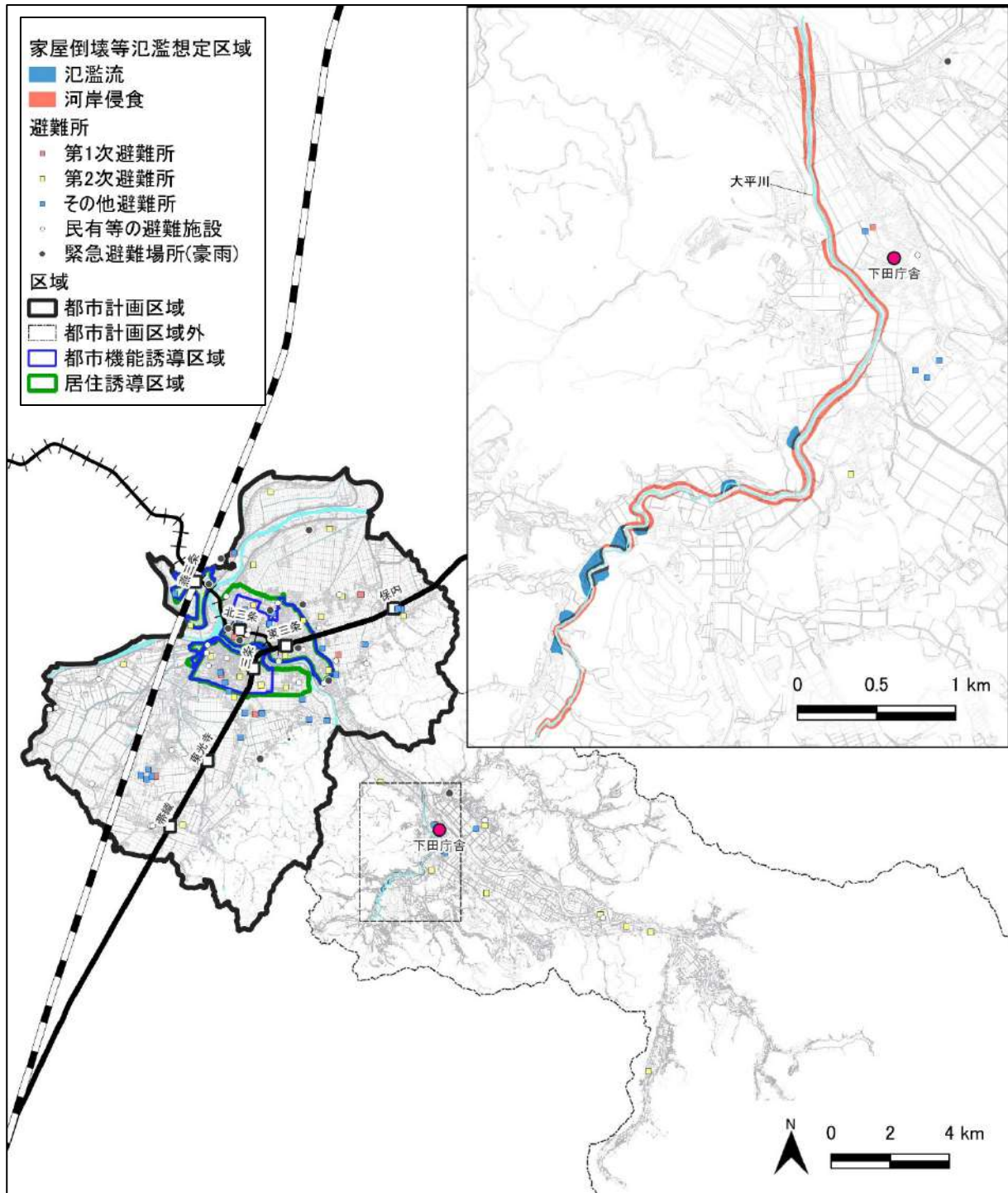


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（大平川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑤鹿熊川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、鹿熊川沿川で河岸侵食及び氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、一部住宅等の立地が見られます。

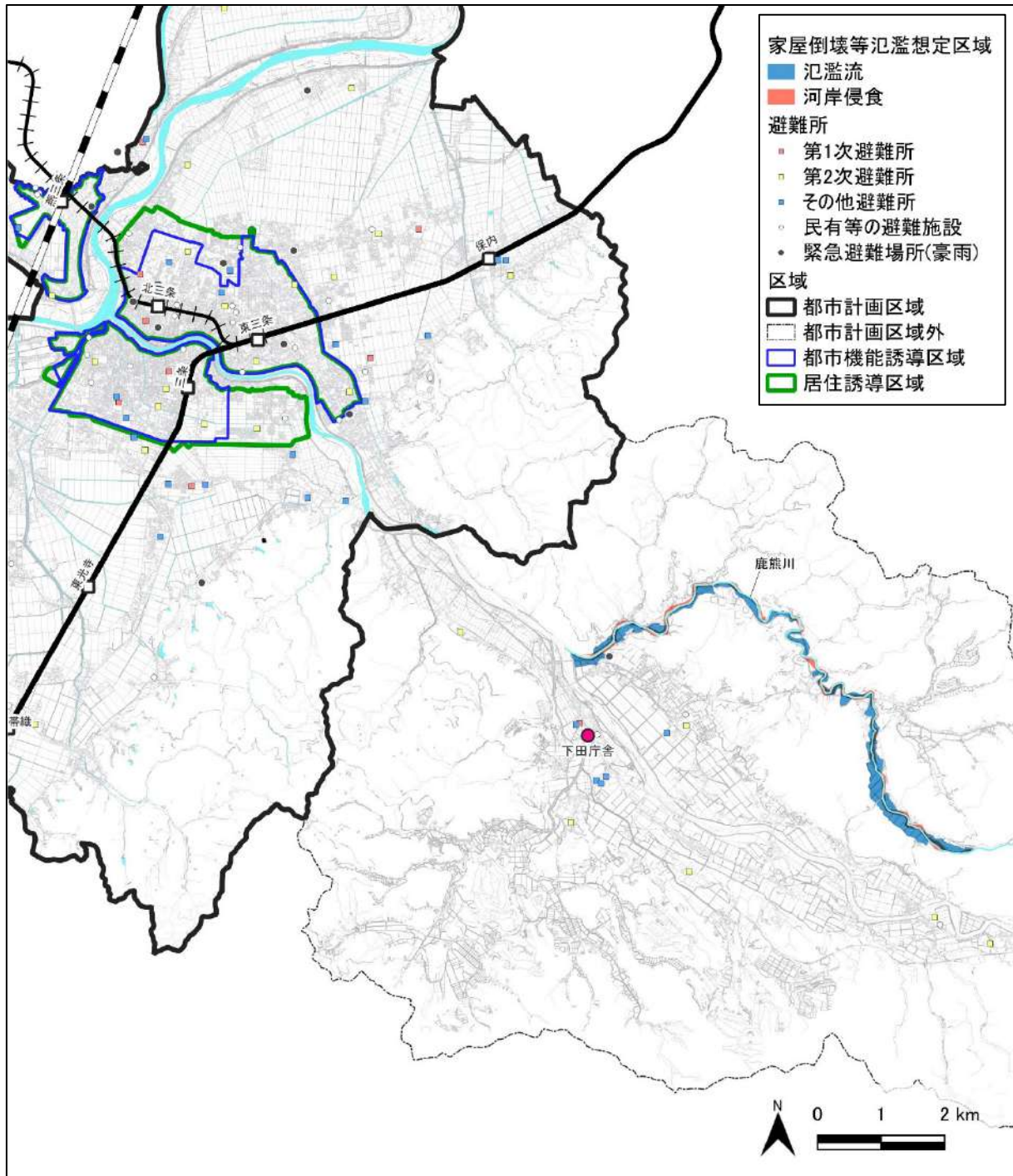


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（鹿熊川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑥貝喰川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、貝喰川沿川で河岸侵食に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていますが、住宅等の立地はほとんどありません。

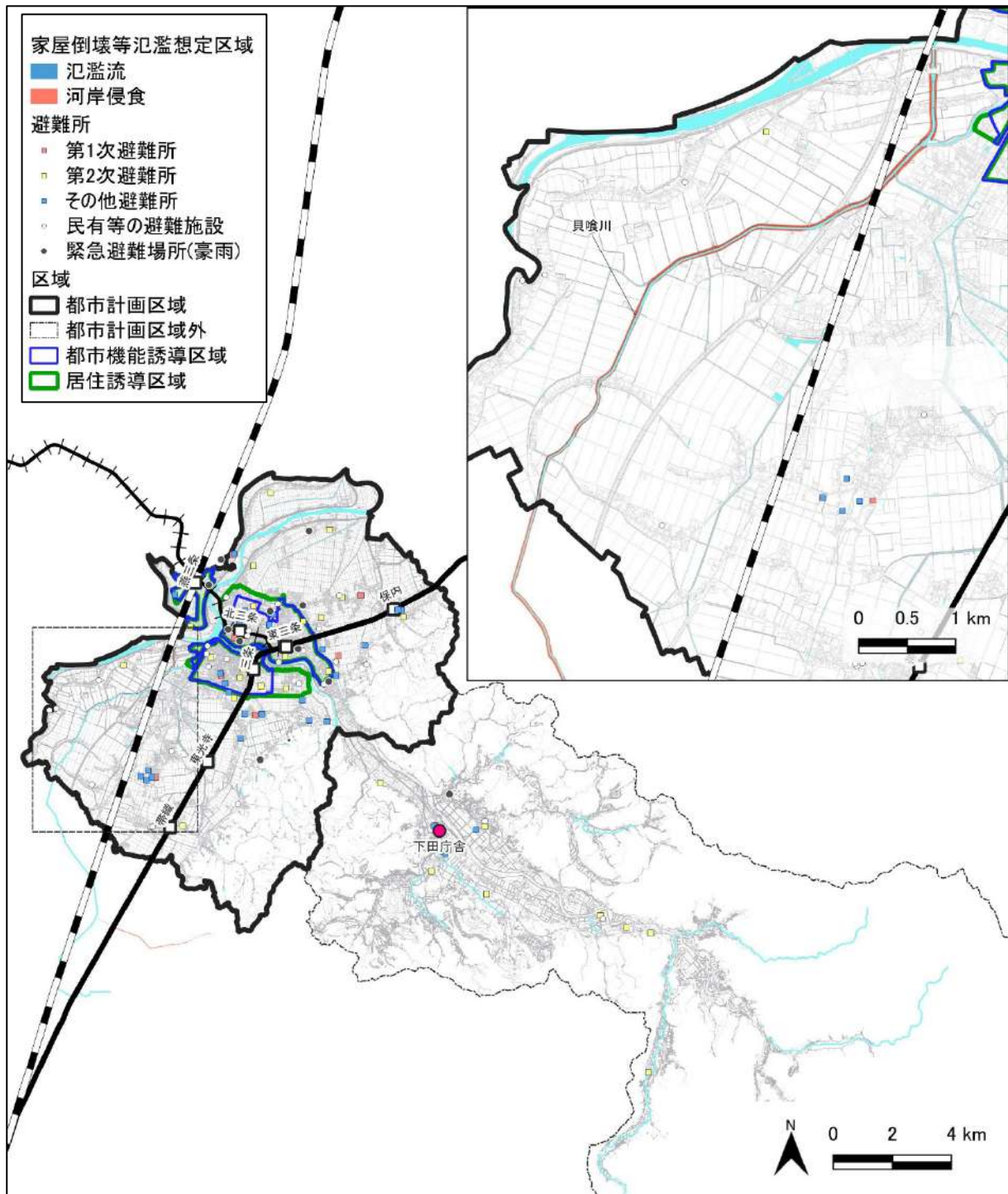


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（貝喰川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

⑦刈谷田川（想定最大規模 L2）

想定最大規模 L2 を想定した洪水では、市域北西部の市域境界付近で氾濫流に伴う家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、一部住宅等の立地が見られます。

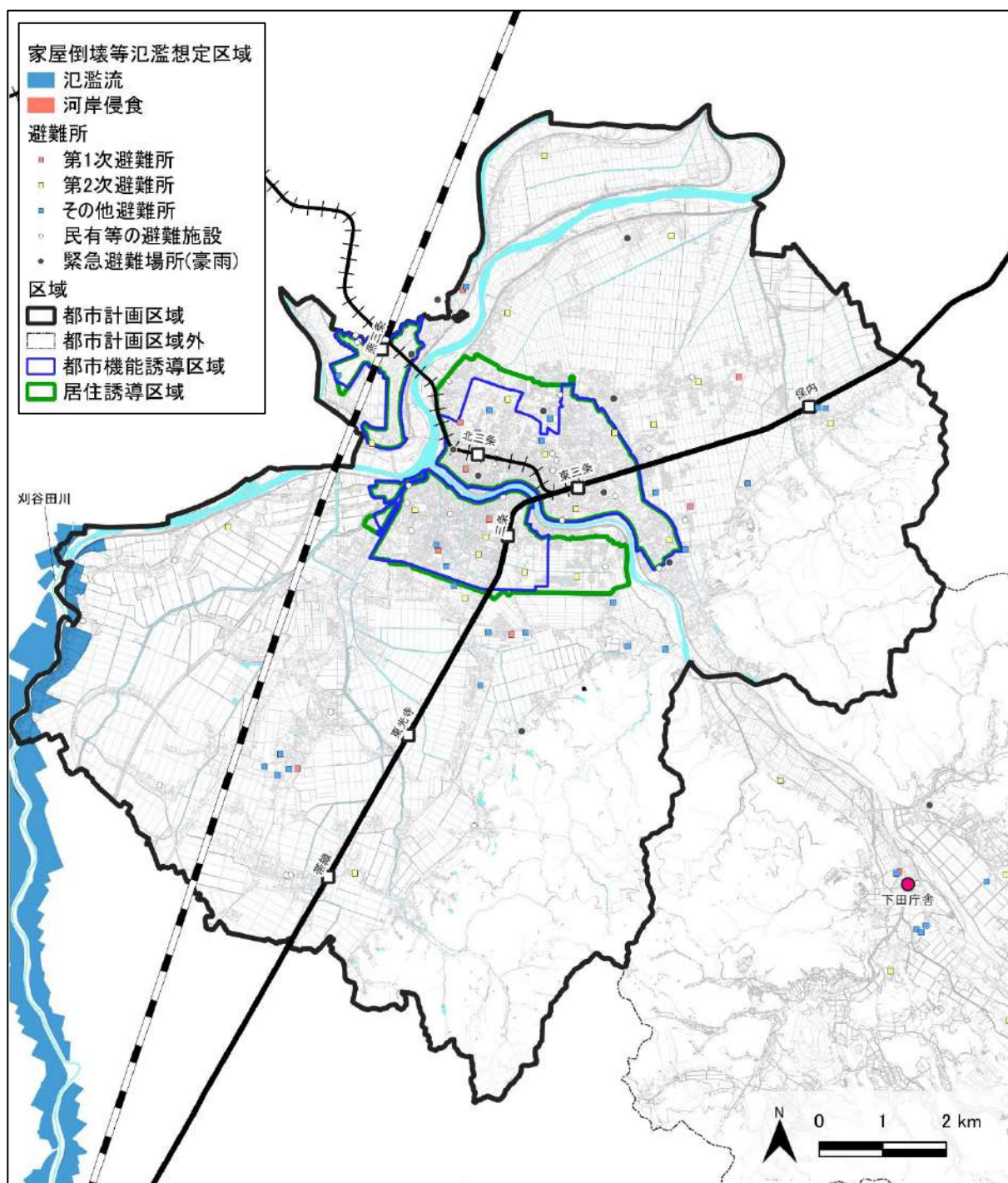


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（刈谷田川：想定最大規模 L2）

出典：新潟県洪水浸水想定区域図

(2) ミクロ分析の河川ごとの図面

1) 避難所への避難の可否【浸水想定区域×人口分布×避難所】分析①

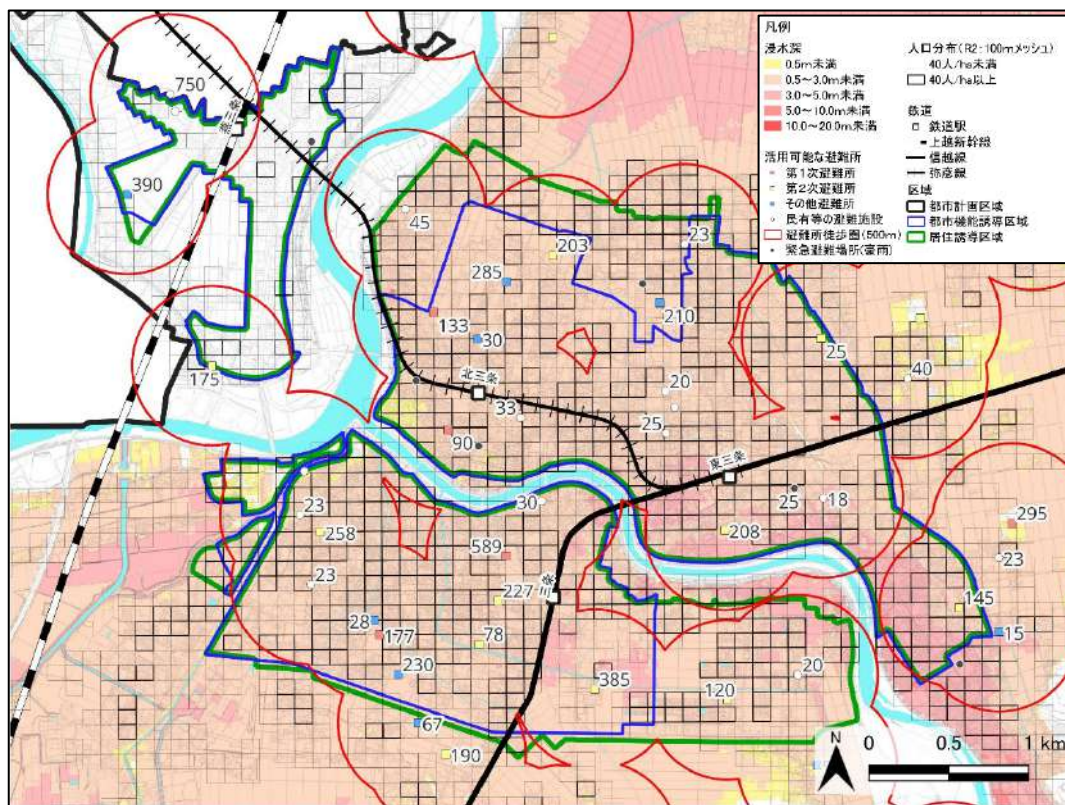


図 浸水想定区域と人口・避難所の分布 (五十嵐川 L2)

出典：国勢調査、三条市資料

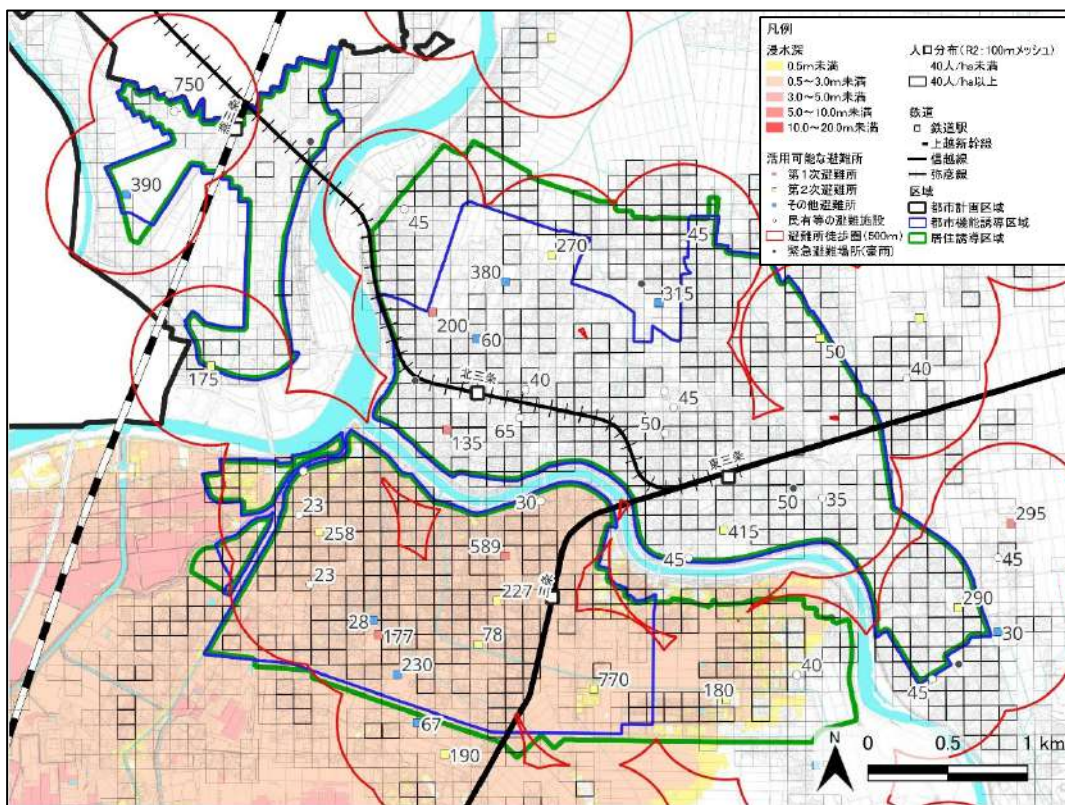


図 浸水想定区域と人口・避難所の分布 (刈谷田川 L2)

出典：国勢調査、三条市資料

2) 垂直避難の可否【浸水想定区域×建物階数×避難所】分析②

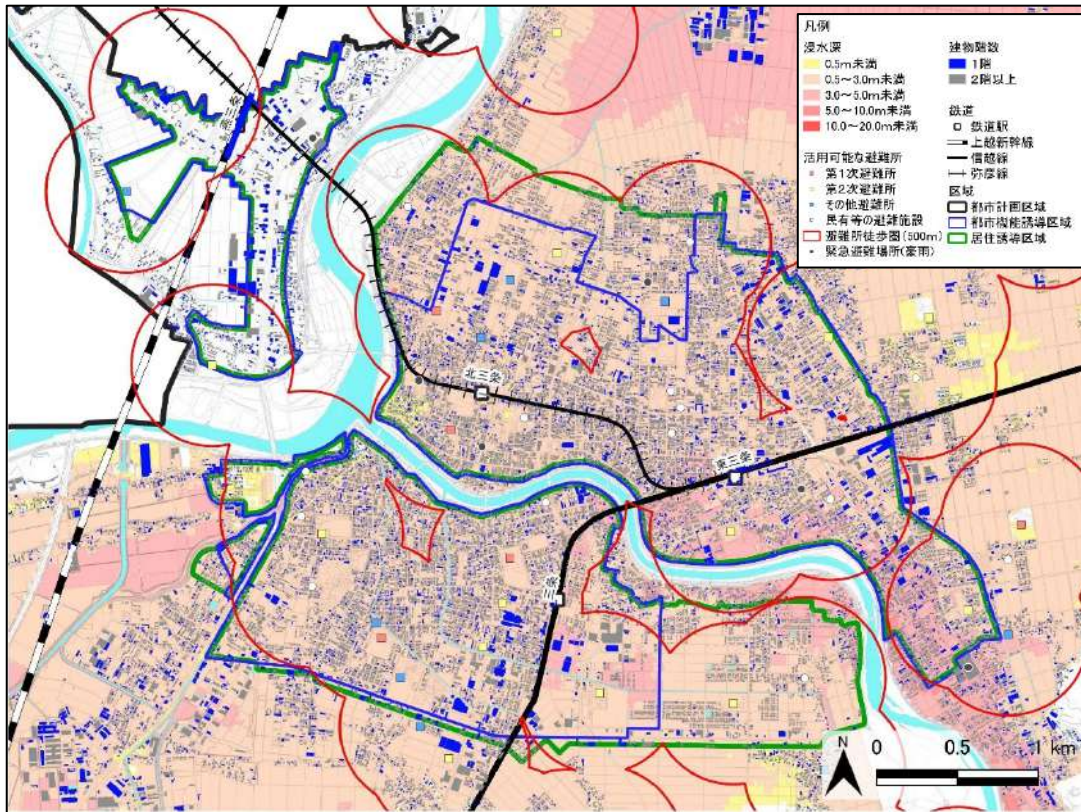


図 浸水想定区域と建物階数（五十嵐川 L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

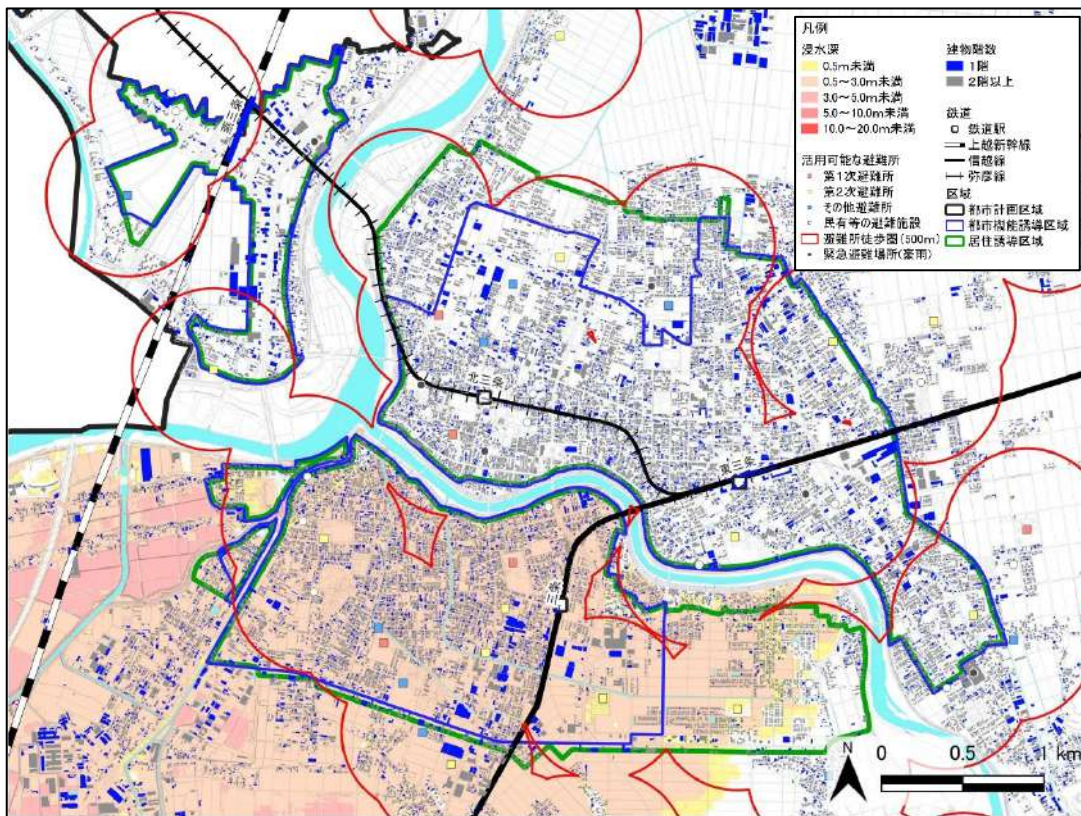


図 浸水想定区域と建物階数（刈谷田川 L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

3) 要配慮者利用施設の分布【浸水想定区域×要配慮者利用施設×避難所】分析③

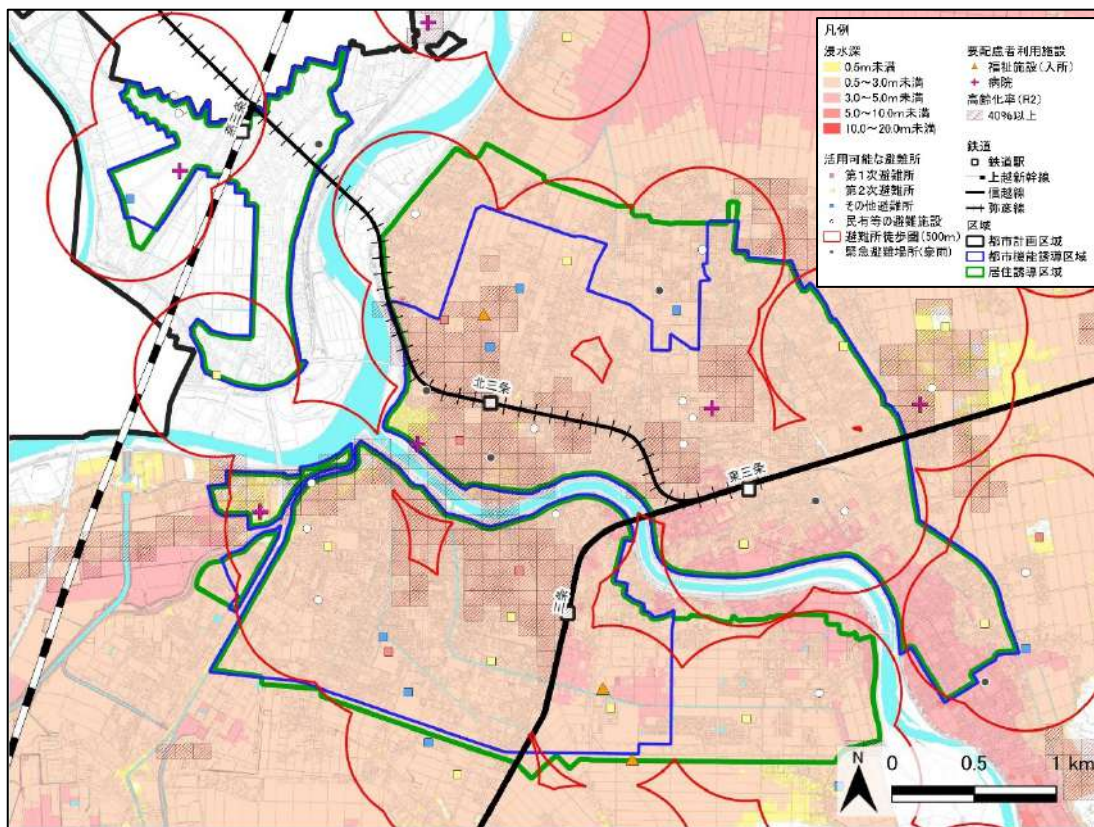


図 浸水想定区域と要配慮者利用施設・避難所分布 (五十嵐川 L2)

出典：国土数値情報（福祉施設、医療機関）、三条市資料

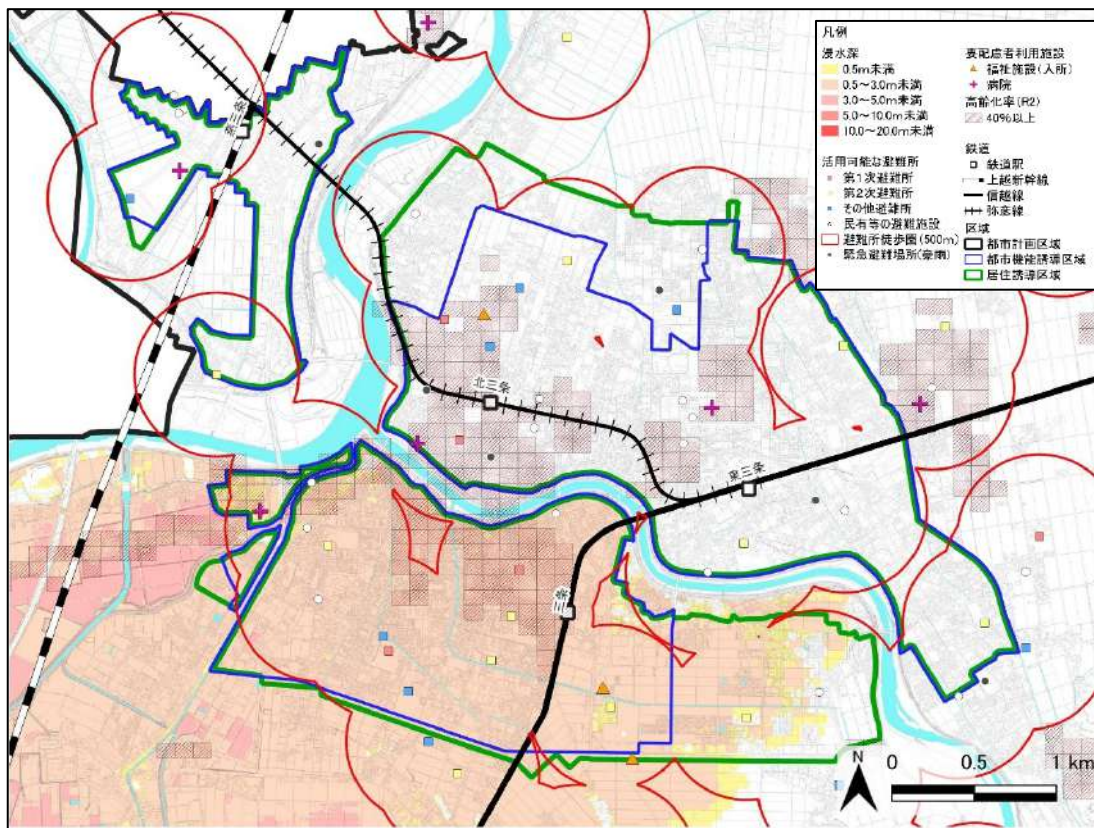


図 浸水想定区域と要配慮者利用施設・避難所分布 (刈谷田川 L2)

出典：国土数値情報（福祉施設、医療機関）、三条市資料

4) 3日以上の孤立リスク【浸水継続時間×建物階数×避難所】分析④

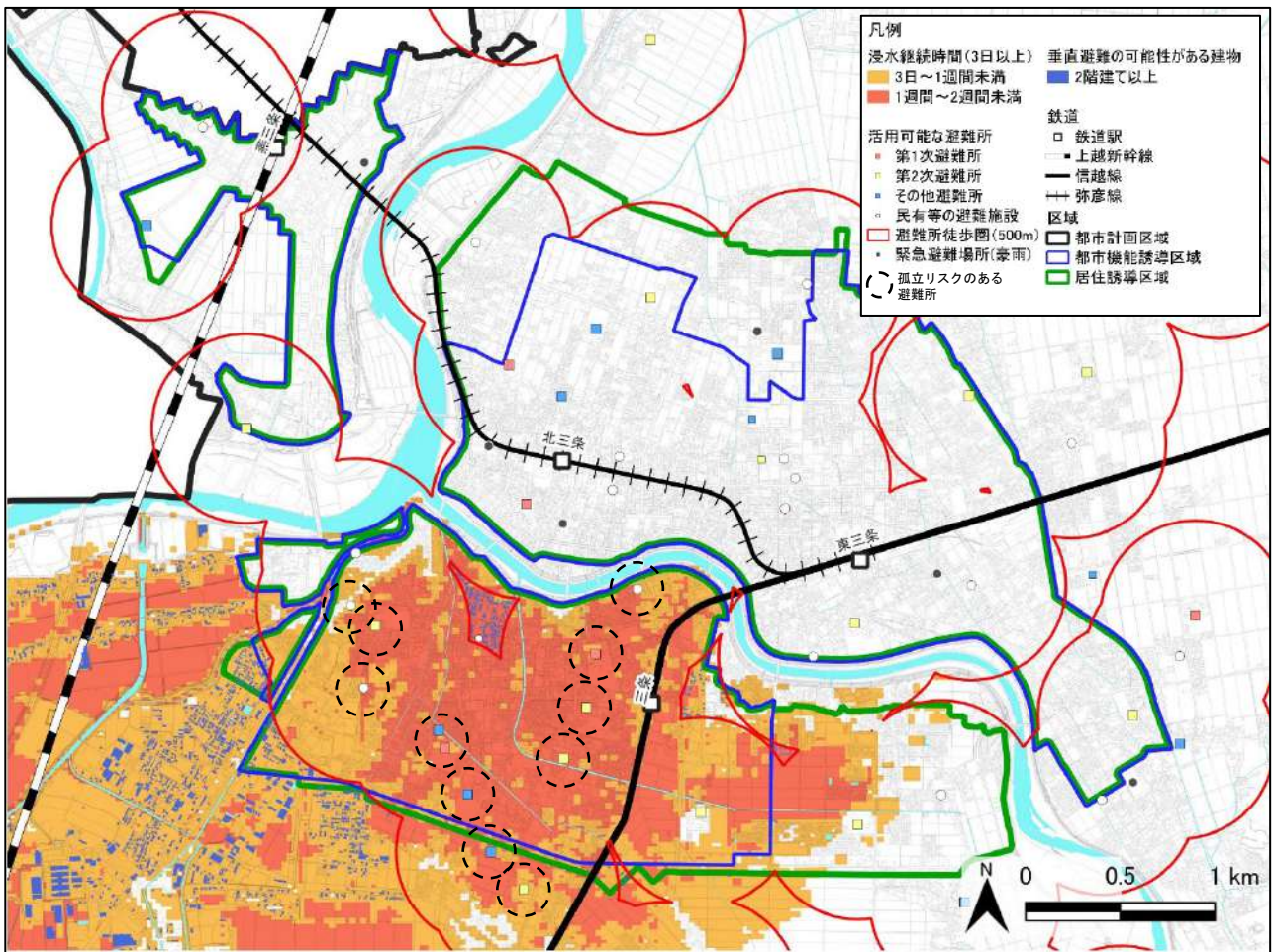


図 浸水継続時間と建物・避難所分布 (刈谷田川L2)

出典：課税台帳データ、三条市資料

5) 家屋倒壊の危険性【家屋倒壊等氾濫想定区域×建物構造×避難所】分析⑤

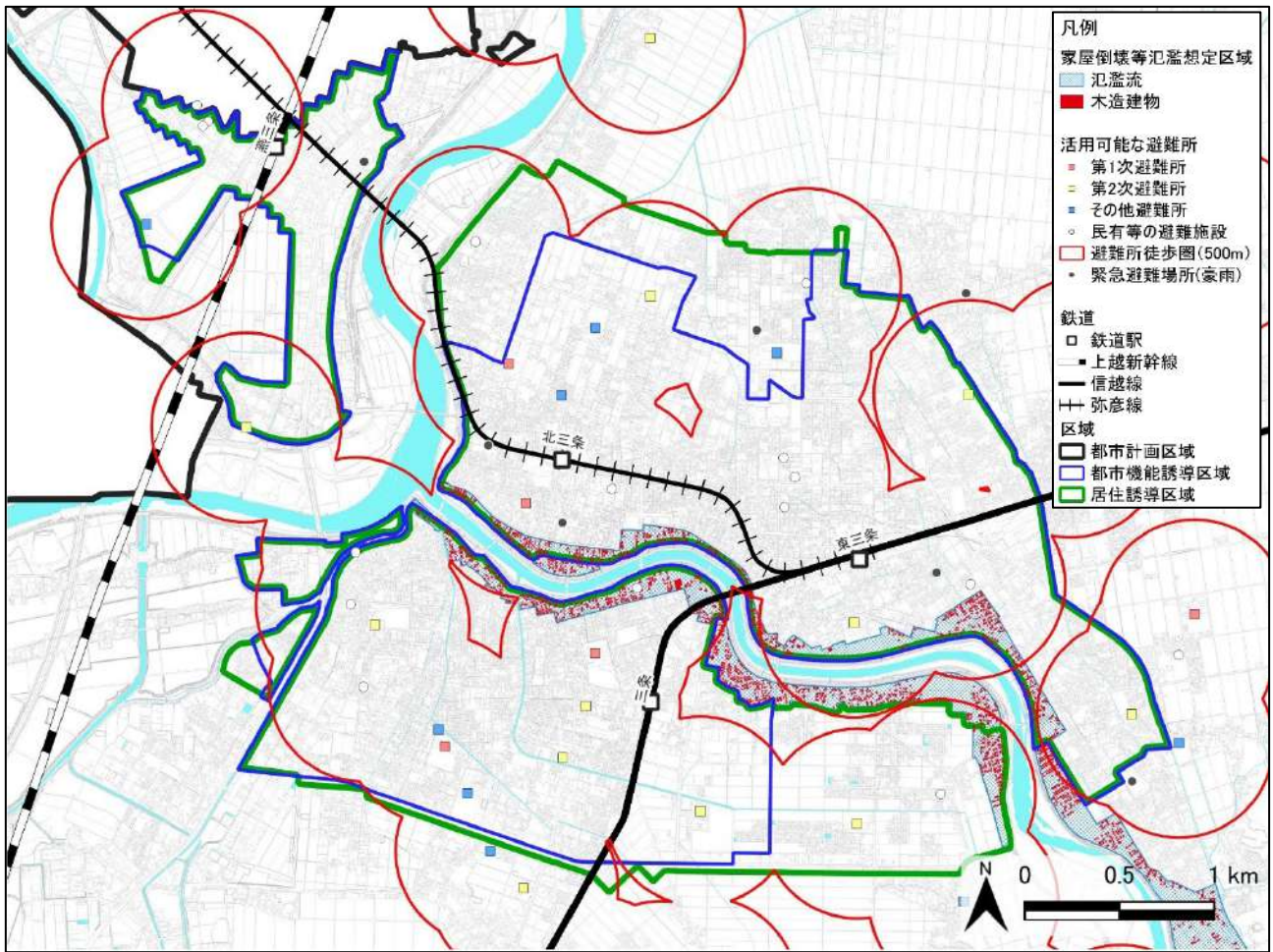


図 家屋倒壊等氾濫想定区域と木造建物（五十嵐川 L2）

出典：課税台帳データ、三条市資料

三条市立地適正化計画(案)

平成 29 年3月策定
平成 30 年3月変更
令和 8年 3月 改定

発行 三条市

〒955-8686

新潟県三条市旭町二丁目3番1号

TEL (0256)34-5511 (代表)

編集 建設部 建設課

TEL (0256)34-5714

FAX (0256)32-6677



ウェブサイト
二次元コード